

保健福祉の概要

令和5年版

(令和4年度実績)

船橋市健康福祉局・病院局

【保健福祉の概要のご利用にあたって】

- ・本冊子は、第3次船橋市総合計画の体系図に基づき、健康福祉局及び病院局が実施している事業について掲載しています。（他の事業との関連により一部掲載箇所を調整しています。）
- ・基本施策・施策の番号及び名称は、第3次船橋市総合計画に対応しています。
- ・時点を明記していない場合、令和4年度の実績を記載しています。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、事業が縮小となった場合は「★1」を、中止となった場合は「★2」を付しています。
- ・表にて数値化できないものを「-」と表記しています。

目 次

第3次船橋市総合計画・・ 1
 健康福祉局・病院局が所管する計画・構想・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
 事業説明及び実績・・ 以下の表のとおり

基本施策毎にページ番号を附番しています。

「健康福祉局・病院局が所管する計画・構想」に掲載がある計画等は◆マークを付しています。

施策・事業名称		ページ番号
基本施策1「健康増進」		
◆1	ふなばし健やかプラン 21	1
◆2	船橋市自殺対策計画	1
3	保健所の設置	1
4	船橋市地域保健推進協議会の開催	2
5	保健センターの設置	2
施策1「健康づくり」		3
1	ふなばし健康フォーラム	3
2	ふなばし健康まつり	3
3	ふなばし健康ポイント事業	4
4	成人健康教育	4
5	公園を活用した健康づくり事業	5
6	地域・職域連携推進協議会	5
7	自殺対策事業	5
8	受動喫煙防止対策事業	6
9	熱中症予防対策事業	6
10	成人栄養保健事業（成人保健事業における栄養部門抜粋）	6
11	食育推進事業	7
12	食環境整備事業（「ふなばしMOREベジ協力店」推進事業）	7
13	食生活改善推進事業	8
14	歯・口の健康啓発事業	8

基本施策毎にページ番号を附番しています。

15	成人健康相談	8
16	成人家庭訪問	9
17	ふなばしシルバーリハビリ体操普及事業	9
18	栄養指導事業	10
施策2 「疾病予防対策の充実」		12
1	3～6 歳児・歯っぴいフッ化物塗布事業（旧歯みがキッズ教室）	12
2	フッ化物洗口事業	12
3	巡回歯科指導	12
4	歯科衛生士による家庭訪問事業	13
5	その他の歯科保健事業（他職種との協働歯科事業）	13
6	成人歯科健康診査	14
7	歯科健康診査	14
8	各種検診	15
9	予防接種事業	18
◆10	第3期船橋市国民健康保険特定健康診査等実施計画	19
◆11	第2期船橋市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）	20
12	特定健康診査・特定保健指導	20
施策3 「健康危機管理の強化」		21
◆1	船橋市業務継続計画（BCP）【新型インフルエンザ等編】	21
◆2	船橋市新型インフルエンザ等対策行動計画	21
3	健康危機管理対策	23
4	結核予防対策	23
5	感染症予防対策	24
6	保健所検査業務	26
7	食品衛生事業	30
8	生活衛生事業	31
9	上水道配水管布設費助成金	32
基本施策2 「地域医療」		
施策1 「在宅医療の推進」		1
◆1	船橋市地域リハビリテーション構想	1
2	船橋在宅医療ひまわりネットワーク	1
3	在宅医療支援拠点ふなぼーと	3
4	在宅医療・介護の講演会・相談会事業	5
5	船橋市在宅医療・介護連携支援用患者情報共有システムを活用した情報共有	5
6	地域リハビリテーション協議会	6
7	リハビリセンター	6
施策2 「難病患者等の支援体制の充実」		8
1	難病対策	8
2	肝炎治療特別促進事業	8
3	小児慢性特定疾病自立支援事業	8
4	小児慢性特定疾病医療費支給事業及び小児指定疾病医療費助成事業	9
5	原爆被爆者見舞金支給制度	9
6	難病患者援助金	9
7	骨髄移植ドナー支援事業	10
8	精神保健福祉普及啓発事業	10
施策3 「医療提供体制の充実」		11
1	市立リハビリテーション病院	11
2	特殊歯科診療事業	13
3	看護師等養成修学資金	14
4	献血推進事業	14
5	市立看護専門学校	15

基本施策毎にページ番号を附番しています。

6	医事薬事関係業務	16
◆7	船橋市立医療センター中期経営計画	17
8	市立医療センター	17
施策4「救急医療体制の充実」		21
1	夜間休日急病診療所事業	21
2	二次救急診療事業	21
3	休日診療事業	22
4	休日歯科診療事業	22
5	ふなばし健康ダイヤル24	23
6	救急医療シンポジウム	23
7	救急医療推進事業	24
基本施策3「高齢者福祉」		
1	高齢者人口	1
施策1「生きがいづくり」		3
1	生きがい広場（ゲートボール場）の整備事業	3
2	老人憩の家の施設、整備事業	3
3	老人福祉センターの整備、運営	4
4	老人クラブ助成事業	9
5	敬老事業	9
6	高齢者いきいき健康教室	10
7	高齢者健やか活動支援事業	10
施策2「施設整備・人材確保の推進」		11
1	ケア・リハビリセンター	11
2	養護老人ホームへの措置	11
3	特別養護老人ホーム整備促進事業	11
4	老人ホームの充実	11
5	老人デイサービスセンターの設置	12
6	看取り環境整備推進事業費補助事業	12
7	介護ロボット等導入支援事業費補助事業	12
8	介護人材バンク事業	12
9	介護職員初任者研修等費用助成事業	13
10	介護・福祉の合同就職説明会「PORT」の開催事業	13
施策3「相談支援体制の充実」		14
◆1	船橋市成年後見制度利用促進基本計画	14
2	成年後見制度普及事業	14
3	成年後見制度利用支援事業（65歳以上高齢者）	15
4	高齢者まちかど案内所事業	15
5	高齢者実態把握事業	16
6	包括的支援事業【地域支援事業】	16
施策4「生活支援の充実」		18
1	食の自立支援配食サービス事業	18
2	福祉タクシー事業	18
3	寝具乾燥消毒事業	18
4	軽度生活援助事業	18
5	訪問理美容サービス	19
6	日常生活用具の給付・貸与	19
7	補聴器購入費用助成事業	19
8	緊急通報装置の貸与	19
9	声の電話訪問	20
10	高齢者住宅整備資金貸付事業	20
11	高齢者住宅改造費助成事業	20

12	外国人等高齢者福祉給付金支給事業	20
13	はり、きゅう、マッサージ等費用助成事業	21
14	老々家族介護支援はり、きゅう、マッサージ等費用助成事業	21
15	高齢者介護予防促進はり、きゅう、マッサージ等費用助成事業	21
16	ファミリー・サポート・センター(介護)	21
17	障害者控除対象者の認定	22
18	生活・介護支援サポーター事業	22
19	緊急一時支援事業	22
20	ひとり暮らし高齢者等見守り活動支援事業	23
21	介護用品支給事業	23
22	在宅重度要介護者入院時おむつ代助成事業	23
23	家族介護慰労金支給事業	24
24	ケア・リハビリセンター	24
25	やすらぎ支援員訪問事業	25
26	指定介護予防支援事業	25
基本施策 4 「地域福祉・生活困窮者支援」		
◆1	第4次船橋市地域福祉計画	1
施策 1 「地域福祉の体制整備」		2
1	福祉サービスに関する苦情解決制度	2
2	地域福祉活動助成金交付事業	3
3	民生委員・児童委員	4
4	船橋市社会福祉協議会活動促進事業補助金	4
5	生活支援体制づくり推進事業	5
6	災害見舞金等支給制度	5
7	住宅等災害復旧資金利子補給制度	6
8	災害援護資金の貸付	6
9	地域福祉バス借上料補助事業	6
10	シルバーカードの交付	6
11	みまもりあいプロジェクト事業	7
施策 2 「生活困窮者への支援」		8
1	ホームレス総合相談	8
2	ホームレス巡回相談	8
3	ホームレス問題に関する庁内連絡会議	8
4	生活困窮者自立支援制度	9
5	生活保護世帯等の自立支援の推進	10
施策 3 「包括的な相談支援体制の構築」		15
1	重層的支援体制整備事業の実施に向けた検討	15
基本施策 5 「障害福祉」		
◆1	第4次船橋市障害者施策に関する計画	1
◆2	第6期船橋市障害福祉計画及び第2期船橋市障害児福祉計画	1
施策 1 「障害への理解の促進」		2
1	聴覚障害者支援(設置・派遣)事業	2
2	聴覚障害者支援者養成事業	3
3	中途失聴者・難聴者手話講習事業	4
4	障害者週間記念事業	4
5	船橋市身体障害者福祉センター(福祉体験講座)	4
6	障害者理解啓発パンフレット	4
施策 2 「相談・生活支援の充実」		5
1	身体障害者手帳交付状況	5
2	療育手帳の交付	6
3	知的障害者名簿登録者数	6

基本施策毎にページ番号を附番しています。

4	精神障害者保健福祉手帳交付状況	7
5	補装具費の給付	7
6	相談支援事業	8
7	成年後見制度利用支援事業（知的障害者等）	9
8	日常生活用具費の給付	10
9	職親制度	11
10	移動支援事業	11
11	重度身体障害者等入浴サービス事業	11
12	日中一時支援事業	12
13	視覚障害者自立生活支援事業	12
14	身体障害者自動車運転免許取得費補助	12
15	身体障害者自動車改造費の助成	13
16	福祉リフトカー運行制度	13
17	更生訓練費給付事業	13
18	特別児童扶養手当	14
19	特別障害者手当等	14
20	心身障害児福祉手当	15
21	千葉県心身障害者扶養共済制度	15
22	ねたきり身体障害者及び重度知的障害者介護手当	16
23	更生医療の給付	16
24	重度心身障害者（児）医療費の助成	17
25	自立支援医療（精神通院医療）	17
26	精神障害者入院医療費の助成	18
27	心身障害者新規就労支度金の支給	18
28	施設入所者就職支度金給付事業	18
29	福祉タクシー料金の助成	18
30	福祉電話の設置	19
31	心身障害者一時介護料の助成	19
32	緊急通報装置貸与事業	20
33	障害者施設等通所交通費の助成	20
34	障害者援護施設等整備費補助事業	20
35	身体障害者福祉ホーム 若葉	21
36	身体障害者福祉作業所 太陽	21
37	障害者支援施設 北総育成園	21
38	光風みどり園	22
39	住宅整備資金の貸付事業	22
40	住宅改造費の助成	22
41	精神保健福祉相談事業	23
42	保健所デイケアクラブ	23
43	精神障害者社会復帰施設等	23
44	家族支援事業	24
45	成年後見人制度利用支援事業（精神障害者等）	24
46	地域精神保健福祉連絡協議会	24
基本施策 6 「国民健康保険・介護保険」		
施策 1 「国民健康保険事業の適正な運営」		1
1	国民健康保険事業	1
2	後期高齢者医療制度	10
3	特殊眼鏡等費用助成事業	14
施策 2 「介護保険事業の適正な運営」		15
◆1	船橋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	15
2	介護保険事業運営協議会	16

基本施策毎にページ番号を附番しています。

3	介護保険制度の概要	16
4	介護保険被保険者の状況	17
5	介護保険料	18
6	介護保険の給付状況	20
7	地域支援事業	25
8	介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)【地域支援事業】	26
9	包括的支援事業【地域支援事業】	29
10	任意事業【地域支援事業】	30
基本施策7「子ども・子育て支援」		
◆1	第2期船橋市子ども・子育て支援事業計画	1
2	児童人口	2
施策1「教育・保育の充実」		3
1	保育所等の認可定員、入所児童数、待機人数及び施設数	3
2	保育対策	4
3	保育所の運営	5
4	一時預かり	7
5	病児保育	8
6	認可外保育施設通園児に対する助成(認可外保育施設通園児補助金)	8
7	休日保育	8
8	保育所の運営に関する助成	9
9	私立保育所の施設整備に関する助成	10
10	幼児教育・保育の無償化について	11
11	保育士養成修学資金貸付事業	11
12	保育士就職支援事業	11
施策2「子供の健全な育成」		12
1	児童手当	12
2	子ども医療費の助成	13
3	児童ホーム	14
4	子育て支援センター	18
5	子育て短期支援事業	19
6	ファミリー・サポート・センター事業(育児)	20
7	放課後児童健全育成事業(放課後ルーム事業)	20
施策3「妊娠期から子育て期にわたる支援」		21
◆1	船橋市母子保健計画	21
2	健康教育	22
3	母子栄養保健事業(母子保健事業における栄養部門抜粋)	22
4	健康相談	23
5	訪問指導	25
6	母子健康手帳の交付	25
7	特定不妊治療費助成事業	25
8	一般不妊治療費等助成事業	26
9	不育症検査費用助成	26
10	健康診査	26
11	出産・子育て応援事業	27
施策4「特別な配慮を要する子供への支援」		28
1	ヤングケアラー実態調査	28
2	こども発達相談センター	28
3	親子教室	30
4	簡易マザーズホーム	31
5	障害児通所支援	32
6	軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成	32

基本施策毎にページ番号を附番しています。

7	児童福祉施設入所費用等助成	33
8	心身障害児入学祝金の支給	33
9	心身障害児施設等通所交通費の助成	34
10	こども発達相談センター運営事業	34
11	未熟児養育医療給付事業	34
12	自立支援医療(育成医療)給付事業	35
13	結核児童療育給付事業	35
施策5「ひとり親家族等の自立支援」		36
◆1	船橋市ひとり親家庭等自立促進計画(4次計画)	36
2	ひとり親家庭	37
3	ひとり親家庭等ホームヘルパー派遣事業	37
4	福祉資金の貸付	37
5	母子・父子自立支援員	41
6	母子・父子福祉センター	42
7	母子家庭等就業・自立支援センター事業	42
8	母子家庭等自立支援給付金	42
9	母子・父子自立支援プログラム策定事業	44
10	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	44
11	養育費等支援事業	45
12	ひとり親家庭高校生キャリア支援事業	47
13	児童扶養手当	47
14	遺児手当	48
15	ひとり親家庭等医療費の助成	49
16	児童入学・就職祝金等	49
施策6「児童虐待防止対策」		51
1	養育支援訪問事業	51
2	家庭児童相談室	52
基本施策11「防災・減災」		
施策1「地域防災力の向上」		1
1	避難行動要支援者支援事業	1
施策2「防災体制の充実」		2
1	災害医療対策	2
基本施策14「多文化共生・男女共同参画・平和」		
施策2「男女共同参画の推進」		1
1	女性相談	1
基本施策16「生活安全・生活衛生」		
施策4「生活衛生の向上」		1
1	動物の愛護管理及び狂犬病予防事業	1
新型コロナウイルス感染症対策		

資料編・・以下の表のとおり

組織図	資料編—1	特別会計当初予算	資料編—21
事務分掌	資料編—4	病院事業会計当初予算	資料編—23
一般会計当初予算	資料編—17	船橋市が関与する団体	資料編—24

第3次船橋市総合計画 令和4(2022)年度－令和13(2031)年度

第3次船橋市総合計画において、本市の強みを伸ばし、課題を克服するためのまちづくりの基本的な方向性として5つの「めざすまちの姿」を掲げ、各分野横断的な目標としています。

一人一人が自分らしく輝くまち

市民活動の輪は、地域や学校、産業、文化、スポーツなど様々な分野で広がりを見せており、市民の活躍がまちの活性化や発展につながっています。

様々な活動や交流の輪の中で、市民一人一人が持つ経験や能力を最大限に発揮するためには、年齢や性別、障害の有無、国籍などに関わらず、お互いの個性や価値観を理解し、尊重し合うことが何よりも大切です。

市民が生涯にわたって、ライフステージに応じた生き方や学び方、働き方を選択することができる環境づくりを推進するとともに、人権や多様性を尊重する意識の醸成を図り、「一人一人が自分らしく輝くまち」を目指します。

住み慣れた地域で、健康で安心して暮らせるまち

生き生きとした心豊かな生活を送るためには、市民一人一人が健康であることが何よりも大切です。そして、安心できる暮らしには、子供から高齢者まで支えが必要なときに、誰もがその状況に合った適切なサービスや支援を受けられることが欠かせません。

安心して子供を生み育てることができる環境の整備や、生涯にわたる健康づくりのサポート、高齢者や障害のある人、複雑化・複合化した課題を抱える人などに寄り添った包括的な支援の充実などに取り組みながら、身近な地域で市民同士がお互いに支えあう地域づくりを推進し、「住み慣れた地域で、健康で安心して暮らせるまち」を目指します。

活力と魅力にあふれ、進化し続けるまち

住む人や働く人、訪れる人など、人が集まるまちには活力が生まれ、その活力がまちの魅力を高め、さらに人を集めるという好循環を生み出します。

本市に関わる人が長い歴史の中で培ってきた伝統や文化、スポーツ、産業のほか、本市の自然環境など、様々な分野において、人を惹きつける魅力的な地域資源を有しています。

このような多彩な地域資源を活かしながら、新たな賑わいや価値を創出するまちづくりに取り組み、将来にわたって、市民に愛され、市外からも多くの人が集まる「活力と魅力にあふれ、進化し続けるまち」を目指します。

快適で豊かに暮らせる、人と環境にやさしいまち

公共交通や商業、医療、教育などの都市機能の充実がもたらす生活の利便性と、海や川、緑地など恵み豊かな自然がもたらす安らぎの両面を享受できる暮らしは、本市の魅力のひとつです。

このような都市と自然が調和した暮らしを次世代へ引き継いでいかなければなりません。

都市機能の維持や向上、良好な道路交通環境の整備などに努めるとともに、自然環境の保全や創出、環境に配慮したライフスタイルや事業活動への転換などを図り、「快適で豊かに暮らせる、人と環境にやさしいまち」を目指します。

命と暮らしを守る強靱なまち

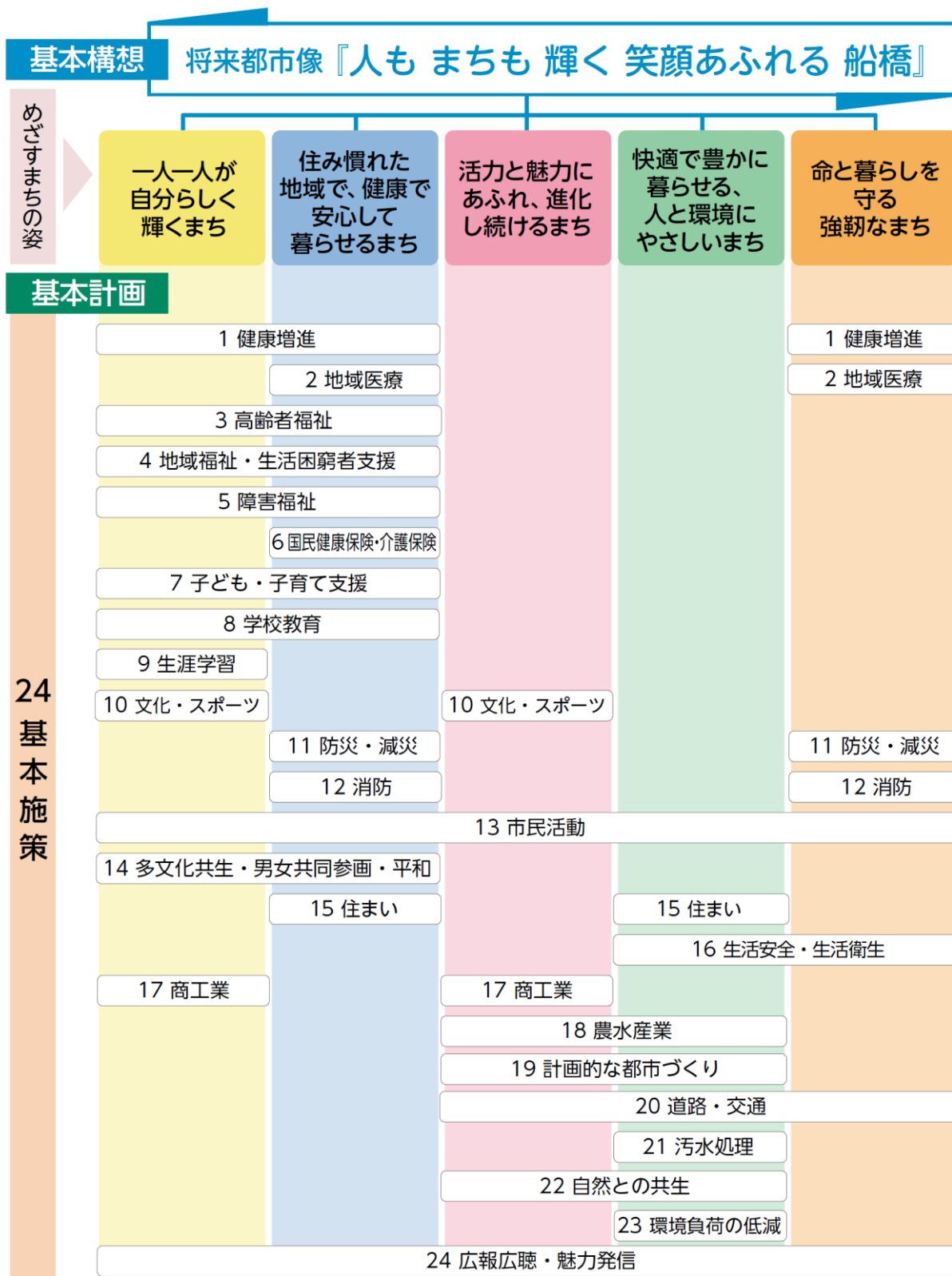
地震や風水害等の自然災害、大規模火災、犯罪の発生及び感染症の感染拡大など、市民生活を脅かす非常事態は、いつ、どこでも起こりうるものです。

このような危機意識を市民と共有するとともに、被害を防止・軽減するまちづくりを着実に推進していかなければなりません。

平時から、市民と行政が一体となって、災害や犯罪に強い地域づくりや、緊急時における効果的な情報の収集・伝達手段の強化に取り組むほか、危機管理体制の強化や、自然災害の被害を軽減するための都市基盤整備などを推進し、「命と暮らしを守る強靱なまち」を目指します。

5つの「めざすまちの姿」の実現に向けては、関連する複数の基本施策が相互に連携しながら、推進していく必要があります。

下図は、5つの「めざすまちの姿」に、特に関連する基本施策の関係性をマトリックス型で示したものです。



基本施策1 健康増進

本市では、市民の健康増進の総合的な推進を図るため、平成27（2015）年に「ふなばし健やかプラン21（第2次）」を策定し、「健康寿命の延伸」、「主観的健康観の向上」、「生活満足度の向上」を目標に掲げ、市民、関係団体、行政の協働による健康づくりに取り組んでいます。今後も、生活習慣病重症化予防やフレイル予防により、市民の健康維持、増進及び介護予防を図るほか、新型コロナウイルス感染症等の新たな感染症の発生等に備えた健康危機管理体制を強化していく必要があります。

- 施策1 健康づくり
- 施策2 疾病予防対策の充実
- 施策3 健康危機管理の強化

基本施策2 地域医療

本市では、市民一人一人が、いつでも身近な地域で適切な医療を受けられるよう、地域医療体制の整備を進めており、今後も関係機関との連携や地域にある保健・医療・福祉の社会資源を有効活用しながら、さらなる体制の充実を図っていく必要があります。

- 施策1 在宅医療の推進
- 施策2 難病患者等の支援体制の充実
- 施策3 医療提供体制の充実
- 施策4 救急医療体制の充実

基本施策3 高齢者福祉

すべての高齢者が、自分らしくそれぞれの生きがいを持ち、住み慣れた地域でいつまでも健やかに安心して暮らし続けられるよう、生きがいづくりや相談支援体制の強化、また生活支援をはじめとした各種サービスの充実による地域包括ケアシステムの構築を目指していく必要があります。

- 施策1 生きがいづくり
- 施策2 施設整備・人材確保の推進
- 施策3 相談支援体制の充実
- 施策4 生活支援の充実

基本施策4 地域福祉・生活困窮者支援

- 施策1 地域福祉の体制整備
- 施策2 生活困窮者への支援
- 施策3 包括的な相談支援体制の構築

基本施策5 障害福祉

本市では、障害の有無によって分け隔てられることなく、障害のある人が住み慣れた地域で、自分の望む生活を送ることができるよう、生活不安の解消や社会参加促進のための相談支援体制を整備するほか、市民への理解啓発を行っています。

- 施策1 障害への理解の促進
- 施策2 相談・生活支援の充実

基本施策6 国民健康保険・介護保険

少子高齢化の進行や雇用基盤の変化、家族形態の変化等、社会経済情勢の大きな変化が続く中、医療保険、介護、福祉等の社会保障制度が担う役割は、ますます大きくなってきています。一方、社会保障制度の財政負担の増大から、将来にわたって持続可能な制度の運営が課題となっています。

- 施策1 国民健康保険事業の適正な運営
- 施策2 介護保険事業の適正な運営

基本施策7 子ども・子育て支援

核家族化の進行や地域のつながりの希薄化、女性活躍の推進など、家庭の在り方や家庭を取り巻く環境は多様化し、少子化も進行しています。このような中、子どもの権利が守られ、すべての子供が健やかで心豊かに育ち、保護者が喜びや生きがいを感じながら安心して子供を産み育てることができる環境を整えるとともに、社会全体で子供や子育て家庭を支える必要があります。

- 施策1 教育・保育の充実
- 施策2 子供の健全な育成

- 施策3 妊娠期から子育て期にわたる支援
- 施策4 特別な配慮を要する子供への支援
- 施策5 ひとり親家庭等の自立支援
- 施策6 児童虐待防止対策

基本施策11 防災・減災

平成23(2011)年の東日本大震災や令和元(2019)年の台風第15号及び第19号をはじめとした度重なる自然災害により、本市においても大きな被害が発生しました。大規模地震発生時に、特に木造住宅が密集した市街地では、建物の倒壊や延焼火災等が想定されるとともに、沿岸部では、津波による浸水の被害等が想定されます。また、台風や集中豪雨等発生時には、洪水・内水氾濫による浸水や土砂災害等が発生するおそれのある区域があります。これらを踏まえ、災害に強いまちづくりを推進する必要があります。

- 施策1 地域防災力の向上
- 施策2 防災体制の充実

基本施策14 多文化共生・男女共同参画・平和

- 施策2 男女共同参画の推進

基本施策16 生活安全・生活衛生

安全で安心して生活できる地域社会を実現するためには、犯罪の未然防止や衛生環境の向上に取り組む必要があることから、本市では、市民や事業者と一体となった取り組みや意識啓発を行っています。

- 施策4 生活衛生の向上

※ 健康福祉局及び病院局が実施している事業に特に関連がある基本施策、施策を抜粋し掲載しています。

健康福祉局・病院局が所管する計画・構想

令和4年度を計画期間に含む計画の一覧とその計画期間

平成		令和（年度）							所管所属
30	31/元	2	3	4	5	6	7	8	
				第4次船橋市地域福祉計画					福祉政策課
				第4次船橋市障害者施策に関する計画					障害福祉課
			第6期船橋市障害福祉計画及び 第2期船橋市障害児福祉計画						障害福祉課 療育支援課
				船橋市成年後見制度利用促進基本計画					地域包括ケア推進課
			第9次高齢者保健福祉計画 ・第8期介護保険事業計画						介護保険課 高齢者福祉課
平成27年度～		ふなばし健やかプラン21（第2次）							健康政策課
	船橋市自殺対策計画				1年間延長				健康政策課
	船橋市母子保健計画							地域保健課	
第3期船橋市国民健康保険特定健康診査等実施計画								健康づくり課	
第2期船橋市国民健康保険保健事業実施計画 （データヘルス計画）								健康づくり課	
	第2期船橋市子ども・子育て支援事業計画							こども政策課	
	船橋市ひとり親家庭等 自立促進計画 [4次計画]							こども家庭支援課	
	船橋市立医療センター 中期経営計画							病院局経営企画室	

期間を定めない計画・構想

計画・構想	所管所属	策定年月
船橋市地域リハビリテーション構想	健康政策課	平成24年2月
船橋市立医療センター建替基本構想	健康政策課	平成29年3月
船橋市新型インフルエンザ等対策行動計画	健康危機対策課	平成30年11月
船橋市業務継続計画（BCP）【新型インフルエンザ等編】[初版]	健康危機対策課	平成27年3月
船橋市児童相談所基本構想	児童相談所開設準備課	令和3年7月

基本施策 1 健康増進

基本施策 1 「健康増進」

◆ 1. ふなばし健やかプラン 21

【健康政策課】

「ふなばし健やかプラン 21」とは、健康増進法第 8 条に基づく「市町村健康増進計画」です。市民一人ひとりが生活習慣の改善やこころの健康づくり等に取り組むためのもので、「生き生きとしたふれあいの都市・ふなばし」を目指し、市民と行政が一体となり、協働で推進する計画です。平成 17 年に第 1 次計画を、平成 27 年に第 2 次計画を策定しました。

第 2 次計画では、「誰もが、健やかに、自分らしく生きがいをもって生活できるまち」を基本理念と定め、「健康寿命の延伸、市民の健康感・生活満足度の向上」を大目標としています。また、健康を支える環境や家族・地域の支えなど、地域社会の健康づくりが重要であることから、第 1 次計画に引き続き「声かけて 支えあって まちづくり」をキャッチフレーズとしています。

令和 2 年に、第 2 次計画の中間評価を実施した結果に基づき、生活習慣の改善に重要な「栄養・食生活」「身体活動・運動」「休養」「喫煙・飲酒」「歯・口腔」の 5 つの分野からなる「ふなばし健やかプラン 21（第 2 次）後期分野別計画」を策定しました。

計画の推進は、①市民の健康づくりがどのように行われ、広がったかを、市民・行政で共有し、評価するとともに、今後の推進について検討する「推進評価委員会」、②健康づくりのために必要な環境や支援を検討する「庁内推進委員会」、③市民の健康づくりを市民の立場から推進する「市民運動推進会議」等により、図っています。

◆ 2. 船橋市自殺対策計画

【健康政策課】

本市の自殺対策は、平成 22 年から「船橋市自殺対策連絡会議」を開催し、自殺の実態把握や関係機関との活動情報交換、自殺防止の啓発、広報等、総合的に推進してきました。

平成 28 年の自殺対策基本法の改正により、市に「自殺対策計画の策定」が義務付けられたことを受け、また、さらに対策を強化するために、「誰も自殺に追い込まれることのない 生きる道をつなぐ船橋市」を基本方針として、「船橋市自殺対策計画」を平成 31 年に策定しました。

「船橋市自殺対策計画」は、生きることの包括的な支援や関連施策との有機的な連携、関係者の役割の明確化などを図り、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指します。

3. 保健所の設置

【保健総務課】

保健所は、地域保健法に基づき設置される地域住民の健康を支える中核となる施設です。市では、中核市移行に伴い、平成 15 年 4 月 1 日に市独自の保健所を設置しました。疾病の予防、衛生の向上など、地域住民の健康の保持増進に関する業務を行っています。

施設の概要

所在地	船橋市北本町 1-16-55
開設年月日	平成 15 年 4 月 1 日(平成 27 年 10 月 1 日に現在の所在地へ移転)

4. 船橋市地域保健推進協議会の開催

【保健総務課】

母子・成人保健及び感染症対策等に係る施策や保健所の運営に関すること等、地域保健対策を総合的に推進するため船橋市地域保健推進協議会を開催しています。委員は、学識経験者・各種関係団体代表者・関係行政機関職員等で構成され、任期は2年です。

会議の開催状況

開催年月	主な協議内容
令和5年1月	部会からの報告、新型コロナウイルス感染症について、新型コロナウイルス感染症に伴い特に影響を受けた事業について、地域保健対策に関する主要な事業の実施報告について

5. 保健センターの設置

【地域保健課】

本市では、健康の保持増進や生活習慣病予防に関する啓発、妊娠・出産・子育てに関する相談や支援、乳幼児健診等保健サービスを総合的に実施する拠点として、市内の4か所に保健センターを設置し、市民の身近な場で保健師・栄養士・歯科衛生士等の専門職が、生涯を通じた健康づくりを目指した施策を推進しています。

(1) 中央保健センター

所在地 船橋市北本町 1-16-55(保健福祉センター内)
 開設年月日 昭和 48 年 10 月 1 日(平成 27 年 10 月 1 日に現在の所在地へ移転)

(2) 東部保健センター

所在地 船橋市薬円台 5-31-1(社会福社会館内)
 開設年月日 昭和 59 年 4 月 1 日

(3) 北部保健センター

所在地 船橋市三咲 7-24-1(北部福社会館内)
 開設年月日 平成 6 年 4 月 1 日

(4) 西部保健センター

所在地 船橋市本郷町 457-1(西部消防保健センター内)
 開設年月日 平成 17 年 4 月 1 日

施策1 「健康づくり」

1. ふなばし健康フォーラム

【健康政策課】

ふなばし健やかプラン21を推進するため、ふなばし健やかプラン21市民運動推進会議との共催により、市民とともに健康づくりについて考える機会として、平成18年度から開催しています。

開催概要

年度	テーマ	講師	会場	参加者数
2	みんなで目指そう健康寿命の延伸～with コロナ時代の健康づくりのポイント～	千葉大学客員教授 矢島 鉄也 氏 ふなばし健やかプラン21 推進評価委員会 会長 亀田 義人 氏	船橋市公式 YouTube チャンネ ル内にて配信	視聴回数 延べ444回
3	地域がいきいきみんなで延ばそう健康寿命～心身の状態に応じた体操の効果～	明治安田生命 NHK テレビ・ラジオ体操指導者 多胡 肇 氏	宮本公民館2階 講堂	63人
4	「未来に向けて今、やるべきこと～SDGsに取り組む企業から学ぶ～」 「あなたに元気な毎日を。はじめよう、免疫ケア習慣！」	ガラスリソーシング株式会社 営業グループ課長 大網 将史 氏 キリンホールディングス株式会社 ヘルスサイエンス事業部 神谷 芳隆 氏	宮本公民館2階 講堂	20人

2. ふなばし健康まつり

【地域保健課】

船橋市の健康増進計画「ふなばし健やかプラン21」の推進のため、広く市民に健康づくりの動機付けとなる健康関連情報の提供や軽スポーツ体験、レクリエーション等を行うことで、自分の体の状態を実感したり、家族や仲間との絆を深めたりしてもらうことを目的に開催しています。

開催概要

年度	テーマ	会場	来場人数(人)	出展数
2★ ²	—	—	—	—
3★ ²	—	—	—	—
4	さいかい	イオンモール船橋	4,000人	32団体

3. ふなばし健康ポイント事業

【地域保健課】

健康寿命の延伸を目的に、健康に関心のある人だけでなく、健康に無関心な人や運動習慣のない人も健康づくりに取り組む動機づけとなるよう、ウォーキングや体操等の活動に対してポイントが加算され、様々な特典が得られる事業です。

参加登録者数

区分 年度	無償活動量計	有償活動量計	アプリ	I Cカード	合 計
2	1,772	150	1,768	85	3,775
3	1,830	175	3,099	84	5,188
4	1,748	177	3,848	90	5,863

4. 成人健康教育

【地域保健課】

(1) 糖尿病教室

糖尿病は、日常生活と食生活の改善が大切であり、生活習慣改善により参加者の健康増進、疾病の予防、合併症の予防のために、糖尿病教室を実施しています。

(2) 健康講座

生涯にわたる健康づくりを多角的にとらえ、その時代に沿った内容の教室を実施しています。

(3) 地区健康教育

健康づくりや生活習慣病予防などの啓発の一環として、町会・自治会、公民館などの協力を得ながら地区住民の要望を取り入れて、地区健康教育を企画実施しています。

(4) 運動教室

適度な運動を習慣化することにより、生活習慣病の予防と改善を促し、ストレスの解消や体調を整えるなど健康の保持増進を目指しています。

実施回数・延参加者数

区分 年度	2		3★ ¹		4	
	実施回数	参加者数	実施回数	参加者数	実施回数	参加者数
糖尿病教室	—★ ²	—★ ²	6	74	9	91
健康講座	—★ ²	—★ ²	4	52	15	175
地区健康教育	12★ ¹	160★ ¹	58	788	116	1916
運動教室	16★ ¹	257★ ¹	80	1,044	96	1,341

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小
 ★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

5. 公園を活用した健康づくり事業

【地域保健課】

市民が身近な公園で手軽にできる運動習慣を身につけ、自主的な健康づくりが推進されるよう、自治会及び市民団体等の協力により実施しています。

実施回数・延参加者数

区分	2★ ¹		3★ ¹		4	
	実施回数	延参加者数	実施回数	延参加者数	実施回数	延参加者数
公園事業	777	20,445	5,359	139,827	6,844	178,050

6. 地域・職域連携推進協議会

【地域保健課】

地域保健と職域保健の連携を図り、地域の生活習慣病の予防及び健康寿命の延伸を図るため、生涯を通じた継続的な保健サービスの提供及び健康管理体制を整備・構築します。

実施回数

(単位：回)

区分	年度	2★ ¹	3★ ¹	4
協議会		—	1	1
作業部会		1	1	1

7. 自殺対策事業

【地域保健課】

(1) ゲートキーパー研修

悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴き、必要な相談先へつなげ、見守る人を養成するゲートキーパー研修等を行うことで、市民や相談支援者の自殺予防の意識を高め、自殺対策を推進しています。

実施回数・延参加者数

区分	2★ ¹		3★ ¹		4	
	実施回数	延参加者数	実施回数	延参加者数	実施回数	延参加者数
ゲートキーパー研修	2	40	2	10,299	5	10,184

※令和3年度、令和4年度は市役所全職員（教職員含む）のeラーニング研修を実施した。

(2) SNS相談@船橋

心の不調や生活の不安などをSNSで相談できるよう、令和2年7月からLINEを活用したSNS相談事業を開始しました。

相談成立延件数

(単位：件)

区分	年度	2	3	4
SNS相談		1,776	2,255	1,934

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小
 ★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

8. 受動喫煙防止対策事業

【地域保健課】

望まない受動喫煙をなくすため、市民や事業所へ周知啓発を行うとともに、義務違反内容を把握した場合は適切な助言指導・勧告等を行います。

相談対応件数 (単位：件)

区分 \ 年度	2	3	4
相談対応件数	284	150	128

9. 熱中症予防対策事業

【地域保健課】

熱中症の危険性が極めて高くなる暑熱環境が予測される場合に、国民に「気づき」を与え、予防行動を促すため、熱中症警戒アラートが発表された時等に周知啓発を行います。

発表回数 (単位：回)

区分 \ 年度	2	3	4
熱中症警戒アラート発表回数	18	8	12

※千葉県での熱中症警戒アラート発表＝船橋市の発表基準

10. 成人栄養保健事業（成人保健事業における栄養部門抜粋）

【地域保健課】

健康的な生活習慣を確立するために、健康教育・まちづくり出前講座や健康相談などの各事業を通して、健康増進及び生活習慣病の予防を促すために栄養指導を行っています。

また、保健事業の参加者等で必要と思われる方には、家庭を訪問し、栄養状態を把握したうえで、食生活の改善と疾病の予防を図るために継続的な栄養指導を行っています。

実施回数・延参加者数

事業名 \ 年度	2		3		4	
	実施回数	参加者数	実施回数	参加者数	実施回数	参加者数
糖尿病教室	—★2	—★2	5★1	65★1	9	91
地区健康教育	2★1	29★1	10★1	90★1	24	310
成人栄養相談	—★2	—★2	—★2	—★2	1	2
なんでも食事相談	10★1	28★1	21★1	52★1	20★1	46★1
訪問栄養指導（面接等含）	—	36★1	—	33★1	—	16
ダイヤル・窓口栄養相談	—	38★1	—	42★1	—	52
CKD教室	—★2	—★2	2★1	31★1	4	65

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小
 ★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

1.1. 食育推進事業

【地域保健課】

(1) 食育推進事業

乳幼児期から食べる事に関心をもち、一人ひとりが自分自身で健康を守ることを考え、自立的に豊かな食生活を営むことができる能力を育てることや、家族のふれあいの中からこころの健全育成を図ることを目的に、関係機関と連携の上、啓発事業を実施しています。

実施回数・延参加者数

事業名	2★2		3		4	
	実施回数	参加者数	実施回数	参加者数	実施回数	参加者数
食育ミニ講座	—	—	—★2	—★2	—★2	—★2
食育講座	—	—	4★1	24★1	24★1	184★1
歯っぴいフッ化物塗布事業	—	—	—★2	—★2	—★2	—★2
健康まつり等イベント	—	—	—★2	—★2	5	276

(2) 食育展

市内における食育を推進するため、庁内食育関係各課及び市内食育関係団体等との連携により、6月の食育月間にパネル展示やイベント等による食育展を開催しています。

食育展期間中に実施した主なイベントとその来場者数

区分	年度	2★2	3★1	4
イベント来場者数		—	—	185
イベント内容		—	—	船橋産物の即売会、ベジチェック、フードドライブ
出展数		—	9課・8団体	9課・8団体

※令和4年度のイベント参加者数はベジチェックの参加者。

1.2. 食環境整備事業（「ふなばしMOREベジ協力店」推進事業）

【地域保健課】

市民が、外食や中食においても健康的な食事ができるよう、野菜摂取量の増加につながる取り組みを行う飲食店等を「ふなばしMOREベジ協力店」として登録し、旬の野菜や船橋産の農産物を摂取しやすい環境整備の推進を図るとともに、健康づくりを支援しています。

登録店舗数

(単位：件)

区分	年度	2	3	4
登録店舗数		80	104	105

(各年度3月31日現在)

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小
 ★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

13. 食生活改善推進事業

【地域保健課】

栄養・運動・休養のバランスのとれた生活習慣を身につけた上で、地域の中で活動する食生活サポーターを育成し、市民と協働で食生活改善の啓発活動を実施しています。

実施回数・延参加者数

事業名	2★ ¹		3★ ¹		4★ ¹	
	実施回数	参加者数	実施回数	参加者数	実施回数	参加者数
食生活サポーター養成講座・研修会	1	43	1	36	17	97
食生活サポーターの活動	5	245	152	261	79	1261

※令和3年度・令和4年度は新型コロナウイルス感染症の影響により縮小して実施したが、実施回数は家庭に訪問し個別に資料配布を行った場合も計上したため増加。

14. 歯・口の健康啓発事業

【地域保健課】

生涯にわたり、自分の歯で食事が出来るように歯の健康づくりを推進しています。

参加者数 (単位：人)

区分	年度	2★ ²	3	4
高齢者のよい歯のコンクール参加数		—	19★ ¹	22
親と子のよい歯のコンクール参加数		—	—★ ²	—★ ²
歯・口の健康啓発標語作品総数		—	4,081★ ¹	2,008★ ¹
健康まつり等参加数		—	—★ ²	215

15. 成人健康相談

【地域保健課】

(1) 成人健康相談

生活習慣病予防や健康全般について、各公民館や自治会館、集会所等で定期的に個別相談を実施しています。

(2) 骨密度測定と骨粗しょう症相談

骨粗しょう症予防のための日常生活の改善を促し、健康づくりの推進を図るため、骨密度測定と骨粗しょう症相談を各保健センターで実施しています。(骨密度測定は令和3年度で事業終了)

実施回数・延相談者数

区分	2		3★ ¹		4	
	実施回数	相談者数	実施回数	相談者数	実施回数	相談者数
成人健康相談	139★ ¹	196★ ¹	218	301	196	512
骨密度測定と骨粗しょう症相談	—★ ²	—★ ²	85	1,265	—	—

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小
 ★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

16. 成人家庭訪問

【地域保健課】

保健師による家庭訪問事業

訪問指導を必要とする家庭に保健師が訪問し、健康の保持増進、疾病の予防、疾病の早期発見、正しい療養の仕方などについて対象に合わせた保健指導を実施しています。

延訪問指導者数 (単位：人)

区分	年度	2★ ¹	3★ ¹	4
延訪問指導者数		54	27	20

17. ふなばしシルバーリハビリ体操普及事業

【健康づくり課】

健康寿命の延伸を図ることを目的として、平成27年度からシルバーリハビリ体操推進事業を実施しています。シルバーリハビリ体操は、市民一人ひとりが無理なく始められ、誰にでもできる体操です。さらに市民自らが体操の指導士となり、指導士となった市民が他の市民に体操を教えることが大きな特徴です。一人で行うのではなく、体操を通じて、市民自らの健康寿命の延伸を図るとともに、市民相互に支えあって地域の健康づくりと介護予防に取り組むことを目的としています。

(1) 体操普及事業

① 市職員及び体操指導士による体操教室

ふなばしシルバーリハビリ体操教室を全公民館等で実施。

体操（体験）教室 実施状況

会場	年度	2★ ¹		3★ ¹		4★ ¹	
		実施回数 (回)	参加人数 (人)	実施回数 (回)	参加人数 (人)	実施回数 (回)	参加人数 (人)
公民館等		45	858	118	2,330	127	2,565
出前講座		1	12	3	43	8	197
その他		0	0	3	55	1	55
合計		46	870	124	2,428	136	2,817

② 体操指導士主催による体操教室

指導士主催体操教室 実施状況

区分	年度	2★ ¹	3★ ¹	4★ ¹
開催団体（団体）		35	49	60
指導士（人）		725	1,689	3,163
参加人数（人）		2,298	5,595	11,489

(2) 体操指導士養成事業

① 初級指導士養成

- ・初級指導士養成講習会の開催。平日 5 コース計 5 回、土曜日コース 1 コースを含め計 6 回。各コース修了後に、実技の復習等を行うフォローアップ研修会（任意参加）を開催。
- ・体操指導士は、無償のボランティアとして活動することを基本とし、地域での体操の普及に取り組む。

初級指導士 認定者数

(単位：人)

年度 性別	2★ ²		3★ ¹		4★ ²	
	指導士 (男)	指導士 (女)	指導士 (男)	指導士 (女)	指導士 (男)	指導士 (女)
計	—	—	7	24	—	3(※)
合計	—		31		3(※)	

(※)令和 4 年度は、令和 3 年度の補講のみを実施

② 上級指導士養成

- ・平成 30 年度から上級指導士養成講習会 1 コースの開催。平成 30 年度は 10 名を認定。
- ・上級指導士の養成は、3 年に 1 回実施予定。
- ・地域での体操の普及に取り組み、初級指導士の育成も行う。

18. 栄養指導事業

【保健総務課】

特定給食施設等に対し、栄養管理の質の向上を図るため、個別巡回指導を行うとともに、設置者、管理者及び従事者を対象とした研修会を実施しています。

また、国民の身体状況や栄養摂取量等の状況を明らかにし、国民の健康増進の総合的な推進を図る基礎資料を得るため、健康増進法に基づき国民健康・栄養調査(11 月)などの統計調査を実施しています。

さらに、食品の栄養成分表示や虚偽誇大表示等の相談並びに指導等を行います。

《令和 4 年国民健康・栄養調査実施状況》

調査地区	1 地区
対象世帯	21 世帯
実施世帯	9 世帯
実施世帯員	25 名

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小
 ★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

個別巡回指導実施状況

(単位：箇所)

区分	2★ ²		3★ ¹		4★ ¹	
	施設数	指導施設数★ ²	施設数	指導施設数★ ¹	施設数	指導施設数★ ¹
学校	98	0	99	28	99	29
病院	22	0	22	0	22	0
介護老人保健施設	14	0	14	0	14	1
老人福祉施設	27	0	28	0	30	4
児童福祉施設	81	0	83	0	87	9
社会福祉施設	4	0	4	0	4	1
事業所	27	0	28	0	28	1
一般給食センター	0	0	0	0	0	0
自衛隊	1	0	1	0	1	0
その他	17	0	18	0	17	2

集団指導実施状況

(単位：件)

区分	年度	2★ ²	3★ ²	4★ ²
実施回数		-	-	-
参加延べ施設数		-	-	-

食品に関する相談・指導

(単位：件)

区分	年度	2	3	4
特別用途食品及び特定保健用食品(※1)		0(0)	0(0)	0(0)
食品表示(保健事項)(※2)		46	34	21
虚偽誇大広告について		4	4	3

※1 ()内は、特定保健用食品再掲です。

※2 食品表示(保健事項)には栄養機能食品、機能性表示食品を含みます。

施策2 「疾病予防対策の充実」

1. 3～6歳児・歯っぴいフッ化物塗布事業（旧歯みがキッズ教室）

【地域保健課】

各保健センターにおいて、夏休みの期間を利用して、3歳から就学前までの幼児を対象に歯科健診及び指導や相談を行うとともにフッ化物歯面塗布（希望者）を実施しています。

併せて保護者に対しても歯科健診及び指導を行い、口腔疾患の予防啓発を推進しています。

実施回数・参加者数

区分	年度	2★2	3★2	4★2
実施回数		—	—	—
幼児数		—	—	—
保護者数		—	—	—

2. フッ化物洗口事業

【地域保健課】

歯の生え変わりの時期にフッ化物による洗口を集团的、継続的に実施することにより、永久歯の健康の保持増進を図るため、小学校において実施学年の希望する児童に週1回実施いたします。

実施状況

区分	年度	2★1	3★1	4
施設数		—	15	26
クラス数		—	246	440
フッ化物洗口実施者数		—	7,253	12,746
歯科衛生士の健康教育回数		1	44	72
健康教育受講者延数（保護者を含む）		59	12,167	18,693

3. 巡回歯科指導

【地域保健課】

(1) 私立保育園・認定こども園・私立幼稚園歯科指導

市内の私立保育園・認定こども園・私立幼稚園の園児を対象に歯みがき指導を行っています。

(2) マザーズホーム等歯科指導及び歯科健診

東・西簡易マザーズホーム・親子教室等に通園している児に歯科健診・歯みがき指導等を行い、希望者にはフッ化物歯面塗布も併せて行っています。

特別支援学校においては、小・中・高等部の児童・生徒に対し、歯みがき指導を実施しています。

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小
 ★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

実施回数・指導者数

事業名	年度	2★ ¹		3★ ¹		4	
		実施回数	実施人数	実施回数	実施人数	実施回数	実施人数
私立保育園・認定こども園 歯科指導		6	157	25	786	39	1,065
私立幼稚園歯科指導		1	42	5	345	11	689
市立特別支援学校歯科指導		0	0	0	0	2	165
マザーズホーム歯科健診		2	19	4	33	4	33
ひまわり・たんぽぽ親子教室 歯科健診		8	98	8	100	8	97

※ 令和4年度特別支援学校は児童・生徒ではなく教員に歯科保健指導を実施

4. 歯科衛生士による家庭訪問事業

【地域保健課】

訪問指導を必要とする幼児等への歯に関する相談（面接・電話・文書を含む）を行っています。

指導延人数

(単位：人)

区分	年度	2	3	4
実施者数		800	186	166

※ 令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、一時中止していた幼児健康診査の対象者が返送した問診票に記載されている内容をもとに電話相談を行った。

5. その他の歯科保健事業（他職種との協働歯科事業）

【地域保健課】

その他、各保健センター・地区においては保健師等と歯の健康づくりを目的として事業を実施しています。

他職種との協働歯科事業

区分	年度	2		3		4	
		実施回数	実施人数	実施回数	実施人数	実施回数	実施人数
4か月児健康相談		—★ ²	—★ ²	—★ ²	—★ ²	64★ ¹	744★ ¹
地区健康教育	成人	3★ ¹	51★ ¹	2★ ¹	41★ ¹	31★ ¹	413★ ¹
	母子	3★ ¹	102★ ¹	0★ ¹	0★ ¹	17★ ¹	308★ ¹
地区健康相談	成人	0★ ¹	0★ ¹	0★ ¹	0★ ¹	5★ ¹	8★ ¹
	母子	4★ ¹	26★ ¹	0★ ¹	0★ ¹	20★ ¹	110★ ¹
糖尿病教室		—★ ²	—★ ²	2★ ¹	28★ ¹	3★ ¹	36★ ¹
食育講座		—★ ²	—★ ²	4★ ¹	24★ ¹	24★ ¹	184★ ¹

※ その他、窓口歯科相談等実施している。

※ 令和3年度は令和2年度に中止した私立保育園・認定こども園・私立幼稚園の歯科指導を優先に実施するため、健康教育・健康相談事業を縮小した。

6. 成人歯科健康診査

【地域保健課】

生涯における歯と口腔の健康を確保し、食生活をはじめとする日常生活の質の向上を図るため、成人期からの切れ目のない歯・口腔疾患の予防支援策として、20歳・30歳・40歳・50歳・60歳・65歳・70歳の市民を対象に実施しています。

受診者実績 (単位：人)

年度	区分	受診者数	異常なし	要指導	要精密・要治療
2		3,655	281	829	2,545
3		3,506	290	859	2,357
4		3,429	266	867	2,296

7. 歯科健康診査

【地域保健課】

(1) 1歳6か月児健康診査

1歳6か月児は、離乳完了後における食習慣の基礎づくりのスタートラインであり、嗜好の傾向が決まる時期でもあります。また、口腔内では、乳歯もかなり萌出し、むし歯にかかりはじめる時期であるため、歯科健診では、むし歯、歯の異常の発見、予防の指導及び相談を実施しています。

(2) 幼児歯科指導

①こどもの歯科相談

0歳～3歳未満までの乳・幼児にむし歯予防の相談を実施しています。

②2歳6か月児歯科健康診査

2歳6か月児を対象に歯科健康診査（フッ化物歯面塗布）を実施しています。

(3) 3歳児健康診査

3歳児は乳歯列が完成し、食事や間食の選択も自己主張できるようになり、乳歯のむし歯が急増する時期にあたります。

また、1人当たりのむし歯の本数も多くなることから、歯科健診ではむし歯の有無と同時に、要注意の歯や指しゃぶり等による咬合の異常の発見、予防の指導及び相談を実施するとともに、併せて保護者の口腔内観察も実施しています。

(4) 妊婦歯科健康診査

むし歯や歯周病など歯科疾患が重篤しやすい妊娠中に歯科健診の機会を設け、歯科疾患の早期発見と予防を促すため、協力歯科医療機関で個別歯科健診を実施しています。

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小
 ★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

実施回数・受診者数

区分	年度	2★ ¹		3★ ¹		4★ ¹	
		実施回数	参加者数	実施回数	参加者数	実施回数	参加者数
1歳6か月児健康診査		63	3,554	72	3,756	72	3,533
幼児歯科指導 (こどもの歯科相談・2歳6か月児 歯科健康診査)		0	0	108	3,013	122	3,167
3歳児健康診査 (保護者の口腔内観察)		63	3,653	72	3,843	72	3,761
			0		0		0

※ 令和3年度は令和2年度に中止した期間の対象者も含めて2歳6か月児歯科健康診査を実施した。

妊婦歯科健康診査受診者数

(単位：人)

年度	区分	受診者数	異常なし	要指導	要精密・要治療
2		1,282	124	71	1,087
3		1,509	143	78	1,288
4		1,418	171	98	1,149

8. 各種検診

【健康づくり課】

(1) 胃がん検診

40歳以上の市民を対象に胃がんの早期発見の推進を図ることにより、がんの死亡率を減少させることを目的として実施しています。

胃部エックス線検査 受診者実績 (単位：人)

年度	区分	受診者数	要精密検査
2★ ¹		2,711	238
3		2,839	249
4		2,569	188

※ 40歳以上の偶数年齢が対象。

胃部内視鏡検査 受診者実績 (単位：人)

年度	区分	受診者数	要精密検査
2★ ¹		4,373	56
3		5,970	64
4		6,381	48

※ 50歳以上の偶数年齢が対象。

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小
 ★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

(2) 子宮頸がん検診

20歳以上の女性市民を対象に子宮頸がんの早期発見の推進を図ることにより、がんの死亡率を減少させることを目的として実施しています。

受診者実績 (単位：人)

年度	区分	受診者数	要精密検査
	2★ ¹	23,843	558
	3	27,605	660
	4	25,248	593

※ 20歳以上の偶数年齢が対象。

(3) 乳がん検診

30歳以上の女性市民を対象に乳がんの早期発見の推進を図ることにより、がんの死亡率を減少させることを目的として実施しています。

超音波検査 受診者実績 (単位：人)

年度	区分	受診者数	要精密検査
	2★ ¹	4,497	117
	3	5,525	136
	4	4,709	121

※ 30歳代の偶数年齢が対象。

マンモグラフィ 受診者実績 (単位：人)

年度	区分	受診者数	要精密検査
	2★ ¹	17,176	1,876
	3	21,404	2,292
	4	19,564	1,890

※ 40歳以上の偶数年齢が対象。

(4) 肺がん検診

40歳以上の市民を対象に肺がんの早期発見の推進を図ることにより、がんの死亡率を減少させることを目的として実施しています。

受診者実績 (単位：人)

年度	区分	受診者数	要精密検査	喀痰細胞診
	2★ ¹	74,745	2,401	997
	3	78,323	2,391	1,122
	4	76,238	2,485	1,090

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小
 ★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

(5) 大腸がん検診

40歳以上の市民を対象に大腸がんの早期発見の推進を図ることにより、がんの死亡率を減少させることを目的として実施しています。

受診者実績 (単位：人)

年度	区分	受診者数	要精密検査
2	★ ¹	65,852	4,836
3		67,335	4,625
4		65,327	4,480

(6) 前立腺がん検診

50歳以上の5歳刻みの年齢の男性市民を対象に前立腺がんの早期発見の推進を図ることにより、がんの死亡率を減少させることを目的として実施しています。

受診者実績 (単位：人)

年度	区分	受診者数	要精密検査
2	★ ¹	5,150	567
3		5,578	690
4		5,879	710

(7) 肝炎ウイルス検診

40歳以上の市民（過去に肝炎ウイルス検診に相当する検診を受診した者は除く）を対象に肝炎ウイルス検診の受診促進を図り、自身が感染の状況を認識し、必要に応じて医療機関で受診することにより、肝炎に関する健康障害を回避し、症状を軽減し、進行を遅延させることを目的として実施しています。

受診者実績 (単位：人)

年度	区分	受診者数	HCV抗体		HBs抗原	
			陽性	陰性	陽性	陰性
2	★ ¹	6,748	14	6,701	22	6,708
3		7,333	16	7,298	33	7,276
4		6,349	8	6,315	35	6,288

(8) 風しん抗体検査

妊娠を希望する女性、妊娠を希望する女性の配偶者等、抗体価の低い妊婦の配偶者等である市民を対象に、風しんの抗体検査の促進を図ることにより、先天性風しん症候群の発症を防ぐことを目的として実施しています。

受診者実績 (単位：人)

年度	区分	受診者数	免疫なし	免疫あり
2		1,111	496	615
3		1,033	442	591
4		975	458	517

(9) 風しん抗体検査（追加的対策）

公的な定期予防接種を受ける機会がなかった昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性市民を対象に、風しんの抗体検査の促進を図ることにより、風しんのまん延の予防及び先天性風しん症候群の発症を防ぐことを目的として実施しています。

受診者実績 (単位：人)

年度	区分	受診者数	免疫なし	免疫あり
2		8,833	1,918	6,915
3		6,010	1,215	4,795
4		2,848	562	2,286

9. 予防接種事業

【健康づくり課】

予防接種法に基づき、ジフテリア・百日せき・急性灰白髄炎（ポリオ）・麻疹・風しん・日本脳炎・破傷風・結核（BCG）・Hib感染症（ヒブ）・肺炎球菌感染症（小児がかかるものに限る）・ヒトパピローマウイルス感染症（HPV）・水痘・B型肝炎・ロタウイルス感染症・インフルエンザ・肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る）の定期予防接種を実施しています。

また、1歳の子に対するおたふくかぜ任意予防接種の費用助成や、風しんの抗体価が十分でない妊娠を希望する人等に対する風しん予防接種の費用助成等を、市独自に実施しています。

乳幼児 接種者数 (単位：人)

年度	区分	三種混合 ※1	四種混合 ※2	ポリオ	MR ※3	日本脳炎	BCG
2		0	19,384	3	10,028	19,239	4,807
3		2	17,355	3	9,554	11,124	4,181
4		1	16,776	2	9,154	16,725	4,280

年度	区分	ヒブ	肺炎球菌	水痘	B型肝炎	ロタウイルス ※4	おたふくかぜ
2		19,651	19,004	9,739	14,256	7,867	3,917
3		17,304	17,249	8,801	12,722	10,130	3,711
4		16,768	16,768	8,179	12,430	9,842	4,265

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小
 ★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

児童・生徒等接種者数（単位：人）

区分 年度	日本脳炎	二種混合 ※5	HPV ※6
2	5,571	5,048	804
3	2,007	4,495	2,708
4	7,354	5,825	7,357

高齢者等接種者数（単位：人）

区分 年度	インフルエンザ	肺炎球菌 ※4
2	108,088	4,496
3	100,321	2,883
4	104,276	2,322

- ※1 三種混合（ジフテリア・百日せき・破傷風混合）
- ※2 四種混合（ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ混合）
- ※3 MR（麻しん・風しん混合）
- ※4 任意接種含む
- ※5 二種混合（ジフテリア・破傷風混合）
- ※6 令和4年度はキャッチアップ接種（積極的勧奨の差し控えにより接種機会を逃した方を対象に実施する予防接種）分を含む

特別の理由による再接種費用助成事業利用者数

（単位：人）

区分 年度	利用者数
2	3
3	2
4	5

風しん予防接種費用助成事業利用者数

（単位：人）

区分 年度	利用者数
2	649
3	672
4	603

成人接種者数

（単位：人）

区分 年度	風しん第5期
2	1,671
3	1,134
4	494

◆10. 第3期船橋市国民健康保険特定健康診査等実施計画

【健康づくり課】

高齢化の急速な進展に伴い、疾病全体に占める、虚血性心疾患、脳血管疾患、糖尿病等といった生活習慣病の割合が増加しています。生活習慣病の発症や重症化の予防に重点を置いた取り組みを行うことで、中長期的な医療費の増加を抑えることができると考えられているため、「高齢者の医療の確保に関する法律」により、内臓脂肪型肥満に着目した特定健康診査と、生活習慣病発症予防のための特定保健指導の実施及び実施計画の策定が医療保険者※に義務づけられました。本市においては平成20年3月に第1期、平成25年3月に第2期、平成30年3月に第3期の船橋市国民健康保険特定健康診査等実施計画を策定し、特定健康診査受診率及び特定保健指導実施率の目標達成に向け事業を実施しています。

※ 医療保険者とは、健康保険組合や国民健康保険などの医療保険の運営主体。

◆ 1 1. 第 2 期船橋市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）

【健康づくり課】

「国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針」にて、保険者が健康・医療情報を活用して PDCA サイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るため、保健事業の実施計画を策定した上で、保健事業の実施及び評価を行うものとしています。

船橋市においても、被保険者の QOL（生活の質）の向上と健康寿命の延伸及び医療費の適正化を目指してデータ分析に基づく保健事業を展開し、PDCA サイクルに沿った継続的な事業を実施することを目的に、平成 28（2016）年に第 1 期、平成 30（2018）年に第 2 期船橋市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）を策定し、推進に取り組んでいます。

1 2. 特定健康診査・特定保健指導

【健康づくり課】

船橋市国保の特定健康診査・特定保健指導の目標値（単位：％）

区分 \ 年度	2	3	4
特定健康診査受診率	54	56	58
特定保健指導実施率	45	50	55

※ 第 3 期「船橋市国民健康保険特定健康診査等実施計画」より

船橋市国保の特定健康診査・特定保健指導実績

区分 \ 年度	特定健康診査			特定保健指導		
	対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)	対象者数 (人)	実施者数 (人)	実施率 (%)
2★ ¹	79,571	33,287	41.8	3,650	732	20.1
3	77,190	32,403	42.0	3,439	969	28.2
4	72,336	30,328	41.9	3,216	970	30.2

施策3 「健康危機管理の強化」

◆ 1. 船橋市業務継続計画（BCP）【新型インフルエンザ等編】

【健康危機対策課】

病原性が高く感染力が強い新型インフルエンザ等が発生した場合、職員本人やその家族のり患等により、平常時と同様の業務実施が困難となることが想定されます。このような状況においても、新型インフルエンザ等対応業務に加え、優先度の高い通常業務を継続し、市民生活への影響をできる限り軽減するため、業務継続計画（BCP）【新型インフルエンザ等編】〔初版〕を作成しました。

◆ 2. 船橋市新型インフルエンザ等対策行動計画

【健康危機対策課】

新型インフルエンザ等の発生に備えて対策の充実・強化を図るため、平成25年4月に施行された新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条第1項の規定に基づく市町村行動計画として「船橋市新型インフルエンザ等対策行動計画」を作成し、平成30年11月に国及び千葉県の行動計画が変更されたことに伴い、市行動計画を変更しました。

<計画の概要>

(1) 対象とする感染症

- ① 新型インフルエンザ（再興型インフルエンザを含む。）
- ② 新感染症（全国かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）

(2) 計画の目的

- ① 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。
- ② 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

(3) 発生段階及び主要6項目

新型インフルエンザ等の発生段階を、千葉県と同様「未発生期」→「海外発生期」→「国内発生早期（県内未発生期）～県内発生早期」→「県内感染期」→「小康期」の5段階に設定し、発生段階ごとに「(1)実施体制」「(2)サーベイランス・情報収集」「(3)情報提供・共有」「(4)予防・まん延防止」「(5)医療」「(6)市民生活及び市民経済の安定の確保」の主要6項目についての対策を記載しています。

- ★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小
- ★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

発生段階ごとの主な対策の概要							
	未発生期	海外発生期	国内発生早期 (県内未発生期)～県内発生早期	県内感染期	小康期		
① 対策の考え方	<ul style="list-style-type: none"> 発生に備えた事前準備 発生に備えた継続的な情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> 市内発生が遅延と早期発見 市内発生に備えた体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> 発生後の感染拡大の抑制 適切な医療の提供 感染拡大に備えた体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> 医療提供体制の維持 健康被害や市民生活等の影響を最小限に抑える 	<ul style="list-style-type: none"> 市民生活・経済の回復 第二波に備えた第一波の評価 		
② 実施体制	国・地方公共団体・指定(地方)公共機関等を挙げての体制強化 <ul style="list-style-type: none"> 行動計画・業務継続計画等の作成及び見直し 県と連携した訓練の実施 必要に応じ健康危機管理対策委員会で情報共有 			<ul style="list-style-type: none"> 健康危機管理対策委員会で対応策の確認 対策本部の設置(任意) 対策本部会議の開催 業務継続計画の発動 関係機関との連携強化 	<ul style="list-style-type: none"> 対策本部会議の開催 業務継続計画に基づく優先業務の実施 関係機関との連携強化 	<ul style="list-style-type: none"> 対策本部会議の開催 業務継続計画に基づく優先業務の実施 関係機関との連携強化 	<ul style="list-style-type: none"> 対策本部の廃止 縮小・中止をしていた業務の再開 行動計画等の見直し
③ 情報収集	発生段階に応じたサーベイランスの実施 <ul style="list-style-type: none"> 通常のサーベイランス 			<ul style="list-style-type: none"> 患者の全数把握の継続 入院患者の全数把握の実施 学校等集団発生把握の強化 	<ul style="list-style-type: none"> 通常のサーベイランスに戻す 患者及び入院患者の全数把握の中止 重症者及び死亡者のみ把握 	<ul style="list-style-type: none"> 通常のサーベイランスの実施 学校等集団発生把握の強化 	
④ 情報提供・共有	一元的な情報発信、市民への分かりやすい情報提供 <ul style="list-style-type: none"> 利用可能なあらゆる媒体による情報提供 手洗い・うがい等の感染対策の普及 広報チームの設置の準備 職員間の情報共有 関係機関等と双方向の情報共有の体制整備 発生時における相談窓口設置準備 			<ul style="list-style-type: none"> 利用可能なあらゆる媒体による情報提供 手洗い・うがい等の感染対策の普及 広報チームを設置し一元的な情報提供 相談センターで一般の相談窓口を開設 関係機関等と双方向の情報共有 	<ul style="list-style-type: none"> 利用可能なあらゆる媒体による情報提供 広報チームによる一元的な情報提供 業務継続計画による中止・縮小業務等の周知 相談窓口の充実強化 関係機関等と双方向の情報共有 	<ul style="list-style-type: none"> 利用可能なあらゆる媒体による情報提供 広報チームによる一元的な情報提供 業務継続計画による中止・縮小業務等の周知 相談窓口の継続 関係機関等と双方向の情報共有 	<ul style="list-style-type: none"> 小康期に入ったことの周知 第二波に備えた市民への情報提供と注意喚起 業務再開の周知 相談窓口の縮小 第二波に備え、関係機関との情報共有体制の再整備の検討

発生段階ごとの主な対策の概要							
	未発生期	海外発生期	国内発生早期 (県内未発生期)～県内発生早期	県内感染期	小康期		
④ 予防・まん延防止	法制化された予防接種の実施 <ul style="list-style-type: none"> 個人レベルの対策普及 職場における感染対策の周知準備 特定接種登録業務への協力 特定接種及び住民接種の接種体制の構築 接種に関する情報提供 			<ul style="list-style-type: none"> 基本的な感染対策の普及 入国者に関する健康観察等の実施 感染症法に基づく患者への対応の実施 職員等への特定接種の実施 住民接種の具体的準備 接種に関する情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> 基本的な感染対策の勧奨 感染症法に基づく患者への対応の実施 職場における感染対策の徹底要請 住民接種の開始 接種に関する情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> 基本的な感染対策を強く勧奨 患者の濃厚接触者を特定しての措置の中止 濃厚接触者(同居者は除く)の予防との中止 職場における感染対策の徹底要請 住民接種を進める 接種に関する情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> 基本的な感染対策継続の必要性の周知 住民接種を進める
⑤ 医療	発生段階に応じた医療体制 <ul style="list-style-type: none"> 市内医療体制の整備 相談センター設置準備 感染期における医療の確保 医療資器材(個人防護具等)の備蓄 			<ul style="list-style-type: none"> 帰国者・接触者外来の設置 相談センターの設置(患者の振り分け開始) PCR検査の実施 確定患者への入院勧告 濃厚接触者への予防投与 	<ul style="list-style-type: none"> 帰国者・接触者外来の継続 相談センターの拡充 PCR検査の実施(患者増加段階では重症者に限定) 確定患者の入院勧告 濃厚接触者への予防投与 	<ul style="list-style-type: none"> 帰国者・接触者外来の中止 入院勧告の中止 原則一般の医療機関での診療を開始 重症者及び重症に準ずる者を入院、軽症者を在宅療養とする振り分けを実施 在宅療養者への支援 ファックス処方の導入 ★臨時医療施設の設置の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 通常の医療体制に戻す 不足する医療資器材(個人防護具等)の備蓄 ★緊急事態宣言措置を縮小・中止
⑥ 市民生活及び市民経済の安定の確保	関係機関等との連携による市民生活及び市民経済の安定の確保 <ul style="list-style-type: none"> 感染期における要援護者への生活支援の具体的手続きの決定 遺体安置所の決定 火葬能力の把握 遺体安置所の決定 個人防護具等物資の備蓄 			<ul style="list-style-type: none"> 事業者へ健康管理の徹底及び感染対策の実施要請 遺体安置所確保の準備 	<ul style="list-style-type: none"> 遺体安置所確保の準備 消費者としての適切な行動の呼びかけ ★指定(地方)公共機関は業務を継続 ★生活関連物資等の価格の安定等の要請 ★犯罪防止に係る情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> 消費者としての適切な行動の呼びかけ ★遺体安置所の設置 ★埋葬・火葬の特別 ★事業者等への支援策の周知及び相談業務の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 消費者としての適切な行動の呼びかけ ★事業者等への支援策の周知及び相談業務の実施 ★緊急事態宣言措置の縮小・中止
	<ul style="list-style-type: none"> ★は新型インフルエンザ等緊急事態宣言時のみ必要に応じて実施する措置 						

3. 健康危機管理対策

【健康危機対策課】

感染症、食中毒、医薬品、飲料水、毒物劇物その他何らかの原因により住民の生命や健康を脅かす健康被害について、その発生予防に努めるとともに、発生時には被害の拡大を抑えるため情報の収集及び提供・医療救護・防疫対策等の対応を図ります。

また、平時より地域の医療機関や県等との連携を図り健康危機管理体制の整備に努めています。

4. 結核予防対策

【健康危機対策課】

(1) 結核予防事業

結核対策は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、健康診断・患者管理・服薬支援(DOTS)・結核医療・発生動向調査等一貫した対策を行っています。

結核予防事業実績 (単位：人)

年	区分	新登録患者	年末登録患者	保健指導数		接触者健診	
				訪問(件)	面接等(件)	対象者	発見患者
2		70	198	384	1140	546	2
3		57	163	346	2063	702	24
4		46	124	108	1949	371	2

※新登録患者、年末登録患者は国の統計に合わせて暦年(1月1日～12月31日)で表示。

※保健指導数と接触者健診は各年度の実績数。

(2) 結核検診

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、65歳以上の市民を対象に胸部エックス線検査を実施しています。

受診者実績 (単位：人)

年度	区分	65歳以上の市民		
		受診者数	異常なし	要精検
2★2		—	—	—
3		9	9	0
4		8	8	0

5. 感染症予防対策

【健康危機対策課】

(1) 感染症予防事業

感染症の予防及び発生時のまん延防止に努め、患者の人権に配慮しながら市民の安全な生活を守ります。また、感染症に関する情報の発信・知識普及に努め市民への予防啓発活動を行います。

感染症予防事業実績

(単位：人)

区分 年	発生状況					保健指導数	
	細菌性 赤痢	腸管出血性 大腸菌感染症	コレラ	腸チフス パラチフス	その他	訪問数 (件)	面接等 (件)
2	0	17	0	0	63	26	551
3	0	16	0	0	65	19	1266
4	0	31	0	0	73	33	2412

※発生状況は国の統計に合せて暦年（1月1日～12月31日）で表示。

※保健指導数は各年度の実績数。

① 蚊媒介感染症に関する蚊の密度及びウイルス保有調査^{★2}

デング熱に代表される蚊媒介感染症の平常時対策として平成27年6月から、調査地点で捕獲した蚊で定期的な媒介蚊の発生状況やウイルス保有状況の調査を実施しています。新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防対策のため、令和2年度から調査を中止しています。

② 「0(ゼロ)のつく日は、ポウフラ・0(ゼロ)」運動の実施

デング熱などの感染症を媒介する蚊の発生予防のため、4月から8月の毎月10日・20日・30日を屋外点検の日として、ヒトスジシマカなど蚊の幼虫の発生源をなくす取り組みを平成27年度より開始しました。また自らの手で行う予防策として市民にも周知啓発を実施しています。

③ 感染症対策研修会の実施^{★2}

感染症に関する知識普及を目的に研修会を実施していますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度から中止しています。

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小
 ★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

(2) エイズ予防事業

エイズのまん延を防ぐために予防啓発活動に努め、相談（随時）、検査体制を整備し、H I V検査に併せて、梅毒、クラミジア検査を実施しています。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防のため、令和2年度はH I V検査を全て中止、令和3、4年度は一部中止しました。

エイズ予防事業実績 (単位：件)

区分 年度	エイズ相談	H I V検査	梅毒抗体検査	クラミジア抗原検査
2★2	—	—	—	—
3★1	41	308	279	267
4★1	40	567	516	500

(3) 肝炎ウイルス検査事業

B・C型ウイルス性肝炎の早期発見・早期治療のため、相談・検査を実施しています。新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防のため、令和2年度は肝炎検査を全て中止、令和3、4年度は一部中止しました。

肝炎ウイルス検査事業実績 (単位：件)

区分 年度	相談	検査
2	2	—★2
3	12	17★1
4	7	13★1

6. 保健所検査業務

【健康危機対策課】

感染症や食中毒等の健康危機対策及び日頃の地域保健対策を効果的に推進し、公衆衛生の向上を図るため、令和3(2021)年度に保健所検査室は船橋市衛生試験所として地方衛生研究所全国協議会に加入しました。地域における科学的かつ技術的に中核となる機関として、関係機関と緊密な連携の下に、調査研究、試験検査、研修指導及び公衆衛生情報等の収集・解析・提供を行い、市民の健康維持、増進に努めていく必要があります。

実績

区分	主な内容
①調査研究	学会発表 新型コロナウイルス感染症の流行開始シグナルの検討について ～感染者数の移動平均線を用いて～ 千葉県公衆衛生学会 口頭発表 (Web開催) 令和5年2月
②試験検査	新型コロナウイルス感染症対策 1. (4)及び微生物学的検査から精度管理業務までを参照
③研修指導・受講	指導実績 ・なし 受講実績 ・蚊類調査技術研修 (国立感染症研究所。以下「感染研」)。 ・検査能力向上研修 (感染研) ・薬剤耐性菌技術研修 (感染研) ・アニサキス技術講習会 (感染研) ・希少感染症診断技術研修会 (感染研)
④公衆衛生情報等の収集・解析・提供	新型コロナウイルス感染症患者数の推移を統計ソフトを用いて解析し、結果を保健所内に提供した。

(1) 微生物学的検査

感染症発生時及び食中毒発生時の検査等を実施します。

感染症対策検便検査実績

(単位：件)

区分	年度	2	3	4
検体数		53	35	167
赤痢菌		0	0	0
腸管出血性大腸菌		50	35	167
チフス菌		3	0	0
パラチフスA菌		0	0	0

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小
 ★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

食中毒関連対策検査実績

(単位：件)

区分	年度	2	3	4
検体数		22	43	379
細菌検査		361	738	2534
寄生虫検査		0	0	0
ウイルス検査		16	18	135
ノロウイルス遺伝子型別解析		0	0	8

感染性胃腸炎対策検査実績

(単位：件)

区分	年度	2	3	4
検体数		16	27	55
ウイルス検査		32	73	152
ノロウイルス遺伝子型別解析		0	0	0

院内感染対策検査実績

(単位：件)

区分	年度	2	3	4
検体数		0	11	0
カルバペネム耐性腸内細菌科細菌 (パルスフィールドゲル電気泳動)		0	11	0

薬剤耐性菌検査実績

(単位：件)

区分	年度	2	3	4
検体数		6	15	13
カルバペネム耐性腸内細菌科細菌		6	15	10
バンコマイシン耐性腸球菌		0	0	3

レジオネラ属菌検査実績

(単位：件)

区分	年度	2	3	4
検体数		3	1	2
喀痰	レジオネラ属菌	3	1	2

蚊媒介感染症検査実績

(単位：件)

区分	年度	2	3	4
検体数		0	0	3
蚊	デングウイルス	—★2	—★2	—★2
	チクングニアウイルス	—★2	—★2	—★2
	ジカウイルス	—★2	—★2	—★2
血液	デングウイルス	0	0	2
	チクングニアウイルス	0	0	2
	ジカウイルス	0	0	2
尿	デングウイルス	0	0	1
	チクングニアウイルス	0	0	1
	ジカウイルス	0	0	1

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小
 ★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

(2) 臨床検査

原子爆弾被爆者の健康診断としての尿検査、エイズ予防対策としてのH I V検査、性感染症予防対策としての梅毒抗体検査、結核予防対策としてのクオンティフェロン（Q F T）検査、結核菌塗抹培養検査を実施します。

臨床検査実績

(単位：件)

区分		年度	2	3	4
尿	糖		—★2	—★2	19
	蛋白		—★2	—★2	19
	潜血		—★2	—★2	19
	ウロビリノーゲン		—★2	—★2	19
喀痰	結核菌	塗抹	11	0	0
		培養	11	0	0
血液	Q F T検査		295	402	103
	H I V検査		—★2	308★1	567
	梅毒抗体検査		—★2	279★1	516

(3) 食品衛生検査

食品の安全性を確保する目的で、食品等の細菌数及び病原起因菌等の微生物学的検査並びに保存料・甘味料等の理化学的検査を実施します。

食品検査実績

(単位：件)

区分		年度	2★2	3★2	4★1
微生物学検査	検体数		—	—	24
	項目数		—	—	48
理化学的検査	検体数		—	—	0
	項目数		—	—	0

(4) 環境衛生検査

公衆浴場等の衛生状態を確認するために、レジオネラ属菌等の検査を実施します。

環境検査実績

(単位：件)

区分	年度	2★2	3★1	4★1
レジオネラ属菌（培養法）		—	3	21
レジオネラ属菌（迅速法）		—	3	11
大腸菌群		—	0	0
過マンガン酸カリウム消費量		—	0	0

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小
 ★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

(5) 精度管理業務

検査結果の信頼性を確保する目的で、内部精度管理及び外部精度管理を実施します。

内部精度管理実施実績

(単位：件)

区分		年度	2★ ²	3★ ¹	4★ ¹
細菌検査	添加回収試験	一般細菌数（生菌数）	—	0	2
	陽性対照試験	大腸菌群	—	0	2
		大腸菌	—	0	1
		黄色ブドウ球菌	—	0	0
		サルモネラ属菌	—	0	0
		腸炎ビブリオ	—	0	0
		クロストリジウム属菌	—	0	0
	繰り返し試験	一般細菌数（生菌数）	—	1	2
理化学検査	添加回収試験	サッカリンナトリウム	—	0	0
		ソルビン酸	—	0	0
		タール色素	—	0	0
		亜硝酸根	—	0	0
		安息香酸	—	0	0
		デヒドロ酢酸	—	0	0
	繰り返し試験	サッカリンナトリウム	—	0	0
		ソルビン酸	—	0	0
		亜硝酸根	—	0	0
		安息香酸	—	0	0
		デヒドロ酢酸	—	0	0

外部精度管理実施実績

(単位：件)

区分		年度	2	3	4
一般財団法人 食品薬品安全センター	細菌検査	一般細菌数	1	1	1
		大腸菌群	1	1	1
		大腸菌	1	1	1
		黄色ブドウ球菌	1	1	1
		サルモネラ属菌	1	1	1
		腸内細菌科菌群	1	1	0
	理化学検査	タール色素	0	0	0
		安息香酸	—	—	—
厚生労働省	細菌検査	コレラ菌	—	—	1
		カルバペネム耐性腸内細菌科細菌	1	—	—
	ウイルス検査	新型コロナウイルス	1	2	2
		新型コロナウイルス遺伝子解析	—	—	1
千葉県衛生研究所	細菌検査	カンピロバクター属菌	1	—	—
		リステリア菌	—	1	—
		腸管出血性大腸菌	—	—	1
	ウイルス検査	ノロウイルス	—	1	1
日水製薬株式会社	細菌検査	レジオネラ属菌	1	—	—
		レジオネラ属菌	1	1	1
特定非営利活動法人結核感染診断研究会	血液検査	Q F T 検査	1	1	1

7. 食品衛生事業

【衛生指導課】

食品関係営業施設について、許可処分を行います。また、定期的に施設の監視指導を実施し、食品の衛生管理について指導及び助言を行うとともに、市内で流通する食品の収去検査により、食品の安全性確保に努めます。さらに、食品営業者及び消費者を対象とした衛生講習会を通じ、食品衛生知識の普及向上を図ります。

(1) 営業施設の許可

市内には、立地条件から大規模小売店舗や食品製造施設が多く、また、地方卸売市場も設置されていることなどから、食品関係営業施設はその数、集中度も県内有数となっています。

食品関係営業施設数

(単位：件)

区分	2		3		4	
	要許可	不要許可	要許可	要届出※	要許可	要届出※
営業施設数	7,746	3,050	7,286	1,996	6,436	1,965
新規許可件数	605	—	898	—	985	—
継続許可件数	872	—	110	—	—	—
廃業件数	662	—	553	—	521	38
不許可件数	2	—	4	—	3	—
ふぐ認証施設数	42	—	38	—	41	—

※法改正に伴い令和3年度から要届出件数となります。

(2) 営業施設の監視指導・収去検査

食品製造施設の監視指導及び食品関係営業施設の一斉監視、食品の収去検査等を行います。

監視指導実績

(単位：件)

区分	年度	2★1	3★1	4★1
監視件数		2,794	2,078	3,009
	要許可	2,142	1,529	2,034
	不要許可(※1)	652	549	975
無許可		19	3	5
指導票交付		43	17	33
違反食品		3	3	10
苦情処理		216	176	234
食中毒		5	1	10
食中毒関連調査		31	17	25
食品の収去検査検体数(※2)		0	0	100
食品の収去検査項目数(※2)		0	0	4,295

※1 法改正に伴い令和3年度から要届出件数となります。

※2 買上げ検査を含みます。

(3) 自主管理体制の強化と夏期及び年末における食中毒予防対策

食品営業者等を対象に衛生講習会を開催します。また、新規営業者講習会、夏期の食中毒予防街頭啓発活動事業等を船橋市食品衛生協会に業務委託を行い実施します。

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小
 ★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

食品衛生講習会実績

区分	年度	2★ ¹		3★ ¹		4★ ¹	
		実施回数(回)	参加人数(人)	実施回数(回)	参加人数(人)	実施回数(回)	参加人数(人)
食品衛生講習会		11	277	11	282	42	650
新規業者講習会(※1)		5	104	0	0	4	19
食品衛生責任者養成講習会(※2)		7	325	12	598	12	663

※1 食品衛生協会へ委託しております。

※2 市長が指定した食品衛生責任者を養成するための講習会として食品衛生協会が実施しております。

食中毒予防啓発事業実績 (令和4年度)

夏期一斉監視指導★ ¹	7月15日から8月15日まで
食品衛生月間の実施	8月1日から8月31日まで
食中毒注意報発令	6月1日から9月30日まで
食中毒警報発令	6月29日から9月30日まで
食中毒予防広報の実施★ ¹	8月4日
年末一斉監視指導★ ¹	12月1日から12月28日まで

8. 生活衛生事業

【衛生指導課】

理容所、美容所、クリーニング所、旅館、公衆浴場、興行場などの生活衛生関係営業施設について、各法に基づき確認・許可及び監視指導を行います。

また、化製場、遊泳用プールなどの生活衛生関係施設については、立入検査を実施し、衛生上の危害発生防止及び水質管理などについて指導を行います。

水道施設、特定建築物などについては、水道法、小規模水道条例、建築物衛生法に基づき、立入検査を実施し、水質管理及び施設の衛生管理などについて指導を行います。

生活衛生関係施設数及び監視件数

区分	年度	2★ ¹			3★ ¹			4★ ¹		
		施設数	監視件数(件)	監視率(%)	施設数	監視件数(件)	監視率(%)	施設数	監視件数(件)	監視率(%)
興行場		7	1	14	9	0	0	9	3	33
旅館		75	0	0	74	25	34	72	38	53
公衆浴場		44	0	0	41	38	93	41	1	2
理容所		353	0	0	353	0	0	357	0	0
美容所		888	0	0	914	0	0	962	1	0
クリーニング所		306	0	0	302	0	0	289	0	0
特定建築物		102	44	43	103	1	1	102	42	41
化製場		48	0	0	49	0	0	38	34	89
遊泳用プール		24	1	4	23	10	43	21	9	43
水道施設		1,098	40	4	1,099	20	2	1,097	103	9
温泉		3	0	0	2	1	50	2	0	0
建築物衛生事業登録		64	11	17	64	8	13	64	10	16

- ★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小
- ★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

9. 上水道配水管布設費助成金

【健康政策課】

市民の飲料水確保及び公衆衛生の向上のため、井戸水から有害化学物質が検出され、上水道に切り替えようとする市民及び井戸水を上水道に切り替えようとする 10 世帯以上の市民により組織された組合に対し、千葉県又は習志野市が所管する上水道配水管布設（敷地内への引込みを除く）に係る工事費負担金の一部を助成します。

※平成 23 年度以降実績なし。

基本施策 2 地域医療

基本施策 2 「地域医療」

施策 1 「在宅医療の推進」

◆ 1. 船橋市地域リハビリテーション構想

【健康政策課】

地域リハビリテーション体制の整備・推進を図るため、船橋市における地域リハビリテーションを取り巻く現状分析と、そこから導き出される地域リハビリテーションのあるべき姿をまとめた「船橋市地域リハビリテーション構想」を平成 24 年 2 月に策定しました。

2. 船橋在宅医療ひまわりネットワーク

【地域包括ケア推進課】

平成 25 年 5 月 31 日に設立された医療・介護の関係団体及び船橋市で構成する任意団体です。

当ネットワークは、代表、副代表、役員会のほか下記の 6 つの委員会により構成されています。

- ① 顔の見える連携づくり委員会
- ② 人材育成委員会
- ③ 安心の確保委員会
- ④ 資源情報管理委員会
- ⑤ 地域リハ推進委員会
- ⑥ 認知症の人にやさしいまちづくり委員会

また、当ネットワークを構成する団体数は、合計 28 団体となっています。

《船橋在宅医療ひまわりネットワーク構成団体名》

船橋市医師会 船橋歯科医師会 船橋薬剤師会 千葉県看護協会 千葉県理学療法士会
千葉県作業療法士会 千葉県言語聴覚士会 千葉県歯科衛生士会 船橋市介護支援専門員協議会
船橋市ソーシャルワーカー連絡協議会 ふなばし市訪問看護連絡協議会
船橋市訪問介護事業者連絡会 千葉県在宅サービス事業者協会 船橋市栄養士会
船橋市介護老人保健施設協会 船橋市老人福祉施設協議会 船橋市認知症高齢者グループホーム連絡会
NPO法人千葉・在宅ケア市民ネットワークピュア 船橋市回復期リハビリテーション病棟連絡会
船橋市訪問リハビリテーション連絡会 船橋市通所リハビリテーション連絡会
船橋市デイサービス連絡会 船橋市障害福祉施設連絡協議会 船橋市小規模多機能型居宅介護連絡会
船橋市定期巡回・随時対応型訪問介護看護連絡会 認知症の人と家族の会千葉県支部
東葛南部認知症疾患医療センター千葉病院 船橋市

主な活動内容は、在宅医療を希望する患者・家族に適切な医療及び介護サービスを提供するための多職種連携について、6 つの委員会ごとにその手法を検討し、各種事業を実施するほか、市民に在宅での療養等に関する普及啓発事業等を行っています。

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小

★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

年度	種別 (回)	内容
2★ ¹	役員会 (全 2 回)	各委員会からの報告について等
	委員会 (全 10 回)	顔の見える連携づくり委員会 (全 2 回)
		人材育成委員会 (全 1 回)
		安心の確保委員会 (全 1 回)
		資源情報管理委員会 (全 1 回)
		地域リハ推進委員会 (全 4 回)
		認知症の人にやさしいまちづくり委員会 (全 1 回)
研修会 (全 1 回)	ひまわりアドバンス研修(新型コロナウイルス感染症蔓延時における問題点) (参加 33 人)	
3★ ¹	役員会 (全 2 回)	各委員会からの報告について等
	委員会 (全 18 回)	顔の見える連携づくり委員会 (全 2 回)
		人材育成委員会 (全 2 回)
		安心の確保委員会 (全 2 回)
		資源情報管理委員会 (全 4 回)
		地域リハ推進委員会 (全 5 回)
		認知症の人にやさしいまちづくり委員会 (全 3 回)
	講演会 (全 1 回)	令和 3 年度市民公開講座 (オンライン配信)
	研修会 (全 3 回)	ひまわりスタートアップ研修 (認知症編) (参加 30 人)
		ひまわり実践研修 (心不全再発防止に向けての取り組み) (参加 72 人)
ひまわりスタートアップ研修 (障害者編) (参加 32 人)		
4	役員会 (全 2 回)	各委員会からの報告について等
	委員会 (全 19 回)	顔の見える連携づくり委員会 (全 2 回)
		人材育成委員会 (全 2 回)
		安心の確保委員会 (全 3 回)
		資源情報管理委員会 (全 4 回)
		地域リハ推進委員会 (全 5 回)
		認知症の人にやさしいまちづくり委員会 (全 3 回)
	講演会 (全 1 回)	令和 4 年度市民公開講座
	研修会 (全 2 回)	ひまわりスタートアップ研修 (リハビリ編) (参加 20 人)
ひまわり実践研修 (心不全の薬物治療と地域連携) (参加 37 人)		

3. 在宅医療支援拠点ふなぼーと

【地域包括ケア推進課】

「定期的に通院することが難しい」「自宅で治療を受けたい」「退院後の訪問診療医を探したい」など、在宅での療養生活を希望する患者やその家族からの相談に応じるとともに、在宅医療・介護関係者の支援なども行う「在宅医療支援拠点」が、平成27年10月から保健福祉センター1階で業務を行っています。

なお、同拠点をより多くの方に知っていただけるよう、親しみやすい愛称を広く募集し、応募のあった322件の中から「ふなぼーと」に決定しました（平成29年1月から愛称を使用）。

- ・所在地 船橋市北本町1-16-55 保健福祉センター1階
- ・受付時間 午前9時～午後5時（土日祝日・年末年始を除く）

市は一般社団法人船橋市医師会に委託し実施しています。

(1) 主な業務

① 在宅医療や介護に関する相談

自宅での療養や介護に関する相談を受け、適切な在宅医療・介護サービスを案内するほか、「在宅医紹介制度（船橋在宅医ネット）」等を活用し、訪問診療ができる医師の紹介や情報提供等を行います。

② 在宅医療・介護関係者への周知活動

医療・介護関係者等からの相談の受付・支援（市民への間接的支援・情報提供等）、船橋在宅医療ひまわりネットワークとの協働、船橋市在宅医療・介護連携支援用患者情報共有システムの活用についての案内を行います。

また、事業のさらなる周知を目的として、広報紙「懸け橋」を発行します。

③ 在宅医療・介護に関する市民への普及・啓発

市民公開講座等を開催するほか、相談員が直接地域へ出向き、在宅医療等についての講話を行います。

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小
 ★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

(2) 事業実績

相談内容の内訳

(単位：件)

年度	相談内容	相談件数	相談件数合計	相談者数
2★ ¹	訪問診療に関する事	146	682	299
	介護保険・サービスに関する事	86		
	その他受診・受療に関する事	185		
	費用・その他制度に関する事	51		
	退院後の療養に関する事	92		
	訪問看護に関する事	74		
	介護者に関する事	21		
	入院中の治療・転院に関する事	27		
3★ ¹	訪問診療に関する事	186	882	367
	介護保険・サービスに関する事	84		
	その他受診・受療に関する事	161		
	費用・その他制度に関する事	39		
	今後の療養に関する事	148		
	退院後の療養に関する事	82		
	訪問看護に関する事	94		
	介護者に関する事	11		
	病状・症状に関する事	73		
	入院中の治療・転院に関する事	4		
4	訪問診療に関する事	184	1027	338
	介護保険・サービスに関する事	95		
	その他受診・受療に関する事	171		
	費用・その他制度に関する事	26		
	今後の療養に関する事	223		
	退院後の療養に関する事	66		
	訪問看護に関する事	62		
	介護者に関する事	24		
	病状・症状に関する事	169		
	入院中の治療・転院に関する事	7		

4. 在宅医療・介護の講演会・相談会事業

【地域包括ケア推進課】

医師・歯科医師・薬剤師・看護師・ケアマネジャーなどの医療・介護の専門家が、病気や治療、薬に関することから介護に関することまで、患者やその家族、医療・介護関係者からの様々な相談に応じる相談会を、平成27年度から、市内の各地で開催しています。

平成28年度からは、在宅医療・介護に関する様々なテーマの講演会や市が主催する講演会等のイベントと相談会を組み合わせた二部構成で開催しています。

また、平成30年度から、町会・自治会に専門職が赴き講演会を行う「出張講演会」を実施しています。市は公益社団法人船橋地域福祉・介護・医療推進機構に委託しています。

講演会開催実績

年度	開催回数	参加者数	講演会の主なテーマ
2★ ¹	3回	89名	パーキンソン病について等
3★ ¹	5回	111名	パーキンソン病について等
4	7回	159名	リウマチ・膠原病について等

相談会開催実績

年度	開催回数	相談者数	講演会等の主なテーマ
2★ ¹	3回	20名	訪問診療等の在宅医療・介護に関する事項
3★ ¹	6回	21名	訪問診療等の在宅医療・介護に関する事項
4	8回	34名	訪問診療等の在宅医療・介護に関する事項

出張講演会開催実績

年度	開催回数	参加者数	講演会等の主なテーマ
2★ ¹	1回	50名	救急医療の課題と災害時の心得
3★ ²	—	—	実績なし
4	5回	119名	歯科について等

5. 船橋市在宅医療・介護連携支援用患者情報共有システムを活用した情報共有

【地域包括ケア推進課】

在宅医療・介護連携を推進するための方策の一つとして、在宅で療養生活をする患者の変化する情報について、医療・介護関係者がICTを活用して一元的に共有することができる「船橋市在宅医療・介護連携支援用患者情報共有システム」を平成27年11月から導入しました。

医師や訪問看護師、ケアマネジャー等の医療・介護関係者が、本システムを通じて連携協力関係を深め、在宅で療養生活をする患者に寄り添ったサービスを提供するために役立てています。

利用登録（ID取得者）数

年度	属性	医療・介護関係者数	医療機関・介護事業所数
2		368	103
3		378	104
4		389	105

6. 地域リハビリテーション協議会

【健康政策課】

平成 19 年 5 月に医療・福祉等関係機関の代表からなる船橋市地域リハビリテーション協議会を設置し、高齢者及び障害のある人を含むあらゆる人々が、住み慣れた地域で生き生きと「自立」した生活を送れるよう、急性期から回復期、維持期・生活期まで適切なリハビリテーションが継続的に提供され、医療、保健、福祉、介護等生活にかかわる市民及び関係機関が協力し、包括的かつ一体的な支援が行える地域リハビリテーション体制づくりに取り組んでいます。

7. リハビリセンター

【健康政策課】

平成 25 年度までは市直営の施設として、主に医療機関等でリハビリを終了した人などに、身体機能を維持する機能訓練（維持期リハビリ）及び介護予防のための「はつらつ高齢者筋力トレーニング」を行う施設として、リハビリテーションや各種相談及び助言などを行っていました。

平成 26 年度から指定管理者制度を導入し、地域で生活しながらリハビリを行う方を対象に、リハビリの総合的な提供を行っています。

(1) リハビリセンタークリニック（リハビリテーション科の診療所）

平成 26 年 7 月から、外来診療、外来リハビリ、訪問リハビリ、通所リハビリを実施しています。

リハビリセンタークリニック患者数 (単位：人)

年度	区分	外来診療 外来リハビリ	通所リハビリ	訪問リハビリ	計
2		6,884	10,752	15,419	33,055
3		7,422	11,018	15,881	34,321
4		7,583	11,653	15,256	34,492

(2) 訪問看護ステーション

平成 27 年 4 月から、訪問看護ステーションの運営を実施しています。

訪問看護ステーション患者数

年度	区分	患者数 (人)
2		4,742
3		5,108
4		5,301

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小
 ★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

(3) リハビリ事業（医療保険、介護保険適用外のリハビリ）

65 歳以上の身体機能に低下がみられる方を対象に、パワーリハビリ教室、同フォローアップ、プールリハビリを実施しています。

リハビリ事業利用者数 (単位：人)

年度	区分	パワーリハビリ 教室	パワーリハビリ フォローアップ	プールリハビリ	計
2★ ¹		293	4,298	1,973	6,564
3★ ¹		1,195	9,374	3,506	14,075
4		1,379	11,891	4,442	17,712

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年3月2日から令和2年6月30日、令和2年12月26日から令和3年3月31日及び令和3年8月30日から令和3年9月30日の間、リハビリ事業を休止した。

(4) 地域リハビリテーション拠点事業

リハビリに関する総合相談の窓口を設置し、リハビリを行う病院等との連携や啓発活動を積極的に行い、医療・介護等の専門家、家族等がリハビリテーションの立場から協力しあう「地域リハビリ」の推進を支援しています。

施策2 「難病患者等の支援体制の充実」

1. 難病対策

【保健総務課】

難病患者の不安等を解消するため、相談や療養に必要な支援を行います。また、千葉県が行う医療費助成（指定難病医療費助成制度など）の窓口業務を行います。

難病対策事業実績

年度	区分	医療受給者証 所持者数	保健指導数		
			訪問	面接	電話
2		4,695	132	45	1,040
3		4,482	162	100	1,068
4		4,639	142	107	892

2. 肝炎治療特別促進事業

【保健総務課】

B型及びC型肝炎患者のインターフェロン治療、インターフェロンフリー治療及び核酸アナログ製剤治療にかかる医療費の助成申請を受け付けています。

肝炎治療受給者証申請状況

年度	区分	申請件数	認定者数
2		358	357
3		330	330
4		310	310

3. 小児慢性特定疾病自立支援事業

【保健総務課】

小児慢性特定疾病により、長期療養を必要とする児とその家族に対し、治療方法のみでなく、養育に必要な情報提供・精神的支援を行い、家族相互の交流を図っています。

小児慢性特定疾病自立支援事業（相談支援）実績

年度	区分	相談支援数（件）		
		訪問	面接	電話
2		9	40	551
3		7	33	512
4		3	65	176

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小
 ★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

小児慢性特定疾病自立支援事業（講演・交流会）実施回数・参加者数

区分		年度	2★ ²	3★ ²	4★ ²
実施回数			—	—	—
参加者数	対象児		—	—	—
	親		—	—	—
	学校・保健関係者		—	—	—

4. 小児慢性特定疾病医療費支給事業及び小児指定疾病医療費助成事業

【保健総務課】

小児の慢性疾病で治療が長期にわたり保護者の医療負担も高額となる特定疾病にかかっている児童の医療給付を行っています。

なお、小児慢性特定疾病医療費支給事業（国事業）に該当しなかった小児に対し、小児指定疾病医療費助成事業（市事業）を実施しています。

小児慢性特定疾病医療費支給・小児指定疾病医療費助成事業実績

区分	年度	2		3		4	
		市事業	国事業	市事業	国事業	市事業	国事業
新規件数（件）		6	92	2	118	4	106
受給者数（人）		66	674	61	660	67	660

5. 原爆被爆者見舞金支給制度

【保健総務課】

原爆被爆者に対し、年1回見舞金を支給することにより、福祉の増進に役立っています。

支給額 年7,000円

被爆者見舞金の支給状況

区分	年度	2	3	4
支給者数(人)		186	173	175
支給状況(円)		1,302,000	1,211,000	1,225,000

6. 難病患者援助金

【保健総務課】

原因が不明で治療方法が確立していない難病にかかっている人に対して援助金を支給します。

(対象)

「千葉県特定医療費（指定難病）受給者証」、「船橋市小児慢性特定疾病医療受給者証」又は「船橋市小児指定疾病医療費助成登録証」等を交付されている人

(支給額)

通院 5,000円（月1日以上又は月20日未満の入院の場合）

入院 10,000円（月20日以上の場合）

※ ぜんそくは月20日以上入院の場合のみ対象になります。

※ 継続して20日以上入院した場合で、前の月と後の月の入院日数がそれぞれ20日未満であるときは、後の月を20日以上入院したものとみなして10,000円を支給します。

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小
 ★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

難病患者援助金支給状況

年度	区分	通院(件)	入院(件)	金額(円)
2		35,270	1,617	192,470,000
3		35,133	1,536	190,980,000
4		37,100	1,378	199,245,000

7. 骨髄移植ドナー支援事業

【保健総務課】

白血病などの血液疾患の治療に必要となる骨髄・末梢血幹細胞提供者(ドナー)の登録や骨髄等の移植の推進を図るため、ドナーとドナーが従事する国内の事業所に奨励金を支給しています。(平成28年4月1日から)

支給額 ドナー 1日につき20,000円(7日が上限)

ドナーが従事する事業所 1日につき10,000円(7日が上限)

骨髄移植ドナー支援事業支給状況

年度	区分	ドナー(件)	ドナーが従事する事業所(件)	金額(円)
2		10	2	1,540,000
3		3	1	490,000
4		6	0	840,000

8. 精神保健福祉普及啓発事業

【保健総務課】

精神障害者に対する偏見、差別の解消及び正しい知識の普及啓発を図るために講演会を実施しています。

精神保健福祉普及啓発講演会実施状況

年度	区分	回数(回)	延人数(人)
	2★ ²	0	0
	3★ ¹	1	8
	4	1	43

施策3 「医療提供体制の充実」

1. 市立リハビリテーション病院

【健康政策課】

市では、急性期医療については、全国に先駆けてドクターカーを導入するとともに、また、その中核施設となる医療センターの充実を図って、重篤救急患者の救命に積極的に取り組んできました。

しかしながら、脳卒中等により身体機能に障害を生じた患者に対しては、急性期から回復期にかけて集中的なリハビリテーションを行い、後遺障害の軽減や寝たきりの防止による早期の社会復帰を図ることが必要であることから、平成20年4月1日に医療センター等急性期病院と連携するリハビリテーション病院を設置しました。

(1)所在地 船橋市夏見台 4-26-1

(2)病床数 200床

(3)診療科目 リハビリテーション科

(4)病院運営

指定管理者 医療法人社団 輝生会

(5)診療

・入院診療 ・外来診療 ・訪問リハビリテーション ・短期入所療養介護 ・通所リハビリテーション

(6)診療受付時間及び休診日

- ・ 診療時間 午前8時40分～午後5時
- ・ 診療受付時間 午前8時30分～午後4時30分
- ・ 休診日 日曜日及び年末年始（12月29日～1月3日）

(7)令和4年度入院患者数等

入院患者数（実数）

（単位：人）

区分	入院患者数	退院患者数
合計	839	838

外来・訪問・通所リハビリテーション患者数

（単位：人）

区分	実患者数	延患者数
外来	605	23,767
訪問	526	28,477
通所	176	6,697

※診療日数 310日

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小
 ★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

入院患者の退院先

区分	人数(人)	割合(%)	全国平均(%)
自宅	632	81.4	78.0
急性期病院等	65	8.4	12.3
老人保健施設等	79	10.2	9.8
合計	776	100.0	100.0

(疾患別在宅復帰率内訳は下記)

- ※ 自宅には、有料老人ホーム・グループホーム・特別養護老人ホーム等を含む。
- ※ 急性期病院等には、死亡退院を含む。
- ※ 老人保健施設等には、長期療養型病院を含む。
- ※ 集計結果は、退院患者のうち、一時退院後再入院した同発症日・同病名の患者 59 人及び回復期対象外の 3 人を除いたもの。

疾患別在宅復帰率

区分	人数(人)	復帰率(%)	全国平均(%)
脳血管疾患系	356	86.6	86.5
整形外科系	207	94.1	91.3
廃用症候群	51	87.9	85.4
その他	18	81.8	94.3
合計	632	88.9	88.9

疾患発症から退院するまでの平均日数

区分	人数(人)	日数(日)	全国平均(日)
脳血管疾患系	435	123.0	119.7
整形外科系	250	92.4	80.3
廃用症候群	66	105.0	85.5
その他	25	128.2	80.5
全体	776	111.8	97.9

※ 全国平均は、一般社団法人回復期リハビリテーション病棟協会が行った「回復期リハビリテーション病棟の現状と課題に関する調査報告書(令和5年2月版)」による。

相談件数

(単位: 件)

区分 病棟	受診・受療 援助 (※1)	心理社会的 問題 (※2)	退院援助 (※3)	経済的 援助 (※4)	社会復帰 援助 (※5)	その他	合計
北2病棟	174	1,293	2,675	34	5	56	4,237
南2病棟	238	1,601	3,131	15	3	303	5,291
北3病棟	113	986	2,834	17	0	241	4,191
南3病棟	117	406	3,322	17	4	220	4,086
北4病棟	182	3,239	3,082	24	5	59	6,591
南4病棟	75	1,542	3,540	46	1	175	5,379
外来	2,118	161	161	21	37	258	2,756
合計	3,017	9,228	18,745	174	55	1,312	32,531

- ※1: 入院にまつわる問題の解決・調整援助。入院中の他科受診にまつわる問題の解決・調整援助など。
- ※2: 入院・外来通院中に生じる、諸々の心理社会的問題にまつわる解決・調整援助など。
- ※3: 退院にまつわる問題の解決・調整援助。社会資源の利用援助含む。
- ※4: 経済的問題の解決・調整援助。社会資源の利用援助含む。
- ※5: 復職・復学にまつわる問題の解決・調整援助。社会資源の利用援助含む。

2. 特殊歯科診療事業

【健康政策課】

(1) さざんか特殊歯科診療所

一般の歯科診療所で治療が困難な障害児（者）及び要介護高齢者の歯科診療のため、歯科医師会の協力により、平成6年5月北部福祉会館内に、さざんか歯科診療所を設置しました。

平成27年10月から指定管理者制度を導入し、市が開設し、公益社団法人船橋歯科医師会が指定管理者として管理運営を行うこととなりました。また、名称を「さざんか特殊歯科診療所」に改めました。

令和3年4月から、歯科診療所におけるサービスの充実を図るため、それまで木曜日、土曜日、日曜日の午前12時までであった診療日時について、月曜日、水曜日、金曜日を追加し、診療時間も午後4時30分まで拡大しました。

さざんか歯科診療所診療状況

区分 年度	障害児（者）		要介護高齢者		
	実患者数 （人）	固定診療 （件）	実患者数 （人）	固定診療 （件）	訪問診療 （件）
2	227	820(73)	97	191(55)	26(4)
3	419	1,168(94)	104	212(48)	53(7)
4	353	1,265(110)	146	297(45)	410(10)

※ 診療件数の括弧書きは、摂食嚥下機能訓練の件数

※ 固定診療とは、診療所における歯科診療

(2) かざぐるま休日急患・特殊歯科診療所

昭和52年12月に日曜、祝休日における患者の急な歯の痛み等に対応をするため、歯科医師会の協力により、旧中央保健センター内に応急処置を目的とした「休日急患歯科診療所」を設置しました。

平成27年10月、保健福祉センターへの移転に伴い指定管理者制度を導入し、市が開設し、公益社団法人船橋歯科医師会が指定管理者として管理運営を行うこととなりました。また、名称を「かざぐるま休日急患・特殊歯科診療所」に改め、従来の急患診療に加え、障害児（者）および要介護高齢者への歯科診療を開始し、さらに口腔ケア体制の充実強化及び在宅歯科医療の推進を図ることを目的として要介護高齢者への訪問歯科診療も実施することとなりました。

平成29年4月から、歯科診療所におけるサービスの充実を図るため、特殊歯科診療の診療日について月曜日と火曜日を追加し、障害児（者）の診療日を週6日、要介護高齢者の診療日を週5日に拡大しました。

令和3年4からは、歯科診療サービスのさらなる充実を図り、要介護高齢者の診療日を週6日に拡大しました。

かざぐるま休日急患・特殊歯科診療所診療状況

区分 年度	障害児(者)		要介護高齢者		
	実患者数 (人)	固定診療 (件)	実患者数 (人)	固定診療 (件)	訪問診療 (件)
2	202	972(171)	122	307(31)	1,015(64)
3	234	929(192)	158	400(14)	990(58)
4	245	808(195)	140	328(1)	987(56)

※ かざぐるま休日急患・特殊歯科診療所のうち特殊歯科診療の患者数
 ※ 固定診療とは、診療所における歯科診療
 ※ 診療件数の括弧書きは、摂食嚥下機能訓練の件数

3. 看護師等養成修学資金

【健康政策課】

市内の医療機関等指定施設における看護師等の不足を解消するため市内の医療機関等指定施設で働く意思のある看護学校等の学生に対し修学資金として、平成24年度までは月額20,000円を、平成25年度からは月額30,000円に増額し貸付を行っており、併せて市内の医療機関等指定施設に勤務することを目的とした他の修学資金貸付制度と本制度との併給を可能とすることで、貸付対象者の拡大を図りました。

平成27年4月からは、貸付者について准看護師を養成する学校または養成所に通う学生まで対象とし、また、返還免除となる施設については、介護施設等を含めた市内の医療機関等の規則で定める指定施設とすることにより、医療機関のみから拡大を図りました。

貸付状況

(単位：人)

年度	市立看護専門学校	東京医療保健大学 千葉看護学部	市外の 看護学校等	准看護師 養成所	合計
2	97	58	101	1	257
3	102	77	110	4	293
4	93	78	86	8	265

4. 献血推進事業

【健康政策課】

市では輸血用血液の需要に対処するため、千葉県赤十字血液センターに協力し、会場の確保や広報を行うとともに、船橋市献血推進協議会を組織し、街頭における普及啓発活動をはじめ、各団体、企業等への呼びかけをとおして血液量の確保に努めています。

献血者数の推移

(単位：人)

区分 年度	献血者数	内訳		
		200ml	400ml	成分献血
2	55,942(53,465)	979(783)	26,962(24,681)	28,001(28,001)
3	58,267(56,488)	871(774)	26,885(25,203)	30,511(30,511)
4	57,617(55,484)	1,033(873)	27,036(25,063)	29,548(29,548)

※()内の数値は、献血者数のうち献血ルームの実績値。

5. 市立看護専門学校

【看護専門学校】

市内における看護職員の充足を図ることを目的に、平成3年4月に開校しました。

本校の教育目的は、「看護職として必要な知識・技術を修得するとともに、豊かな人間性を養い、専門職業人として社会に貢献できる看護師として育つ」ことであり、充実した施設、スタッフのもとで看護教育を行っています。

(1) 施設の概要

所在地 船橋市金杉 1-28-7

(2) 受験者、入学者、卒業者の動向

看護専門学校 受験者・入学者住所及び出身高校別内訳

(単位：人、推薦含む)

区分		年度		3		4		5	
		受験者数	入学者数	受験者数	入学者数	受験者数	入学者数		
住所別	市内	30	18	29	15	35	22		
	県内(市内除く)	40	22	48	24	34	19		
	県外	6	1	8	2	3	2		
	合計	76	41	85	41	72	43		
出身高校別	市内	16	10	11	9	10	8		
	県内(市内除く)	44	27	60	29	49	27		
	県外	15	4	14	3	13	8		
	高校認定・大学検定	1	0	0	0	0	0		
	合計	76	41	85	41	72	43		

看護専門学校 卒業生の進路状況

(単位：人)

年度	市内医療機関等		県内医療機関等 (市内除く)	県外医療機関等	進学	その他	合計
	市立医療センター	その他					
2	28	6	1	2	2	1	40
3	29	9	0	0	1	0	39
4	21	6	5	1	0	2	35

※ 各年度の卒業時調査

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小
 ★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

6. 医事薬事関係業務

【保健総務課】

(1) 診療所、薬局等の施設の許可、立入検査等に関すること

診療所、薬局等の施設に対して、各法令に基づき、許可や立入検査等を行います。

医事薬事関係施設一覧

区分	2			3			4		
	施設数	病床数	立入延件数	施設数	病床数	立入延件数★ ¹	施設数	病床数	立入延件数★ ¹
病院	22	4,431	8	22	4,487	10	22	4,487	6
診療所(一般)	369	102	20	375	126	30	385	126	29
診療所(歯科)	325	0	16	325	0	16	329	0	25
助産所	17	0	0	18	0	1	20	0	3
薬局	230	—	20	230	—	25	236	—	16
薬局製剤製造業	19	—	0	18	—	1	16	—	1
薬局製剤製造販売業	19	—	0	18	—	1	16	—	1
医薬品店舗販売業	101	—	22	100	—	16	98	—	8
卸売販売業	34	—	0	31	—	1	33	—	1
高度管理医療機器等販売業	275	—	19	294	—	14	305	—	15
高度管理医療機器等貸与業	142	—	12	150	—	4	162	—	5
管理医療機器販売業	607	—	27	623	—	24	670	—	10
管理医療機器貸与業	47	—	0	49	—	0	62	—	0
毒物劇物販売業	133	—	10	121	—	0	120	—	2
毒物劇物業務上取扱者(届出施設)	8	—	0	8	—	0	8	—	0
特定毒物研究者	4	—	0	4	—	0	4	—	0

(2) 医療安全相談に関すること

医療法に基づき、船橋市医療安全支援センターを設置し、市民や市内医療機関の患者等より医療安全相談を受け付けています。

医療安全相談受付状況

(単位：件)

年度	区分	相談	苦情	合計
2		699	256	955
3		653	298	951
4		498	328	826

◆ 7. 船橋市立医療センター中期経営計画

【病院局経営企画室】

この計画は、公立病院である船橋市立医療センターが地域における役割を担い、将来にわたり必要な医療機能を維持・強化していくために取り組むべき経営方針について取りまとめるものです。

また、本計画は、「船橋市立医療センター改革プラン」、「船橋市立医療センター中期経営計画 平成 24～26 年度」、「船橋市立医療センター中期経営計画 平成 27～29 年度」、「船橋市立医療センター中期経営計画 平成 30～32（令和 2）年度」に続き策定したものです。

8. 市立医療センター

【医療センター】

船橋市立医療センターは、地域の医療機関と連携を図りながら船橋市における中核病院として地域医療の充実・向上を目指し、施設の拡充や医療機器の整備を進める一方で、災害拠点病院として、災害時の救命医療を行うなど高度な診療機能等の維持・確保に努めてきました。平成 19 年 1 月に厚生労働省から「地域がん診療連携拠点病院」の指定を受け、平成 22 年 1 月には緩和ケア病棟がオープンしました。また、3 月には県から「地域医療支援病院」の承認を受けました。さらに、令和 5 年 2 月には千葉県がんセンターから「がんゲノム医療連携病院」の指定を受け、より質の高いがん医療を提供するための体制整備を進めています。

平成 21 年 3 月には、市民にとって魅力ある病院づくりを目指すとともに経営の健全化などに取り組むため、「医療センター改革プラン」を策定し、平成 21 年 4 月に、地方公営企業法の全部適用に移行しました。また、多様化する医療ニーズに対応するため、平成 21 年 4 月に 5 つの診療科、平成 23 年 7 月に歯科口腔外科、平成 25 年 4 月に消化器外科、乳腺外科及び腫瘍内科を増設し、平成 26 年 4 月には放射線科を放射線診断科と放射線治療科に分け、平成 30 年 4 月には脳神経内科、また救命救急センターに救急科を設置しました。平成 30 年 10 月には腎臓内科及びリウマチ科を増設し、全 31 診療科となりました。

救急医療の分野では、併設されている救命救急センターが東葛南部保健医療圏の三次救急医療も担当するなど、中心的な役割を果たしています。

令和 2 年 3 月から、新型コロナウイルス感染症患者の専用病棟を開設し、患者の受け入れを行っています。

(1) 所在地

船橋市金杉 1-21-1

(2) 診療科目

内科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、代謝内科、緩和ケア内科、腫瘍内科、脳神経内科、腎臓内科、精神科、リウマチ科、小児科、外科、消化器外科、乳腺外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、呼吸器外科、心臓血管外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線診断科、放射線治療科、麻酔科、歯科口腔外科、救急科（31 科）

(3) 病床数

449 床

(4) 診療受付時間及び休診日等

診療受付時間 午前 8 時 30 分～午前 11 時（平日）

休 診 日 土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）

※ 救急患者の診療は、診療受付時間外及び休診日においても行います。

(5) 附属施設

① 看護師宿舎 単身用 70 人（全個室）

② 院内保育所 収容人員 50 人

③ 立体駐車場 収容台数 272 台

(6) 救命救急センター

平成 6 年に併設型救命救急センターを開院し、市を中心に東葛南部保健医療圏の三次救急を担っています。

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小
 ★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

(7) 患者数

入院患者数

区分	2			3			4		
	延患者数 (人)	1日平均 (人)	利用割合 (%)	延患者数 (人)	1日平均 (人)	利用割合 (%)	延患者数 (人)	1日平均 (人)	利用割合 (%)
呼吸器内科	15,551	42.6	12.6	14,110	38.7	11.6	10,243	28.1	8.2
消化器内科	10,345	28.3	8.4	10,764	29.5	8.8	12,152	33.3	9.7
循環器内科	15,935	43.7	12.9	15,127	41.4	12.4	17,761	48.7	14.2
代謝内科	1,392	3.8	1.1	1,232	3.4	1.0	1,536	4.2	1.2
緩和ケア内科	553	1.5	0.5	49	0.1	0.0	157	0.4	0.1
腫瘍内科	1,252	3.4	1.0	1,859	5.1	1.5	2,479	6.8	2.0
脳神経内科	875	2.4	0.7	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0
腎臓内科	1,102	3.0	0.9	1,594	4.4	1.3	1,504	4.1	1.2
リウマチ科	1,067	2.9	0.9	1,421	3.9	1.2	1,773	4.9	1.4
小児科	4,281	11.7	3.5	5,105	14.0	4.2	5,090	13.9	4.1
外科	17,935	49.1	14.5	17,404	47.7	14.2	16,906	46.3	13.5
消化器外科	—	—	—	—	—	—	—	—	—
乳腺外科	—	—	—	—	—	—	—	—	—
整形外科	11,541	31.6	9.4	11,221	30.7	9.2	12,278	33.6	9.8
形成外科	1,158	3.2	0.9	1,216	3.3	1.0	1,193	3.3	1.0
脳神経外科	13,521	37.0	11.0	16,248	44.5	13.3	17,365	47.6	13.9
呼吸器外科	1,884	5.2	1.5	1,360	3.7	1.1	1,533	4.2	1.2
心臓血管外科	5,285	14.5	4.3	4,607	12.6	3.8	5,344	14.6	4.3
皮膚科	887	2.4	0.7	1,460	4.0	1.2	1,376	3.8	1.1
泌尿器科	7,901	21.6	6.4	6,974	19.1	5.7	6,860	18.8	5.5
産婦人科	4,950	13.6	4.0	4,171	11.4	3.4	4,810	13.2	3.8
眼科	606	1.7	0.5	383	1.0	0.3	477	1.3	0.4
耳鼻いんこう科	2,017	5.5	1.6	2,657	7.3	2.2	2,066	5.7	1.7
放射線治療科	(1,278)	(3.5)	—	(1,139)	(3.1)	—	(675)	(1.8)	—
歯科口腔外科	242	0.7	0.2	91	0.2	0.1	8	0.0	0.0
救急科	3,128	8.6	2.5	3,024	8.3	2.5	2,147	5.9	1.7
合計	123,408	338.1	100.0	122,077	334.5	100.0	125,058	342.6	100.0
診療日数	365日			365日			365日		

※ 1日平均は、延患者数を診療日数で除した数字。

※ 緩和ケア内科は、主治医の診療科で計上しているが、緩和ケア内科の医師が主治医の場合に限り、緩和ケア内科で計上している。

※ 消化器外科及び乳腺外科は、外科でそれぞれ計上している。

※ 放射線治療科の患者数は、各科の患者数の再掲

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小

★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

外来患者数

区分	年度	2					3					4				
		延患者数			1日平均	利用割合	延患者数			1日平均	利用割合	延患者数			1日平均	利用割合
		新患	再来	合計			新患	再来	合計			新患	再来	合計		
一般外来	内科	1,091	1,985	3,076	12.7	1.5	1,284	1,541	2,825	11.7	1.3	1,390	1,644	3,034	12.5	1.4
	呼吸器内科	1,330	14,203	15,533	63.9	7.8	1,358	15,178	16,536	68.3	7.7	1,228	14,267	15,495	63.8	6.9
	消化器内科	1,617	11,744	13,361	55.0	6.7	1,754	13,205	14,959	61.8	7.0	1,767	14,277	16,044	66.0	7.1
	循環器内科	1,837	18,038	19,875	81.8	10.0	2,042	18,591	20,633	85.3	9.7	2,090	18,676	20,766	85.5	9.2
	代謝内科	240	8,994	9,234	38.0	4.7	257	7,827	8,084	33.4	3.8	322	9,208	9,530	39.2	4.2
	緩和ケア内科	41	68	109	0.4	0.1	12	23	35	0.1	0.0	16	38	54	0.2	0.0
	腫瘍内科	14	912	926	3.8	0.5	38	1,411	1,449	6.0	0.7	59	3,472	3,531	14.5	1.6
	脳神経内科	146	947	1,093	4.5	0.5	98	804	902	3.7	0.4	75	657	732	3.0	0.3
	腎臓内科	98	1,827	1,925	7.9	1.0	139	2,396	2,535	10.5	1.2	173	2,772	2,945	12.1	1.3
	精神科	50	3,179	3,229	13.3	1.6	79	3,534	3,613	14.9	1.7	40	3,857	3,897	16.0	1.7
	リウマチ科	119	1,880	1,999	8.2	1.0	206	3,134	3,340	13.8	1.6	179	3,960	4,139	17.0	1.8
	小児科	848	6,875	7,723	31.8	3.9	1,264	8,058	9,322	38.5	4.4	1,290	8,773	10,063	41.4	4.5
	外科	1,110	24,480	25,590	105.3	12.9	1,293	26,565	27,858	115.1	13.0	1,210	27,764	28,974	119.2	12.9
	消化器外科	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	乳腺外科	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	整形外科	854	9,438	10,292	42.4	5.2	894	10,170	11,064	45.7	5.2	902	10,406	11,308	46.5	5.0
	形成外科	395	4,114	4,509	18.6	2.3	397	3,681	4,078	16.9	1.9	400	3,728	4,128	17.0	1.8
	脳神経外科	1,214	5,071	6,285	25.9	3.2	1,381	5,554	6,935	28.7	3.2	1,356	5,662	7,018	28.9	3.1
	呼吸器外科	87	2,627	2,714	11.2	1.4	70	2,696	2,766	11.4	1.3	115	2,498	2,613	10.8	1.2
	心臓血管外科	109	3,106	3,215	13.2	1.6	97	3,138	3,235	13.4	1.5	149	3,421	3,570	14.7	1.6
	皮膚科	375	3,918	4,293	17.7	2.2	626	5,830	6,456	26.7	3.0	615	6,645	7,260	29.9	3.2
	泌尿器科	633	17,460	18,093	74.5	9.1	810	17,620	18,430	76.2	8.6	889	18,708	19,597	80.6	8.7
	産婦人科	717	8,962	9,679	39.8	4.9	780	8,513	9,293	38.4	4.3	830	9,140	9,970	41.0	4.4
	眼科	212	7,261	7,473	30.8	3.8	228	7,092	7,320	30.2	3.4	259	7,311	7,570	31.2	3.4
	耳鼻いんこう科	1,160	6,207	7,367	30.3	3.7	1,367	7,399	8,766	36.2	4.1	1,416	7,400	8,816	36.3	3.9
	放射線治療科	3	6,470	6,473	26.6	3.3	6	7,484	7,490	31.0	3.5	2	7,172	7,174	29.5	3.2
	麻酔科	1	1,951	1,952	8.0	1.0	0	2,162	2,162	8.9	1.0	1	2,227	2,228	9.2	1.0
歯科口腔外科	2,298	2,018	4,316	17.8	2.2	2,793	2,225	5,018	20.7	2.4	2,767	2,141	4,908	20.2	2.2	
救急科	609	19	628	2.6	0.3	585	32	617	2.5	0.3	483	53	536	2.2	0.2	
小計	17,208	173,754	190,962	785.9	96.4	19,858	185,863	205,721	850.1	96.2	20,023	195,877	215,900	888.5	95.8	
診療日数	243日					242日					243日					
救急外来	昼間	3,058	—	3,058	8.4	1.5	3,243	—	3,243	8.9	1.5	3,591	—	3,591	9.8	1.6
	夜間	4,167	—	4,167	11.4	2.1	4,870	—	4,870	13.3	2.3	5,893	—	5,893	16.1	2.6
	小計	7,225	—	7,225	19.8	3.6	8,113	—	8,113	22.2	3.8	9,484	—	9,484	26.0	4.2
診療日数	365日					365日					365日					
合計	24,433	173,754	198,187	805.7	100.0	27,971	185,863	213,834	872.3	100.0	29,507	195,877	225,384	914.5	100	

※ 1日平均は、延患者数を診療日数で除した数字。

※ 消化器外科及び乳腺外科は、外科でそれぞれ計上している。

施策4 「救急医療体制の充実」

1. 夜間休日急病診療所事業

【健康政策課】

昭和48年12月に医師会の協力により、夜間救急医療体制の改善を図るため、県下に先駆けて衛生センター（旧中央保健センター）内に、夜間の急病患者のための夜間急病診療所を設置しました。

平成20年6月に診療所を船橋市役所別館内に移転するとともに、これまでの夜間診療に加え、日曜・年末年始の昼間の小児科診療を開始し、名称を「夜間休日急病診療所」に改めました。

また、平成27年10月には、保健福祉センター内へ移転したことに伴い、小児科の昼間の診療を祝休日においても実施することで、休日の小児科当番医を定点化しました。

なお、平成23年10月から、開設及び管理運営を医師会から財団法人船橋市医療公社へ変更し、平成24年4月からは同公社（平成25年4月公益財団法人へ移行）が指定管理者として管理運営を行っています。

夜間休日急病診療所 診療状況 (単位：人)

区分 年度	来所患者数			地域別患者数		
	合計	一般	小児	本市	鎌ヶ谷市	その他
2★ ¹	2,288	409	1,879	2,137	84	67
3★ ¹	3,138	413	2,725	2,928	105	105
4	3,615	597	3,018	3,319	143	153

※新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年6月1日から令和4年9月30日まで深夜帯（午前0時～6時）及び外科の診療を休診

2. 二次救急診療事業

【健康政策課】

夜間休日急病診療所や休日当番医などの初期診療で対応できない重症患者に対応するため、平成7年4月から救急医療機関ネットワークを構成する11の病院が輪番制により24時間体制で二次救急診療（内科・外科）事業を実施しています。

また、これら当番医療機関と夜間休日急病診療所との診療時間の“空白”をなくすため、午後5時から午後9時及び午前6時から午前9時の間、軽症患者についても当番医療機関で診療を行っています。

さらに、平成13年4月からは、専門的な治療が必要な小児救急患者を医療機関が輪番制で受け入れる小児二次救急診療事業も実施しています。

二次救急診療事業受診者数

区分 年度	二次救急（人）	小児二次救急（人）
2	9,595	2,445
3	9,845	3,561
4	11,051	4,934

3. 休日診療事業

【健康政策課】

休日の急病患者に対応するため、昭和 35 年 7 月から、医師会の協力のもと、内科、外科などの医療機関が輪番で診療する休日当番医制度を実施しています。

平成 20 年 6 月から、日曜、年末年始の小児科当番医を船橋市夜間休日急病診療所に一部定点化、また、平成 27 年 10 月からは、夜間休日急病診療所が保健福祉センター内に移転することに伴い、祝休日においても診療を実施することで休日の小児科当番医を夜間休日急病診療所に定点化しました。

休日診療事業受診状況 (単位：人)

年度	区分	患者数			
		合 計	内 科 系	外 科 系	そ の 他 科
2		2,607	1,570	727	310
3		2,727	1,773	708	246
4		2,959	2,015	676	268

4. 休日歯科診療事業

【健康政策課】

昭和 52 年 12 月に日曜、祝休日における患者の急な歯の痛み等に対応をするため、歯科医師会の協力により、旧中央保健センター内に応急処置を目的とした「休日急患歯科診療所」を設置しました。

平成 27 年 10 月、保健福祉センターへの移転に伴い指定管理者制度を導入し、市が開設し、公益社団法人船橋歯科医師会が指定管理者として管理運営を行うこととなりました。また、名称を「かざぐるま休日急患・特殊歯科診療所」に改めました。

来所患者数 (単位：人)

年度	区分	来所患者数	地域別患者数		
			本 市	鎌ヶ谷市	そ の 他
2		200	181	6	13
3		237	221	5	11
4		208	177	12	19

※ かざぐるま休日急患・特殊歯科診療所のうち休日急患歯科診療の患者数

5. ふなばし健康ダイヤル24

【健康政策課】

(1) 事業内容

平成23年6月1日から、市民からの電話による健康・医療・介護・メンタルヘルス等の相談に、看護師等が24時間年中無休で応じるとともに、最寄りの医療機関や夜間・休日に受診可能な医療機関を案内する事業を、市は委託し実施しています。

ふなばし みな健康

電話 0120-2784-37 FAX 0120-3066-68 ※船橋市民専用・通話料無料

(2) 主な相談内容

- ・健康相談 …… 日常生活で感じる「身体の不調」や、「健康の保持・増進」に関するもの
- ・医療相談 …… 病気に関する説明や治療・検査などについてのアドバイス
- ・介護相談 …… 介護者や被介護者が抱く様々な不安
- ・育児相談 …… 妊娠・出産・育児などの相談についてのアドバイス
- ・メンタルヘルス相談 …… ストレスや不安などの対処法等についてのアドバイス
- ・医療機関情報案内 …… 最寄りの医療機関や夜間・休日に受診可能な医療機関の案内

ふなばし健康ダイヤル24相談実績

(単位：件)

区分 年度	相談件数	相談内容内訳										
		健診・ドック	健康保持増進	気になる身体症状	家庭看護	治療	母子保健	育児	ストレス・メンタルヘルス	紹介・手配	夜間・休日の医療機関案内	その他
2	78,074	353	504	34,849	4,609	14,306	35	2,299	14,793	49	6,103	174
3	59,270	223	237	25,853	2,813	10,097	15	1,991	13,133	22	4,763	123
4	72,876	242	279	35,345	2,509	12,296	17	1,704	13,858	34	6,454	138

6. 救急医療シンポジウム

【健康政策課】

平成元年度から、市民に対する救急医療への意識の高揚及び心肺蘇生法の普及・啓発を図ることを目的として開催しています。

救急医療シンポジウム開催状況

区分	年度	2★ ²	3★ ²	4★ ²
参加者数(人)		-	-	-
テーマ		-	-	-
会場		-	-	-

7. 救急医療推進事業

【健康政策課】

(1) 公共施設設置AED一元化事業

市内の公共施設等にAEDを設置し、施設の利用者の安全・安心を確保するとともに、施設の周りで心停止傷病者が発生した際に、施設の開館時間帯に市民がAEDを利用できる環境を整えました。

設置施設数 (各年度：4月1日現在、単位：施設)

年度	3	4	5
施設数	255	256	257

(2) 船橋まちなかAEDステーション事業

市民による心肺蘇生法実施の機会を拡大するため、市内の24時間営業のコンビニエンスストアのうち、協力が得られた店舗にAEDを設置し、当該コンビニエンスストアの周りで心停止傷病者が発生した際に、市民がいつでもAEDを利用できる環境を整えました。

設置店舗数 (各年度：4月1日現在、単位：店舗)

年度	3	4	5
店舗数	222	225	228

(3) 教育・保育施設AED設置事業

私立の認可保育園、幼稚園及び認定こども園にAEDを設置し、こどもの安全・安心を確保するとともに、これらの施設の周りで心停止傷病者が発生した際に、施設の開館時間帯に市民がAEDを利用できる環境を整えました。

設置施設数 (各年度：4月1日現在、単位：園)

年度	3	4	5
施設数	139	145	146

(4) 自動体外式除細動器(AED)貸出事業

【消防局救急課】

AEDの普及・啓発を図るとともに、催しの参加者の安全を図るため、市内の消防署、分署及び消防の出張所の13か所において、次のいずれかに該当する催しに対して無償で貸出を行っています。

- ① 市が主催、共催、後援又は協賛をする催し
- ② 営利を目的とせず、かつ、私的ではない催し

※本事業は船橋市自動体外式除細動器貸出事業実施要綱に基づき、平成27年11月から所管課を健康政策課から消防局救急課に変更し、実施しています。

※いずれもAEDの使用方法を学ぶことを目的とするものは除くものとしています。

貸出実績 (単位：件)

年度	2	3	4
貸出数	2	9	18

基本施策 3 高齢者福祉

基本施策3 「高齢者福祉」

1. 高齢者人口

【高齢者福祉課】

市における65歳以上の人口は、昭和55年10月には23,742人で総人口に対し5.0%でしたが、令和5年4月では、総人口に対する比率は、24.0%となっています。

65歳以上人口推移

年度	船橋市総人口A (人)	65歳以上人口B (人)	総人口比 (%) (B/A×100)
平成 14	551,916	76,286	13.8
15	556,986	81,157	14.6
16	561,126	85,394	15.2
17	563,737	89,902	15.9
18	569,750	95,231	16.7
19	576,384	101,106	17.5
20	584,152	106,651	18.3
21	590,943	112,449	19.0
22	598,213	116,636	19.5
23	601,321	119,131	19.8
24	602,996	123,777	20.5
25	615,876	130,367	21.2
26	620,389	135,867	21.9
27	624,396	141,207	22.6
28	627,816	145,201	23.1
29	632,341	148,203	23.4
30	636,539	150,822	23.7
令和 元	640,012	152,661	23.9
2	643,971	154,125	23.9
3	645,450	154,947	24.0
4	645,972	155,345	24.0
5	647,597	155,270	24.0

※ 表の数値は各年4月1日現在の住民基本台帳人口を基にしています。

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小
 ★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

60歳以上人口年齢別推移

(単位:人)

年度 \ 区分	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80歳以上	合計
平成 14	38,067	30,550	19,640	12,471	13,625	114,353
15	39,177	31,926	21,507	13,287	14,437	120,334
16	41,385	32,788	22,927	14,300	15,379	126,779
17	41,615	33,617	24,600	15,357	16,328	131,517
18	39,732	34,620	26,651	16,440	17,520	134,963
19	39,383	36,260	28,526	17,594	18,726	140,489
20	40,985	37,608	29,873	19,276	19,894	147,636
21	41,532	39,709	30,883	20,551	21,306	153,981
22	43,296	39,962	31,701	22,162	22,811	159,932
23	45,226	38,010	32,707	24,039	24,375	164,357
24	44,049	37,778	34,184	25,726	26,089	167,826
25	41,040	39,432	35,499	27,117	28,319	171,407
26	38,122	39,984	37,462	28,023	30,398	173,989
27	34,888	41,699	37,847	28,836	32,825	176,095
28	32,933	43,474	36,054	29,934	35,739	178,134
29	31,575	42,376	35,781	31,503	38,543	179,778
30	30,344	39,319	37,349	32,667	41,487	181,166
令和 元	30,253	36,537	37,884	34,548	43,692	182,914
2	30,411	33,526	39,465	34,936	46,198	184,536
3	30,899	31,645	41,077	33,208	49,017	185,846
4	31,722	30,240	40,059	32,788	52,258	187,067
5	33,186	29,045	37,158	34,184	54,883	188,456

※ 表の数値は各年4月1日現在の住民基本台帳人口を基にしています。

施策1 「生きがいづくり」

1. 生きがい広場（ゲートボール場）の整備事業

【高齢者福祉課】

高齢者の健康の増進と仲間づくりを図ることを目的に生きがい広場にゲートボール場を設置しています。

生きがい広場 設置状況

No.	所在地	開設年月	規模（面）
1	南三咲 3-17-25	昭和 58年 4月	3
2	習志野台 5-42-2	60年 4月	1
3	本郷町 499	60年 4月	1
4	三山 6-14	62年 3月	1
5	松が丘 4-32	平成 7年 3月	1
合 計			7

2. 老人憩の家の施設、整備事業

【高齢者福祉課】

高齢者が相互の親睦、教養の向上、レクリエーション等の活動を行う場として、「老人憩の家」を設置しています。

利用時間 公共施設内 午前9時～午後5時
 そ の 他 午前10時～午後4時
 開設日 週3日以上

老人憩の家設置状況

No.	所在地	開設日	No.	所在地	開設日
①	宮本 6-18-1	昭和 63. 4. 1	18	習志野台 2-19-11	昭和 55. 7. 23
2	宮本 8-38-11	平成 10. 4. 1	19	習志野台 3-17-3	平成 7. 4. 1
③	浜町 2-1-15	平成 26. 5. 23	20	習志野台 8-32-17	平成 23. 4. 1
④	若松 2-3-6	昭和 55. 4. 1	21	薬円台 3-10-19	平成 23. 6. 1
⑤	南本町 10-1	平成 2. 4. 1	②	薬円台 5-18-1	平成 3. 4. 1
⑥	本町 1-23-7	昭和 62. 4. 1	③	高根台 1-2-5	平成 8. 5. 29
⑦	海神町 2-264-5	平成 5. 10. 1	④	高根台 2-2-2	昭和 59. 6. 7
⑧	西船 2-21-12	平成 14. 6. 1	⑤	松が丘 1-52-22	昭和 59. 5. 8
⑨	西船 4-17-3	平成 17. 1. 24	⑥	三山 2-42-3	昭和 57. 4. 1
10	西船 5-3-8	昭和 54. 8. 1	27	三山 5-23-8	平成 13. 4. 1
⑪	本郷町 554	昭和 56. 4. 1	28	田喜野井 1-26-1	平成 1. 4. 1
⑫	本中山 1-6-6	平成 20. 4. 1	29	田喜野井 5-14-5	平成 23. 4. 1
⑬	前貝塚町 601-1	昭和 62. 4. 1	⑩	新高根 1-12-9	平成 2. 4. 1
⑭	夏見 4-39-15	昭和 61. 4. 29	⑪	みやぎ台 1-7-1	昭和 58. 4. 1
15	前原西 7-15-27	平成 28. 4. 1	⑫	三咲 3-5-10	平成 1. 4. 1
⑯	飯山満町 2-488-8	昭和 60. 4. 1	33	前原東 3-30-1	平成 21. 4. 1
⑰	小室町 3308	昭和 56. 4. 1	34	西習志野 4-18-6	平成 16. 4. 1

※ No. の○囲みの所は公共施設内に設置

3. 老人福祉センターの整備、運営

【高齢者福祉課】

老人福祉法に基づき設置された施設で、60歳以上の高齢者に対して各種の相談に応ずるとともに、健康増進、教養の向上及びレクリエーション等のため、便宜を総合的に供与することを目的としています。

(1) 東老人福祉センター

所在地 船橋市薬円台5-31-1（社会福祉会館内）

運営 指定管理者（公財）船橋市福祉サービス公社

設置の内容

階別	室名
2階	所長室、事務室、和室、研修室、大広間、娯楽室、健康・生活相談室、図書室、機能回復訓練室、浴室

施設の利用状況

（単位：人）

年度	個人利用者	団体利用者	見学その他	合計	一日平均利用者数
2★ ¹	14,316	7	14	14,337	90
3★ ¹	36,930	0	28	36,958	139
4★ ¹	49,819	0	87	49,906	171

機能回復訓練、特別訓練、血圧測定利用状況

（単位：人）

種別 年度	機能回復訓練				健康体操	血圧測定	健康相談	合計
	訓練器具	電気マッサージ	電子浴	計				
2★ ¹	15,993	6,827	7,749	30,569	382	1,109	1,175	33,235
3★ ¹	28,533	13,590	17,526	59,649	2,423	2,066	2,195	66,333
4★ ¹	37,365	15,158	25,509	78,032	3,206	2,316	2,335	85,889

趣味・講座会員数（4年度）

（単位：人）

名称	開設週曜日	会員数	名称	開設週曜日	会員数
料理	第1・3火	28	詩吟	第2・4金	11
手芸	第1・3火	10	茶道	第2・4金	10
カラオケ	第2・4土	72	木彫	第1・3月	20
華道	第2・4水	16	ダンス	第2・4金	36
フォークダンス	第2・4水	20	盆栽	第1・3金	12
書道	第1・3土	26	囲碁	毎日	72
民謡	第2・4木	25	卓球	不定期（月6回程）	90
歌唱	第1・3木	47	ビリヤード	毎日	41
舞踊	第1・3木	11	折紙	第1・3月	32
大正琴	第2・4月	13	将棋	毎日	27
ほほえみ体操	第1・3月	74	ばか面踊り	第1・3水	11
俳句	第1・3金	18	クラブ数合計23、会員数合計722		

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小
 ★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

(2) 中央老人福祉センター

所在地 船橋市夏見台1-11-3

運営 指定管理者 (福)船橋市社会福祉協議会

設置の内容

階別	室名
1階	所長室、事務室、健康相談室、浴室、機能回復訓練室、作業室、大広間
2階	娯楽室、図書室、研修室、趣味のへや
別棟	陶芸施設

施設の利用状況

(単位：人)

年度	個人利用者	団体利用者	見学その他	合計	一日平均利用者数
2★ ¹	7,283	0	5	7,288	46
3★ ¹	22,564	64	22	22,650	85
4★ ¹	30,728	293	35	31,056	106

機能回復訓練、特別訓練、血圧測定利用状況

(単位：人)

種別 年度	機能回復訓練				健康体操	血圧測定	健康相談	合計
	訓練器具	電気マッサージ	電子浴	計				
2★ ¹	2,819	2,720	2,380	7,919	324	1,020	175	9,438
3★ ¹	3,338	4,749	3,839	11,926	3,000	2,509	391	17,826
4★ ¹	4,477	4,965	4,476	13,918	4,648	3,328	460	22,354

趣味・講座会員数(4年度)

(単位：人)

名称	開設週曜日	会員数	名称	開設週曜日	会員数
カラオケ	第2・4月	26	華道	第1・3木	8
手芸	第2・4水	11	盆栽	第2・4木	8
ばか面	第1・3火	11	茶道	第2・4火	8
陶芸	第1・2・3・4火、第1・3金	40	卓球	毎週木、第2・4土	29
ハーモニカ	第1・3月	12	書道	第2・4金	14
民謡	第1・3水・土	15	折り紙	第1・3月	14
俳句	第1・3水	6	舞踊	第1・3金	5
ダンス	第2・4水	6	囲碁	毎日	9
詩吟	第2・4水	10	将棋	毎日	14
撞球	毎日	12	水墨画	第2・4木	9
ハワイアン	第1・3月	20	ペン習字	第1・3水	19
コーラス	第1・3月、第2・4金	24	ウクレレ	第1・3木	4
PC	第1・3土	22	クラブ数合計 25、会員数合計 356		

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小
 ★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

(3) 北老人福祉センター

所在地 船橋市三咲7-24-1 (北部福祉会館内)

運営 指定管理者 (福) 清和会

設置の内容

階別	室名
2階	所長室、事務室、和室、会議室、大広間、教養娯楽室、生活・健康相談室、機能回復訓練室、浴室
3階	集会室、図書室、付設作業室

施設の利用状況

(単位：人)

年度	個人利用者	団体利用者	見学その他	合計	一日平均利用者数
2★ ¹	12,844	65	15	12,924	81
3★ ¹	38,133	497	54	38,684	145
4★ ¹	46,502	657	120	47,279	161

機能回復訓練、特別訓練、血圧測定利用状況

(単位：人)

年度	種別	機能回復訓練				健康体操	血圧測定	健康相談	合計
		訓練器具	電気マッサージ	電子浴	計				
2★ ¹		4,388	5,840	6,654	16,882	165	2,673	4,324	24,044
3★ ¹		8,843	13,715	13,722	36,280	1,871	5,176	9,406	52,733
4★ ¹		11,537	15,219	15,195	41,951	2,678	6,351	10,711	61,691

趣味・講座会員数 (4年度)

(単位：人)

名称	開設週曜日	会員数	名称	開設週曜日	会員数
書道	第1・3月	13	詩吟	第2・4水	12
歌唱	第2・4月	41	料理	第2・4水	19
舞踊	第2・4月	10	陶芸	第2・4月、第2・4火、 第2・4水、第1・3金	38
社交ダンス	第2・4火	25	俳句	第1・3木	9
囲碁	第1・2・3・4水	41	卓球	第1・2・3・4金	41
将棋	第1・2・3・4水	26	大正琴	第1・4金	13
練功	第1・3水	30	茶道	第1・3金	11
カラオケ	第1・3水	31	民謡	第2・4水	31
フラダンス	第1・3土	19	絵手紙	第1・3木	19
折紙	第1・3水	7	健康麻雀	第1・2・3・4土	48
クラブ数合計 20、会員数合計 484					

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小
 ★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

(4) 西老人福祉センター

所在地 船橋市藤原 3-2-15 (西部福祉会館内)

運営 指定管理者 (福)船橋市社会福祉協議会

設置の内容

階別	室名
1階	ラウンジ、付設作業所
2階	所長室、事務室、生活相談室、大広間、趣味室・教養室、健康相談室、機能回復訓練室、浴室
3階	集会室、図書室、会議室、実習室、研修室、娯楽室

施設の利用状況

(単位：人)

年度	個人利用者	団体利用者	見学その他	合計	一日平均利用者数
2★ ¹	5,621	0	28	5,649	35
3★ ¹	22,256	0	20	22,276	83
4★ ¹	33,023	0	41	33,064	112

機能回復訓練、特別訓練、血圧測定利用状況

(単位：人)

種別 年度	機能回復訓練				健康体操	血圧測定	健康相談	合計
	訓練器具	電気マッサージ	電子浴	計				
2★ ¹	1,662	1,885	2,364	5,911	65	2,423	713	9,112
3★ ¹	2,931	5,224	6,018	14,173	727	9,896	3,119	27,915
4★ ¹	4,652	7,766	10,128	22,546	1,644	12,446	5,392	42,028

趣味・講座会員数 (4年度)

(単位：人)

名称	開設週曜日	会員数	名称	開設週曜日	会員数
社交ダンス	第1・3月	28	陶芸A	第1・2・3木	29
陶芸B	第1・2・3月	27	新舞踊	第1・3木	11
コンディショニング グストレッチ	第2・4火	15	絵手紙	第1・3金	14
民謡	第2・4月	24	折紙	第1・3金	19
茶道	第1・3火	8	料理	第2・4月	7
書道	第1・3火	16	ほほえみ体操	第2・4金	16
華道	第2・4火	9	カラオケB	第1・3金	26
カラオケA	第1・3火	48	将棋	毎日	15
ロコモ体操	第1・3水	9	囲碁	毎日	8
フラダンス	第2・4水	16	卓球	毎日	139
大正琴	第2・4水	8	クラブ数合計 21、会員数合計 492		

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小
 ★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

(5) 南老人福祉センター

所在地 船橋市湊町 1-11-19 (南部福祉会館内)

運営 指定管理者 (福) 聖進會

設置の内容

階別	室名
1階	所長室、事務室、付設作業所
2階	ラウンジ、健康相談室、機能回復訓練室、会議室、大広間、図書室、浴室
3階	実習室、和室、研修室、集会室、趣味室、娯楽室

施設の利用状況

(単位：人)

年度	個人利用者	団体利用者	見学その他	合計	一日平均利用者数
2★ ¹	9,642	668	5	10,315	62
3★ ¹	24,144	1,442	27	25,613	96
4★ ¹	30,077	2,411	45	32,533	111

機能回復訓練、特別訓練、血圧測定利用状況

(単位：人)

年度	種別	機能回復訓練				健康体操	血圧測定	健康相談	合計
		訓練器具	電気マッサージ	電子浴	計				
2★ ¹		2,711	3,223	4,498	10,432	26	3,043	908	14,409
3★ ¹		3,820	7,675	9,252	20,747	1,040	8,765	1,846	32,398
4★ ¹		5,015	7,016	9,695	21,726	1,486	8,150	1,876	33,238

趣味・講座会員数 (4年度)

(単位：人)

名称	開設週曜日	会員数	名称	開設週曜日	会員数
カラオケ	第1・3月	44	将棋	毎週火・金	31
陶芸A	第1・3木	14	料理	第2・4火	休止中
陶芸B	第2・4木	16	書道	第2・4月	18
社交ダンス	第1・3木	18	茶道	第1・3水	2
詩吟	第2・4月	10	手芸	第1・3金	9
新舞踊	第2・4木	8	フラダンス	第2・4水	25
卓球	毎週火・第1・3・5土	32	養生功	第2・4木	29
ウクレレ	第1・3水	10	ほほえみ体操	第2・4金	44
囲碁	毎週火・金	29	ひまわり歌唱	第1・3金	49
健康麻雀	第1・2・3・4水	43	クラブ数合計 19、会員数合計 431		

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小
 ★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

4. 老人クラブ助成事業

【高齢者福祉課】

老人クラブは、概ね60歳以上の人を対象とした地域を基盤とする自主的な組織であり、健全で豊かな日常生活を送るため、生きがいと健康づくり、社会参加活動などを行っています。

老人クラブ地区別結成状況

地区別	中央地区	東部地区	西部地区	北部地区	合計
老人クラブ数	54	85	26	47	212

老人クラブ数年度別推移

年度	2	3	4
老人クラブ数	236	233	212
会員数	11,711	10,980	9,749

老人クラブ助成金年度別推移

年度	2	3	4
均等割助成	20～29人：年額40,050円 30人以上：年額75,600円	20～29人：年額40,050円 30人以上：年額75,600円	20～29人：年額40,050円 30人以上：年額75,600円
人員割助成	20～29人：21人目から1人につき年額450円 30人以上：31人目から1人につき年額450円	20～29人：21人目から1人につき年額450円 30人以上：31人目から1人につき年額450円	20～29人：21人目から1人につき年額450円 30人以上：31人目から1人につき年額450円
助成額	19,632,150円	18,754,800円	16,894,800円

5. 敬老事業

【高齢者福祉課】

高齢者を敬愛し、長寿を祝福するとともに、高齢者に対する理解と関心を深めることを目的として、敬老行事を開催する町会・自治会等に対し、敬老行事交付金を交付しています。

また、その年の7月1日に市内に居住し、下表の年齢に達する方に敬老祝金を支給しています。

なお、令和2年度の敬老記念品については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策として贈呈時における人との接触回避等のため、令和元年度敬老記念品購入券と同額の現金を口座振込にて贈呈しました。

令和3年度から記念品購入券の贈呈に替えて同額の現金を口座振込にする方法に変更し、名称を「敬老記念品」から「敬老祝金」として、対象年齢の変更も行いました。

敬老行事交付金交付状況 (単位：件)

年度	2★ ²	3★ ²	4★ ²
交付件数	—	—	—

敬老祝金（記念品）交付状況 (単位：人)

年度	2	3	4
77歳	7,394	—	—
88歳	2,681	2,775	2,841
99歳	137	—	—
100歳	112	90	96
101歳以上	134	—	—

6. 高齢者いきいき健康教室

【高齢者福祉課】

市内在住の60歳以上の高齢者を対象に、軽体操・ダンス等を通じ、体力の維持・増進及び、ふれあいの場の提供を目的として実施しています。

高齢者いきいき健康教室利用状況 (単位：人)

年度	2★ ¹	3★ ¹	4★ ¹
利用者数	214	224	366
会場	南老人福祉センター(2教室) 北老人福祉センター 東老人福祉センター 西老人福祉センター 中央老人福祉センター 新高根公民館 西部公民館 薬円台公民館	南老人福祉センター(2教室) 北老人福祉センター 東老人福祉センター 西老人福祉センター 中央老人福祉センター 新高根公民館 西部公民館 薬円台公民館 宮本児童ホーム内老人憩の家 海神児童ホーム内老人憩の家 三咲児童ホーム内老人憩の家 西船児童ホーム内老人憩の家 南本町子育て支援センター内老人憩の家 緑台町会会館	南老人福祉センター(2教室) 北老人福祉センター 東老人福祉センター 西老人福祉センター 中央老人福祉センター 新高根公民館 西部公民館 薬円台公民館 宮本児童ホーム内老人憩の家 海神児童ホーム内老人憩の家 三咲児童ホーム内老人憩の家 西船児童ホーム内老人憩の家 南本町子育て支援センター内老人憩の家 緑台町会会館

7. 高齢者健やか活動支援事業

【高齢者福祉課】

老人クラブや地域単位の団体等(以下、「協力団体」という。)が、概ね60歳以上の高齢者を対象として、健康増進や体力づくり、食生活の改善、加齢による心身機能の低下への対応等を演題として、医師・保健師・栄養士等の医療関係者を招き、講演会や説明会を市との共催により開催しています。テーマや講師については、協力団体が決定します。

高齢者健やか活動支援事業実施状況

年度	2★ ¹	3★ ¹	4★ ¹
回数(回)	0	2	2
参加者(人)	0	24	37

施策2 「施設整備・人材確保の推進」

1. ケア・リハビリセンター

【高齢者福祉課】

船橋市ケア・リハビリセンターは、福祉先進都市で姉妹都市でもあるデンマーク王国オーデンセ市の優れた施策を参考として、平成10年度に開設した高齢者支援施設です。

この施設は、ケアハウスとリハビリセンターで構成され、特にリハビリセンターは、維持期におけるリハビリテーションサービスを提供することにより、ねたきり防止を図るものです。

所在地 船橋市飯山満町 2-519-3

施設内容 リハビリセンター

ケアハウス〔個室 30 室、夫婦室 5 室、計 40 人分〕

2. 養護老人ホームへの措置

【高齢者福祉課】

65 歳以上で、経済的理由及び環境上の理由により、居宅において養護を受けることが困難な高齢者を、養護老人ホームに入所させます。

措置者数（長期入所）

豊寿園（船橋市） 22 人（令和 5 年 4 月 1 日現在）

3. 特別養護老人ホーム整備促進事業

【高齢者福祉課】

特別養護老人ホームの整備促進を図るため、整備を行う事業者へ補助金を交付します。

令和 4 年度から令和 6 年度の 3 年間で 190 床分の整備を行います。

特別養護老人ホーム 補助単価 4,500,000 円/床

4. 老人ホームの充実

【高齢者福祉課】

特別養護老人ホーム朋松苑の設置

要介護認定を受けた高齢者に、ケアプランに基づき、日常生活の介護、機能訓練、健康管理及び療養上の管理等のサービスを行います。また、要介護・要支援高齢者とその家族の負担を軽減するための通所介護（デイサービスセンター）・短期入所生活介護（ショートステイ）施設等を併設しています。

所在地 船橋市西船 2-21-12

定員 120 人（特別養護老人ホーム 100 人 ショートステイ 20 人）

運営 指定管理者（福）八千代美香会

5. 老人デイサービスセンターの設置

【高齢者福祉課】

市立の老人デイサービスセンターを3箇所設置し、在宅の要介護・要支援高齢者に対し入浴・給食等の日常生活上の支援などを日帰りで行っています。

(1) 北老人デイサービスセンター

所在地 船橋市三咲 7-24-1 (北部福祉会館内)
利用定員 20名
運営 指定管理者 有限会社ミカタ

(2) 南老人デイサービスセンター

所在地 船橋市湊町 1-11-19 (南部福祉会館内)
利用定員 30名
運営 指定管理者 (福) 南生会

(3) 朋松苑デイサービスセンター

所在地 船橋市西船 2-21-12 (特別養護老人ホーム 朋松苑内)
利用定員 40名
運営 指定管理者 (福) 八千代美香会

6. 看取り環境整備推進事業費補助事業

【高齢者福祉課】

市内の介護施設等において、看取り対応が可能な環境を整備するため、家族等の宿泊等のための個室の確保を目的として、施設改修等の整備にかかる経費を補助します。

特別養護老人ホーム等 補助単価 3,820,000円/1施設
令和4年度 補助額 3,245,000円(1施設分)

7. 介護ロボット等導入支援事業費補助事業

【高齢者福祉課】

介護環境の改善を図るための介護ロボットの導入や、介護分野におけるICT化を抜本的に進めるため、介護施設等の大規模修繕に併せてロボット・ICTを導入する経費の一部を補助します。

特別養護老人ホーム等 補助単価 458,000円/床
令和4年度 補助額 15,925,000円(3施設分)

8. 介護人材バンク事業

【地域包括ケア推進課】

介護人材の確保および定着に向け、介護職を目指す求職者と市内介護施設・事業者を結ぶ、「船橋市介護人材無料職業紹介所」を令和4年2月に開設し、運営しております。

紹介所では、求職者と人材不足で困っている介護施設等のマッチングを行うほか、求職者が施設・事業所へ見学・面接する際の同行支援や、就職後の面談、研修など継続的な支援を行います。

市は一般社団法人船橋市医師会に委託し実施しています。

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小
 ★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

介護バンク事業実績

(単位：人)

年度	実績	有効求人数	有効求職者数	就職者数
3		122	15	0
4		213	42	5

(各年度3月31日現在)

9. 介護職員初任者研修等費用助成事業

【介護保険課】

介護職員の就業促進及び資質の向上のため、介護職員初任者研修及び実務者研修受講に係る費用の一部を助成します。

実施状況

年 度	2	3	4
延助成人数(人)	161	241	232

10. 介護・福祉の合同就職説明会「PORT」の開催事業

【介護保険課】

介護に従事する人材を確保するため、合同就職説明会を開催します。

開催状況

年 度	2★ ²	3	4
説明会開催回数(回)	—	1	1

施策 3 「相談支援体制の充実」

◆ 1. 船橋市成年後見制度利用促進基本計画

【地域包括ケア推進課】

成年被後見人等の基本的人権が尊重され、意思決定支援と身上保護が適切に行われることを理念とした「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が平成 28 年 5 月に施行され、国において平成 29 年 3 月に「成年後見制度利用促進基本計画」が策定されました。国の計画では、成年後見制度利用促進や権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築が掲げられています。

こうした状況を踏まえ、船橋市においても、認知症や知的障害、その他精神上的の障害により判断能力が十分でない人の生活や権利を護るため、令和 4 年 3 月に「船橋市成年後見制度利用促進基本計画」を策定いたしました。計画期間は令和 4 年度をスタートとし 5 年間としております。

「船橋市成年後見制度利用促進基本計画」では、『みんなでつくる支援の輪。自分らしく暮らせるまち、船橋。』を基本理念とし、認知症や障害により判断能力が十分でなくとも、本人の意思が尊重され、生きがいを持ち、住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくりを目指します。本計画では、船橋市における権利擁護支援体制の整備や、司法・福祉等の専門職と地域が結びつき市民を支える地域連携ネットワークの構築、市民が安心して制度を円滑に利用できるための体制の整備、権利擁護支援の推進を図る中核となる機関の設置等を掲げています。

すべての市民が障害の有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活を送ることができるよう、社会全体で支え合う地域づくりのため、事業を推進してまいります。

2. 成年後見制度普及事業

【地域包括ケア推進課】

認知症、知的障害、その他精神上的の障害により判断能力が十分でない人の財産や権利を護るため、司法・福祉・地域関係者が協働する地域の支援連携ネットワークを構築し、権利擁護支援の包括的な支援体制の構築、成年後見制度の利用促進、制度の普及、啓発を行います。

(1) 船橋市権利擁護支援等推進協議会

船橋市成年後見制度利用促進基本計画の策定、進捗管理等の協議、船橋市における権利擁護支援の推進のため、司法・医療・福祉の専門職や権利擁護に携わる地域の関係者等を構成員とする船橋市権利擁護支援等推進協議会を年 2 回開催します。

(2) 権利擁護支援定例会議・専門職相談

司法・福祉の専門職によるバックアップのもと、成年後見制度の利用の判断や権利擁護支援方針の決定、支援困難事例の対応等を検討する体制を整え、権利擁護における適正な支援を担保するとともに、後見人や権利擁護に携わる支援者の支援を行います。

権利擁護支援定例会議は年 4 回、専門職相談は弁護士や司法書士等から臨時でアドバイスを受ける体制を整えています。

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小
 ★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

(3) 専門職研修

後見人や権利擁護に携わる専門職に対して、意思決定支援の啓発や権利擁護支援の質の向上を目指すため、研修を実施します。

(4) 成年後見制度市民向け講演会

市民に対して、成年後見制度の普及啓発のため講演会を実施します。

成年後見制度市民向け講演会 開催状況

年度	開催回数（回）	参加者数（人）
2★ ²	0	0
3★ ¹	1	40
4	2	142

3. 成年後見制度利用支援事業（65歳以上高齢者）

【地域包括ケア推進課】

65歳以上の高齢者であって成年後見制度を利用するにあたり必要な後見人等への報酬を支払うことが困難な低所得者に対し、報酬を助成します。

成年後見制度利用支援事業実施状況（報酬助成）（単位：件）

年度	区分	件数
2		88
3		94
4		96

4. 高齢者まちかど案内所事業

【地域包括ケア推進課】

船橋市内の介護保険事業所、薬局、接骨院・整骨院、はり・きゅう・マッサージ施設等に協力を依頼し、65歳以上の介護保険を受けていない方やその家族に対して主に介護予防・介護に関するサービスや適切な対応窓口の情報を提供してもらう無償協力事業です。

高齢者まちかど案内所事業 協力事業者数（単位：箇所）

年度	区分	介護保険事業所	薬局	接骨院・整骨院	はり・きゅう・マッサージ施設	その他	合計
2★ ¹		129	47	10	6	0	192
3★ ¹		126	47	10	6	0	189
4		132	47	10	6	1	196

5. 高齢者実態把握事業

船橋市が実施する「船橋市健康スケール」の未返送者等に対し、地域包括支援センターや受託者の調査員が訪問して状況を調査することにより、援助が必要にもかかわらず必要な支援が得られていない可能性がある高齢者を地域包括支援センターの支援に繋げます。

年 度	調査件数		
	2	3	4
調査件数	13,393	13,016	15,106
支援につなげた数	143	114	160

(単位：件)

6. 包括的支援事業

地域支援事業

【地域包括ケア推進課】

(令和5年4月1日現在)

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、高齢者やその家族に生活上の不安が生じた場合に相談を受け、早めに適切な医療や介護などの社会保障制度、その他の関係機関へつなぐ体制が必要となります。また、対象者一人ひとりについて多様な職種が連携・協働し、地域におけるサービスや資源を活用しながら支援していくことが重要です。

介護や福祉、健康、医療、認知症のことなど、さまざまな面から総合的に高齢者やその家族を支援する体制の確立、そして高齢者が要介護状態になることの予防を推進し、明るく活力ある高齢社会を築いていくために、地域包括支援センターを直営5か所、委託9か所の計14か所設置し、包括的支援事業を実施しています。

また、在宅介護支援センターを地域包括支援センターの協働機関として位置づけ、地域の身近な相談窓口として地域包括支援センターと一体となって高齢者支援を行っています。

地域包括支援センター一覧

名称	所在地
中部	北本町 1-16-55 (保健福祉センター1階)
新高根・芝山、高根台(委託)	芝山 1-39-7 フォンテーヌ芝山 104
東部	薬円台 5-31-1 (社会福祉会館3階)
前原(委託)	前原西 2-29-10 青空ビル1階
三山・田喜野井(委託)	三山 6-41-24 田屋ビル 103
習志野台(委託)	習志野台 2-71-15 ACEビル2階202
西部	本郷町 457-1 (西部消防保健センター4階)
塚田(委託)	前貝塚町 565-11 塚田プラザ 304
法典(委託)	馬込西 1-2-10 寿ビルA101
南部	湊町 2-10-25 (市役所3階)
宮本・本町(委託)	宮本 4-19-12 ヨモギダビル 203
北部	三咲 7-24-1 (北部福祉会館1階)
二和・八木が谷(委託)	二和東 6-17-39
豊富・坪井(委託)	神保町 117-8

(1) 総合相談支援事業・権利擁護事業

介護や福祉などに関する問題や高齢者虐待の防止、成年後見制度など高齢者の相談に総合的に応じています。

地域包括支援センター総合相談実施状況 (単位：件)

年度	介護保険等 保健福祉サービス	権利擁護 (成年後見制度等)	高齢者虐待	合計
2	57,068	3,455	4,726	65,249
3	55,045	2,594	3,498	61,137
4	66,000	2,849	3,797	72,646

① 在宅介護支援センター運営事業

在宅介護支援センター運営状況

年度	委託数 (箇所)	延相談件 (件)	実態把握 (件)
2	16	15,568	1,094
3	16	16,427	989
4	15	17,106	1,101

② 相談協力員の研修

相談協力員※研修参加状況

年度	開催回数 (回)	参加者数 (人)
2★ ²	—	—
3★ ²	—	—
4	1	246

※相談協力員とは地域包括支援センター及び在宅介護支援センターの円滑な運営に資するため、情報提供、連携支援及びその他協力を行う者で、民生委員、地区社会福祉協議会及び地域ボランティア等、福祉に対し関心の高い者の中から依頼した者をいう。

(2) 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

地域の高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができるよう、包括的・継続的なケア体制の構築、地域における介護支援専門員のネットワークの構築・活用、地域の介護支援専門員が抱える支援困難事例等への指導・助言を行っています。

ケアマネジャー支援事業実施状況

年度	介護支援専門員相談件数 (件)
2	995
3	824
4	912

施策4 「生活支援の充実」

1. 食の自立支援配食サービス事業

【高齢者福祉課】

食事づくりが困難な高齢者等を対象に、栄養のバランスが良く食べやすい食事をお届けするとともに、希望する人には、管理栄養士が食事内容を分析し、栄養指導を行う栄養管理サービスを実施しています。

市は公益財団法人船橋市福祉サービス公社に委託し実施しています。

利用状況

年度	2	3	4
登録者数(人)	177	171	184
延配食数(食)	13,466	12,484	12,428
栄養管理利用者(人)	111	112	110

2. 福祉タクシー事業

【高齢者福祉課】

要支援2・要介護1～5の認定を受けた高齢者を対象に、タクシー運賃の半額(上限1,200円)を助成する福祉タクシー乗車券(要介護者等)を交付しています。

利用状況

(単位：件)

年度	2	3	4
交付件数	8,615	9,614	9,858

3. 寝具乾燥消毒事業

【高齢者福祉課】

日照上又は人手などの理由で自然乾燥消毒を行うことが困難な、ねたきり又はひとり暮らしの65歳以上の高齢者を対象に、寝具乾燥消毒車を派遣しています。

利用状況

(単位：人)

年度	2	3	4
利用者数	158	139	131

4. 軽度生活援助事業

【高齢者福祉課】

ひとり暮らし高齢者等の居宅に援助員を派遣し、日常生活上の軽易な援助をします。

市は公益財団法人船橋市福祉サービス公社に委託し実施しています。

利用状況

年度	2	3	4
利用者数(人)	446	428	388
延世帯数(世帯)	12,777	12,415	11,541

5. 訪問理美容サービス

【高齢者福祉課】

理容院・美容院へ出向くことが困難な要介護4・5の高齢者を対象に、理容師・美容師が居宅を訪問して、カットなどを行います。

利用状況

年度	2	3	4
実利用者数(人)	33	27	34
延利用回数(回)	72	50	89

6. 日常生活用具の給付・貸与

【高齢者福祉課】

65歳以上の高齢者を対象に、日常生活用具の給付・貸与を行っています。

ただし、杖を除く生活用具の給付及び福祉電話の貸与については所得税非課税世帯に限ります。

給付・貸与の状況

品物		年度	2	3	4
給付	電磁調理器(台)		56	56	95
	自動消火装置(台)		18	18	21
	シルバーカー(台)		121	135	177
	杖(本)		571	623	677
貸与	福祉電話(台)		14	12	10

7. 補聴器購入費用助成事業

【高齢者福祉課】

聴力低下により日常生活に支障がある所得税が非課税世帯の高齢者(聴覚障害の身体障害手帳を交付されておらず、医師により補聴器の使用が必要であるとの証明があること。)を対象に、補聴器を購入する際の費用を、2万円を上限に助成しています。

助成状況 (単位：件)

年度	2	3	4
助成件数	78	92	121

8. 緊急通報装置の貸与

【高齢者福祉課】

ひとり暮らし等で、常時安否確認が必要な65歳以上の高齢者を対象に、急病など万一の場合に緊急連絡がとれる装置を無料で貸与しています。

また、常に安否の確認は必要ではなくても、急病やケガなど緊急時の対応に不安を持っている75歳以上のひとり暮らし高齢者を対象に、有料で貸与しています。

貸与状況 (単位：台)

年度	2	3	4
延貸与台数	2,224	2,266	2,352
3月末現在貸与台数	1,961	2,007	2,075

9. 声の電話訪問

【高齢者福祉課】

安否の確認を必要としているひとり暮らし高齢者を対象に、孤独感の解消と近況確認のため、電話相談員が定期的に電話で訪問しています。

利用状況 (単位：人)

年度	2	3	4
利用者数	71	73	81

10. 高齢者住宅整備資金貸付事業

【高齢者福祉課】

日常生活で介護を必要とする65歳以上の高齢者のために住宅を補修若しくは増改築する場合に、その高齢者と同居又は同居しようとする人を対象に、必要な資金を無利子で貸付しています。

貸付状況

年度	2	3	4
貸付件数(件)	0	0	0
貸付額(千円)	0	0	0

11. 高齢者住宅改造費助成事業

【高齢者福祉課】

要介護・要支援の認定を受け市内に1年以上居住している高齢者等のために住宅の改造をしようとする人を対象に、その資金を助成しています。(助成限度額50万円)

ただし、市民税・県民税課税額32万円以下の世帯に限ります。

助成状況

年度	2	3	4
助成件数(件)	98	127	111
助成額(千円)	31,424	38,329	36,018

12. 外国人等高齢者福祉給付金支給事業

【高齢者福祉課】

制度上の理由から、公的年金に加入できなかった外国人等の高齢者を対象に、福祉給付金(月額5,000円)を支給しています。

支給状況

年度	2	3	4
支給人数(人)	1	1	1
支給額(千円)	60	60	60

13. はり、きゅう、マッサージ等費用助成事業

【高齢者福祉課】

はり、きゅう、マッサージ等の施術が必要な70歳以上の市民税・県民税非課税の高齢者を対象に、助成券(800円/枚)を年間12枚交付しています。

利用状況

年度	2	3	4
交付者数(人)	1,847	1,860	1,831
利用枚数(枚)	12,048	12,097	11,640

14. 老々家族介護支援はり、きゅう、マッサージ等費用助成事業

【高齢者福祉課】

65歳以上の高齢者のみの世帯で、要介護2以上の認定を受けた人を居宅で介護している家族を対象に、助成券(800円/枚)を年度24枚交付しています。

利用状況

年度	2	3	4
交付者数(人)	79	114	96
利用枚数(枚)	801	952	953

15. 高齢者介護予防促進はり、きゅう、マッサージ等費用助成事業

【高齢者福祉課】

介護保険制度の「総合事業」として実施する介護予防事業および各地域等の介護予防教室に規定回数以上参加した65歳以上の高齢者を対象に、助成券(800円/枚)を交付しています。(1事業につき12枚を交付。ただし、対象となるのは1年度に1回のみ。)

利用状況

年度	2	3	4
交付者数(人)	85	65	113
利用枚数(枚)	380	394	573

16. ファミリー・サポート・センター(介護)

【高齢者福祉課】

日常生活に不便を感じている高齢者を支援するため、介護に関する相互援助活動の調整等を行います。市は公益財団法人船橋市福祉サービス公社に委託し実施しています。

会員数及び利用状況

年度		2	3	4
会員数(人)	協力会員	173	156	175
	利用会員	202	206	183
	遠隔地会員	295	312	237
	本人会員	216	220	172
	両方会員	3	3	5
利用回数(回)		2,023	1,552	1,213

17. 障害者控除対象者の認定

【高齢者福祉課】

認知症または身体の障害により日常生活に支障がある 65 歳以上の高齢者及びその人を扶養している人を対象に、障害者控除対象者認定書を交付しています。

申請状況 (単位：件)

年度	2	3	4
申請件数	1,311	1,543	1,629
障害認定件数	364	483	511
特別認定件数	916	1,029	1,078

18. 生活・介護支援サポーター事業

【高齢者福祉課】

ボランティアをする意思のある 60 歳以上の人を対象として生活・介護支援サポーターを養成し、在宅の高齢者宅や介護施設に派遣することで、在宅サービスの不足や介護現場における人材不足の解消を側面から支援しています。

市は公益財団法人船橋市福祉サービス公社に委託し実施しています。

利用状況

年度	2	3	4
在宅高齢者登録者数(人)	563	547	536
延利用回数(回)	2,048	1,763	1,636
登録施設数(施設)	10	10	10
延利用回数(回)	1,010	1,025	1,452
サポーター登録者数(人)	303	286	262

19. 緊急一時支援事業

【高齢者福祉課】

ひとり暮らし高齢者・高齢者のみ世帯の人(ただし介護認定の無い者が対象)が急な体調不良などで日常生活に支障が生じた場合に、日常生活上の一時的な支援サービスを行う緊急一時支援員を派遣しています。

市は公益財団法人船橋市福祉サービス公社に委託し実施しています。

利用状況 (単位：件)

年度	2	3	4
利用件数	18	11	17

20. ひとり暮らし高齢者等見守り活動支援事業

【高齢者福祉課】

ひとり暮らし高齢者等への継続した見守り活動を行っている団体を対象に、下記の支援を行っています。

①あつたか訪問助成事業

地域の団体がひとり暮らし高齢者等の安否確認を目的として、定期的に居宅を訪問した場合に、補助金を交付します。

②地域声の電話訪問助成事業

地域の団体がひとり暮らし高齢者等の安否確認、話し相手、孤独感の解消を目的として、定期的に電話訪問した場合に、補助金を交付します。

③ひとり暮らし高齢者地域交流会補助事業(補助停止中)

①②の事業を実施している団体が、事業対象者であるひとり暮らし高齢者等を対象とした交流会を継続的に実施した場合に、補助金を交付します。

交付・活動状況

年度	2	3	4
交付団体数(団体)	31	27	26
見守り対象高齢者数(人)	2,110	1,719	1,765

21. 介護用品支給事業

【高齢者福祉課】

在宅の重度要介護者(要介護3・4・5で市民税・県民税課税額65,000円以下(生活保護受給者を除く))を対象に、介護用品を支給しています。

支給状況

(単位：人)

年度	2	3	4
支給者数	2,849	2,828	2,985
延支給人数	21,812	23,237	24,223

22. 在宅重度要介護者入院時おむつ代助成事業

【高齢者福祉課】

上記の介護用品の支給を受けていた要介護者が、入院した際にかかったおむつ代を、1回の入院につき継続して3か月、年度6か月までを限度に(上限6,600円/月)助成しています。

助成状況

年度	2	3	4
助成者数(人)	192	164	200
延助成月数(月)	447	369	430

23. 家族介護慰労金支給事業

【高齢者福祉課】

要介護4・5の高齢者を居宅で介護している家族で、下記1～4の要件に該当する場合、年額150,000円の慰労金を支給しています。

1. 市民税・県民税非課税世帯であること。
2. 過去1年間に介護保険のサービス(通算7日間以内のショートステイの利用を除く)を利用していないこと。また、通算して90日を超える入院をしていないこと。
3. 過去1年間継続して要介護4又は5の認定を受けていること。
4. 生活保護の受給者でないこと。

支給状況 (単位：件)

年度	2	3	4
支給件数	3	3	4

24. ケア・リハビリセンター

【高齢者福祉課】

ケアハウス市立船橋長寿園

身体機能の低下等により、自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる60歳以上の高齢者が、安心して自立した生活を送るための施設です。

食事の提供(1日3食)、入浴、生活相談などのサービスがあります。

緊急の際は夜間も含め職員がすぐに対応するほか、各室にはナースコールが備えられています。

事業開始年月日 平成10年5月22日

事業運営 指定管理者 社会福祉法人 清和会

定員 単身者 30人(30室)、夫婦者 10人(5室) 計 40人

- 利用者要件
1. 市内に住所を有すること。
 2. 60歳以上の者であること。
 3. 自炊ができない程度の身体機能の低下等が認められ、又は高齢のため独立し、生活するには不安が認められる者であって、家族による援助を受けることが困難なものであること。
 4. ケアハウスを利用することにより、自立した生活が可能となること。
- ※ 夫婦入居の場合、一方が1.～4.の要件を備えている者であり、他の一方が、55歳以上の者であって3.～4.の要件を備えている者。

25. やすらぎ支援員訪問事業

【高齢者福祉課】

認知症高齢者を居宅で介護している家族を対象に、やすらぎ支援員を派遣し、認知症高齢者の見守り、話し相手などを行います。

市は公益財団法人船橋市福祉サービス公社に委託し実施しています。

利用状況

年度	2	3	4
登録者数(人)	93	71	61
延訪問回数(回)	219	48	101
延時間数(時間)	528	119.5	255

26. 指定介護予防支援事業

【地域包括ケア推進課】

地域包括支援センターでは、要支援1・2の方のケアプランを作成しています。

なお、その業務の一部を居宅介護支援事業所に委託しています。

介護予防ケアプラン作成状況 (単位：件)

年度	作成数	うち委託した数
2	22,945	15,642
3	23,213	15,790
4	22,960	15,837

基本施策 4 地域福祉・生活困窮者支援

基本施策 4 「地域福祉・生活困窮者支援」

◆ 1. 第 4 次船橋市地域福祉計画

【福祉政策課】

少子高齢化や核家族化が急速に進み、人々の価値観も多様化している中で、地域での住民同士のつながりの希薄化や地域活動の担い手不足によるコミュニティの衰退が問題となっています。

また、80代の親と50代のひきこもりの子の世帯の問題である「8050問題」や育児と介護のダブルケア、本来は大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行うヤングケアラーと言われる子供たちなど、複合的な課題を抱え、従来の福祉サービスでは対応が困難な新たな課題が生じています。

こうした状況を踏まえて「市民の誰もが生き生きと自分らしく安心して暮らし続けることのできる船橋」を創出するため、地域と行政の役割分担のあり方や、「市民」「地域」「行政」のそれぞれが取り組んでいくべき施策を掲げたものが「船橋市地域福祉計画」であり、メインテーマを「コミュニケーション船橋^{シティ}の創出」としています。

船橋市地域福祉計画は、平成17年に第1次計画、平成22年に第2次計画、平成27年に第3次計画が施行され、新たに令和4年度から第4次計画が施行されました。その間、平成29年に社会福祉法が改正され、地域福祉計画が、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する、いわゆる福祉分野の「上位計画」として位置づけられました。

第4次計画は、市における地域福祉推進の基本方針であると共に、地域福祉に関する施策を推進するための共通理念と取り組みの方向性を示しています。これまでの第3次計画の施策項目を継承しながら、3つの柱（柱1 心をつなぐ地域づくり～まずは知り合い～、柱2 楽しく暮らせる地域づくり～共に楽しみ・遊んで～、柱3 安心して暮らせる地域づくり～困ったときには助け合う～）と1つの土台（地域福祉推進のための仕組みづくり～活気と温もりのある地域を目指して～）を基本方針として定め、「地域共生社会」の実現に向けた観点から特に重要となる施策を重点施策に定めています。

重点施策を推進することで、①世代や属性を越えて交流できる場や居場所を整備する地域づくりに向けた支援、②社会とのつながりを作るための支援を行う参加支援、③世代や属性を問わず包括的に相談を受け止める相談支援という3つの支援を進め、「地域共生社会」の実現を目指します。

施策1 「地域福祉の体制整備」

1. 福祉サービスに関する苦情解決制度

【福祉政策課】

社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業において市が提供する福祉サービスについて、サービス利用者からの苦情申し出に対し、各施設の苦情解決責任者による苦情解決を行うほか、サービス利用者から申し出があった場合には、中立・公正な立場である第三者委員が苦情の申し出者と施設関係者との話し合いの場に立ち会い、必要に応じて助言をすることで、苦情解決に努めます。

苦情受付件数

区分	年度	2		3		4	
		件	%	件	%	件	%
高齢者		0	0.00	0	0.00	0	0.00
障害者		1	100.00	5	62.50	0	0.00
児童		0	0.00	3	37.50	15	100.00
その他		0	0.00	0	0.00	0	0.00
合計		1	100.00	8	100.00	15	100.00

苦情受付方法

区分	年度	2		3		4	
		件	%	件	%	件	%
面談		0	0.00	4	50.00	8	53.34
電話		1	100.00	4	50.00	3	20.00
書面		0	0.00	0	0.00	2	13.33
FAX・その他		0	0.00	0	0.00	2	13.33
合計		1	100.00	8	100.00	15	100.00

申出人との関係

区分	年度	2		3		4	
		件	%	件	%	件	%
本人		0	0.00	0	0.00	0	0.00
親・子供		0	0.00	7	87.50	12	80.00
その他		1	100.00	1	12.50	2	13.33
不明		0	0.00	0	0.00	1	6.67
合計		1	100.00	8	100.00	15	100.00

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小
 ★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

苦情の内容

区分	年度		2		3		4	
	件	%	件	%	件	%		
職員の接遇	1	100.00	3	37.50	3	20.00		
サービスの質や量	0	0.00	4	50.00	9	60.00		
説明・情報提供	0	0.00	1	12.50	0	0.00		
利用料	0	0.00	0	0.00	0	0.00		
被害・損害	0	0.00	0	0.00	0	0.00		
権利侵害	0	0.00	0	0.00	0	0.00		
その他	0	0.00	0	0.00	3	20.00		
合計	1	100.00	8	100.00	15	100.00		

苦情解決の方法

区分	年度		2		3		4	
	件	%	件	%	件	%		
利用者への説明	1	100.00	3	37.50	3	20.00		
接遇改善	0	0.00	2	25.00	3	20.00		
サービス内容の改善	0	0.00	2	25.00	4	26.67		
その他	0	0.00	1	12.50	5	33.33		
継続中	0	0.00	0	0.00	0	0.00		
合計	1	100.00	8	100.00	15	100.00		

2. 地域福祉活動助成金交付事業

【地域福祉課】

「福祉と緑の都市宣言」に伴う記念事業のひとつである、福祉基金の設置により、基金から生じる運用収入等を活用し、市民活動団体が行う地域福祉の推進を目的とする事業に対して助成金を交付しています。

《助成対象事業》

- (1) 船橋市地域福祉計画を推進するための事業
- (2) 在宅福祉の普及・向上に資する事業
- (3) 健康・生きがいつくりの推進に資する事業
- (4) ボランティア活動の活性化に資する事業
- (5) その他、地域福祉の推進に資する事業

交付実績

区分	年度	2	3	4
地域福祉活動助成金交付額(円)		809,000	1,553,000	2,328,000
地域福祉活動助成金交付団体数(団体)		15	15	19

3. 民生委員・児童委員

【地域福祉課】

民生委員・児童委員は、社会奉仕の精神をもって、自主的に社会福祉の増進に努める民間の奉仕者で、厚生労働大臣の委嘱を受けて市内 24 地区に定数 794 人（主任児童委員 55 人含む）を基準に配置されています。

主な活動は、高齢者をはじめ、障害者、児童、ひとり親世帯、生活困窮世帯や生活保護受給世帯等の生活状態を必要に応じ適切に把握し、生活に関する相談に応じ、必要な助言や援助、福祉サービスを適切に利用するための情報提供等を行うとともに、関係行政機関とのパイプ役となるなど、広範囲にわたって地域社会の福祉増進に努めています。

4. 船橋市社会福祉協議会活動促進事業補助金

【地域福祉課】

社会福祉法第 109 条において、地域福祉の推進を図ることを目的とした団体と位置づけられている社会福祉法人船橋市社会福祉協議会が行う地域での福祉サービス等を実施する活動に対して補助金を交付しています。

(1) 船橋市社会福祉協議会活動促進事業補助金

交付実績

(単位：円)

区分	年度	2	3	4
活動促進事業補助金		67,678,003	70,884,270	76,111,580

(2) 補助金の主な対象事業

①ミニデイサービス事業

ひとり暮らし及び日中一人になる高齢者で引きこもりがちな方・介護保険認定外（自立判定者）の方を対象とし、健康チェックや軽体操等を行う中で、生きがいをづくりの場の提供を行うミニデイサービス事業に補助金を交付しています。

ミニデイサービス事業実施状況

区分	年度	2	3	4
開催回数（回）		26	48	283
延参加人数（人）		439	803	9,689
延ボランティア数（人）		484	459	2,784

- ★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小
- ★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

②ふれあい・いきいきサロン事業

地域住民の誰もが自由に参加でき、参加者自身が内容について企画する中で、趣味やレクリエーション（ゲーム等）を通じ、世代を超えた仲間づくりの場の提供を行うふれあい・いきいきサロン事業に補助金を交付しています。

ふれあい・いきいきサロン事業実施状況

区分 \ 年度	2	3	4
開催回数（回）	10	33	246
延参加人数（人）	154	391	3,314
延ボランティア数（人）	171	217	1,500

5. 生活支援体制づくり推進事業

【地域福祉課】

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で生活を継続できるように、住まい・予防・生活支援・介護・医療が一体的に切れ目なく提供されるサービス提供体制の構築を目指し、その生活支援サービスの充実に向けて、地域資源の開発・支援及びネットワークの構築をすすめ、地域で支える取り組みを支援するため、生活支援コーディネーターを地区社協に配置しています。

設置地区社協数 (単位：個所)

区分 \ 年度	2	3	4
地区社協	24	24	24

6. 災害見舞金等支給制度

【地域福祉課】

被災者の生活の安定を速やかに取り戻すため、見舞金を支給します。
また、死亡した方の遺族または葬祭を行う方に対し、弔慰金を支給します。

災害見舞金及び災害弔慰金 (単位：円)

区分	見舞金額		
	単身者	一般世帯(2人)	一般世帯(3人以上)
全焼(壊)	30,000	50,000	
半焼(壊)	20,000	30,000	
消火冠水	10,000	20,000	
床上浸水	20,000	40,000	50,000
死亡弔慰金	1人につき 100,000円		

7. 住宅等災害復旧資金利子補給制度

【地域福祉課】

台風等の災害により住宅等に被害を受けた者の生活の立直しの援護を図るため、被災者が災害復旧資金を金融機関から借り受けた場合、その借り受け残額に対して利子を補給いたします。

- ・利子補給率 年3%以内
- ・期 間 7年以内
- ・対象限度額 500万円

8. 災害援護資金の貸付

【地域福祉課】

災害の被害を受けた当時、船橋市に住所を有していた方で、災害により世帯主が負傷、住居・家財等に被害があった場合の生活建て直しに資するため、世帯主に対し災害援護資金を貸付けします。

- ・利 率 据置期間経過後1.5%(連帯保証人を立てる場合は無利子)
- ・据置期間 3年(特別の場合は5年)
なお、据置期間中は無利子で償還は不要です。
- ・償還期間 10年(据置期間を含む)
- ・償還方法 年賦・半年賦・月賦(元利均等償還、ただし繰上償還可)
- ・違 約 金 年5.0%(支払期日までに償還されなかった場合等)

9. 地域福祉バス借上料補助事業(令和4年度から開始)

【地域福祉課】

貸切バスを利用して地域福祉の増進を目的とした視察、研修、社会福祉に関する活動を行う団体に対し、バス借上料の一部の補助を行います。

《令和4年度実施状況》

- ・交付件数：29件

10. シルバーカードの交付

【高齢者福祉課】

65歳以上の高齢者を対象に、緊急連絡先などを記入して携帯していただくシルバーカードを交付しています。

シルバーカード(旧シルバー身分証)交付状況 (単位：人)

年度	2	3	4
交付者数	330	234	214

- ★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小
- ★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

11. みまもりあいプロジェクト事業

【地域包括ケア推進課】

みまもりあいアプリの普及・啓発

認知症高齢者等の行方不明者検索のため、(一社)セーフティネットリンケージが開発したスマートフォンの行方不明者検索支援アプリ「みまもりあいアプリ」の普及・啓発を進めています。市に行方不明者情報が寄せられると、市役所から半径20キロメートル内にいるアプリ登録者に、行方不明者の性別・身長・体型・衣服・持ち物などの情報を共有し、行方不明者の早期発見につなげます。市民同士が見守り合える“互助のまちづくり”を目指しています。

搜索依頼発信実績 (単位:件)

年度	搜索依頼発信実績
2	3 (うち未発見1)
3	7 (うち未発見1)
4	6 (うち未発見2)

施策 2 「生活困窮者への支援」

1. ホームレス総合相談

【地域福祉課】

地域福祉課がホームレス問題に関する総合的な相談窓口となり、ホームレス又はホームレスとなるおそれのある者に対して、福祉サービスの利用等に関する相談・指導等を行うとともに、市民等からホームレス問題に関する苦情・要望等を受けた場合には、庁内関係課・関係機関と連携のもと解決を図っています。

令和 4 年度申出件数実績 (単位：件)

申出人		申出方法		相談内容	
ホームレス	0	窓口	1	荷物等撤去	0
他の公共機関	0	電話	16	福祉施設等入所	0
市民	23	市民の声	2	情報提供等	16
庁内他課	4	メール	10	生活保護・治療	3
その他	3	その他	1	その他	14
合計	30	合計	30	合計	33

※「相談内容」については、1件の申出で複数の相談を受けているものがあります。

2. ホームレス巡回相談

【地域福祉課】

ホームレス又はホームレスとなるおそれのある者の起居する場所（主に公園・河川敷等の市内公共施設）を地域福祉課の職員（2名1組）が巡回し、これらの者と直に面接を行い、日常生活に関する相談・指導等を行っています。

また、相談の結果により、保健・医療・福祉等の各種施策の活用にかかる助言を行うとともに、庁内関係課・関係機関との連携のもと必要な支援を行っています。

《令和 4 年度実施状況》

- ・実施期間（回数） 令和 4 年 4 月から令和 5 年 3 月まで
 （市内全域：1 コースにつき年 4 回、船橋駅周辺：年 12 回）
- ・延相談人数 34 人

3. ホームレス問題に関する庁内連絡会議

【地域福祉課】

市内公共施設を管理する課や、保健・福祉関係課など、庁内関係各課で構成した連絡会議を定期的に行い、ホームレスに対する自立支援対策の検討・情報交換等を行い、関係各課における共通認識や連携強化を図っています。

4. 生活困窮者自立支援制度

【地域福祉課】

平成 27 年から施行された生活困窮者自立支援法に基づき、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者（生活困窮者）等に対し、支援を行っています。

(1) 自立相談支援事業

【地域福祉課】

就労の支援その他の自立に関する問題につき、生活困窮者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言をし、並びに関係機関との連絡調整を行います。

相談等件数 (単位：件)

区分 \ 年度	2	3	4
相談等件数	22,671	22,214	22,096

(2) 住居確保給付事業

【地域福祉課】

離職等又はやむを得ない休業等により、離職や廃業と同程度の状況になり、住居を喪失した又はそのおそれのある生活困窮者に対し、住居確保給付金を支給します。

支給決定件数（延長等含む） (単位：件)

区分 \ 年度	2	3	4
支給決定件数	1,397	403	94

(3) 就労準備支援事業

【地域福祉課】

就業が著しく困難な生活困窮者に対し、一般就労に従事するための準備として、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

支援件数 (単位：件)

区分 \ 年度	2	3	4
支援件数	10	14	11

(4) 家計改善支援事業

【地域福祉課】

生活困窮者に対し、収入、支出その他家計の状況を適切に把握すること及び家計の改善の意欲を高めることを支援するとともに、生活に必要な資金の貸付けのあっせんを行います。

支援件数 (単位：件)

区分 \ 年度	2	3	4
支援件数	15	20	14

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小
 ★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

(5) 一時生活支援事業（令和4年度から開始）

【地域福祉課】

一定の住居を持たない生活困窮者の自立を図るため、一定の期間、宿泊場所や食事の提供等の支援を行います。

支援件数 (単位：件)

区分 \ 年度	2	3	4
支援件数	-	-	3

(6) 学習支援事業

【子ども家庭支援課】

生活保護世帯、生活困窮世帯及びひとり親世帯等の中学生に対し、学習支援等を行います。

また、高校中退防止の取り組みとして学習支援事業参加者に対して、高校進学後の自習・面談等ができる場を提供します。

参加者数 (単位：人)

区分 \ 年度	2	3	4
ひとり親世帯等	172	215	187
生活保護世帯	32	45	45
生活困窮世帯	87	90	94

5. 生活保護世帯等の自立支援の推進

【生活支援課】

生活に困窮する市民に対して、国の生活保護制度に基づき必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長し、低所得者の福祉の充実を図ります。

(1) 生活相談、指導の充実

ケースワーカー、指導員、面接員等専門職員の資質の向上に務め、民生児童委員等との密接な連携により、相談者の生活困窮の原因の的確な把握を行い、実情に即した相談、指導体制の充実を図ります。

①生活保護の相談及び開始、廃止の状況について

令和4年度の相談件数は1,968件で前年度と比較すると88件減少しており、申請件数は1,170件で91件の減少となっています。

また、申請件数の内、開始に至った件数は868件で前年度と比較すると85件の減少となっています。

生活保護の相談・開始・廃止の年度別推移

区分 \ 年度	相談件数 (件)	申請件数 (件)	却下件数 (件) (取下げ含む)	開始		廃止	
				世帯数	人員(人)	世帯数	人員(人)
2	2,032	1,162	301	861	1,066	777	918
3	2,056	1,261	308	953	1,193	769	903
4	1,968	1,170	302	868	1,134	847	978

(2) 援護措置の充実

①保護の種類

生活保護法に基づく扶助の種類は次の8種類となっています。

- 1) **生活扶助** 衣食、その他日常生活に必要な扶助を行います。
- 2) **教育扶助** 教科書、学用品、教材費、給食費、その他義務教育に必要な扶助を行います。
- 3) **住宅扶助** 家賃、敷金、家屋の補修、その他住宅の維持の為に必要な扶助を行います。
- 4) **医療扶助** 病気の治療に必要な扶助を行います。
- 5) **介護扶助** 施設入所及び居宅等に係る介護の為に必要な扶助を行います。
- 6) **出産扶助** 出産の為に必要な扶助を行います。
- 7) **生業扶助** 生業に必要な資金、器具、資材及び技能修得、高校修学に必要な扶助を行います。
- 8) **葬祭扶助** 葬祭を行う為に必要な扶助を行います。

②その他の援護事業

市では、生活保護法に定めるもののほか、独自に被保護者への援護として平成 15 年度から被保護児童・生徒が修学旅行に参加するための準備金として小学生 1 人につき 3,000 円、中学生 1 人につき 5,000 円を支給する被保護児童生徒修学旅行支度金事業を行っています。

また、平成 20 年度から民間賃貸住宅の入居等に際し、保証料が必要な被保護者に対し、保証会社への保証料を支給する被保護者賃貸住宅家賃等債務保証契約料支給事業を行っています。

その他に、令和 3 年度から生活保護を申請している要保護世帯であって、生活費の一部を援助する必要のある世帯に対し貸付を行う要保護世帯緊急援護資金貸付事業を行っています。

(3) 生活保護の状況

①被保護世帯、人員及び保護率

令和 4 年度における、被保護世帯は 7,471 世帯、被保護人員は 9,303 人で前年度と比較すると世帯数で 97 世帯 (1.3%) 増加、人員で 92 人 (1.0%) 増加しています。

また、令和 4 年度の保護率 (人口 1,000 人当たり) を見ますと、本市は 14.41%であり、全国平均 16.2%と比較すると下回っておりますが、千葉県 (千葉市除く) 平均 12.85%と比較すると上回っています。

被保護世帯、人員及び保護率の推移 (月平均)

区分 年度	人口(人)	被保護世帯	被保護人員 (人)	保護率 (人口 1,000 人当たり) (%)		
				船橋市	千葉県	全国
2	641,367	7,205	9,094	14.18	12.52	16.3
3	644,263	7,374	9,211	14.30	12.73	16.3
4	645,728	7,471	9,303	14.41	12.85	16.2

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小
 ★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

扶助別の被保護人員の推移（月平均）（単位：人）

区分	年度	2	3	4
生活扶助		7,980	8,091	8,197
教育扶助		442	422	423
住宅扶助		8,053	8,175	8,284
医療扶助		7,008	7,054	7,144
介護扶助		1,665	1,716	1,745
生業扶助		121	128	124
出産扶助		1	1	1
葬祭扶助		25	23	28

医療扶助人員入院・外来別推移（月平均）（単位：人）

区分 年度	被保護 人員 (A)	医療扶助人員			医療 扶助率 B/A(%)	入院率 C/B(%)
		総数 (B)	入院 (C)	外来		
2	9,094	7,008	338	6,670	77.1	4.8
3	9,211	7,054	300	6,755	76.6	4.3
4	9,303	7,144	312	6,831	76.8	4.4

②年齢階級別構成

令和4年度の被保護人員は月平均9,303人となっており、年齢階級別の割合を見ますと65歳以上が48.0%と約半数を占めています。

年齢階級別構成の推移（月平均）（単位：%）

年度	区分	0歳～14歳	15歳～64歳	65歳以上
2		6.9	44.1	49.0
3		6.5	44.8	48.7
4		6.5	45.5	48.0

年齢階級別人員の推移（月平均）（単位：人）

年度	性別	0～5歳	6～14歳	15～19歳	20～39歳	40～59歳	60～64歳	65～69歳	70歳以上	計	合計
2	男性	90	227	153	345	1,296	422	559	1,804	4,896	9,094 100.0%
	女性	85	229	131	397	1,063	204	290	1,799	4,198	
3	男性	83	218	150	369	1,318	440	516	1,859	4,953	9,211 100.0%
	女性	77	225	124	430	1,087	214	276	1,825	4,258	
4	男性	91	212	149	393	1,325	450	490	1,873	4,983	9,303 100.0%
	女性	77	221	132	452	1,097	244	259	1,838	4,320	

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小
 ★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

③被保護世帯の世帯別人員構成

令和4年度の被保護世帯数は月平均7,471世帯となっており、人員構成を見ますと、単身世帯が83.0%と大半を占めています。

被保護世帯の世帯別人員の推移（月平均）（単位：世帯）

区分 年度	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人以上	合計
2	5,915 82.1%	903 12.5%	269 3.7%	67 0.9%	26 0.4%	11 0.2%	14 0.2%	7,205 100.0%
3	6,103 82.8%	902 12.2%	255 3.5%	68 0.9%	24 0.3%	9 0.1%	13 0.2%	7,374 100.0%
4	6,207 83.0%	906 12.1%	243 3.3%	64 0.9%	28 0.4%	8 0.1%	15 0.2%	7,471 100.0%

④被保護世帯（除停止）の世帯類型別構成

令和4年度の被保護世帯（除停止）を世帯類型別に見ますと、高齢者世帯が50.7%、傷病・障害者世帯は22.3%となり、合わせて7割以上を占めています。

また、単身世帯数は6,185世帯となり、前年度と比較すると106世帯の増、2人以上の世帯は1,254世帯で前年度と比較すると8世帯の減となり、単身世帯の増加が目立っています。

世帯類型別構成比の推移（月平均）（単位：%）

区分 年度	高齢者世帯	傷病・障害者世帯	母子世帯	その他
2	52.1	22.0	4.8	21.1
3	51.4	21.7	4.7	22.2
4	50.7	22.3	4.7	22.3

世帯類型別構成の推移（月平均）（単位：世帯）

年度	単身世帯				2人以上の世帯					合計
	高齢者世帯	傷病・障害者世帯	その他世帯	計	高齢者世帯	傷病・障害者世帯	母子世帯	その他世帯	計	
2	3,455	1,362	1,085	5,902	289	218	342	429	1,278	7,180
3	3,497	1,388	1,194	6,079	274	210	344	433	1,262	7,341
4	3,512	1,457	1,216	6,185	257	205	349	443	1,254	7,439

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小
 ★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

⑤被保護世帯（除停止）の労働力類型別構成

被保護世帯（除停止）の内、働いている人がいない世帯は87.4%となっており、非常に多い状況です。

また、世帯主が働いている世帯の内、常用勤労者世帯が前年度と比較して9世帯増となっています。常用勤労者世帯651世帯の内、母子世帯が129世帯であり、2割弱となっています。

被保護世帯の労働力類型別構成の推移（月平均）

区分 年度	世帯主が働いている世帯				世帯主が働いていないが 世帯員が働いている世帯	働いている人が いない世帯	合 計
	常用者	日雇者	内職者	その他 の就業			
2	663 9.2%	71 1.0%	23 0.3%	26 0.4%	139 1.9%	6,258 87.2%	7,180 100.0%
3	642 8.7%	75 1.0%	32 0.4%	30 0.4%	132 1.9%	6,430 87.6%	7,341 100.0%
4	651 8.8%	84 1.1%	34 0.5%	36 0.5%	133 1.8%	6,501 87.3%	7,439 100.0%

⑥生活保護費

令和4年度の生活保護費の総額（市単分除く）は16,467,441千円で、前年度と比べると137,745千円増加しています。その内医療扶助費が42.4%を占め、次いで生活扶助費が32.5%となっています。

生活保護費の扶助別構成の推移

年度 扶助別	2			3			4		
	延人員 (人)	扶助額		延人員 (人)	扶助額		延人員 (人)	扶助額	
		(千円)	(%)		(千円)	(%)		(千円)	(%)
生活扶助費	95,763	5,264,498	32.6	97,089	5,330,635	32.6	98,363	5,354,405	32.5
住宅扶助費	96,634	3,328,337	20.6	98,096	3,430,600	21.0	99,411	3,464,521	21.0
教育扶助費	5,304	54,538	0.3	5,065	48,531	0.3	5,074	48,357	0.3
医療扶助費	84,095	6,945,311	43.0	84,653	6,942,233	42.5	85,722	6,988,918	42.5
介護扶助費	19,981	461,437	2.9	20,587	451,526	2.8	20,938	479,703	2.9
出産扶助費	10	529		9	749		6	558	
生業扶助費	1,448	24,965	0.5	1,538	26,524	0.6	1,488	27,239	0.6
葬祭扶助費	297	60,137		278	57,685		337	65,103	
就労自立 給付金	61	2,871	0.01	86	4,005	0.02	80	3,484	0.02
進学準備 給付金	28	3,800	0.02	17	2,300	0.01	16	1,600	0.01
施設事務費	120	20,456	0.1	120	20,803	0.1	117	20,615	0.1
委託事務費	272	6,730	0.04	572	14,105	0.1	526	12,938	0.1
合 計	304,013	16,173,609	100	308,110	16,329,696	100	312,078	16,467,441	100

※各扶助額(%)は端数処理をしているため、合計しても必ずしも100とはなりません。

施策3 「包括的な相談支援体制の構築」

1. 重層的支援体制整備事業の実施に向けた検討

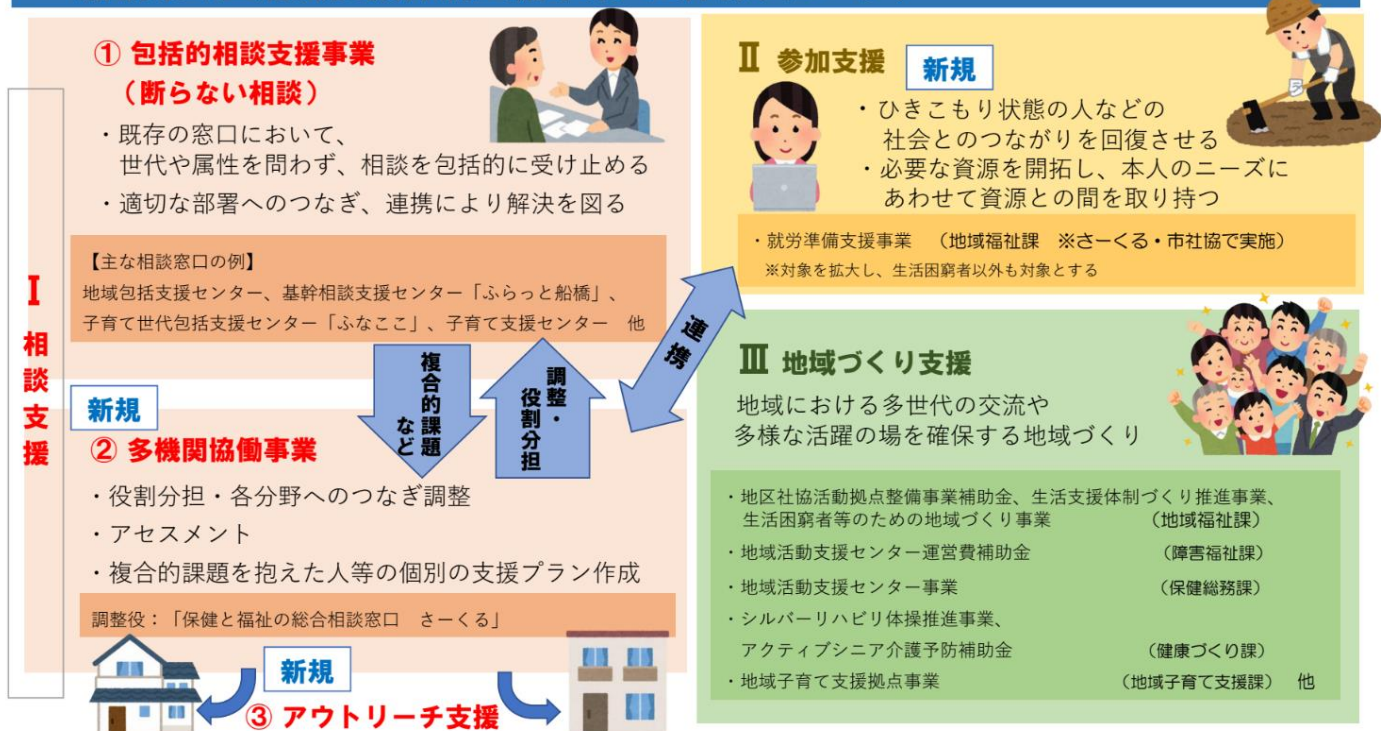
【福祉政策課】

「地域共生社会の実現」を目指すための体制整備事業である「重層的支援体制整備事業」を令和5年度から開始するため、令和4年度に庁内検討委員会を設置し検討を行いました。

【会議回数】

- ・ 庁内検討委員会 3回
- ・ 庁内検討委員会部会 3回
- ・ 庁内検討委員会ワーキンググループ 5回
- ・ 予算に関する説明会 1回

船橋市の重層的支援体制整備事業 全体像(イメージ)



基本施策 5 障害福祉

基本施策 5 「障害福祉」

◆ 1. 第 4 次船橋市障害者施策に関する計画

【障害福祉課】

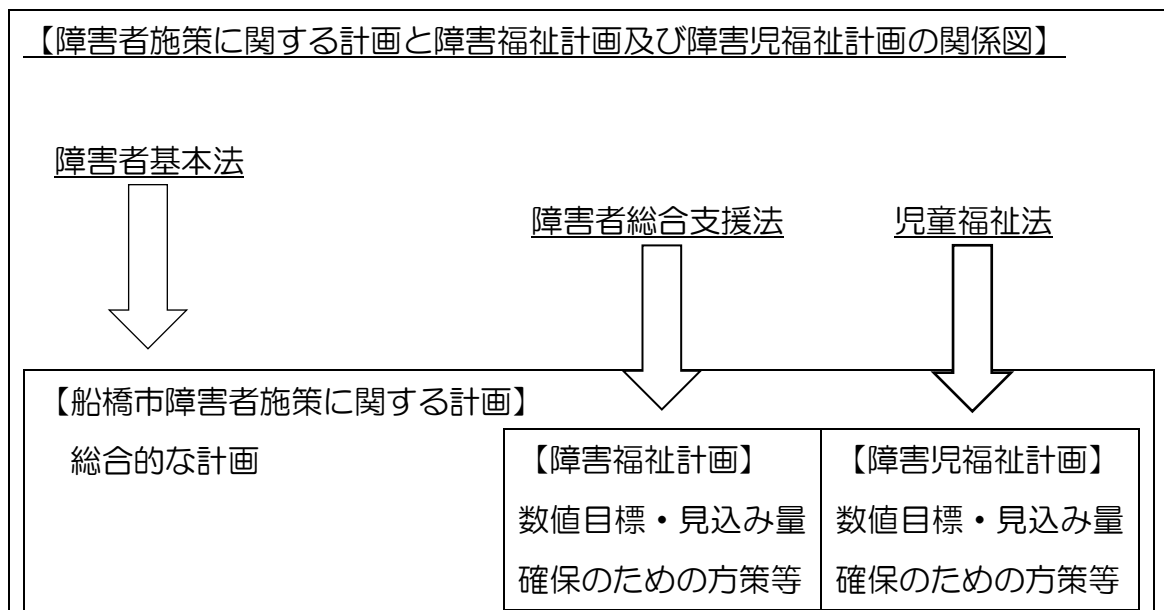
障害者基本法に基づく市町村障害者計画として総合的な施策を定めた計画です。計画の期間は令和 4 年度から 8 年度までで、船橋市における障害のある人のための施策の基本的な方向性を示すものです。障害のある人が自らの決定により、社会のあらゆる分野の活動に参加できるような機会を確保し、障害の有無によって分け隔てられることなく、住み慣れた地域で自分の望む生活を送ることができる社会の実現を目的としています。

◆ 2. 第 6 期船橋市障害福祉計画及び第 2 期船橋市障害児福祉計画

【障害福祉課】

【療育支援課】

本市における障害福祉サービス等の提供体制の確保やそれらの業務の円滑な実施のため、障害者総合支援法及び児童福祉法により、令和 3 年度から令和 5 年度において、令和 5 年度を最終目標年次とした障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の種類ごとの見込み量及び見込み量確保のための方策を定めています。



施策1 「障害への理解の促進」

1. 聴覚障害者支援（設置・派遣）事業

【障害福祉課】

(1) 手話通訳者派遣

聴覚障害者が、病院・公的機関等を利用する際に手話通訳者を派遣しています。市は、公益財団法人船橋市福祉サービス公社に委託し実施しています。

派遣状況 (単位：件)

年度	2★ ¹	3	4
派遣件数	1,039	1,397	1,577
内訳) 労働関係	4	9	13
福祉関係	27	47	83
生活関係	234	264	287
医療関係	515	612	676
教育関係	70	81	57
官公庁	140	300	365
講座	27	81	88
その他	22	3	8

(2) 要約筆記者派遣

聴覚障害者が、病院・公的機関等を利用する際に、要約筆記者を派遣しています。市は、公益財団法人船橋市福祉サービス公社に委託し実施しています。

派遣状況 (単位：件)

年度	2★ ¹	3	4
派遣件数	265	528	550
内訳) 労働関係	0	1	7
福祉関係	52	133	138
生活関係	1	5	8
医療関係	19	41	73
教育関係	12	20	4
官公庁	171	217	201
講座	0	111	113
その他	10	0	6

(3) 手話通訳者・要約筆記者設置業務および聴覚障害者相談業務

聴覚障害者の援護に関する相談、手話通訳者及び要約筆記者派遣コーディネート等について、船橋市福祉サービス公社に手話通訳者・要約筆記者を配置し、援護の相談や情報の提供を行うほか、関係機関との連絡調整等を図ります。また、聴覚障害者相談員を配置し、聴覚障害者、家族、関係する人からの生活相談に応じ、関係機関との連携調整等を図ります。市は、公益財団法人船橋市福祉サービス公社に委託し実施しています。

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小
 ★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

設置通訳活動状況・相談員状況 (単位：件)

年度	2	3	4
件数	2,421	2,903	2,908
内訳) 労働関係	110	87	157
福祉関係	137	209	261
生活関係	621	595	680
医療関係	756	848	892
教育関係	77	110	82
官公庁	339	514	477
講座	167	248	157
その他	214	292	202

2. 聴覚障害者支援者養成事業

【障害福祉課】

(1) 手話通訳者養成講座

聴覚障害者の要望に応えられる手話通訳者を確保するため、手話通訳者の養成講座を開催しています。市は、公益財団法人船橋市福祉サービス公社に委託し実施しています。

養成状況

年度	2	3	4
講座開催回数(回)	1	1	1
修了者数(人)	17	14	13

(2) 手話奉仕員養成講座

聴覚障害者の要望に応えられる手話通訳者を養成するため、準備講座を開催しています。市は、公益財団法人船橋市福祉サービス公社に委託し実施しています。

養成状況

年度	2	3	4
講座開催回数(回)	1	1	1
修了者数(人)	18	24	22

(3) 要約筆記者養成講座

聴覚障害者の要望に応えられる要約筆記者を確保するため、養成講座を開催しています。市は、公益財団法人船橋市福祉サービス公社に委託し実施しています。

養成状況

年度	2	3	4
講座開催回数(回)	1	1	1
修了者数(人)	2	7	5

3. 中途失聴者・難聴者手話講習事業 (身体障害者手帳を所持されていない人が対象)

【障害福祉課】

中途失聴者・難聴者に対し、手話の取得を促し社会参加を促進するため、手話講習会を開催しています。市は、公益財団法人船橋市福祉サービス公社に委託し実施しています。

受講状況

年度	2★ ²	3★ ¹	4
講座開催回数(回)	—	1	1
参加人数(人)	—	14	14

※参加人数(人)は、講座閉講時の人数。

4. 障害者週間記念事業

【障害福祉課】

障害者週間(12月3日～9日)を記念して、広く市民に障害者福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害者が社会参加する意欲を高めるために啓発事業を実施しました。

来場者数の推移

年度(回)	来場者数(人)
令和2年度(第26回)★ ¹	2,746
令和3年度(第27回)★ ¹	2,039
令和4年度(第28回)	2,616

5. 船橋市身体障害者福祉センター(福祉体験講座)

【障害福祉課】

身体障害者福祉センターでは、市内に居住する身体障害者に対して、各種の相談に応じ、機能訓練、社会適応訓練、教養の向上等の事業を行うと共に、関係福祉団体に対する便宜の提供及びボランティアの養成事業を行っています。また、障害理解を深めるために、船橋市民を対象に各種啓発事業を行っています。

令和4年度参加人数

小学生福祉体験講座 50人

福祉体験講座 35人

6. 障害者理解啓発パンフレット

【障害福祉課】

障害と障害のある人への理解促進を目的として、市内小学校へパンフレットを配布しました。

令和4年度市内小学校配布校数 56校

施策2 「相談・生活支援の充実」

1. 身体障害者手帳交付状況

【障害福祉課】

身体障害者手帳の障害別、等級別所持状況

(単位：人)

	手帳所持者	構成割合 (%)	内訳						
			1級	2級	3級	4級	5級	6級	
視覚障害	18歳未満	15	6.9	6	1	1	6	1	0
	18歳以上	1,052		354	393	66	60	152	27
	計	1,067		360	394	67	66	153	27
聴覚・平衡機能障害	18歳未満	40	6.7	0	16	9	2	0	13
	18歳以上	997		32	276	108	242	8	331
	計	1,037		32	292	117	244	8	344
音声・言語・そしゃく機能障害	18歳未満	1	1.5	0	0	0	1	-	-
	18歳以上	238		11	9	142	76	-	-
	計	239		11	9	142	77	-	-
肢体不自由	18歳未満	238	48.4	156	28	19	20	7	8
	18歳以上	7,248		1,734	1,369	1,263	2,059	497	326
	計	7,486		1,890	1,397	1,282	2,079	504	334
心臓機能障害	18歳未満	29	20.0	20	0	4	5	-	-
	18歳以上	3,074		2,085	17	375	597	-	-
	計	3,103		2,105	17	379	602	-	-
じん臓機能障害	18歳未満	2	8.4	2	0	0	0	-	-
	18歳以上	1,292		1,216	5	62	9	-	-
	計	1,294		1,218	5	62	9	-	-
呼吸器機能障害	18歳未満	9	1.1	6	1	2	0	-	-
	18歳以上	158		49	3	66	40	-	-
	計	167		55	4	68	40	-	-
膀胱・直腸機能障害	18歳未満	8	5.6	0	0	5	3	-	-
	18歳以上	855		1	5	44	805	-	-
	計	863		1	5	49	808	-	-
小腸機能障害	18歳未満	0	0.1	0	0	0	0	-	-
	18歳以上	15		5	0	0	10	-	-
	計	15		5	0	0	10	-	-
免疫機能障害	18歳未満	0	1.1	0	0	0	0	-	-
	18歳以上	170		40	50	44	36	-	-
	計	170		40	50	44	36	-	-
肝臓機能障害	18歳未満	19	0.2	19	0	0	0	-	-
	18歳以上	16		12	2	0	2	-	-
	計	35		31	2	0	2	-	-
合計	18歳未満	361	100	209	46	40	37	8	21
	18歳以上	15,115		5,539	2,129	2,170	3,936	657	684
	合計	15,476		5,748	2,175	2,210	3,973	665	705

2. 療育手帳の交付

【障害福祉課】

知的障害者が一貫した指導、相談が受けられ、また、各種サービスが受け易くなるとともに、療育の参考とする手帳で、本人または保護者の申請により交付しています。

療育手帳による障害程度

障害程度		判定の基準
最重度	㊸	知能指数がおおむね 20 以下の者で日常生活において常時の介助を必要とする程度の状態にある者。
重度	Aの1	知能指数がおおむね 21 以上 35 以下の者で日常生活において常時の介助を必要とする程度の状態にある者。
	Aの2	知能指数がおおむね 36 以上 50 以下の者で視覚障害、聴覚障害、肢体不自由を有し、身体障害者福祉法に基づく障害等級が1級、2級または3級の手帳を所持しており、日常生活において常時の介助を必要とする程度の状態にある者。
中度	Bの1	上記以外の者で、知能指数がおおむね 36 以上 50 以下の者で日常生活において介助を必要とする程度の状態にある者。
軽度	Bの2	知能指数がおおむね 51 以上 75 程度の者で日常生活において介助を必要とする程度の状態にある者。

※ ただし、障害者相談センターにおける最重度の取扱いは下表による。

最重度	㊸の1	知能指数がおおむね 20 以下の者で日常生活において常時特別の介助を必要とする程度の状態にある者。
	㊸の2	知能指数がおおむね 20 以下の者で日常生活において常時の介助を必要とする程度の状態にある者で、㊸の1以外の者。

療育手帳所持者数及び所持率

区分	知的障害者				知的障害児				合計
	重度	中度	軽度	計	重度	中度	軽度	計	
手帳所持者数（人）	1,168	652	859	2,679	426	270	573	1,269	3,948
所持率（%）	99.2	99.2	96.4	98.3	100.0	100.0	100.0	100.0	98.8

3. 知的障害者名簿登録者数

【障害福祉課】

名簿登録者数

(単位：人)

区分	知的障害者				知的障害児				合計
	重度	中度	軽度	計	重度	中度	軽度	計	
合計	1,177	657	891	2,725	426	270	573	1,269	3,994

4. 精神障害者保健福祉手帳交付状況

【障害福祉課】

精神障害者保健福祉手帳の申請受付・交付等を行っています。

精神障害者保健福祉手帳等級別所持状況 (単位：人)

手帳所持者	1 級	2 級	3 級
6,730	692	3,786	2,252

5. 補装具費の給付

【障害福祉課】

身体障害児・者・難病患者等の日常生活や社会生活の向上を図るために、補装具費の給付を行っています。

補装具交付修理状況

種 目		補装具交付修理状況		自己負担金補助金交付状況	
		件数(件)	公費負担金額(円)	件数(件)	公費負担金額(円)
義 肢	交付	23	9,780,582	3	71,900
	修理	27	5,253,138	2	13,234
装 具	交付	138	14,838,289	6	31,749
	修理	44	714,929	2	1,223
視 覚 障 害 者 安 全 つ え	交付	57	310,686	3	1,549
	修理	0	0	0	0
義 眼	交付	0	0	0	0
	修理	0	0	0	0
補 聴 器	交付	127	9,493,726	4	28,188
	修理	79	1,871,807	5	7,711
車 椅 子	交付	77	21,848,478	2	54,569
	修理	97	4,692,185	4	12,672
電 動 車 椅 子	交付	8	4,839,380	0	0
	修理	29	1,713,767	0	0
歩 行 器	交付	11	865,300	1	12,889
	修理	2	41,880	0	0
歩 行 補 助 つ え	交付	16	123,613	0	0
	修理	0	0	0	0
眼 鏡	交付	29	752,511	3	5,745
	修理	0	0	0	0
座 位 保 持 装 置	交付	31	12,555,144	1	37,200
	修理	8	800,705	3	20,321
重 度 障 害 者 用 意 思 伝 達 装 置	交付	2	1,234,450	0	0
	修理	0	0	0	0
座 位 保 持 椅 子	交付	7	515,363	0	0
	修理	1	11,496	1	1,277

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小
 ★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

頭 部 保 持 具	交付	5	36,126	0	0
	修理	0	0	0	0
起 立 保 持 具	交付	1	27,400	0	0
	修理	0	0	0	0
排 便 補 助 具	交付	0	0	0	0
	修理	0	0	0	0
合 計	交付	532	77,221,048	23	243,789
	修理	287	15,099,907	17	56,438

6. 相談支援事業

【障害福祉課】

(1) 障害者(児)総合相談支援事業

平成18年から、身体障害、知的障害及び精神障害を対象とした総合的な相談を行っています。また、平成24年10月から基幹相談支援センター機能を加え、地域における相談支援の中核的な役割を担っています。市は特定非営利活動法人船橋福祉相談協議会、株式会社朝日ケアコンサルタント、社会福祉法人千葉県福祉援護会に委託し実施しています。

障害者(児)総合相談支援事業 実績 (単位：件)

年度	2	3	4
相談件数	18,250	23,541	22,408

※ 相談件数は延べ件数です。

(2) 障害児等療育支援事業

在宅の重度心身障害児(者)、知的障害児(者)、身体障害児が自立した生活を送れるように、地域生活における相談体制の充実を図ります。市は大久保学園、けいよう、ゆたか福祉苑、のまる、ワーカーズハウスぐらす、にじと風、とらのこキッズ、桐友学園、さざんかキッズに委託し実施しています。

障害児等療育支援事業 実績 (単位：件)

年度	2	3	4
相談件数	108	109	102

(3) 障害者成年後見支援センター事業

成年後見制度利用にあたり、船橋市援護の知的障害者や精神障害者、又はその家族からの電話相談等に応じます。また、成年後見等のなり手のいない、いわゆる「困難事例」に対して、法人として成年後見人等を受任します。市は特定非営利活動法人PACガーディアンズに委託し実施しています。

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小
 ★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

障害者成年後見支援センター事業 実績 (単位：件)

年度	2	3	4
相談件数	7,395	7,662	7,924

※ 相談件数は延べ件数です。

(4) 障害者虐待防止対策支援事業

家族などから虐待を受けている障害者本人からの相談を受けています。また、虐待を受けている障害者を発見した方からの通報も受け付けています。市は特定非営利活動法人 船橋福祉相談協議会に委託し実施しています。

障害者虐待防止対策支援事業 実績 (単位：件)

年度	2	3	4
受理件数	35	31	24

※ 受理件数は障害福祉課で受理したものを含みます。

(5) 地域生活支援拠点事業

障害者の高齢化や重度化、親亡き後を見据えて、地域で安心してくらしたいけるよう、相談や緊急時の受け入れ、体験の機会の場の提供等を整備しています。市は社会福祉法人 大久保学園に委託し実施しています。

地域生活支援拠点事業 実績 (単位：件)

年度	2	3	4
対応件数	27	17	37

(6) 障害者就業・生活支援センター事業

障害者の一般就労の促進を図るため、社会福祉法人大久保学園が運営している障害者就業・生活支援センターの機能を強化し、一般企業への就職を希望、または既に就職している障害者を支援しています。

障害者就業・生活支援センター事業 実績 (単位：件)

年度	2	3	4
就職件数	27	17	27

7. 成年後見制度利用支援事業（知的障害者等）

【障害福祉課】

知的障害者等の成年後見人市長申立て制度の利用にあたり、費用負担が困難な者に対して、成年後見人等の報酬等を助成します。

成年後見制度利用支援事業実施状況 (単位：件)

年度	2	3	4
件数	18	19	23

- ★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小
- ★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

8. 日常生活用具費の給付

【障害福祉課】

障害児・者が、日常生活をより円滑に行えるよう、日常生活用具費の給付を行っています。

給付状況

(単位：件)

品名	年度	2	3	4
便器		2	0	1
便器用手すり		0	1	0
特殊寝台(訓練用ベッド含む)		14	14	21
入浴担架		1	0	1
体位変換器		3	1	1
特殊マット		12	9	4
特殊尿器		0	0	0
特殊便器		14	2	3
パソコンソフト		5	8	11
視覚障害者用ポータブルレコーダー		11	19	17
視覚障害者用時計(音声式)		6	13	15
視覚障害者用時計(触読式)		6	1	1
電磁調理器		2	3	2
視覚障害者用体温計(音声式)		16	9	11
点字タイプライター		0	0	2
視覚障害者用体重計		6	13	3
視覚障害者用読書器		22	16	23
視覚障害者用地上デジタル放送対応ラジオ		2	5	1
聴覚障害者用屋内信号装置		7	8	6
聴覚障害者用通信装置		9	5	10
聴覚障害者用情報受信装置		0	1	0
活字文書読上装置		0	0	2
火災警報器		4	2	0
自動消火器		1	0	0
酸素ボンベ運搬車		0	0	0
ネブライザー		12	5	10
携帯用会話補助装置		1	3	2
入浴補助用具		24	19	23
移動用リフト		4	2	1
移動・移乗支援用具		13	17	18
透析液加温器		4	3	3
歩行時間延長信号機用小型送信機		1	0	0
電気式たん吸引器		46	46	44
足踏式・手動式たん吸引器 (R3年度より追加)		-	25	4
点字ディスプレイ		1	2	1
居宅生活動作補助用具		13	5	10
点字図書		1	0	1
大活字図書		0	0	0
ストマ用装具(紙おむつ含む)		13,568	13,647	13,779
点字器		0	1	1
頭部保護帽		28	39	19
人工喉頭(H29年度から人工鼻含む)		76	57	46
歩行補助杖(T字状・棒状)		15	10	10
収尿器		0	0	0
訓練いす		0	0	0

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小
 ★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

パソコン周辺機器	3	3	2
パルスオキシメーター	3	6	1
合計	13,956	14,020	14,110

9. 職親制度

【障害福祉課】

知的障害者の自立更生をはかることを目的に、一定期間知的障害者を職親に委託し、食住を共にする中で、生活、就労、技能取得訓練を指導、援護します。

利用状況 (単位：人)

年度	2	3	4
利用人数	1	1	1

10. 移動支援事業

【障害福祉課】

屋外での移動が困難な障害者等に対し、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の外出のための支援を行っています。

移動支援利用状況

年度	利用者数(人)		延利用時間(時間)
	移動介護	通学通所	
2	341	162	35,117.0
3	305	143	31,723.5
4	298	122	31,817.0

11. 重度身体障害者等入浴サービス事業

【障害福祉課】

居宅において入浴することが困難な重度身体障害者等に対し、保健衛生の向上と家庭介護者の負担軽減を図るため入浴サービスを行います。

訪問入浴サービス状況 (単位：回)

年度	2	3	4
利用回数	4,115	4,197	4,361

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小
 ★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

1 2. 日中一時支援事業

【障害福祉課】

障害者等の日中における活動の場を確保するとともに、家族の就労支援や一時的な休息を目的として、見守り等の支援を行っています。

日中一時支援利用状況

年度	利用者数(人)	利用回数(回)
2	740	60,575
3	678	58,390
4	615	54,312

1 3. 視覚障害者自立生活支援事業

【障害福祉課】

主に中途失明の視覚障害者に対し、専門職員が家庭訪問等により、歩行訓練、点字・音声ワープロ訓練、日常生活動作訓練の指導その他日常における相談業務を行っています。市は社会福祉法人「千葉県視覚障害者福祉協会」に委託し実施しています。

自立生活支援事業実施状況

年度	利用者数(人)	利用回数(回)
2★ ¹	49	484
3★ ¹	51	514
4★ ¹	49	591

1 4. 身体障害者自動車運転免許取得費補助

【障害福祉課】

市内に6か月以上居住する身体障害者手帳所持者に対し、自動車運転免許取得費を補助します。(限度額10万円)

実績状況

年度	件数(件)	金額(円)
2	2	200,000
3	5	500,000
4	5	500,000

15. 身体障害者自動車改造費の助成

【障害福祉課】

身体障害者手帳（肢体不自由に限る）所持者が自ら運転する自家用自動車の操向及び駆動装置等の一部を改造した場合に、改造に要した費用の一部を助成します。（限度額 10 万円）

実績状況

年度	件数(件)	金額(円)
2	9	725,080
3	6	524,600
4	3	287,400

16. 福祉リフトカー運行制度

【障害福祉課】

歩行困難な重度身体障害者（1・2級）が通院又は会合等に参加する場合、リフト付ワゴン車を無料で運行し、重度身体障害者の福祉の増進を図ります（消費した燃料、有料道路代等は利用者の負担）。

また、運行について市は社会福祉法人船橋市社会福祉協議会に委託し実施しています。

運行状況

年度	利用者数(人)	利用件数(件)
2	108	225
3	128	228
4	118	182

17. 更生訓練費給付事業

【障害福祉課】

社会復帰（就労）の訓練を受けるために、自立訓練又は就労移行支援の支給決定を受け利用している障害者等が、訓練に必要な「物品を購入した」場合、又は「費用を事業所へ支払った」場合、その費用を助成します。

更生訓練費支給実績 (単位：人)

年度	2	3	4
支給対象者	17	21	27

18. 特別児童扶養手当

【障害福祉課】

精神又は身体に障害を有する児童の生活向上に寄与するため、この児童を監護する父母又は養育者に対し支給します。

- 要件
1. 市内居住者
 2. 20歳未満の人
 3. 在宅である人
 4. 公的年金を受けていない人

支給月 4月・8月・11月

(1) 1級手当

身体障害者手帳おおむね1～2級、療育手帳④～A2に相当する障害等を有する児童を監護している人

支給額 53,700円（令和5年度～）

(2) 2級手当

身体障害者手帳おおむね3級及び4級の一部、療育手帳おおむねB1に相当する障害等を有する児童を監護している人

支給額 35,760円（令和5年度～）

手当支給状況

（単位：人）

年度	2	3	4
1級手当受給者	427(437)	473(484)	424(439)
2級手当受給者	361(383)	317(340)	358(375)

※（ ）支給対象児童数

19. 特別障害者手当等

【障害福祉課】

(1) 特別障害者手当

日常生活において、常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の重度心身障害者に対して支給します。

対象 身体障害者手帳1級及び2級、又は療育手帳④1及び④2の一部に相当する障害等が重複又は同程度以上の人

支給月 2月、5月、8月、11月

支給額 27,980円（令和5年度～）

(2) 障害児福祉手当

日常生活において常時の介護を必要とする状態にある20歳未満の在宅の重度心身障害児に対して支給します。

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小
 ★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

対 象 身体障害者手帳 1 級及び 2 級の一部、又は療育手帳㊤、㊤1、㊤2 に相当する障害等を有する人
 支給月 2 月、5 月、8 月、11 月
 支給額 15,220 円（令和 5 年度～）

(3) 経過的福祉手当

昭和 61 年 3 月 31 日時点で 20 歳以上の従来の福祉手当受給者のうち、障害基礎年金、特別障害者手当の支給要件に該当しない人に支給します。

支給額 15,220 円（令和 5 年度～）

特別障害者手当等支給状況 (単位：人)

年度	障害児福祉手当	特別障害者手当	福祉手当(経過措置分)	合 計
2	256	699	24	979
3	281	716	18	1015
4	278	720	15	1013

(各年度 1 月末日現在)

20. 心身障害児福祉手当

【障害福祉課】

身体障害者手帳 1 級から 3 級の者、又は療育手帳を所持している 20 歳未満の児童を監護している人に対して支給します。

支給月 7 月、11 月、3 月
 支給額 8,000 円

手当支給状況 (単位：人)

年度	2	3	4
受給者数	1,172(1,216)	1,325(1,377)	1,304(1,251)

※ () 支給対象児童数

21. 千葉県心身障害者扶養共済制度

【障害福祉課】

身体障害者手帳 1 級から 3 級の者、療育手帳所持者又は精神障害者保健福祉手帳 1 級及び 2 級の者を扶養している 65 歳未満の者を加入者とする制度で、加入者が死亡した(重度障害となった)場合、扶養されていた障害者に終身年金を支給する制度で、千葉県が実施しています。市は加入の申込みの受理等、制度に関する事務を行っています。

年金給付額 月額 20,000 円(1 口あたり)
 掛 金 保護者の年齢により掛金額は変わります。

※ 生活保護世帯、市民税非課税及び均等割世帯については、減免の制度があります。

2 2. ねたきり身体障害者及び重度知的障害者介護手当

【障害福祉課】

在宅で20歳以上65歳未満の6か月以上ねたきり身体障害者又は20歳以上の重度知的障害者の介護者に対し支給します。

支給月 3月、9月

支給額 12,650円

ねたきり身体障害者及び重度知的障害者介護手当支給状況

年度	受給者数（人）			支給額（円）
	身体障害者	知的障害者	合計	
2	14	524	538	80,922,050
3	22	542	564	81,630,450
4	21	538	559	82,655,100

2 3. 更生医療の給付

【障害福祉課】

身体障害者の職業能力の増進や、日常生活の向上のために障害の除去又は軽減を目的とし医療給付を行っています。

令和4年度支給状況

(単位：人)

区分		入院	通院	訪問看護	合計
視覚障害		1	0	0	1
聴覚・平衡機能障害		0	0	0	0
音声・言語・そしゃく機能障害		1	4	0	5
肢体不自由		0	0	0	0
内部障害	心臓	0	0	0	0
	じん臓	106	581	2	689
	免疫	6	173	0	179
	小腸	0	0	0	0
	肝臓	1	8	0	9
合計		115	766	2	883

24. 重度心身障害者（児）医療費の助成

【障害福祉課】

身体障害者手帳の1、2級該当者、療育手帳所持者で障害程度A～A2及び精神障害者保健福祉手帳1級の人に医療費の一部を助成します。

支給状況

年度	制度利用者(人)	金額(円)	1人当たり平均(円)
2	7,535	835,779,380	110,920
3	7,328	864,128,270	117,921
4	7,015	826,512,538	117,821

対象人数

(単位：人)

年度	保険種類	身体障害者 (児)	知的障害者 (児)	精神障害者 (児)	合計
2	社会保険	1,288	376	67	1,731
	国民健康保険	1,875	618	196	2,689
	後期	3,332	13	10	3,355
	計	6,495	1007	273	7,775
3	社会保険	1,292	378	74	1,744
	国民健康保険	1,808	632	242	2,682
	後期	3,077	12	13	3,102
	計	6,177	1022	329	7,528
4	社会保険	1,306	397	73	1,776
	国民健康保険	1,755	632	271	2,658
	後期	2,790	13	10	2,813
	計	5,851	1,042	354	7,247

25. 自立支援医療（精神通院医療）

【障害福祉課】

障害者総合支援法に基づく自立支援医療（精神通院医療）の申請受付と受給者証の交付等を行います。

自立支援医療（精神通院医療）受給者数（単位：人）

年度	受給者数
2	10,763
3	10,102
4	10,617

26. 精神障害者入院医療費の助成

【障害福祉課】

精神障害治療の費用負担を軽減するため、入院医療費の一部を助成します。

助成額 保険医療給付の自己負担額（月額 16,000 円を限度とする。）

精神障害者入院医療費助成状況

年度	受給者数	助成金額（円）
2	429	52,872,020
3	290	35,398,070
4	227	30,631,440

27. 心身障害者新規就労支度金の支給

【障害福祉課】

中学校、義務教育学校、高等学校若しくは中等教育学校の特別支援学級又は特別支援学校を卒業後 5 年以内に新規に就労し、就労してから 1 年以内の方（転職者は不可）に支度金を支給します。

心身障害者新規就労支度金年度別支給状況

年度	支給額(円)	件数(件)	金額(円)
2	21,000	11	231,000
3	21,000	18	378,000
4	21,000	15	315,000

28. 施設入所者就職支度金給付事業

【障害福祉課】

就労移行支援又は就労継続支援を利用していた障害者等で、就職又は自営することにより、事業所を退所することとなった方に対し、就職に伴う経費の一部を助成します(限度額 3 万 6 千円)。

施設入所者就職支度金 支給実績 (単位：人)

年度	2	3	4
支給対象者	13	11	17

29. 福祉タクシー料金の助成

【障害福祉課】

市内に居住する重度心身障害者（児）が、通院、会合等のためタクシーを利用する場合、その運賃の一部を助成します。

補助額 料金の 1/2 限度額 1,200 円

上限枚数 年度間 120 枚（腎臓機能障害で人工透析による治療を受けている方は、312 枚）

※ 重度心身障害者であって、かつ介護保険の認定が要介護 3～5 の方は上限枚数無制限

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小
 ★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

福祉タクシー年度別助成額

年度	年利用件数（件）	金額（円）
2	54,424	40,696,510
3	56,697	42,672,280
4	57,119	43,923,610

30. 福祉電話の設置

【障害福祉課】

外出困難な在宅の重度身体障害者に対し、コミュニケーション及び緊急連絡の手段として、福祉電話を貸与することにより、当該重度身体障害者の福祉増進を図ります。

福祉電話設置状況 (単位：台)

年度	2	3	4
件数	3	3	3

31. 心身障害者一時介護料の助成

【障害福祉課】

心身障害者を介護している家族が、疾病等の理由で一時的に介護が困難となった時等、福祉施設又は福祉団体に介護を委託した場合、その費用の全部又は一部を助成します。

1日当たり	4時間未満	2,500円（限度額）
〃	4時間以上	5,000円（限度額）
1泊		5,000円（限度額）
心身障害者1人につき		年額54,000円（限度額）

一時介護料助成実績

年度	件数（件）	金額（円）
2	139	560,750
3	85	399,750
4	97	470,950

3 2. 緊急通報装置貸与事業

【障害福祉課】

ひとり暮らし又はそれに準ずる状態の重度身体障害者に対し、急病など万一の場合にボタンを押すと緊急連絡ができる装置を貸与します。

緊急通報装置貸与実績 (単位：件)

年度	2	3	4
件数	7	2	5

3 3. 障害者施設等通所交通費の助成

【障害福祉課】

市内に居住している障害者及びその介護者が、交通費を負担して障害者施設等に通所している場合に、その交通費の一部を助成します。

(1) 交通機関を利用している場合

1 か月につき 1 か月分の運賃の 1/2 の額 (限度額 5,000 円)

(2) 自家用車を使用している場合

自宅から施設までの通所距離に応じた金額に日数を乗じて得た額 (限度額 5,000 円)。ただし、国または他の地方公共団体等の施策により、運賃の割引又は助成を受けているときは、その額を控除した額となる。

障害者施設等通所交通費年度別助成額

年度	件数 (件)	金額 (円)
2	908	29,274,960
3	1,010	32,316,710
4	1,289	34,443,310

3 4. 障害者援護施設等整備費補助事業

【障害福祉課】

社会福祉法人等が社会福祉施設を整備する際、予算の範囲内で助成します。

年度	施設数 (件)	補助額 (円)
2	2	35,304,000
3	0	0
4	1	37,851,000

35. 身体障害者福祉ホーム 若葉

【障害福祉課】

経済的には自立能力がありながら、身体上の障害のために一般の住宅では生活を営むことが困難な身体障害者に居室その他の設備を提供し、その自立を促進することを目的とした施設。

所在地	二和西 5-7-17
設備	居室、相談室、集会談話室、浴室、管理人室等
定員	10人
現員	6人(令和5年4月1日現在)
運営	(指定管理者)社会福祉法人 千葉県福祉援護会

36. 身体障害者福祉作業所 太陽

【障害福祉課】

障害者総合支援法に基づく生活介護の障害福祉サービスを実施する施設で、雇用されることが困難な在宅の身体障害者に設備を提供して就労の機会を与えるとともに、自活に必要な訓練及び生活指導を併せて行い、その自立を助長することを目的としています。

所在地	二和西 5-7-17
設備	作業室、訓練室、相談室、食堂、医務室、事務室、シャワー室等
定員	50人
現員	44人(令和5年4月1日現在)

37. 障害者支援施設 北総育成園

【障害福祉課】

障害者総合支援法に基づく施設入所支援、短期入所、生活介護、相談支援、日中一時支援の障害福祉サービスを実施する施設で、主に知的障害者を対象とし、レクリエーションや作業等を行うとともに社会生活への適応性と参加が図られるよう、日常生活でのあらゆる機会を通じ適切な指導を行っています。

所在地	香取郡東庄町笹川い字龍ヶ谷 5852-1
設備	居室、指導員室、食堂、プレイルーム、通所者デイルーム、作業室、工作室、木工室、洗濯・洗面室、静養・医務室、浴室等
定員	75人
現員	67人(令和5年4月1日現在)
運営	(指定管理者)社会福祉法人 さざんか会

38. 光風みどり園

【障害福祉課】

障害者総合支援法に基づく生活介護、自立訓練、就労継続支援B型、日中一時支援の障害福祉サービス等を実施する施設で、主に知的障害者を対象とし、一般企業に就職することが困難な人のために仕事のしやすい設備を整え、日々家庭やグループホーム等から通所することにより、生活支援や作業支援を行い一般企業への就職等、社会的自立を促進することを目的としています。

所在地 大神保町 1359-7
 設備 作業室、食堂、医務室、職員室、洗濯室、浴室等
 定員 100人
 現員 110人(令和5年4月1日現在)
 運営 (指定管理者) 社会福祉法人 大久保学園

39. 住宅整備資金の貸付事業

【障害福祉課】

心身障害者（一定の要件あり）又はこれらと同居若しくは同居しようとする人が、心身障害者のために住宅の補修及び増改築等を行う場合、無利子による資金の貸付けを行います。

貸付けの限度額は500万円とし、種類ごとの貸付けの限度額は次のとおり。

1. 浴室整備資金 130万円
2. 便所整備資金 110万円
3. 居室整備資金 240万円
4. その他整備資金 100万円

住宅整備資金貸付実績

年度	件数 (件)	貸付額 (円)
2	2	1,670,000
3	0	0
4	0	0

40. 住宅改造費の助成

【障害福祉課】

重度障害者のために浴室や便所などを改造した場合、その費用の一部を助成します。

※所得制限があります。(限度額50万円)

住宅改造費助成実績

年度	件数 (件)	助成額 (円)
2	9	3,873,000
3	6	2,303,000
4	6	3,000,000

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小
 ★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

4 1. 精神保健福祉相談事業

【保健総務課】

市民の精神保健福祉に関する相談について、嘱託医師による予約制の相談窓口と併せ専門職員による相談・訪問を実施します。

精神保健福祉相談事業実績

(単位：件)

年度	区分	嘱託医師による 定例相談(予約)	電話相談	来所相談	家庭訪問
3	35	4,899	213	372	
4	37	4,989	264	407	

4 2. 保健所デイケアクラブ

【保健総務課】

回復途上の精神障害者を対象に社会参加の場を提供し、集団活動を通して自発性・社会性を養い、対人関係の改善をはかり、社会生活への適応性を高めることを目的に毎月4回、グループワークを実施します。

デイケアクラブ参加状況

(単位：人)

年度	区分	参加者数	
		実人数	延人数
2★ ¹		15	147
3★ ¹		16	92
4★ ¹		12	78

4 3. 精神障害者社会復帰施設等

【保健総務課】

精神障害者の社会復帰と自立、社会参加への促進を図るため、各種プログラムを実施する施設の運営を支援します。

地域活動支援センター

所在地：北本町1-16-55 保健福祉センター3階

指定管理者：NPO法人 船橋こころの福祉協会

地域活動支援センター実績

年度	区分	電話相談(件)	来所相談(件)	訪問相談(件)	通所者延人数 (日常生活支援事業対象者)(人)
3★ ¹	8,198	452	579	1,975	
4★ ¹	8,129	404	592	2,390	

4 4. 家族支援事業★1

【保健総務課】

精神障害者を抱える家族の不安軽減、適切な治療環境づくり及び社会復帰の促進を目指し家族学習会を実施しています。

また、家族同士の支えあい、交流の場を設けることで、家族の孤立感を軽減し家族が元気になることを目的に、家族会の協力を得て、こころの家族交流会を実施しています。

- (1) 家族学習会（統合失調症） 令和4年度実績 1回 12人
- (2) こころの家族交流会 令和4年度実績 1回 3人

4 5. 成年後見制度利用支援事業（精神障害者等）

【保健総務課】

精神障害者等の成年後見人市長申立て制度の利用にあたり、費用負担が困難な者に対して、成年後見人等の報酬等を助成します。

成年後見制度利用支援事業実施状況 (単位：件)

年度	区分	件数
2		21
3		30
4		33

4 6. 地域精神保健福祉連絡協議会

【保健総務課】

精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進をはじめとする地域精神保健福祉活動の推進について協議検討し、関係機関、関係団体等との連携や協力体制の整備等を図るため協議会及び部会を実施しています。

(1) 協議会

開催日 令和4年9月5日(月)

内容 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業について

出席者 14人

(2) 部会

1回目

開催日 令和4年12月5日(月)

内容 ①精神障害者の「避難」について

②定期的な事例検討会の開催について

③退院前カンファレンスの推進について

出席者 23人

2回目

開催日 令和5年3月10日(金)

内容 ①精神障害者の「避難」について
②治療中断者の治療継続に向けた支援について
③実務者会議事例検討会について
個別支援課題に対する取り組み案の検討について

出席者 25人

基本施策 6 国民健康保険・介護保険

基本施策 6 「国民健康保険・介護保険」

施策 1 「国民健康保険事業の適正な運営」

1. 国民健康保険事業

【国保年金課】

(1) 国民健康保険運営協議会

国民健康保険事業の運営に関する事項（保険給付、保険料の徴収その他の重要事項）を審議するため、国民健康保険事業の運営に関する協議会を置いています（法第 11 条第 2 項）。

		開催月	附議内容
令和 4 年度	令和 4 年第 2 回	令和 4 年 8～9 月（書面開催）	・令和 3 年度決算について ・令和 3 年度補正予算について
	令和 5 年第 1 回	令和 5 年 2 月	・国民健康保険条例の一部改正について ・令和 4 年度 3 月補正予算案について ・令和 5 年度予算案について

(2) 被保険者の状況

① 国保加入状況

国保加入の年度別推移

区分 年度	年度末現在		国保世帯数		国保被保険者数								
	世帯数	人口	年度末現在		年度末現在 被保険者数	加入率 (%)	年間平均 被保険者数	一 般			退 職		
			世帯数	加入率 (%)				年度末現在		年間平均 被保険者数	年度末現在		年間平均 被保険者数
								被保険者数	構成比 (%)		被保険者数	構成比 (%)	
2	311,102	645,450	81,685	26.3	118,409	18.3	120,141	118,409	100.0	120,140	0	0.0	1
3	313,581	645,972	79,316	25.3	113,676	17.6	117,115	113,676	100.0	117,115	0	0.0	0
4	317,341	647,597	75,827	23.9	107,281	16.6	111,621	107,281	100.0	111,621	0	0.0	0

※ 年度末現在の世帯数及び人口は、住民基本台帳登録数

※ 年間平均は 3 月末日から翌年 2 月末日までの平均

※ 「退職」…長い間会社や官公署などに勤めて年金受給権のある方とその被扶養者の方が加入する制度
平成 20 年 4 月の法改正により原則廃止

② 年度別世帯・被保険者異動状況

資格取得の年度別推移

(単位:人(%))

区分 年度	転入	社保離脱	生保廃止	出生	後期高齢者 離脱	その他	合計
2	6,386(24.8)	17,745(69.0)	272(1.1)	342(1.3)	1(0.0)	962(3.8)	25,708
3	5,524(22.8)	17,350(71.7)	214(0.9)	325(1.4)	3(0.0)	775(3.2)	24,191
4	6,424(25.2)	17,672(69.3)	245(1.0)	261(1.0)	2(0.0)	888(3.5)	25,492

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小
 ★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

資格喪失の年度別推移

(単位:人(%))

区分 年度	転出	社保加入	生保開始	死亡	後期高齢者 加入	その他	合計
2	5,301(19.0)	14,771(53.0)	566(2.0)	830(3.0)	4,435(15.9)	1,964(7.1)	27,867
3	5,364(18.5)	14,424(49.9)	616(2.1)	817(2.8)	6,094(21.1)	1,609(5.6)	28,924
4	5,602(17.6)	16,027(50.3)	608(1.9)	798(2.5)	7,335(23.0)	1,517(4.7)	31,887

③年齢別被保険者数

年齢別被保険者数(令和4年度末)

年齢 ※1	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	計 (人)	割合 (%)	
0～9 歳	252	298	307	358	370	382	416	403	424	404	3,614	3.4	
10～19 歳	434	434	473	489	498	479	445	528	483	634	4,897	4.6	
20～29 歳	737	880	1,076	1,059	1,072	1,048	1,010	957	940	891	9,670	9.0	
30～39 歳	900	843	830	897	889	951	932	951	974	1,124	9,291	8.7	
40～49 歳	1,107	1,084	1,095	1,178	1,188	1,245	1,284	1,317	1,447	1,556	12,501	11.6	
50～59 歳	1,525	1,506	1,610	1,565	1,581	1,512	1,347	1,372	1,515	1,419	14,952	13.9	
60～69 歳	1,515	1,554	1,645	1,784	2,113	2,386	2,821	3,157	3,505	3,884	24,364	22.7	
70～79 歳	4,569	4,887	5,469	6,398	6,669	-	-	-	-	-	27,992	26.1	
											合計	107,281	100.0

※ 平成20年4月より75歳以上の方及び65歳以上75歳未満の一定の障害(身体障害者手帳1～3級及び4級の一部の人等)のある方で加入を希望する方は後期高齢者医療制度へ移行

※1 縦軸は年代、横軸は1桁目の年齢を表す

(3) 保険給付状況

①療養の給付及び療養費

療養の給付及び療養費の割合

区分	保険者負担割合	一部負担割合
義務教育就学前	8割	2割
義務教育就学以降～69歳	7割	3割
退職被保険者等	7割	3割
70歳～74歳の人	8割	2割
70歳～74歳の人で現役並み所得者	7割	3割

※ 上記の割合は医療費（費用額）10割に対する割合

②入院時食事療養費及び入院時生活療養費

入院時食事療養費（標準負担額）

入院したときの食事代は、診療や薬にかかる費用とは別に、1食分として下表の標準負担額を自己負担して、残りを保険者が負担します。

区分	標準負担額
下記以外の人	1食 460円 ^{※1}
市民税非課税世帯 69歳以下の方は区分オ 70歳以上の方は低所得Ⅱ	過去12か月間に入院日数が 90日以内の入院の場合 1食 210円 ^{※2}
	90日を超える入院の場合 1食 160円 ^{※3}
市民税非課税世帯 70歳以上の人で低所得Ⅰ	1食 100円 ^{※2}

※1 一部260円の場合があります

※2 事前に「標準負担額減額認定証」の交付を受け医療機関に提示するか、医療機関がオンライン資格確認を利用して市民税非課税世帯区分であることを確認できた場合

※3 事前に90日を超える入院がある旨を申し出て、長期入院該当の認定のある「標準負担額減額認定証」を提示した場合

入院時生活療養費（標準負担額）

65歳以上の方が療養病床に入院したときは、食費と居住費の一部を自己負担して、残りを保険者が負担します。

区分	標準負担額	
	1食当たりの食費	1日当たりの居住費
下記以外の人	460円 ^{※1}	370円 ^{※2}
市民税非課税世帯 69歳以下の方は区分オ 70歳以上の方は低所得Ⅱ	210円	370円 ^{※2}
市民税非課税世帯 70歳以上の人で低所得Ⅰ	130円	370円 ^{※2}

※1 保険医療機関の施設基準等により、420円の場合があります

※2 難病患者等は異なります

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小

★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

療養諸費費用額負担区分の年度別推移

(単位:千円)

区分 年度	療養の給付					療 養 費					合 計					
	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分	
2	一般	1,681,463	38,205,766	28,098,096	9,081,652	1,026,018	41,838	418,787	305,984	112,792	11	1,723,301	38,624,553	28,404,080	9,194,444	1,026,029
	退職	1	288	202	88	-2	3	16	12	4	0	4	304	214	92	-2
	合計	1,681,464	38,206,054	28,098,298	9,081,740	1,026,016	41,841	418,803	305,996	112,796	11	1,723,305	38,624,857	28,404,294	9,194,536	1,026,027
3	一般	1,766,238	40,225,279	29,612,787	9,425,804	1,186,688	42,203	422,497	309,778	112,719	0	1,808,441	40,647,776	29,922,565	9,538,523	1,186,688
	退職	-1	-23	-16	-4	-3	0	0	0	0	0	-1	-23	-16	-4	-3
	合計	1,766,237	40,225,256	29,612,771	9,425,800	1,186,685	42,203	422,497	309,778	112,719	0	1,808,440	40,647,753	29,922,549	9,538,519	1,186,685
4	一般	1,737,096	39,216,639	28,841,752	9,170,765	1,204,121	41,090	412,988	301,524	111,464	0	1,778,186	39,629,627	29,143,276	9,282,230	1,204,121
	退職	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	1,737,096	39,216,639	28,841,752	9,170,765	1,204,121	41,090	412,988	301,524	111,464	0	1,778,186	39,629,627	29,143,276	9,282,230	1,204,121

※ 療養の給付には「国民健康保険事業状況報告書（事業年報）」C表、F表における療養費等の食事療養・生活療養を含みます

※ 療養費には「国民健康保険事業状況報告書（事業年報）」C表、F表における移送費を含みます

※ 表示単位未満を四捨五入しているため、合計が一致しない場合があります

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小

★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

療養の給付（診療費）の年度別状況

区分 年度	入 院					入 院 外					歯 科					合 計					
	件数	費用額 (千円)	1件当り 費用額 (円)	1人当り 費用額 (円)	受診率 (%)	件数	費用額 (千円)	1件当り 費用額 (円)	1人当り 費用額 (円)	受診率 (%)	件数	費用額 (千円)	1件当り 費用額 (円)	1人当り 費用額 (円)	受診率 (%)	件数	費用額 (千円)	1件当り 費用額 (円)	1人当り 費用額 (円)	受診率 (%)	
2	一般	22,816	13,877,530	608,237	115,511	18.991	832,501	13,135,497	15,778	109,335	692.942	222,800	2,896,329	13,000	24,108	185.450	1,078,117	29,909,356	27,742	248,954	897.384
	退職	0	-83	-	-	-	0	8	-	-	-	0	0	-	-	-	0	-75	-	-	-
	合計	22,816	13,877,447	608,233	115,510	18.991	832,501	13,135,505	15,778	109,334	692.937	222,800	2,896,329	13,000	24,108	185.449	1,078,117	29,909,281	27,742	248,951	897.376
3	一般	22,450	14,359,408	639,617	122,609	19.169	873,654	14,168,222	16,217	120,977	745.980	242,015	3,080,556	12,729	26,304	206.647	1,138,119	31,608,186	27,772	269,890	971.796
	退職	0	-5	-	-	-	0	-1	-	-	-	0	0	-	-	-	0	-6	-	-	-
	合計	22,450	14,359,403	639,617	122,609	19.169	873,654	14,168,221	16,217	120,977	745.980	242,015	3,080,556	12,729	26,304	206.647	1,138,119	31,608,180	27,772	269,890	971.796
4	一般	20,729	13,589,451	655,577	121,746	18.571	856,786	14,187,552	16,559	127,105	767.585	240,855	3,081,201	12,793	27,604	215.779	1,118,370	30,858,203	27,592	276,455	1001.935
	退職	0	0	-	-	-	0	0	-	-	-	0	0	-	-	-	0	0	-	-	-
	合計	20,729	13,589,451	655,577	121,746	18.571	856,786	14,187,552	16,559	127,105	767.585	240,855	3,081,201	12,793	27,604	215.779	1,118,370	30,858,203	27,592	276,455	1001.935

※ 受診率は、件数を年間平均被保険者数で除したもの

※ 表示単位未満を四捨五入しているため、合計が一致しない場合があります

③高額療養費

1) 69歳以下の人

1. 同一世帯内で、同一診療月に支払った医療費の一部負担金を個人ごと、医療機関ごと（同じ医療機関でも入院と外来、医科と歯科はそれぞれ別算定）に算定し、21,000円以上の一部負担金のみを合算、その合計額が次表の自己負担限度額を超えた場合は、その超えた額が高額療養費として支給されます。
2. 同じ世帯内で高額療養費の該当が、その診療月を含めた過去12か月間に3回以上あった場合、4回目以降にあたる月は次表の4回以上自己負担限度額が適用されます。
3. 厚生労働大臣の定める疾病に係る同一診療月の一部負担金が10,000円（一部20,000円の場合あり）を超えると、その超えた額が現物給付により支給されます。
4. あらかじめ市から限度額適用認定証の交付を受け受診時に医療機関へ提示するか、医療機関がオンライン資格確認を利用して区分を確認することができた場合、同一人が同一診療月に同一医療機関（ただし同一医療機関でも入院と外来、医科と歯科は別算定）でかかった医療費の一部負担金が次表の自己負担限度額までとなり、自己負担限度額を超えた額は現物給付により支給されます。

自己負担限度額

区分		1か月の自己負担限度額
ア	基礎控除後の総所得金額等が901万円を超える世帯	252,600円＋(総医療費－842,000円)×1% (4回以上140,100円)
イ	基礎控除後の総所得金額等が600万円を超え901万円以下の世帯	167,400円＋(総医療費－558,000円)×1% (4回以上93,000円)
ウ	基礎控除後の総所得金額等が210万円を超え600万円以下の世帯	80,100円＋(総医療費－267,000円)×1% (4回以上44,400円)
エ	基礎控除後の総所得金額等が210万円以下の世帯	57,600円 (4回以上44,400円)
オ	市民税非課税世帯	35,400円 (4回以上24,600円)

2) 70歳以上74歳以下の人

1. 外来の場合、個人ごとに全ての一部負担金を合算し、それぞれの合計額が次表の個人の限度額を超えた場合はその超えた額が高額療養費として支給されます。また、同一人が同一診療月に同一医療機関で支払う医療費の一部負担金は次表の個人の限度額までとなり、自己負担限度額を超えた額は現物給付により支給されます。
2. 同一人、同一診療月、同一医療機関での入院に係る医療費の一部負担金は次表の入院時の限度額までとなり、自己負担限度額を超えた額は現物給付により支給されます。
3. 70歳以上の人がかかった全ての一部負担金（上記1、2で算定された高額療養費を差し引いてなお残る自己負担額）を合算し、次表の世帯の限度額を超える場合、その超えた額が高額療養費として支給されます。
4. 世帯単位での高額療養費の該当が、その診療月を含めた過去12か月間に3回以上あった場合、4回目以降にあたる月は次表の4回以上自己負担限度額が適用されます。
5. 現役並み所得者Ⅱ、Ⅰ該当者及び低所得Ⅱ、Ⅰ該当者は事前に限度額適用認定証の交付を受け医療機関に提示を行うか、医療機関がオンライン資格確認を利用して区分を確認することができた場合のみ次表のそれぞれの限度額が適用となります。いずれかの方法で区分の確認ができない場合、現役並み所得者Ⅱ、Ⅰ該当者については「現役並み所得者Ⅲ」の限度額が、低所得Ⅱ、Ⅰ該当者については「一般」の限度額が適用されます。これらの場合、本来の限度額との差額は高額療養費として支給されます。なお、現役並み所得者Ⅲ及び一般該当者は、保険証の提示にて限度額が適用されます。

自己負担限度額

区分	1か月の自己負担限度額	
	外来（個人単位）	外来＋入院（世帯単位）
現役並み所得者Ⅲ （課税所得 690 万円以上）	252,600 円 ＋（医療費の総額 － 842,000 円）× 1% （4 回以上 140,100 円）	
現役並み所得者Ⅱ （課税所得 380 万円以上）	167,400 円 ＋（医療費の総額 － 558,000 円）× 1% （4 回以上 93,000 円）	
現役並み所得者Ⅰ （課税所得 145 万円以上）	80,100 円 ＋（医療費の総額 － 267,000 円）× 1% （4 回以上 44,400 円）	
一般※1	18,000 円 年間上限 144,000 円	57,600 円 （4 回以上 44,400 円）
低所得Ⅱ※2 （市民税非課税世帯）	8,000 円	24,600 円
低所得Ⅰ※3 （市民税非課税世帯）	8,000 円	15,000 円

- ※1 一般：現役並み所得者Ⅲ、Ⅱ、Ⅰ及び低所得Ⅱ、Ⅰ以外の人
 ※2 低所得Ⅱ：同一世帯の世帯主と全ての国保被保険者が市民税非課税である人（低所得Ⅰ以外の人）
 ※3 低所得Ⅰ：同一世帯の世帯主と全ての国保被保険者が市民税非課税であって、その世帯の所得が一定基準以下の人

●若年と高齢の世帯合算

70 歳以上の人の高額療養費の算定後なお残る自己負担額は、同一世帯の若年（69 歳以下）の高額療養費の算定の際に合算することができます。

高額療養費の年度別推移

区分 年度	一般被保険者分		退職被保険者等分		合計	
	件数(件)	金額(円)	件数(件)	金額(円)	件数(件)	金額(円)
2	83,004	4,106,483,023	2	157,401	83,006	4,106,640,424
3	87,800	4,294,895,246	0	-1,377	87,800	4,294,893,869
4	83,964	4,175,096,243	0	0	83,964	4,175,096,243

④出産育児一時金

国民健康保険加入者が出産したときに、申請により 1 件につき、令和 5 年 4 月 1 日以降の出産は 500,000 円、令和 5 年 3 月 31 日以前は 420,000 円が支給されます。

※産科医療補償制度に未加入の産科医療機関で出産した場合、令和 5 年 4 月 1 日以降の出産は 488,000 円、令和 5 年 3 月 31 日以前は 408,000 円が支給されます。

⑤葬祭費 1 件 50,000 円

出産育児一時金・葬祭費の年度別推移

区分 年度	出産育児一時金		葬祭費		合計	
	件数(件)	金額(円)	件数(件)	金額(円)	件数(件)	金額(円)
2	363	151,708,000	736	36,800,000	1,099	188,508,000
3	344	144,064,000	716	35,800,000	1,060	179,864,000
4	289	120,820,000	704	35,200,000	993	156,020,000

※「国民健康保険事業状況報告書（事業年報）」より記載のため、決算額とは一致しません。

(4) 医療費通知の状況

健康に対する認識を深め、医療保険の健全な運営を図ることを目的に、医療機関でかかった医療費を知らせる「医療費通知」を送付します。

医療費通知の年度別推移

区分 年度	対象内容	対象月	通知年月	通知件数(世帯)
2	全受診 世帯 (3回)	令和元年11月～12月診療分	令和2年5月	59,392
		令和2年1月～6月	2年11月	73,313
		7月～10月	3年1月	65,216
			合計	197,921
3	全受診 世帯 (3回)	令和2年11月～12月診療分	令和3年5月	57,137
		令和3年1月～6月	3年11月	73,772
		7月～10月	4年1月	65,912
			合計	196,821
4	全受診 世帯 (3回)	令和3年11月～12月診療分	令和4年5月	57,412
		令和4年1月～6月	4年11月	73,696
		7月～10月	5年1月	64,901
			合計	196,009

(5) 保険料

① 賦課期日 4月1日(本算定 6月1日)

② 料率等

1) 医療分

所得割額……………基礎控除後の総所得金額等×6.50%

被保険者均等割額……………被保険者1人について32,360円

賦課限度額……………65万円

2) 後期高齢者支援金分

所得割額……………基礎控除後の総所得金額等×2.63%

被保険者均等割額……………被保険者1人について8,590円

賦課限度額……………22万円

3) 介護分

所得割額……………基礎控除後の総所得金額等×1.20%

被保険者均等割額……………被保険者1人について9,610円

賦課限度額……………17万円

③ 納付方法

- ・口座振替
- ・納付書による自主納付
- ・年金からの特別徴収

④ 納付回数

10回

⑤ 保険料の均等割軽減

1) 低所得者に対する軽減

- ・前年の所得金額が 43 万円 + 「(世帯主と被保険者全員の内、給与もしくは年金所得がある人数 - 1 人) × 10 万円」以下の世帯について応益部分 (均等割) の 70/100 を軽減
- ・前年の所得金額が 43 万円 + (290,000 円 × 被保険者数と特定同一世帯所属者) + 「(世帯主と被保険者全員の内、給与もしくは年金所得がある人数 - 1 人) × 10 万円」以下の世帯について応益部分 (均等割) の 50/100 を軽減
- ・前年の所得金額が 43 万円 + (535,000 円 × 被保険者数と特定同一世帯所属者) + 「(世帯主と被保険者全員の内、給与もしくは年金所得がある人数 - 1 人) × 10 万円」以下の世帯について応益部分 (均等割) の 20/100 を軽減

2) 未就学児に対する軽減

未就学 (小学校就学前) の均等割額は、5 割軽減されます。上記、低所得者に対する軽減が適用される世帯の未就学児は、低所得者に対する減額を適用後に 5 割軽減されます。

(6) 保険料率等の状況

年度	区分	応能割	応益割	限度額 (万円)
		所得割 (%)	均等割 (円)	
3	医療分	6.50	27,360	63
	後期高齢者支援金分	2.63	8,590	19
	介護分	1.20	9,610	17
4	医療分	6.50	32,360	65
	後期高齢者支援金分	2.63	8,590	20
	介護分	1.20	9,610	17
5	医療分	6.50	32,360	65
	後期高齢者支援金分	2.63	8,590	22
	介護分	1.20	9,610	17

(7) 保険料収納区分の状況

保険料収納区分の状況 (令和 4 年度)

区分	世帯数	収納金額 (千円)	比率	
			世帯数 (%)	収納金額 (%)
口座振替	21,897	3,916,772	28.88	38.25
自主納付	39,737	5,074,248	52.40	49.56
特別徴収	14,193	1,248,360	18.72	12.19
合計	75,827	10,239,380	100.00	100.00

※ 収納額は、還付未済額を除く

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小
 ★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

保険料の年度別収納状況

年度	区分	現 年 賦 課 分			滞 納 繰 越 分		
		調定額 (円)	収納額 (円)	収納率 (%)	調定額 (円)	収納額 (円)	収納率 (%)
2	一般	11,209,171,761	10,142,392,212	90.48	2,633,145,240	683,013,028	25.94
	退職	49,809	49,809	100.00	7,151,625	2,846,823	39.81
	合計	11,209,221,570	10,142,442,021	90.48	2,640,296,865	685,859,851	25.98
3	一般	10,902,353,300	9,936,456,899	91.14	2,509,238,732	685,877,580	27.33
	退職	0	0	-	4,033,219	2,338,178	57.97
	合計	10,902,353,300	9,936,456,899	91.14	2,513,271,951	688,215,758	27.38
4	一般	11,178,781,170	10,239,380,966	91.60	2,348,506,116	741,130,217	31.56
	退職	0	0	-	1,692,706	945,695	55.87
	合計	11,178,781,170	10,239,380,966	91.60	2,350,198,822	742,075,912	31.58

2. 後期高齢者医療制度

【国保年金課】

本制度は千葉県後期高齢者医療広域連合が運営主体であります。市の窓口で資格取得・喪失の届出や高額療養費申請などの受付業務や保険料の徴収事務を行っています。

対象は75歳以上の方及び65歳以上75歳未満の一定の障害(身体障害者手帳1～3級及び4級の一部の人等)のある方で加入を希望する方です。

(1) 一部負担金の割合及び自己負担限度額

医療費の自己負担額（一部負担金）の割合は8月1日から翌年の7月31日までの1年度とし、その年度の前年の所得に応じて判定されます。

区分	一部負担金の割合	1か月の自己負担限度額	
		外来（個人単位）	外来＋入院（世帯単位）
現役並み所得者Ⅲ （課税所得 690 万円以上）	3割	252,600 円 + (医療費 - 842,000 円) × 1% (140,100 円 ^{※1})	
現役並み所得者Ⅱ （課税所得 380 万円以上）		167,400 円 + (医療費 - 558,000 円) × 1% (93,000 円 ^{※1})	
現役並み所得者Ⅰ （課税所得 145 万円以上）		80,100 円 + (医療費 - 267,000 円) × 1% (44,400 円 ^{※1})	
一般Ⅱ	2割	6,000 円 + (医療費 - 30,000 円) × 10% または 18,000 円の低い方を適用 ^{※4} (年間上限 144,000 円 ^{※3})	57,600 円 (44,400 円 ^{※2})
一般Ⅰ	1割	18,000 円 (年間上限 144,000 円 ^{※3})	
低所得者Ⅱ （市民税非課税世帯）		8,000 円	24,600 円
低所得者Ⅰ （市民税非課税世帯）		8,000 円	15,000 円

- ※1 過去 12 か月以内に高額療養費の支給を 3 回受けた時の 4 回目以降の限度額
- ※2 過去 12 か月以内に「外来＋入院（世帯単位）」の高額療養費の支給を 3 回受けた時の 4 回目以降の限度額
- ※3 1 年間（毎年 8 月 1 日から翌年 7 月 31 日）のうち所得区分が「一般」または「市民税非課税世帯」であった月の外来（個人単位）の自己負担額の合計額の上限度額
- ※4 新設された一部負担金割合が 2 割の区分に対し、負担を抑えるための配慮措置を適用した限度額で、令和 4 年 10 月 1 日から令和 7 年 9 月 30 日までの間、1 割と比較した場合の 1 か月の負担増加額を 3,000 円に抑えるもの（入院の医療費は対象外）

(2) 入院中の食事についての負担金

入院したときの食事代は、医療費とは別に定額の自己負担となります。また、療養病床に入院した時は、食事代と居住費の一部が自己負担となります。

区分	内容
現役並み所得者 及び 一般	1 食当り 460 円 ^{※1}
低所得者Ⅱ ^{※2} ※過去 12 か月の低所得者Ⅱの入院日数が 91 日以上となった場合、 申請月の翌月から下段を適用	1 食当り 210 円 1 食当り 160 円
低所得者Ⅰ ^{※2}	1 食当り 100 円

- ※1 特定医療費（指定難病）受給者証をお持ちの方は、260 円
- ※2 低所得者Ⅱ・Ⅰの方が、減額の適用を受けるには申請が必要

(3) 保険料

保険料率は、千葉県後期高齢者医療広域連合において決定しており、被保険者一人ひとりに保険料を納めていただきます。

- ① 賦課期日 4月1日（本算定 7月1日）
- ② 料率等 所得割額…………基礎控除後の総所得金額等×8.39%
均等割額…………43,400円
賦課限度額……66万円
- ③ 納付方法 特別徴収（年金天引き）
普通徴収（口座振替または納付書払い）
- ④ 納付回数 特別徴収 年6回
普通徴収 年8回

⑤ 保険料の軽減

1) 低所得者に対する軽減

世帯内の被保険者全員と世帯主の総所得金額等の合計額に応じて軽減します。

- 1. 43万円+10万円×{給与・年金所得者数-1}（※）以下
……均等割額の70/100を軽減
- 2. 43万円+29万円×被保険者数+10万円×{給与・年金所得者数-1}（※）以下
……均等割額の50/100を軽減
- 3. 43万円+53.5万円×被保険者数+10万円×{給与・年金所得者数-1}（※）以下
……均等割額の20/100を軽減

※世帯内の被保険者と世帯主のうち、以下のいずれかに該当する者が2人以上いる場合には、その人数から1を減じた数に10万円を乗じた金額を加えます。

- ・給与収入（専従者給与を除く）が55万円を超える。
- ・65歳以上（前年の12月31日現在）で公的年金収入（15万円の特別控除後）が110万円を超える。
- ・65歳未満（前年の12月31日現在）で公的年金収入が60万円を超える。

2) 被用者保険の被扶養者に対する軽減

後期高齢者医療制度加入前日まで被用者保険の被扶養者であった被保険者について、被保険者の資格を得た月から、24か月のみ均等割額の50/100を軽減します（所得割額はかかりません）。

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小
 ★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

(4) 保険料率の年度別推移

年度	区分	所得割 (%)	均等割 (円)	限度額 (万円)
3		8.39	43,400	64
4		8.39	43,400	66
5		8.39	43,400	66

※保険料率は千葉県後期高齢者医療広域連合にて決定

(5) 年間平均被保険者数

平均寿命の延伸により、被保険者数は増加傾向となっています。

年度	被保険者数 (人)
2	79,711
3	81,192
4	84,766

(6) 保険料の年度別収納状況

年度	区分	調定額 (円)	収納額 (円)	収納率
2	特別徴収	4,184,153,000	4,184,153,000	100.00%
	普通徴収	2,671,488,600	2,622,325,400	98.16%
	滞納繰越分	100,643,180	27,541,800	27.37%
	合計	6,956,284,780	6,834,020,200	98.24%
3	特別徴収	4,200,670,500	4,200,670,500	100.00%
	普通徴収	2,707,830,100	2,661,893,810	98.30%
	滞納繰越分	96,510,540	26,427,860	27.38%
	合計	7,005,011,140	6,888,992,170	98.34%
4	特別徴収	4,274,393,300	4,274,393,300	100.00%
	普通徴収	3,012,574,700	2,959,106,750	98.23%
	滞納繰越分	94,624,370	23,397,690	24.73%
	合計	7,381,592,370	7,256,897,740	98.31%

3. 特殊眼鏡等費用助成事業（令和4年度で終了）

【国保年金課】

特殊眼鏡等費用助成事業は、令和3年4月1日付で廃止となりました。
 経過措置として、廃止までに白内障の手術をされた方（下記対象者及び所得要件を満たす方）については、廃止前の内容で助成を受けることができました（手術の日から2年以内）。

対象者 後期高齢者医療制度の被保険者である者、健康保険法による高齢受給者証の交付を受けている者及び船橋市老人医療費受給者証の交付を受けている者、その他市内に住所を有する70歳以上75歳未満の者。ただし、生活保護法等の規定による医療を受けることができる者を除く（所得制限あり）。

助成額

・特殊眼鏡	一つにつき	30,000円
・コンタクトレンズ	一眼につき	25,000円
・補助眼鏡	一つにつき	20,000円

年度別特殊眼鏡等費用助成状況

区分 年度	特殊眼鏡		コンタクトレンズ		補助眼鏡		合計	
	助成 件数 (件)	助成額 (円)	助成 件数 (件)	助成額 (円)	助成 件数 (件)	助成額 (円)	助成 件数 (件)	助成額 (円)
2	0	0	0	0	800	15,492,656	800	15,492,656
3	0	0	0	0	133	2,511,884	133	2,511,884
4	0	0	0	0	5	96,500	5	96,500

施策 2 「介護保険事業の適正な運営」

◆ 1. 船橋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

【介護保険課】

【高齢者福祉課】

市では、老人保健法及び老人福祉法に基づき平成 6 年に「船橋市老人保健福祉計画」を策定し、高齢化の進展に対応すべく様々な施策を推進してきました。その後、介護保険法に基づき平成 12 年にスタートした介護保険制度を円滑に実施するための「介護保険事業計画」と一体的な計画として平成 12 年 3 月、新たに「第 2 次船橋市高齢者保健福祉計画・第 1 期介護保険事業計画」、平成 15 年 3 月には介護保険の初めての見直しにあわせて「第 3 次船橋市高齢者保健福祉計画・第 2 期介護保険事業計画」を策定しました。平成 18 年 3 月には、予防重視型システムへの転換や地域ケア体制を構築するための介護保険法の制度改正を踏まえ、「第 4 次船橋市高齢者保健福祉計画・第 3 期介護保険事業計画」を策定、そして平成 21 年 3 月には「第 5 次高齢者保健福祉計画・第 4 期介護保険事業計画」を策定し、高齢者の身近な地域における保健福祉水準の向上を目指すとともに、明るく活力ある超高齢社会の構築を念頭に置いた取組みを進めてきました。

この間にも高齢者人口は増加し、団塊の世代が高齢期を迎える平成 24 年以降はさらに高齢化が進みました。高齢者人口の増加に伴い、認知症高齢者やひとり暮らし高齢者・高齢者のみの世帯が増加していくと考えられ、こうした高齢者を地域で支えるしくみづくりが急務となりました。

上記の状況を踏まえ、団塊の世代が 75 歳以上となる令和 7 年に向けて、「すべての高齢者が、自分らしく、それぞれの生きがいを持ち、住み慣れた地域でいつまでも健やかに安心して暮らし続けられる『生き生きとしたふれあいの都市・ふなばし』の実現」を目指し、「地域包括ケアシステムの構築 健やかで、安心して暮らし続けられる船橋を目指して」を高齢者保健福祉・介護ビジョンとし、平成 24 年度から「第 6 次高齢者保健福祉計画・第 5 期介護保険事業計画」及び「第 7 次高齢者保健福祉計画・第 6 期介護保険事業計画」を策定し、高齢者施策を推進してまいりました。そして、「第 8 次高齢者保健福祉計画・第 7 期介護保険事業計画」においても、地域包括ケアシステムの更なる深化を目指し、より充実した高齢者施策を推進してまいりました。

令和 3 年度からの介護保険制度改正では、令和 22 年を見据えて、介護予防・健康づくりの推進（健康寿命の延伸）、保険者機能の強化（地域保険としての地域のつながり機能・マネジメント機能の強化）、地域包括ケアシステムの推進（多様なニーズに対応した介護の提供・整備）、認知症施策の総合的な推進及び持続可能な制度の構築・介護現場の革新を図ることとなります。令和 3 年度を初年度とする「第 9 次高齢者保健福祉計画・第 8 期介護保険事業計画」では、このような高齢者を取り巻く状況の変化を踏まえながら高齢者の保健・福祉・介護等の施策について将来の展望を見据えた適切な施策を推進してまいります。

2. 介護保険事業運営協議会

【介護保険課】

介護保険事業計画の策定など、介護保険に関する施策の立案及びその実施を円滑かつ適切に行うため、介護保険事業運営協議会を置いています。

《委員の構成》

- | | |
|--------------------|-----|
| 1. 学識経験者 | 2人 |
| 2. 保健・医療又は福祉の専門家 | 11人 |
| 3. 被保険者の代表者 | 2人 |
| 4. 要介護等被保険者の家族の代表者 | 3人 |

3. 介護保険制度の概要

【介護保険課】

介護保険制度は、老人福祉制度と老人保健制度によって行われていた介護の問題について、制度の一本化を図ったものであり、保健・医療・福祉制度の再編を行ったものです。

背景としては、急激な高齢化の進展、核家族化、女性の社会進出等による社会構造の変化により介護を家族の問題から社会全体で支えあう仕組みにする必要があったためです。

(1) 保険者

市町村が保険者となり、その区域内に住所を有する被保険者に対する介護保険制度を運営します。

(2) 被保険者の範囲

1. 65歳以上の人(第1号被保険者)
2. 40歳以上65歳未満の医療保険加入者(第2号被保険者)

(3) サービスの内容

居宅サービスとしては、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与、福祉用具購入費の支給、住宅改修費の支給及びサービス計画費の支給があります。なお、予防給付の訪問介護と通所介護につきましては、平成28年3月から介護予防・日常生活支援総合事業として、地域支援事業の介護予防・生活支援サービス事業に移行しました。

また、平成21年7月から認知症高齢者等の在宅生活を支援するための認知症訪問支援サービス(市町村特別給付)を実施しております。

施設サービスとしては、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設及び介護医療院への入所(入院)があります。

地域密着型サービスとしては、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、夜間対応型訪問介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護があります。

(4) 利用者負担

介護サービスを利用すると、原則として利用料の1割、65歳以上(第1号被保険者)で一定以上の所得のある人は2割もしくは3割が利用者負担額となります。その利用者負担額が高額となる場合には、所得に応じて高額介護(予防)サービス費、高額医療合算介護(予防)サービス費の支給があります。

その他に施設入所、ショートステイ(短期入所生活介護・短期入所療養介護)を利用した場合は、食費、居住費(滞在費)及び日常生活費などが自己負担となりますが、低所得の人の施設入所やショートステイの利用が困難とならないよう、申請によりその食費、居住費(滞在費)の自己負担額が減額となる場合があります。

4. 介護保険被保険者の状況

【介護保険課】

(1) 被保険者数

被保険者数

(単位：人)

年齢区分 \ 年度	2	3	4
65歳以上 75歳未満	72,658	70,235	66,148
75歳以上	81,949	84,782	88,755
(再掲)外国人被保険者	645	707	780
(再掲)住所地特例	709	737	771
第1号被保険者合計	154,607	155,017	154,903
第2号被保険者	225,998	228,061	230,630
被保険者合計	380,605	383,078	385,533

(2) 被保険者の異動状況

資格取得

(単位：人)

年度 \ 区分	転入	65歳到達	その他	合計
2	1,067	5,952	55	7,074
3	1,146	5,845	29	7,020
4	1,225	5,721	52	6,998

資格喪失

(単位：人)

年度 \ 区分	転出	死亡	その他	合計
2	1,129	5,047	37	6,213
3	1,255	5,321	34	6,610
4	1,287	5,786	39	7,112

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小
 ★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

(3) 要介護(要支援)認定者数

認定者数

(単位：人)

年度		要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合 計
2	第1号被保険者	3,309	4,140	6,148	5,022	3,976	3,382	2,360	28,337
	65歳以上75歳未満	432	515	716	634	430	380	339	3,446
	75歳以上	2,877	3,625	5,432	4,388	3,546	3,002	2,021	24,891
	第2号被保険者	49	82	107	145	100	79	78	640
	合 計	3,358	4,222	6,255	5,167	4,076	3,461	2,438	28,977
3	第1号被保険者	3,394	4,152	6,651	5,008	4,128	3,681	2,321	29,335
	65歳以上75歳未満	420	474	732	586	423	403	304	3,342
	75歳以上	2,974	3,678	5,919	4,422	3,705	3,278	2,017	25,993
	第2号被保険者	44	80	124	144	100	88	90	670
	合 計	3,438	4,232	6,775	5,152	4,228	3,769	2,411	30,005
4	第1号被保険者	3,379	4,118	7,175	5,014	4,248	3,821	2,361	30,116
	65歳以上75歳未満	347	431	727	514	402	403	302	3,126
	75歳以上	3,032	3,687	6,448	4,500	3,846	3,418	2,059	26,990
	第2号被保険者	53	81	124	148	107	89	87	689
	合 計	3,432	4,199	7,299	5,162	4,355	3,910	2,448	30,805

5. 介護保険料

【介護保険課】

(1) 保険料の内容

① 介護保険料の算出

第1号被保険者の保険料は、市町村毎に3年間の給付費の見込みによって算出され、平均して標準給付費の23%を負担することとなります。従って、給付水準の高い市町村ほど保険料が高くなります。

②賦課基準日 4月1日、または介護保険の第1号被保険者の資格を有した日。

③ 徴収方法

- 1) 特別徴収 年金から天引き
- 2) 普通徴収 納付書払いまたは口座振替払い

④保険料額 保険料額(令和4年度)のとおり

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小
 ★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

保険料額(令和4年度)

所得段階	区 分		負担割合	保険料(年額)	
第1段階	本人 が 市 民 税 非 課 税	世帯全員が市民税非課税	生活保護等を受けている人 老齢福祉年金を受給している人 本人の「課税年金収入+合計所得金額」が80万円以下の人	基準額 ×0.25	16,200円
第2段階			本人の「課税年金収入+合計所得金額」が80万円を超え120万円以下の人	基準額 ×0.35	22,680円
第3段階			本人の「課税年金収入+合計所得金額」が120万円を超える人	基準額 ×0.65	42,120円
第4段階		世帯に市民税課税の人がいる	本人の「課税年金収入+合計所得金額」が80万円以下の人	基準額 ×0.85	55,080円
第5段階			本人の「課税年金収入+合計所得金額」が80万円を超える人	基準額	64,800円
第6段階	本人 が 市 民 税 課 税	本人の合計所得金額が91万円以下の人		基準額 ×1.10	71,280円
第7段階		本人の合計所得金額が91万円を超え125万円以下の人		基準額 ×1.15	74,520円
第8段階		本人の合計所得金額が125万円を超え200万円未満の人		基準額 ×1.30	84,240円
第9段階		本人の合計所得金額が200万円以上300万円未満の人		基準額 ×1.50	97,200円
第10段階		本人の合計所得金額が300万円以上400万円未満の人		基準額 ×1.70	110,160円
第11段階		本人の合計所得金額が400万円以上500万円未満の人		基準額 ×1.80	116,640円
第12段階		本人の合計所得金額が500万円以上600万円未満の人		基準額 ×1.90	123,120円
第13段階		本人の合計所得金額が600万円以上700万円未満の人		基準額 ×2.00	129,600円
第14段階		本人の合計所得金額が700万円以上1,000万円未満の人		基準額 ×2.10	136,080円
第15段階		本人の合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満の人		基準額 ×2.30	149,040円
第16段階		本人の合計所得金額が1,500万円以上の人		基準額 ×2.50	162,000円

(2) 保険料の収納額等の状況

各年度収納状況

年度		区分	収納状況			収納率(%)
			調定額(円):A	不納欠損(円):B	収納額(円):C	:C/(A-B)
2	現 年 度 分	特別徴収	8,565,264,260	0	8,565,264,260	100.00
		普通徴収	892,562,265	0	808,115,140	90.54
		小計	9,457,826,525	0	9,373,379,400	99.11
	滞納繰越分		181,126,273	60,495,515	34,778,267	28.83
	年度合計		9,638,952,798	60,495,515	9,408,157,667	98.22
3	現 年 度 分	特別徴収	8,690,579,560	0	8,690,579,560	100.00
		普通徴収	950,607,930	0	869,928,700	91.51
		小計	9,641,187,490	0	9,560,508,260	99.16
	滞納繰越分		170,023,486	58,804,256	31,682,416	28.49
	年度合計		9,811,210,976	58,804,256	9,592,190,676	98.36
4	現 年 度 分	特別徴収	8,642,982,640	0	8,642,982,640	100.00
		普通徴収	1,004,115,520	0	922,244,264	91.85
		小計	9,647,098,160	0	9,565,226,904	99.15
	滞納繰越分		159,871,094	52,849,767	31,492,860	29.43
	年度合計		9,806,969,254	52,849,767	9,596,719,764	98.39

※収納額は、還付未済額を含みません。

6. 介護保険の給付状況

【介護保険課】

(1) 給付内容

① 介護（予防）に関する保険給付

- 1) 居宅介護（介護予防）サービス等給付費
- 2) 居宅介護（介護予防）福祉用具購入費
- 3) 居宅介護（介護予防）住宅改修費
- 4) 居宅介護（介護予防）サービス計画等給付費
- 5) 施設介護サービス等給付費
- 6) 地域密着型介護（予防）サービス等給付費
- 7) 高額介護（予防）サービス費
- 8) 高額医療合算介護（予防）サービス費
- 9) 特定入所者介護（予防）サービス等給付費

②市町村特別給付

市では、市町村特別給付として「認知症訪問支援サービス」を実施しています。

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小
 ★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

(2) 保険給付状況

居宅介護(介護予防)サービス受給者数

(単位：人)

年度		要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合計
2	第 1 号被保険者	671	1,504	4,654	4,308	2,963	1,927	1,223	17,250
	第 2 号被保険者	18	41	90	126	78	55	53	461
	合 計	689	1,545	4,744	4,434	3,041	1,982	1,276	17,711
3	第 1 号被保険者	675	1,470	5,137	4,365	3,107	2,152	1,252	18,158
	第 2 号被保険者	16	33	76	139	81	66	48	459
	合 計	691	1,503	5,213	4,504	3,188	2,218	1,300	18,617
4	第 1 号被保険者	716	1,417	5,413	4,434	3,138	2,302	1,322	18,742
	第 2 号被保険者	17	39	90	132	74	67	60	479
	合 計	733	1,456	5,503	4,566	3,212	2,369	1,382	19,221

(各年度 3 月分)

地域密着型(介護予防)サービス受給者数

(単位：人)

年度		要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合計
2	第 1 号被保険者	1	4	1,033	983	724	383	262	3,390
	第 2 号被保険者	0	0	13	24	11	5	6	59
	合 計	1	4	1,046	1,007	735	388	268	3,449
3	第 1 号被保険者	0	4	1,148	960	761	448	263	3,584
	第 2 号被保険者	0	0	5	17	9	6	3	40
	合 計	0	4	1,153	977	770	454	266	3,624
4	第 1 号被保険者	1	2	1,269	987	777	474	276	3,786
	第 2 号被保険者	0	0	8	17	11	4	7	47
	合 計	1	2	1,277	1,004	788	478	283	3,833

(各年度 3 月分)

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小
 ★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

施設介護サービス受給者数

(単位：人)

年度		介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型 医療施設	介護医療院
2	第1号被保険者	2,031	1,202	3	92
	第2号被保険者	11	29	0	3
	合計	2,042	1,231	3	95
3	第1号被保険者	2,177	1,238	4	95
	第2号被保険者	20	26	0	2
	合計	2,197	1,264	4	97
4	第1号被保険者	2,295	1,249	0	96
	第2号被保険者	21	20	0	2
	合計	2,316	1,269	0	98

(各年度3月分)

要介護度別のサービス利用件数

(単位：件)

年度		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
2	居宅（介護予防） サービス	16,406	39,144	143,694	165,902	119,798	84,347	65,158	634,449
	地域密着型（介護 予防）サービス	26	47	12,995	12,773	9,522	5,063	3,364	43,790
	施設サービス	0	0	1,409	3,265	9,913	14,642	11,474	40,703
	合計	16,432	39,191	158,098	181,940	139,233	104,052	79,996	718,942
3	居宅（介護予防） サービス	17,349	39,459	161,852	167,741	127,803	95,506	68,213	677,923
	地域密着型（介護 予防）サービス	14	37	13,847	12,213	9,601	5,342	3,269	44,323
	施設サービス	0	0	1,354	3,148	10,609	15,801	10,986	41,898
	合計	17,363	39,496	177,053	183,102	148,013	116,649	82,468	764,144
4	居宅（介護予防） サービス	17,754	38,477	172,392	167,502	132,570	103,727	68,212	700,634
	地域密着型（介護 予防）サービス	5	36	15,368	12,324	9,920	5,778	3,332	46,763
	施設サービス	0	0	1,550	3,102	11,439	16,869	10,977	43,937
	合計	17,759	38,513	189,310	182,928	153,929	126,374	82,521	791,334

(令和4年度については、令和5年8月8日現在の数値)

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小
 ★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

要介護度別の保険給付額

(単位：円)

年度		要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合計
2	居宅（介護予防）サービス	194,050,419	449,130,131	3,645,885,489	4,883,202,677	4,846,836,292	3,773,654,954	3,233,498,314	21,026,258,276
	地域密着型（介護予防）サービス	1,223,902	4,071,976	829,587,716	1,410,294,821	1,599,339,719	1,021,161,888	819,836,027	5,685,516,049
	施設サービス	0	0	335,976,013	836,177,924	2,604,548,188	4,109,916,996	3,407,079,805	11,293,698,926
	合計	195,274,321	453,202,107	4,811,449,218	7,129,675,422	9,050,724,199	8,904,733,838	7,460,414,146	38,005,473,251
3	居宅（介護予防）サービス	202,324,065	453,400,830	4,135,486,764	4,863,946,085	5,101,009,918	4,233,935,863	3,347,614,496	22,337,718,021
	地域密着型（介護予防）サービス	573,704	4,319,213	934,346,540	1,376,556,044	1,655,413,012	1,062,473,458	809,453,239	5,843,135,210
	施設サービス	0	0	328,112,217	815,132,000	2,804,335,187	4,457,730,105	3,317,605,125	11,722,914,634
	合計	202,897,769	457,720,043	5,397,945,521	7,055,634,129	9,560,758,117	9,754,139,426	7,474,672,860	39,903,767,865
4	居宅（介護予防）サービス	207,946,129	457,244,468	4,301,670,760	4,789,254,308	5,222,151,734	4,466,660,867	3,277,622,767	22,722,551,033
	地域密着型（介護予防）サービス	240,755	5,034,420	1,041,694,870	1,377,681,194	1,682,792,520	1,151,118,029	823,692,019	6,082,253,807
	施設サービス	0	0	381,347,472	808,743,623	3,023,957,409	4,795,071,341	3,336,470,214	12,345,590,059
	合計	208,186,884	462,278,888	5,724,713,102	6,975,679,125	9,928,901,663	10,412,850,237	7,437,785,000	41,150,394,899

(令和4年度については、令和5年8月8日現在の数値)

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小
 ★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

特定入所者介護(介護予防)サービス費 要介護度別の利用件数

(単位：件)

年度		要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合計
2	食費	0	23	1,211	2,946	7,818	8,974	6,603	27,575
	居住費	0	23	1,195	2,859	7,669	8,772	6,558	27,076
3	食費	1	6	1,183	2,419	7,702	8,922	5,774	26,007
	居住費	1	6	1,166	2,383	7,621	8,698	5,667	25,542
4	食費	0	9	1,041	2,141	7,737	8,753	5,234	24,915
	居住費	0	9	1,025	2,158	7,837	8,979	5,535	25,543

(令和4年度については、令和5年8月8日現在の数値)

特定入所者介護(介護予防)サービス費 要介護度別の保険給付額

(単位：円)

年度		要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合計
2	食費	0	77,766	22,447,340	52,407,534	167,008,016	201,820,974	146,211,696	589,973,326
	居住費	0	65,813	8,224,264	24,956,806	100,900,504	122,772,048	88,798,499	345,717,934
	合計	0	143,579	30,671,604	77,364,340	267,908,520	324,593,022	235,010,195	935,691,260
3	食費	4,810	21,985	16,337,794	34,174,514	129,135,390	161,726,492	100,433,361	441,834,346
	居住費	4,872	13,783	8,273,982	19,540,046	103,552,788	120,867,307	74,823,058	327,075,836
	合計	9,682	35,768	24,611,776	53,714,560	232,688,178	282,593,799	175,256,419	768,910,182
4	食費	0	28,480	10,981,921	23,767,299	95,002,966	127,500,821	72,106,919	329,388,406
	居住費	0	26,593	6,118,795	16,881,294	111,057,129	125,264,045	77,076,211	336,424,067
	合計	0	55,073	17,100,716	40,648,593	206,060,095	252,764,866	149,183,130	665,812,473

(令和4年度については、令和5年8月8日現在の数値)

7. 地域支援事業

【地域包括ケア推進課】

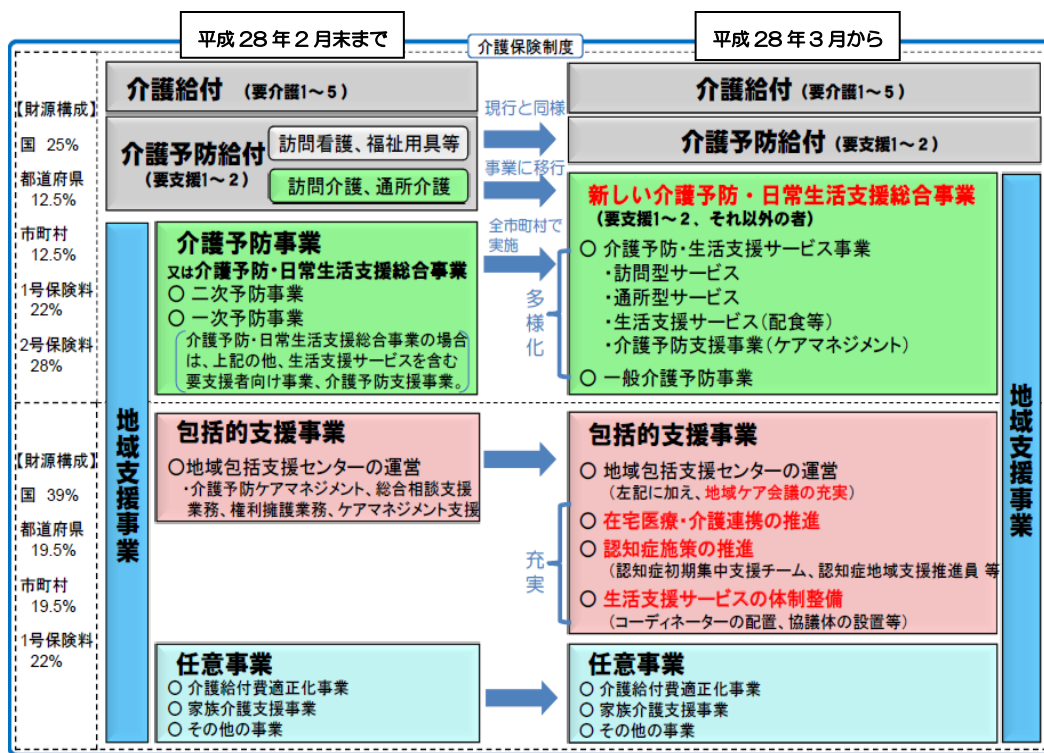
【介護保険課】

【健康づくり課】

地域支援事業は、被保険者が要介護・要支援状態となることを予防し、社会に参加しつつ、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とし、地域における包括的な相談・支援体制、多様な主体の参画による日常生活の支援体制、在宅医療と介護の連携体制及び認知症高齢者への支援体制の構築等を一体的に推進するものです。

平成 27 年 4 月施行の介護保険制度の改正により、地域支援事業の内容が見直され、市町村では、平成 29 年度末までに介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）を実施することとされましたが、本市では平成 28 年 3 月から総合事業を開始しました。

これにより、要支援者に対する予防給付のうち、「介護予防訪問介護」と「介護予防通所介護」がそれぞれ「訪問型サービス」「通所型サービス」として総合事業に移行され、「介護予防・生活支援サービス事業」に位置づけられるとともに、介護予防事業（一次予防事業・二次予防事業）が廃止され、総合事業における「一般介護予防事業」へ再編されました。



※第 8 期介護保険事業計画の財源構成は、介護予防・日常生活支援総合事業の 1 号保険料は 23%、2 号保険料は 27%、包括的支援・任意事業の国は 38.5%、都道府県 19.25%、市町村 19.25%、1 号保険料は 23%です。

8. 介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)

地域支援事業

(1) 介護予防・生活支援サービス事業

① 訪問型サービス

訪問介護相当サービス・訪問型サービスA(緩和した基準によるサービス)

【介護保険課】

平成28年3月から介護予防訪問型サービス(予防給付で行っていた介護予防訪問介護に相当するサービス)、平成28年4月から介護予防生活支援サービス(介護予防訪問型サービスの基準を緩和したサービス)を実施しています。

利用者負担につきましては、介護保険の給付と同様、原則として利用料の1割、65歳以上(第1号被保険者)で一定以上の所得のある人は2割もしくは3割となります。また、利用者負担が高額となる場合は、介護保険の給付と同様、高額介護予防サービス費相当事業費を支給します。

② 通所型サービス

通所介護相当サービス・通所型サービスA(緩和した基準によるサービス)

【介護保険課】

平成28年3月から介護予防通所型サービス(予防給付で行っていた介護予防通所介護に相当するサービス)、平成28年7月から介護予防運動機能向上デイサービスと介護予防ミニデイサービス(ともに介護予防通所型サービスの基準を緩和したサービス)を実施しています。

利用者負担につきましては、介護保険の給付と同様、原則として利用料の1割、65歳以上(第1号被保険者)で一定以上の所得のある人は2割もしくは3割となります。また、利用者負担が高額となる場合は、介護保険の給付と同様、高額介護予防サービス費相当事業費を支給します。

③ 介護予防ケアマネジメント

【地域包括ケア推進課】

1) 基本チェックリストの実施

介護予防・生活支援サービス事業の対象者は、要支援者及び基本チェックリストの記入内容が事業対象の基準に該当した者(事業対象者)ですが、本市では、地域包括支援センター及び在宅介護支援センターを基本チェックリストの実施機関として位置づけ、同センターが行う総合相談支援事業のなかで、必要に応じて基本チェックリストを実施し、事業対象者であるかの判定を行っています。

基本チェックリスト実施状況

(単位：件)

年度	地域包括支援センター実施		在宅介護支援センター実施		合計	
		うち対象者該当		うち対象者該当		うち対象者該当
2	31	24	0	0	31	24
3	31	26	0	0	31	26
4	22	16	1	0	23	16

2) 介護予防ケアマネジメントの実施

地域包括支援センターでは、要支援者及び事業対象者に対して、介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助（ケアプランの作成等）を行っています。

なお、その業務の一部を指定居宅介護支援事業所に委託して実施しています。

介護予防ケアマネジメント実施状況（単位：件）

年度	ケアプラン作成件数	うち委託した数
2	23,496	15,534
3	22,715	14,707
4	22,778	14,936

(2) 一般介護予防事業

① 介護予防把握事業（船橋市健康スケール）

【健康づくり課】

令和元年度から、市独自に開発した高齢者の健康に関する質問票として「船橋市健康スケール」を送付しています。船橋市健康スケールに回答いただくことで、年齢だけでは計れない体の状態を数値化して「元気度」として示すとともに、3年後に要介護・要支援になるリスクを算定しお知らせすることで、自身の生活や健康状態を振り返り、現在の体の状態を知ることができます。また、回答いただいたデータを分析することで、市の一般介護予防事業の事業評価や方向性の検討に役立っています。

介護予防把握事業 船橋市健康スケール実施状況

項目 \ 年度	2	3	4
発送数（件）	81,260	80,529	82,807
回答数（件）	60,717	55,213	55,489
回答率（％）	74.7	68.6	67.0

② 介護予防普及啓発事業（生き生きと若々しく過ごすための教室）

【健康づくり課】

平成28年4月から、地域の高齢者を対象に、介護予防に資する基本的な知識（運動機能の向上、栄養改善、口腔機能向上、認知症予防）を普及啓発し、要介護状態等になることを予防するために行う事業を実施しています。コースは、総合型5回コース、総合型8回コース、柔道整復師運動型8回コースがあります。

市は介護サービス事業者、スポーツクラブ、接骨院・整骨院などに委託し実施しています。

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小
 ★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

介護予防普及啓発事業 実施状況

年度	2★ ¹	3★ ¹	4
実施回数（総合型5回コース）	25	40	41
参加者数（人）	254	435	562
実施回数（総合型8回コース）	17	24	33
参加者数（人）	226	289	422
実施回数（柔道整復師運動型8回コース）	18	41	41
参加者数（人）	106	282	300

③ 認知症予防事業

【健康づくり課】

地域の高齢者を対象に、認知症予防に有効な生活習慣の知識を持つとともに、そのような生活習慣を身につけることで、認知症の予防又は発症時期を遅らせるために行う事業です。

市は介護サービス事業者、スポーツクラブなどに委託し実施しています。

認知症予防事業 実施状況

事業名	2★ ¹		3★ ¹		4	
	実施回数 (回)	参加者数 (人)	実施回数 (回)	参加者数 (人)	実施回数 (回)	参加者数 (人)
認知症予防事業	13	214	29	361	30	397

④ 地域介護予防活動支援事業（アクティブシニア介護予防補助金）

【健康づくり課】

平成28年7月から開始した、地域の介護予防に資する活動を行う住民団体を支援し、住民の多様な活動の場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進する事業です。

アクティブシニア介護予防補助金（単位：団体）

年度	2	3	4
補助団体数	65	60	61

⑤ 地域リハビリテーション活動支援事業

1) 船橋市リハビリテーション専門職等派遣支援事業

【健康づくり課】

平成28年7月から開始した、地域の住民主体の団体の介護予防に資する活動等に地域のリハビリテーション専門職等を派遣し助言を行うことで、地域の介護予防効果を高め、生活範囲の拡大等にむけた取組を支援する事業です。

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小
 ★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

船橋市リハビリテーション専門職等派遣支援事業（派遣回数）

年度	2★ ¹	3	4
延べ派遣団体数（件）	0	0	5
延べ派遣人数（人）	0	0	7

2) 足腰の衰えチェック事業

【健康づくり課】

平成30年9月から開始した、高齢者に客観的な足腰の衰え度合いを簡単な2つのテストで自覚してもらうこと、リハビリ専門職等に運動についてアドバイスをもらい、運動機能が維持できるように生活習慣を見直してもらうこと、重篤な場合には地域包括支援センター等への相談を勧奨することを目的とした事業です。

65歳、70歳、73歳以上の奇数年齢の方等を対象に、2つのモデル地区から開始し、令和2年度からは16地区で実施しています。

市は介護サービス事業者、接骨院・整骨院などに委託し実施しています。

足腰の衰えチェック事業

年度	2	3★ ¹	4
利用者数（人）	639	688	674
利用率（%）	3.5%	4.2%	4.1%

3) 自立支援型介護予防ケアマネジメント事業

【地域包括ケア推進課】

利用者の生活機能の維持・向上の効果を高め、自立支援に資する介護予防ケアマネジメントにつなげることを目的とし、リハビリテーション専門職が直接ケアマネジャーに同行して利用者宅を訪問し、利用者及びケアマネジャー等に助言を行う事業です。

自立支援型介護予防ケアマネジメント事業（派遣回数）

年度	2	3	4
利用者人数（人）	58	30	44
訪問回数（回）	83	37	49

9. 包括的支援事業

地域支援事業

基本施策3「高齢者福祉」施策3「相談体制の充実」に掲載しています。

10. 任意事業

地域支援事業

地域の実情に応じ、創意工夫を生かして各種事業を実施しています。

(1) 介護給付等費用適正化事業

【介護保険課】

介護給付等に要する費用の適正化を図るため、要介護認定の適正化、ケアプランの点検、縦覧点検・医療情報との突合等を実施しています。

(2) 家族介護支援事業

高齢者を介護している人を支援するため、以下の事業を行っています。

①徘徊高齢者家族支援サービス事業

【地域包括ケア推進課】

徘徊により所在不明となった高齢者等を、GPS の電波網を使って探索し、早期に介護者が発見できるように位置情報を提供するサービスです。また、介護者が現場に行って保護することが困難な場合、要請により緊急対処員が現場へ急行し対応します。市は委託し実施しています。

徘徊高齢者家族支援サービス利用状況

年度	利用者(人)
2	107
3	99
4	102

②若年性認知症家族交流会

【地域包括ケア推進課】

若年性認知症の方を介護している家族を対象に交流会を開催し、家族同士の交流とともに悩みや疑問を話し合うことで、ご家族の負担軽減を図ります。交流会では認知症の専門医と認知症の家族を介護した経験者である「認知症の人と家族の会」に相談することもできます。

市は公益社団法人 認知症の人と家族の会 千葉県支部に委託し実施しています。

若年性認知症家族交流会参加状況

年度	開催回数(回)	参加者数(人)
2★ ²	-	-
3★ ¹	1	2
4	1	4

③認知症家族交流会

【地域包括ケア推進課】

認知症の方を介護している家族を対象に交流会を開催し、家族同士の交流とともに悩みや疑問を話し合うことで、ご家族の負担軽減を図ります。交流会では認知症の専門医と認知症の家族を介護した経験者である「認知症の人と家族の会」に相談することもできます。

市は公益社団法人 認知症の人と家族の会 千葉県支部に委託し実施しています。

認知症家族交流会参加状況

年度	開催回数（回）	参加者数（人）
2★ ¹	1	6
3★ ¹	4	32
4	5	66

④家族のための介護教室

【地域包括ケア推進課】

家族のための介護教室参加状況

年度	開催回数（回）	参加者数（人）
2★ ¹	1	7
3★ ¹	2	25
4	3	44

(3) その他事業

高齢者の地域における自立した日常生活を支援するため、以下の事業を行っています。

①介護相談員派遣事業

【高齢者福祉課】

市内の介護老人福祉施設、介護老人保健施設及びグループホームへ各施設月 1 回介護相談員を派遣しています。

介護相談員派遣事業実施状況 (単位：施設)

年度	2 ★ ²	3 ★ ²	4 ★ ²
派遣施設数	-	-	-

②住宅改修支援事業

【介護保険課】

住宅改修支援事業実施状況 (単位：件)

年度	2	3	4
件数	127	132	110

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小
 ★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

③認知症サポーター養成事業

【地域包括ケア推進課】

市主催にて市民向け、市内の小中学校、市職員向けに認知症サポーター養成講座を開催し、認知症を正しく理解して、認知症の人や家族を温かく見守る応援者である認知症サポーターの養成に努めています。また認知症サポーター養成講座の開催を希望される5名以上の団体向けに無料で講師を派遣しています。

認知症サポーター養成講座開催状況

年度	開催回数（回）	サポーター数（人）
2★ ¹	80	5,206
3★ ¹	119	8,001
4	139	9,508

④在宅介護支援教室

【地域包括ケア推進課】

在宅介護支援教室実施状況

年度	開催回数（回）
2★ ¹	5
3★ ¹	14
4	21

基本施策 7 子ども・子育て支援

基本施策 7 「子ども・子育て支援」

◆ 1. 第 2 期船橋市子ども・子育て支援事業計画

【こども政策課】

すべての子どもや子育て家庭を総合的に支援する「子ども・子育て支援新制度」が、平成 27 年 4 月から全国的にスタートしました。市では、平成 27 年度から 5 年間の計画期間とする「船橋市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子ども・子育て支援施策の充実を図ってきましたが、子どもの健やかな成長と子育て支援を更に推進するため、令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間の計画期間とする「第 2 期船橋市子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

第 2 期計画では、第 1 期計画を引き継ぎ、『「子どもの笑顔が輝き、生き生きと子育てできるまち・ふなばし」をめざして』を基本理念とし、地域全体で子どもや子育て家庭への理解を深めて支援し、安全で安心して子育てができる環境を整えるとともに、すべての子どもが心豊かに育ち、併せて、保護者が喜びや生きがいを感じながら子育てできるまちをめざします。

この基本理念のもとに、「子ども」「親・家庭」「地域・社会」を視点（テーマ）とした 3 つの基本方針を設定しています。各方針に沿って、市が実施するさまざまな施策や事業を位置づけるとともに、市内を 5 つの地域に分けた 5 行政ブロックを「教育・保育提供区域」とし、幼稚園・保育所・認定こども園などの教育・保育施設や小規模保育事業などの地域型保育事業、また、時間外保育事業（延長保育事業）や放課後児童健全育成事業（放課後ルーム）などの地域の子ども・子育て支援事業について、区域ごとに量の見込み（需要）と確保方策（供給）を設定し、施策を推進していきます。

● 基本方針

基本理念に沿った施策を推進するための基本方針は次の 3 つです。

基本方針 1	子ども	次代を担う子ども一人ひとりが夢と希望を持って、心豊かに育つことのできるまちをめざします。
基本方針 2	親・家庭	保護者一人ひとりが、喜びや生きがいを感じながら、子育てのできるまちをめざします。
基本方針 3	地域・社会	地域や社会を構成する一人ひとりが、子どもや子育て家庭への理解を深め、お互いに支え合えるまちをめざします。

2. 児童人口

【こども政策課】

市における児童人口（0歳～17歳）は、96,268人で総人口に対し、14.9%を占めています（令和5年4月1日現在）。これらの児童を児童福祉法の区分によると、乳児（1歳未満）4,092人、幼児（1歳～5歳）23,773人、少年（6歳～17歳）68,403人となっています。

児童の年齢別人口（単位：人）

年齢	男	女	合計
0	2,098	1,994	4,092
1	2,249	2,161	4,410
2	2,268	2,250	4,518
3	2,474	2,324	4,798
4	2,585	2,422	5,007
5	2,641	2,399	5,040
6	2,716	2,573	5,289
7	2,740	2,757	5,497
8	2,826	2,717	5,543
9	2,882	2,689	5,571
10	2,968	2,714	5,682
11	2,980	2,852	5,832
12	3,009	2,856	5,865
13	3,100	2,787	5,887
14	3,072	2,895	5,967
15	2,976	2,913	5,889
16	2,918	2,890	5,808
17	2,900	2,673	5,573
合計	49,402	46,866	96,268

（令和5年4月1日現在）

年度別乳児数（単位：人）

年度	男	女	合計
平成17	2,687	2,609	5,296
18	2,641	2,584	5,225
19	2,773	2,661	5,434
20	2,830	2,742	5,572
21	2,901	2,751	5,652
22	3,075	2,755	5,830
23	2,954	2,715	5,669
24	2,848	2,650	5,498
25	2,858	2,655	5,513
26	2,806	2,653	5,459
27	2,803	2,609	5,412
28	2,578	2,681	5,259
29	2,672	2,454	5,126
30	2,533	2,285	4,818
令和元	2,543	2,324	4,867
2	2,378	2,294	4,672
3	2,193	2,214	4,407
4	2,178	2,131	4,309
5	2,098	1,994	4,092

（各年4月1日現在）

施策 1 「教育・保育の充実」

1. 保育所等の認可定員、入所児童数、待機人数及び施設数

【保育運営課】

【保育入園課】

令和 5 年 4 月 1 日現在、市内の保育所は公立 27 か所及び私立 97 か所で、認可定員は 13,381 人、入所児童数は 12,004 人となっています。また、認定こども園は 11 園で、認可定員は 1,648 人、入所児童数は 1,262 人となっています。

施設整備については、平成 27 年 4 月に子ども・子育て支援新制度が施行され、多様な主体による保育所の設置が図られることとなったことを受け、審査体制の強化を図りつつ、民間活力を利用した保育所整備を促進することとし、設置運営事業者の公募による民設民営型保育所整備を進めてきました。

保育施設数及び定員数の推移

区分		年	3	4	5
保育所	公立	施設数 (か所)	27	27	27
		定員数 (人)	4,545	4,532	4,532
		入所児童数 (人)	3,971	3,911	3,787
		待機 (人)	51	66	74
	私立	施設数 (か所)	94	97	97
		定員数 (人)	8,689	8,859	8,849
		入所児童数 (人)	7,943	8,044	8,217
		待機 (人)	177	185	183
認定こども園	施設数 (か所)	9	10	11	
	定員数 (人)	1,321	1,486	1,648	
	入所児童数 (人)	1,087	1,168	1,262	
	待機 (人)	12	11	31	
小規模保育事業所	施設数 (か所)	31	30	32	
	定員数 (人)	555	536	576	
	入所児童数 (人)	442	452	479	
	待機 (人)	8	9	12	
家庭的保育	施設数 (か所)	4	4	3	
	定員数 (人)	18	18	13	
	入所児童数 (人)	14	10	8	
	待機 (人)	0	0	0	
合計	施設数 (か所)	165	168	170	
	定員数 (人)	15,128	15,431	15,618	
	入所児童数 (人)	13,457	13,585	13,753	
	待機 (人)	248	271	300	

(各年 4 月 1 日現在)

- ※ 認定こども園の定員数及び入所児童数には、教育標準時間(1号)認定子どもの数を含みます。
- ※ 入所児童数には管外受託児童の数を含みます。
- ※ 待機人数には管外委託児童を含みません。

2. 保育対策

【保育運営課】

(1) 延長保育

保育認定子どもがやむを得ない理由により利用日及び利用時間帯以外の日及び時間において必要な保育を確保するため、通常保育時間を超えて開所時間内で延長保育を実施しています。

公立保育所

開所時間 午前7時～午後7時

通常保育時間 (保育標準時間) 午前7時～午後6時、(保育短時間) 午前9時～午後5時

私立保育所、認定こども園、小規模保育事業所

施設・事業所により開所時間及び通常保育時間が異なります。

(2) 産休明け保育

産休明け保育として生後57日目に達した児童の保育を、公立保育所全園と、私立保育所91園で実施しています。また、認定こども園4園、小規模保育事業所20園でも実施しています。

(3) 発達支援保育

集団保育において特別な配慮が必要な児童に対して発達支援保育を実施しています。児童が相互に刺激し合いながら健やかな成長につなげられることを目指しています。

施設・事業所により運用の詳細が異なります。

(4) 家庭的保育事業 3か所

子ども・子育て支援新制度の中で新たに設けられた事業です。

家庭的保育者が、自宅の居室などを保育室として使い、家庭的な雰囲気の中できめ細やかな保育を実施しています。

(5) 小規模保育事業 32か所

子ども・子育て支援新制度の中で、新たに設けられた事業です。

定員が6～19人と少人数であるため、家庭的な雰囲気もあり、手厚い保育を行うことができます。

(6) 認証保育所 1か所

児童が良好な環境で保育されるように、保育室の面積や職員配置などの一定の基準を満たした認可外保育施設を認証保育所として認証し、運営費を補助する認証保育所事業を実施しています。

(7) こども送迎センター (令和4年度から実施) 1か所

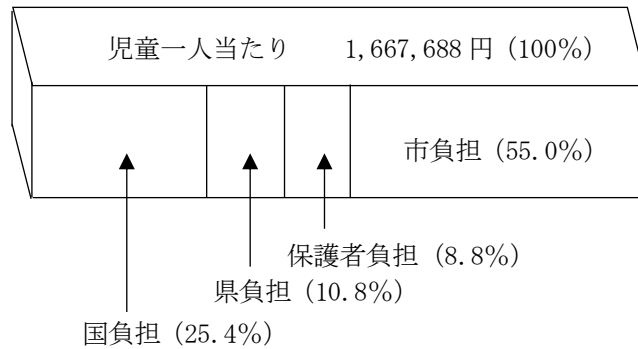
幼稚園等への送迎拠点として、小規模保育事業所にこども送迎センターを併設し、教育保育時間前後の預かり保育等を行う事業を実施しています。

3. 保育所の運営

【保育入園課】

保育所の運営にかかる費用（運営費）は、保育を利用する子どもの増加と保育の多様化に伴い年々増加しています。

令和4年度では入所児童1人当り年額 1,667,688円となり、この負担割合は下図のようになります。



運営費負担割合の推移

(単位：千円)

区分		年度	2	3	4
管理運営費A			18,850,341	19,210,315	20,082,443
			100%	100%	100%
財源内訳	国庫負担金		4,364,540	4,566,501	4,665,102
			23.2%	23.7%	23.3%
	県負担金		1,854,424	1,898,979	1,933,054
			9.8%	9.9%	9.6%
	国（県）補助金		448,785	478,739	668,613
			2.4%	2.5%	3.3%
	市負担金①		1,854,424	1,898,979	1,933,054
		9.8%	9.9%	9.6%	
保護者負担金（保育料等）		1,591,921	1,608,046	1,766,720	
		8.4%	8.4%	8.8%	
計B		10,114,094	10,451,244	10,966,543	
		53.6%	54.4%	54.6%	
市単独負担（A－B）②		8,736,247	8,759,071	9,115,900	
		46.4%	45.6%	45.4%	
市負担計（①+②）		10,590,671	10,658,050	11,048,954	
		56.2%	55.5%	55.0%	
年間延利用児童数		143,214人	144,711人	144,505人	
児童1人当り運営費（年額）		1,579,488円	1,593,000円	1,667,688円	

保育料 (単位：円)

3歳未満児

階層	保護者の市民税額	標準時間		短時間	
			ひとり親世帯等		ひとり親世帯等
A	生活保護世帯等	0	0	0	0
B	市民税非課税世帯	0	0	0	0
C1	市民税均等割のみ	7,800	3,770	7,660	3,770
C2	市民税所得割 24,300 未満	8,950	4,320	8,790	4,320
C3	24,300 以上 48,600 未満	10,100	4,480	9,920	4,480
D1-1	48,600 以上 57,700 未満	15,000	4,480	14,740	4,480
D1-2	57,700 以上 72,800 未満	15,000	4,480	14,740	4,480
D2-1	72,800 以上 77,101 未満	20,100	6,000	19,750	6,000
D2-2	77,101 以上 97,000 未満	20,100		19,750	
D3	97,000 以上 115,000 未満	25,000		24,570	
D4	115,000 以上 133,000 未満	29,000		28,500	
D5	133,000 以上 151,000 未満	33,000		32,430	
D6	151,000 以上 169,000 未満	37,000		36,370	
D7	169,000 以上 202,000 未満	42,700		41,970	
D8	202,000 以上 235,000 未満	46,700		45,900	
D9	235,000 以上 268,000 未満	50,800		49,930	
D10	268,000 以上 301,000 未満	54,900		53,960	
D11	301,000 以上 349,000 未満	57,500		56,520	
D12	349,000 以上	60,000		58,980	

- ※ 幼児教育・保育の無償化により、令和元年10月から3歳以上児の保育料は無料になりました。
- ※ 保育料は、当該年度の4月初日の前日現在の満年齢で算定し、年度の途中で誕生日を迎えても変更になりません。
- ※ 上記保育料表は、第1子の保育料表です。第1子の標準保育料は、小学校就学前の子どものうち最も年齢の高い子どもが保育園、認定こども園、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育（以下、「保育園等」）を利用する場合に、当該子どもに適用されます。
- ※ 同一世帯から複数の小学校就学前の子どものが同時に、保育園・幼稚園・認定こども園・特別支援学校幼稚園・児童心理治療施設通所部に入所、又は、児童発達支援・医療型児童発達支援・家庭的保育・小規模保育・居宅訪問型保育・事業所内保育・企業主導型保育（以下、「保育施設等」）を利用している場合、それらの子どものうち、保育園等を利用している第2子の保育料は半額（10円未満切捨て）、第3子の保育料は無料となります。
 ただし、同一世帯において、「保育園等」を利用する子どもが複数いる場合で、それらの子どものうち年齢の高い方から数えて最も年齢の高い子ども（第1子）及び2番目の子ども（第2子）が下記の表中の年齢の組み合わせの場合、2番目の子ども（第2子）に半額保育料の特例が適用されます。
- ※ C1～D1-1階層については、子どもの年齢及び保育施設等の利用に関わらず、生計を一にしている子どものうち年齢の高い方から順に第1子、第2子として数えます。なお、ひとり親世帯等については、

C1～D2-1 階層までが同様の取扱いとなります。

- ※ ひとり親世帯等とは、母子・父子家庭の世帯、障がい者（児）のいる世帯、準要保護世帯をいいます。
- ※ 保育料を算定する際の市民税額は、住宅借入金等特別税額控除、配当控除、寄附金控除、外国税額控除、配当割・株式等譲渡所得割等の税額控除をする前の金額です。
- ※ 4～8 月分保育料は、前年度市民税額で算定します。
- 9～3 月分保育料は、当年度市民税額で算定します。

半額保育料の特例 (単位：円)

階層	組み合わせ 保護者の市民税額	1 子：3 歳未満児	
		2 子：3 歳未満児	
		標準時間	短時間
D8	202,000 以上 235,000 未満	23,300	
D9	235,000 以上 268,000 未満	19,200	20,070
D10	268,000 以上 301,000 未満	15,100	16,040
D11	301,000 以上 349,000 未満	12,500	13,480
D12	349,000 以上	10,000	11,020

※ D8 階層の短時間については、通常の半額保育料を適用します。

4. 一時預かり

【保育入園課】

近年の保護者の就労形態の多様化や傷病、心理的・肉体的負担を解消するためのリフレッシュなどの保育需要に対応するため、一時預かり事業を行っています。現在、公立保育園 1 園（湊町保育園）、私立保育園 18 園、認定こども園 2 園、私立幼稚園 5 園（休止中を含む）で実施しており、私立園については市より助成を行っています。

利用条件 ①A利用

パート等で就労し、育児が一時的に困難となる場合や保護者や家族の病気・ケガ、冠婚葬祭等で育児が困難となる場合（原則月 9 日以内）

②B利用

保護者の育児に伴う精神的身体的負担の解消（原則月 2 日以内）

利用状況 (単位：人)

区分 年度	利用延人数 (児童数)	利用形態	
		A利用	B利用
2	16,787	7,051	9,736
3	13,430	5,957	7,473
4	15,899	6,932	8,967

5. 病児保育

【保育入園課】

市内に住んでいる児童や、市内の保育所・幼稚園・小学校（一部施設では3年生まで）等に通っている児童を対象として、入院治療の必要はないが安静を必要とする症状が軽度の児童（病児）及び、病気の回復期にあり保護者の就労等により家庭で保育できない児童（病後児）を一時預かりする「病児保育事業」を市内5施設（わたぐもの部屋（米ヶ崎町）、アイリスルーム（二子町）、オー・キッズ（本町）、アトム（習志野）、病児保育室わかば（三咲））に委託し実施しています。

また、病児保育室わかばでは、市内の保育所・幼稚園・小学校等に通っている児童が体調不良となった際に、保護者が迎えに来ることができない場合、保護者の代わりに病児保育施設の看護師等がタクシーで児童を迎えに行き、必要に応じ診療所等で受診後、病児保育施設でお預かりする送迎対応付病児保育を実施しています。

利用者数 (単位：人)

年度	区分	登録者数	延利用者数	月平均	日平均
2		614	377	31.4	0.3
3		742	1,154	96.2	0.8
4		720	1,174	97.8	0.8

※ 日平均は1施設あたり

6. 認可外保育施設通園児に対する助成(認可外保育施設通園児補助金)

【保育入園課】

船橋市認証保育所及び認可外保育施設（事業所内保育事業、企業主導型保育事業及び居宅訪問型保育事業を除く）に乳幼児の保育を委託（月64時間以上）している保護者に対して、保育料の負担軽減を図ることを目的に補助金を交付しています。

《補助金の額》

市民税課税世帯の0歳児から2歳児クラスの児童を対象に、保護者が負担した利用料（日用品の購入費、行事への参加費等を除く）とし、月額30,000円を上限に交付します。

補助金交付状況(実績) 延交付児童数(人)

年齢	年度	2	3	4
3歳未満児		1,279	964	1,330

7. 休日保育

【保育入園課】

保育園・認定こども園等の認可保育施設に通園している児童のうち、平日だけではなく休日でも家庭で保育ができない児童について、必要な保育の提供を行うため休日において預かりを実施している市内私立保育園2園（アンデルセン第二・西船みどり）に対し、助成を行っております。

利用者数 (単位：人)

年度	区分	利用延人数(児童数)
2		513
3		617
4		555

8. 保育所の運営に関する助成

【保育入園課】

市では、保護者の負担軽減、保育環境の充実及び保育所運営の健全化を目的として、私立保育所に対して、各種の助成制度を設けています。

私立保育所各種助成

助成項目	助成の内容																				
職員の処遇向上に要する費用	<table border="0"> <tr> <td>保育士</td> <td>職員 1 人当たり月額 42,610 円</td> </tr> <tr> <td>保健師・助産師・看護師</td> <td>月額 32,610 円</td> </tr> <tr> <td>栄養士</td> <td>月額 25,090 円</td> </tr> <tr> <td>事務長・事務員・その他保育に従事する者</td> <td>月額 16,870 円</td> </tr> <tr> <td>調理員・用務員</td> <td>月額 15,680 円</td> </tr> <tr> <td>期末手当分</td> <td>夏期 37,410 円 冬期 39,150 円</td> </tr> </table>	保育士	職員 1 人当たり月額 42,610 円	保健師・助産師・看護師	月額 32,610 円	栄養士	月額 25,090 円	事務長・事務員・その他保育に従事する者	月額 16,870 円	調理員・用務員	月額 15,680 円	期末手当分	夏期 37,410 円 冬期 39,150 円								
保育士	職員 1 人当たり月額 42,610 円																				
保健師・助産師・看護師	月額 32,610 円																				
栄養士	月額 25,090 円																				
事務長・事務員・その他保育に従事する者	月額 16,870 円																				
調理員・用務員	月額 15,680 円																				
期末手当分	夏期 37,410 円 冬期 39,150 円																				
予備保育士の雇用に要する費用	保育士定数を超過して予備保育士を雇用している保育所 1・2 歳児配置改善分 5：1 配置に必要となる保育士の数 基本分 3 人まで 1 人当たり月額 193,400 円以内 (ただし、期末手当は年間を通じて 4.4 か月以内とする)																				
主食給食に関する調理員の雇用に要する費用	国の配置基準を超過して正職員を雇用した保育所 1 人当たり月額 161,600 円以内 (ただし、期末手当は年間を通じて 4.4 か月以内とする) 国の配置基準を超過して臨時職員を雇用した保育所 1 時間当たり 900 円以内																				
延長保育事業に要する費用	基本分 保育士定数を超過して正職員の保育士又は保育補助を雇用している保育所 1 人当たり月額 193,400 円以内 (ただし、期末手当は年間を通じて 4.4 か月以内とする) 保育士定数を超過して臨時職員の保育士又は保育補助を雇用している保育所 1 人当たり月額 149,940 円以内(時給 1,260 円以内) 延長分(11 時間を更に延長する保育所に対し平均利用児童数に基づき補助) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>(月額)</th> <th>1 時間延長</th> <th>2 時間延長</th> <th>3 時間延長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0～5 人</td> <td>62,500</td> <td>169,000</td> <td>181,500</td> </tr> <tr> <td>6～9 人</td> <td>252,500</td> <td>338,250</td> <td>363,250</td> </tr> <tr> <td>10～19 人</td> <td>296,250</td> <td>447,500</td> <td>497,500</td> </tr> <tr> <td>以上 10 人毎に加算</td> <td>72,750</td> <td>182,000</td> <td>223,500</td> </tr> </tbody> </table>	(月額)	1 時間延長	2 時間延長	3 時間延長	0～5 人	62,500	169,000	181,500	6～9 人	252,500	338,250	363,250	10～19 人	296,250	447,500	497,500	以上 10 人毎に加算	72,750	182,000	223,500
(月額)	1 時間延長	2 時間延長	3 時間延長																		
0～5 人	62,500	169,000	181,500																		
6～9 人	252,500	338,250	363,250																		
10～19 人	296,250	447,500	497,500																		
以上 10 人毎に加算	72,750	182,000	223,500																		
障害児保育に要する費用	加配保育士・看護師等を雇用した保育所(在園する障害児の人数が上限) 1 人当たり月額 205,500 円以内 (ただし、期末手当は年間を通じて 4.4 か月以内とする)																				
施設の運営管理に要する費用	<table border="0"> <tr> <td>利用定員分</td> <td>利用定員 1 人当たり 月額 2,430 円</td> </tr> <tr> <td>職員分</td> <td>職員 1 人当たり 月額 2,187 円</td> </tr> <tr> <td>施設整備費分(市が貸し付けている保育所又は保育所分園の建物を除く)</td> <td>1 箇所当たり 月額 150,000 円以内</td> </tr> </table>	利用定員分	利用定員 1 人当たり 月額 2,430 円	職員分	職員 1 人当たり 月額 2,187 円	施設整備費分(市が貸し付けている保育所又は保育所分園の建物を除く)	1 箇所当たり 月額 150,000 円以内														
利用定員分	利用定員 1 人当たり 月額 2,430 円																				
職員分	職員 1 人当たり 月額 2,187 円																				
施設整備費分(市が貸し付けている保育所又は保育所分園の建物を除く)	1 箇所当たり 月額 150,000 円以内																				
産休明け保育に伴う看護師の雇用に要する費用	産休明け保育を実施する保育所において、保健師・助産師又は看護師であって市長が認めるもの(ただし、期末手当は月額 4.4 か月以内とする) 1 人当たり月額 205,500 円以内																				

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小
 ★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

助成項目	助成の内容
児童の処遇向上に要する費用	総児童分 児童1人当たり 月額 1,150円 年齢別 3歳未満児1人当たり 月額 3,600円 3歳以上児1人当たり 月額 1,350円
保育所地域活動に要する費用	市長が認める保育所地域活動事業を実施する保育所 1保育所当たり 年額 200,000円以内
休日保育事業に要する費用	基本分 1保育所当たり 年額 2,000,000円以内 加算分 生活保護世帯の利用児童 保護者が負担すべき利用料相当額
一時預かり事業に要する費用	基本分 1保育所当たり ●保育従事者2名で事業を実施した場合 (1)保育士・家庭的保育者・子育て支援員共通 月額分 386,800円以内(ただし、職員1名あたり193,400円以内) 期末手当分 1,701,920円以内(ただし、職員1名あたり4.4月分以内) ●保育従事者1名で事業を実施した場合 (2)(年間利用者数が300人未満)保育士・家庭的保育者・子育て支援員共通 月額分 167,743円以内 期末手当分 738,084円以内 (3)(年間利用者数が300人以上900人未満)保育士・家庭的保育者 月額分 186,036円以内 期末手当分 818,568円以内 (4)(年間利用者数が300人以上900人未満)子育て支援員 月額分 178,902円以内 期末手当分 787,176円以内 加算分 利用児童1人当たり 0歳児 2,200円 1歳以上児 1,600円 生活保護世帯の利用児童 保護者が負担すべき利用料相当額
分園推進事業に要する費用	1保育所当たり 年額 1,800,000円以内
土地の賃借に要する費用	年間賃借料総額の2分の1(12月に満たない場合は月割) 1箇所当たり 年額上限 2,000,000円
栄養士の雇用に要する費用	国の配置基準を超えて正規職員を雇用した保育所 1人当たり月額 193,400円以内 (ただし、期末手当は年間を通じて4.4か月以内とする)
保育士宿舍借り上げ支援事業	勤務する保育士のために宿舍を借り上げている保育所 1戸当たり月額 69,000円以内 (ただし、採用から5年度以内の保育士とする)

9. 私立保育所の施設整備に関する助成

【保育運営課】

市では、社会福祉法人等による保育所の施設整備及び設備整備にかかる費用の負担軽減を図るため、創設・改修工事等に対して、国庫補助金を活用した助成を行っています。

10. 幼児教育・保育の無償化について

【保育入園課】

経済的負担の軽減により子育て世帯を社会全体で応援していくため、令和元年10月から、認可保育所、幼稚園（新制度）、認定こども園などを利用する3歳児クラスから5歳児クラスの子どもたちと、市民税非課税世帯の0歳児クラスから2歳児クラスまでの子どもたちの保育料が無料になりました。

また、保育の必要性の認定（施設等利用給付認定）を受けた子どもは、幼稚園の預かり保育や、認可外保育施設等の利用料が年齢等に応じた上限額まで無料になります。（施設に支払った利用料を償還します。）

11. 保育士養成修学資金貸付事業

【保育入園課】

保育士養成施設に在学中である学生のうち、将来市内の保育所等に保育士として勤務する意思のある者に対し、月額3万円を貸し付け、その修学を支援しています。

貸付状況 (単位：人)

年度	借受者数		
	継続	新規	合計
2	99	72	171
3	94	86	180
4	104	86	190

※借受者数はその年度に貸付を行った実人数

12. 保育士就職支援事業

【保育入園課】

保育士に対する本市の支援施策の認知度を向上させ、市内保育施設への就職者の増加を図るため、保育士向け求人サイトへ市の支援施策の特集記事を掲載するとともに、会員へのメール配信を実施しました。

施策2 「子供の健全な育成」

1. 児童手当

【子育て給付課】

父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とします。

(1) 対象者

15歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある児童を養育している者

(2) 支給月額

(児童1人につき)

《所得制限限度額未満》

0歳から3歳未満	15,000円
3歳から小学校修了前(第1子・第2子)	10,000円
3歳から小学校修了前(第3子以降)	15,000円
中学生	10,000円

《所得制限限度額以上所得上限限度額未満》

一律	5,000円
----	--------

《所得上限限度額以上》

支給なし

(3) 支給月

2月、6月及び10月に前月分までを支給

(4) 所得制限

所得制限は、平成24年6月分から導入されました。内容は下表のとおりです。また、令和4年6月分から、所得上限限度額以上の場合は手当の支給がなくなりました。

所得制限表

扶養親族等の数 (人)	所得制限限度額(万円)		所得上限限度額(万円)	
	所得額	収入額(目安)	所得額	収入額(目安)
0	622	833.3	858	1071
1	660	875.6	896	1124
2	698	917.8	934	1162
3	736	960.0	972	1200
4	774	1002.0	1010	1238
5	812	1040.0	1048	1276

※ 扶養親族等の数が6人以上の場合は、1人につき38万円を所得制限限度額に加算。

(令和5年4月1日現在)

児童手当支給状況

年度	3歳未満		3歳以上小学校修了前		中学生		特例給付 (所得制限超過)	
	延人数 (人)	支給額 (千円)	延人数 (人)	支給額 (千円)	延人数 (人)	支給額 (千円)	延人数 (人)	支給額 (千円)
2	145,528	2,183,960	500,822	5,255,170	149,697	1,497,250	143,566	717,830
3	139,097	2,087,285	490,578	5,149,015	153,230	1,532,555	141,152	705,760
4	132,738	1,991,120	477,981	5,020,585	153,976	1,540,570	103,400	517,000

※ 支給額には、所得更正による追加支給分を含む。

2. 子ども医療費の助成

【子育て給付課】

疾病等により0歳から中学3年生の年齢までの子どもが入院・通院した場合、その医療費の全部又は一部を助成し、子どもの保健対策の充実及び保護者の経済的負担の軽減を図ります。

(1) 対象者

0歳から中学3年生の年齢の子どもの保護者

(2) 助成額

保険診療の一部負担金から高額療養費及び附加給付並びに公費負担医療制度による給付額を控除し、その額から子ども医療費自己負担金を控除した額

(3) 助成方法

受給券を交付することによる現物給付。ただし千葉県外の医療機関を受診した場合や受給券を提示できなかった場合は償還払い（一旦医療費を支払い、後日市に申請することにより助成）。

子ども医療助成件数・助成総額

年度	延助成件数（件）	助成総額（円）
2	943,636	1,789,517,000
3	1,061,362	2,085,040,675
4	1,106,189	2,111,597,263

※ 平成21年10月から小学生の入院医療費助成開始。平成22年12月から小学校1年生～3年生の通院医療費助成開始。平成23年10月から小学校4年生～6年生の通院医療費助成開始。

※ 平成24年12月から小学校4年生～6年生についても受給券を交付することによる現物給付を開始。また、中学生の入院医療費助成開始（受給券交付による現物給付）。

※ 平成25年8月から中学生の通院医療費助成開始。

- ★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小
- ★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

子ども医療費自己負担金

世帯区分	負担基準額(円)	
	入院1日及び 通院1回	調剤
市町村民税非課税世帯	無料	無料
市町村民税所得割非課税世帯であって、市町村民税均等割のみ課税世帯		
市町村民税所得割課税世帯		

※ 平成25年8月から市町村民税所得割課税世帯の自己負担金を300円に変更。

3. 児童ホーム

【地域子育て支援課】

児童に健全な遊びを与え、健康の増進と情操をゆたかにすることを目的とする児童厚生施設で市内に21館を設置しています。体育室、図書室、遊戯室等を整備し、遊びの指導および提供を行っています。

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小
 ★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

令和4年度児童ホーム利用者実績

(単位：人)

施設 区分	前原	高根台	習志野台	金杉台	若松	西船	小室
市の主催事業★1	16,876	5,396	13,817	4,769	4,954	7,513	7,129
スポーツ・体操	4,860	673	6,847	1,913	413	1,009	802
制作・情操	2,946	1,506	3,242	2,056	1,931	2,068	1,432
その他の行事	8,914	2,686	3,715	483	2,066	4,364	4,814
クラブ	0	0	0	25	0	0	0
ボランティア	119	509	0	41	0	70	36
その他	37	22	13	251	544	2	45
一般利用	36,485	10,913	16,851	11,713	9,351	27,125	11,909
乳幼児	12,765	4,071	4,918	2,192	3,291	10,068	3,737
小学生	10,444	3,090	5,746	6,979	2,728	6,798	4,310
中学生	1,010	252	1,474	410	176	523	612
高校生	26	19	46	43	1	61	19
大人	12,240	3,481	4,667	2,089	3,155	9,675	3,231
団体利用	826	51	0	128	0	0	0
総合計	54,187	16,360	30,668	16,610	14,305	34,638	19,038
月曜日	0	0	0	0	0	0	0
火曜日	7,068	2,378	3,360	1,968	1,828	4,446	2,715
水曜日	10,573	2,672	6,330	3,115	3,380	6,772	4,046
木曜日	9,642	2,243	4,319	2,579	2,239	5,495	3,081
金曜日	8,497	2,622	5,388	2,957	1,866	5,701	3,478
土曜日	13,445	4,306	6,110	3,794	2,686	6,143	3,134
日曜日	4,962	2,139	5,161	2,197	2,306	6,081	2,584
総合計	54,187	16,360	30,668	16,610	14,305	34,638	19,038
小学生	16,034	4,829	14,372	9,671	4,656	9,846	7,155
中学生	1,240	328	2,736	508	239	548	736
高校生	26	22	61	47	2	69	21
乳幼児	18,796	5,829	7,082	3,285	4,819	12,253	5,866
大人	18,091	5,352	6,417	3,099	4,589	11,922	5,260
開館日平均	186	56	105	57	49	119	65
開館月平均	4,516	1,363	2,556	1,384	1,192	2,887	1,587

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小
 ★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

令和4年度児童ホーム利用者実績

(単位：人)

施設 区分	三山	八木が谷	松が丘	飯山満	夏見	塚田	宮本
市の主催事業★1	7,444	3,847	13,566	6,831	7,440	8,933	9,338
スポーツ・体操	436	24	139	0	3,434	763	969
制作・情操	2,058	713	12,124	5,464	3,530	1,385	6,546
その他の行事	4,913	3,083	1,278	1,263	360	5,650	1,789
クラブ	0	0	0	86	0	146	0
ボランティア	25	3	2	0	90	55	18
その他	12	24	23	18	26	934	16
一般利用	11,691	10,460	15,433	11,878	22,728	22,756	21,314
乳幼児	1,913	1,781	5,302	3,125	7,193	8,592	6,711
小学生	6,618	5,620	5,516	5,100	8,080	5,421	7,016
中学生	1,157	1,185	627	530	914	509	809
高校生	81	195	37	13	81	17	42
大人	1,922	1,679	3,951	3,110	6,460	8,217	6,736
団体利用	0	0	0	0	0	0	0
総合計	19,135	14,307	28,999	18,709	30,168	31,689	30,652
月曜日	0	0	0	0	0	0	0
火曜日	2,366	1,494	3,582	1,871	4,364	4,454	3,975
水曜日	3,941	2,929	6,355	3,136	5,789	6,256	5,416
木曜日	2,547	2,213	5,063	2,678	5,119	4,827	4,958
金曜日	3,492	2,607	4,659	3,744	5,714	5,014	5,703
土曜日	4,151	3,000	4,902	3,137	5,014	6,470	5,480
日曜日	2,638	2,064	4,438	4,143	4,168	4,668	5,120
総合計	19,135	14,307	28,999	18,709	30,168	31,689	30,652
小学生	10,949	8,041	8,347	8,445	10,805	7,505	8,922
中学生	1,413	1,250	658	620	973	611	894
高校生	93	205	41	54	87	25	43
乳幼児	3,321	2,468	11,549	4,892	9,575	12,118	10,506
大人	3,359	2,343	8,404	4,698	8,728	11,430	10,287
開館日平均	65	49	99	64	103	109	120
開館月平均	1,595	1,192	2,417	1,559	2,514	2,641	2,554

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小
 ★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

令和4年度児童ホーム利用者実績

(単位：人)

施設 区分	三咲	新高根	薬円台	海神	法典	本中山	坪井	合計
市の主催事業★1	9,187	16,184	17,606	9,305	13,452	13,364	9,435	206,386
スポーツ・体操	64	809	5,093	5,594	2,888	2,485	1,819	41,034
制作・情操	2,211	6,597	10,856	2,635	9,094	7,987	1,086	87,467
その他の行事	6,521	4,057	547	880	1,375	1,440	4,762	64,960
クラブ	296	1,749	0	87	0	1,249	453	4,091
ボランティア	0	47	65	98	3	22	267	1,470
その他	95	2,925	1,045	11	92	181	1,048	7,364
一般利用	16,738	25,870	28,425	12,964	14,277	22,455	27,183	388,519
乳幼児	4,075	8,806	9,666	3,386	4,456	7,639	7,022	120,709
小学生	7,170	7,663	8,323	4,961	4,677	6,755	12,755	135,770
中学生	1,739	1,474	1,263	734	788	651	599	17,436
高校生	75	119	94	32	69	68	32	1,170
大人	3,679	7,808	9,079	3,851	4,287	7,342	6,775	113,434
団体利用	0	0	0	0	0	0	0	1,005
総合計	25,925	42,054	46,031	22,269	27,729	35,819	36,618	595,910
月曜日	0	0	0	0	0	0	0	0
火曜日	3,070	5,523	8,234	2,490	3,536	4,655	3,848	77,225
水曜日	4,687	7,733	7,338	3,867	6,486	6,309	7,107	114,237
木曜日	4,376	5,765	6,218	3,230	4,725	4,945	6,398	92,660
金曜日	4,840	6,684	7,722	4,184	5,431	4,309	5,882	100,494
土曜日	4,677	7,354	8,384	4,484	4,196	8,793	7,651	117,311
日曜日	4,275	8,995	8,135	4,014	3,355	6,808	5,732	93,983
総合計	25,925	42,054	46,031	22,269	27,729	35,819	36,618	595,910
小学生	11,603	13,348	11,764	6,419	11,884	13,416	18,446	216,457
中学生	2,105	1,724	1,338	761	1,141	704	715	21,242
高校生	85	123	101	32	96	68	38	1,339
乳幼児	6,382	14,412	16,774	7,311	7,461	11,080	8,878	184,657
大人	5,750	12,447	16,054	7,746	7,147	10,551	8,541	172,215
開館日平均	88	144	158	76	95	122	125	98
開館月平均	2,160	3,505	3,836	1,856	2,311	2,985	3,052	2,365

4. 子育て支援センター

【地域子育て支援課】

少子高齢化がますます進む中、地域全体で子育てを支援する環境づくりが必要とされています。市内に2カ所開設する子育て支援センターでは、子育て支援事業の企画立案、育児不安等への相談及び指導、子どもの発達相談、育児講座の開催、子育てに関する情報提供、保護者同士の交流の機会及び子どもの遊び場の提供を行っています。

(1) 南本町子育て支援センター

住 所 南本町 10-1
 開設年月日 平成 12 年 10 月 1 日
 職 員 数 13 人（保育士 10 人、看護師 1 人、栄養士 1 人、心理発達相談員 1 人）

(2) 高根台子育て支援センター

住 所 高根台 2-1-1
 開設年月日 平成 14 年 11 月 16 日
 職 員 数 13 人（保育士 9 人、看護師 1 人、栄養士 1 人、心理発達相談員 2 人）

利用者数 (単位：人)

年度	施設名	乳幼児	保護者	合 計	月平均	日平均
2★ ¹	南本町	5,446	4,904	10,350	1,035	44
	高根台	3,084	2,888	5,972	597	26
	合 計	8,530	7,792	16,322	—	—
3★ ¹	南本町	10,166	9,020	19,186	1,599	65
	高根台	6,919	6,617	13,536	1,128	46
	合 計	17,085	15,637	32,722	—	—
4	南本町	13,247	12,614	25,861	2,155	88
	高根台	8,246	7,952	16,198	1,350	55
	合 計	21,493	20,566	42,059	—	—

※新型コロナウイルス感染症対策のため、令和2年2月29日から6月14日まで、令和2年12月26日から令和3年3月31日まで、令和3年8月30日から9月30日まで休館していた。

相談内容・指導人数 (単位：人)

内容 年度	施設名	発育 発達	身体	ことば の問題	性格 行動	生活 習慣	養育者 の問題	就園・ 就学関係	手当・ 支援制度	その他	合計
2	南本町	212	241	107	1,280	1,296	1,972	324	164	239	5,835
	高根台	204	202	150	562	920	1,876	152	18	186	4,270
	合 計	416	443	257	1,842	2,216	3,848	476	182	425	10,105
3	南本町	386	237	283	2,098	1,669	2,584	625	123	158	8,163
	高根台	381	363	218	964	2,021	1,697	228	41	195	6,108
	合 計	767	600	501	3,062	3,690	4,281	853	164	353	14,271
4	南本町	522	182	352	2,115	1,522	3,471	664	162	157	9,147
	高根台	432	423	255	1,080	2,269	2,054	264	25	227	7,029
	合 計	954	605	607	3,195	3,791	5,525	928	187	384	16,176

※ 分類内容の「身体」については、心理的要因のものも含まれます。

5. 子育て短期支援事業

【地域子育て支援課】

保護者の疾病その他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合に、実施施設において必要な養育を行うことにより、これらの児童及びその家庭の福祉の向上を図ります。市は社会福祉法人千葉ベタニヤホームに委託し実施しています。

《実施施設》

母子生活支援施設「青い鳥ホーム」

《事業の種類及び内容》

(1) 短期入所生活援助事業

疾病その他の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった場合に、当該児童を一時的に入所させ、養育を行います。実施期間は原則7日以内です。

(2) 夜間養護事業

仕事その他の理由により夜間に家庭において児童の養育が困難となった場合に、月曜日から金曜日までの午後6時から午後10時まで、当該児童に対し生活指導、食事の提供等を行います。実施期間は原則6月以内です。

(3) 休日預かり事業

仕事その他の理由により日中に家庭において児童の養育が困難となった場合に、土日祝休日の午前7時から午後7時まで、当該児童に対し生活指導、食事の提供等を行います。実施期間は原則6月以内です。

利用実績

年度	短期入所生活援助事業		夜間養護事業		休日預かり事業	
	実利用人数 (人)	延利用日数 (日)	実利用人数 (人)	延利用日数 (日)	実利用人数 (人)	延利用日数 (日)
2	41	280	0	0	30	137
3	46	395	0	0	27	149
4	53	512	4	4	33	119

6. ファミリー・サポート・センター事業（育児）

【地域子育て支援課】

育児の援助を行いたい者と受けたい者（市内在住または在勤で生後6か月以上概ね13歳未満の児童のいる人）との会員組織を作り、仕事と育児の両立の支援及び地域の子育て支援をしています。

育児の援助を行いたい会員は、保育所等の開始前や終了後の児童の預かりや、送迎等育児のサポートを行います。市は（公財）船橋市福祉サービス公社に委託し実施しています。

利用状況

年 度	協力会員(人)	両方会員(人)	利用会員(人)	援助件数(件)	月平均件数(件)
2★ ¹	608	100	2,961	5,392	449
3★ ¹	602	94	2,884	8,522	710
4	618	85	3,004	8,231	686

（各年度3月31日現在）

7. 放課後児童健全育成事業（放課後ルーム事業）

【地域子育て支援課】

小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間、家庭にいない児童に、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的とし、全小学校区（55カ所）で放課後ルームを開設しています。

放課後ルーム入所児童数の推移

（単位：人）

区分 年度	1年生	2年生	3年生	4年生以上	合計
3	1,895	1,625	1,239	816	5,575
4	1,951	1,665	1,243	778	5,637
5	1,962	1,710	1,271	784	5,727

（各年4月1日現在）

放課後ルームの開設場所（単位：施設）

学校敷地内専用施設	52
校舎内余裕教室等	41
学校敷地外専用施設	7
民間施設	4

（複数ルーム開設している小学校もある）

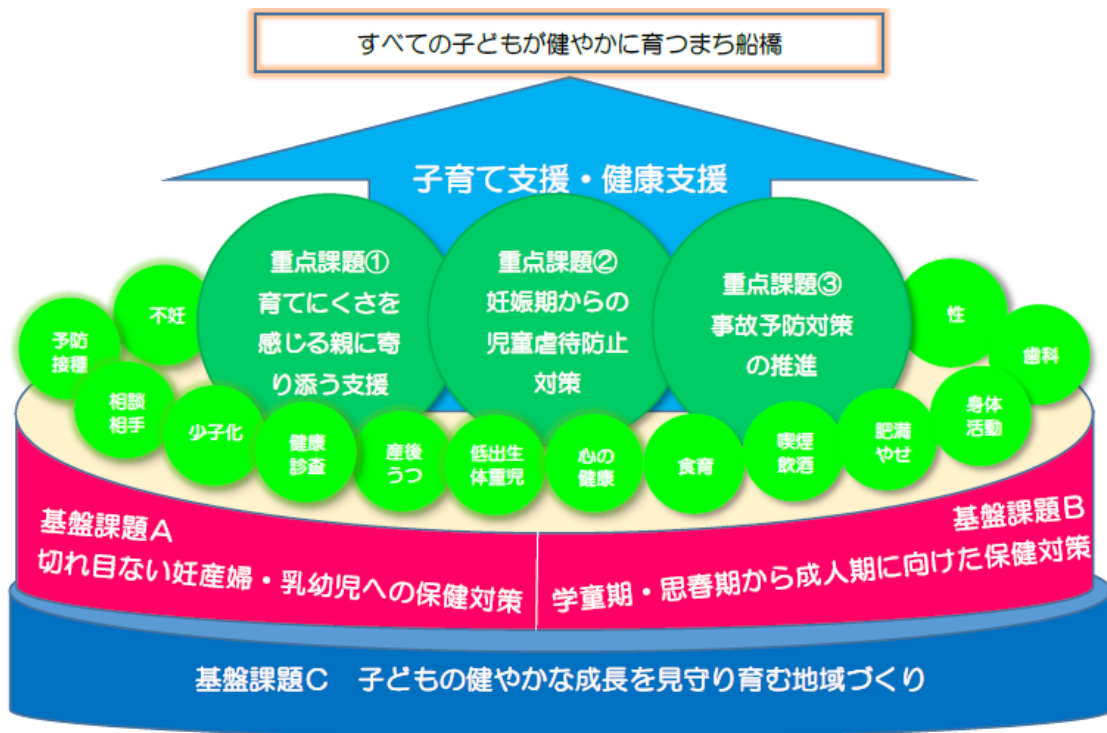
施策3 「妊娠期から子育て期にわたる支援」

◆ 1. 船橋市母子保健計画

【地域保健課】

健やかな子どもを産み育てることができる子どもにやさしい地域づくりに向けて、平成27年度に「ふなばし健やかプラン21（第2次）」に包含する形で「船橋市母子保健計画（平成27年度から平成31年度）」を策定しました。母子保健計画の計画期間が終了することに伴い、母子保健の更なる充実のために、「ふなばし健やかプラン21（第2次）」から独立させ、新たに船橋市母子保健計画「すこやか親子ふなばし（令和2年度から令和6年度）」を単独計画として策定することとしました。

「すこやか親子ふなばし」は、「すべての子どもが健やかに育つまち船橋」を計画の基本理念とし、船橋市の母子保健を取り巻く状況と国民運動計画「健やか親子21（第2次）」の趣旨を踏まえて、3つの基盤課題と様々な母子保健の取り組みの中で特に重点的に取り組む必要のある3つの重点課題を設定し、課題ごとに「めざす姿（健康水準）」「市民の取り組み（健康行動）」「市民を支える取り組み（環境整備）」の目標と評価指標を定めています。



2. 健康教育

【地域保健課】

(1) 両親学級「パパ・ママ教室」

沐浴実習等を通して夫婦で協力して出産・育児に臨み、夫婦共同の子育てや家庭づくりができるよう促しています。

(2) 親子教室「ひよこ教室」

1歳6か月児健康診査の事後指導教室として実施し、親子又は集団での遊び体験や、保護者への継続的指導を通して親子関係の改善や児の発達を促しています。

(3) 健康講座

幼児の心の発達や思春期特有の心身の特徴等についての理解を深め、保護者が子どもと適切に関わることのできるよう促しています。

(4) 地区健康教育

地域の実情に合わせ、幼児期におこりやすい病気や事故についての知識及び、子どもの健康や健全な育児を促すことを目的に、児童ホーム、公民館、自治会、中学校などの協力を得ながら健康教育を行っています。

実施回数・延参加者数

区分	2		3		4	
	実施回数	受講者数	実施回数	受講者数	実施回数	受講者数
両親学級	4★ ¹	36★ ¹	48★ ¹	711★ ¹	64★ ¹	944★ ¹
親子教室	0★ ²	0★ ²	4★ ¹	11★ ¹	80★ ¹	237★ ¹
健康講座	0★ ²	0★ ²	6	44★ ¹	6	49★ ¹
地区健康教育	2★ ¹	6★ ¹	18★ ¹	652★ ¹	62★ ¹	1866★ ¹

※ 親子教室受講者は児の数

3. 母子栄養保健事業（母子保健事業における栄養部門抜粋）

【地域保健課】

生涯を通して健康的に過ごすためには、乳幼児期から生活習慣の基礎づくりが大切であり、その中でも規則正しい食習慣の確立が重要になります。4か月児健康相談や1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査・健康教育などを通して、規則正しい食習慣の基礎づくりのために相談や栄養指導を行っています。

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小
 ★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

実施回数・延参加者数

事業名	年度	2		3		4	
		実施回数	参加者数	実施回数	参加者数	実施回数	参加者数
地区健康教育		2★ ¹	51★ ¹	8★ ¹	125★ ¹	20	296
4か月児健康相談		—★ ²	—★ ²	48★ ¹	295★ ¹	108	1374
1歳6か月児健康診査		43★ ¹	284★ ¹	72	743	72	754
3歳児健康診査		43★ ¹	112★ ¹	72	358	72	429
母子地区栄養相談		2★ ¹	13★ ¹	12★ ¹	58★ ¹	22	117
訪問栄養指導（面接等含）		—	444★ ¹	—	121★ ¹	—	172
ダイヤル・窓口栄養相談		—	164★ ¹	—	97★ ¹	—	151
こどものお食事ひろば		—★ ²	—★ ²	—★ ²	—★ ²	—★ ²	—★ ²

※4か月児健康相談は栄養相談実施回数・人数を計上

4. 健康相談

【地域保健課】

(1) 妊婦健康相談

妊婦に対し保健師が個別に面接し、妊婦の持つ問題点を把握し適切な保健指導と関係機関との連携を図るとともに、母子保健制度の活用、異常の早期発見、早期治療、早産や低体重児などの出生防止を図っています。

母子健康手帳交付時に、妊婦全員に面接を行い、妊娠・出産支援プランを作成しています。

(2) 産前産後サポート事業（かるがもルーム）

多胎児の妊産婦を対象に、妊娠・出産、子育てに関する悩み等に対して、助産師、保健師等の専門職とボランティアが、不安や悩みを傾聴し、相談支援を行います。あわせて、地域の親同士の仲間づくりを促します。

①かるがもルーム（多胎マタニティクラス）

多胎を妊娠している市内在住の妊婦（妊娠判明～32週までの妊婦）

②かるがもルーム（多胎ママクラス）

多胎を出産した市内在住の母と子、および家族

おおむね5か月頃の定額が完了した児～1歳を迎える月までの子を持つ親

(3) 産後ケア事業

産後に家族等から十分な家事・育児等の支援が受けられない母子を対象に、医療機関の空きベッドを活用して、心身のケアや育児のサポート等を実施しています。

(4) 4か月児健康相談

発育・発達の節目である生後4か月に全数相談を行い、育児不安に早期に対応し虐待の予防や前向きに子育てができるよう支援しています。また、子育て支援の情報提供や離乳食、歯の集団指導等正しい知識の普及や孤立感の解消を図るとともに異常の早期発見、早期療育を促しています。

(5) 地区健康相談

子どもの発育・発達・生活習慣や育児不安などについて個別の相談を、児童ホーム・公民館・自治会館などで行っています。

(6) 子育て世代包括支援センター「ふなここ」

妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を提供するため、各種相談に応じるとともに、医療機関や子育て支援機関、学校などの関係機関と連携し、児童虐待の未然防止に努めます。

(7) 不妊・不育専門相談事業

不妊症・不育症や治療に関することについて、産婦人科医師・助産師による相談を実施しています。

実施回数・延参加者数

区分	2		3		4	
	実施回数	相談者数	実施回数	相談者数	実施回数	相談者数
妊婦健康相談	—	4,730	—	4,473	—	4,512
産前産後サポート事業（妊婦）	—	—	—	—	3	15
（産婦）	—	—	—	—	3	20
産後ケア事業（宿泊型）	—	145	—	166	—	123
（通所型）	—	—	—	—	—	3
4か月児健康相談	0★ ¹	2,933★ ¹	48★ ¹	3,390★ ¹	216★ ¹	3,364★ ¹
地区健康相談	8★ ¹	45★ ¹	25★ ¹	137★ ¹	59★ ¹	350★ ¹
子育て世代包括支援センター「ふなここ」	—	2,627	—	2,962	—	2,630
不妊・不育専門相談事業	8	19	6	10	9	16

※ 産前産後サポート事業（産婦）は親子で参加しているが、相談者数は産婦のみの人数を計上

※ 4か月児健康相談の令和2年度、令和3年度については、窓口や訪問で個別に対応した数も含む

5. 訪問指導

【地域保健課】

(1) 妊産婦・新生児訪問指導・こんにちは赤ちゃん事業

平成19年度からこんにちは赤ちゃん事業として、生後60日までの乳児のいる全家庭に、赤ちゃん訪問員・助産師・保健師が訪問し、育児支援、養育環境の把握、子育て支援情報の提供や適切なサービスを行い、虐待の未然防止を図っています。なお、従来から実施している妊産婦・新生児訪問指導の対象者もこんにちは赤ちゃん事業に含めています。

(2) 家庭訪問事業

集団事業（相談・健康診査等）の要指導者等の家庭へ訪問し、個々の状況に合わせた指導援助を行い、不安の解消や健全な育児を促しています。

延訪問指導者数 (単位：人)

区分 \ 年度	2	3	4
妊産婦	1,791	1,790	1,787
新生児・低体重児	2,097	2,142	2,114
赤ちゃん訪問員による訪問	2,087	1,911	1,743
保健師の訪問	3,028	2,665	2,719

※ 妊産婦の訪問指導者数について、助産師・保健師・赤ちゃん訪問員の訪問者数を計上。
 ※ 保健師の家庭訪問事業については上記実績の一部を含む。

6. 母子健康手帳の交付

【地域保健課】

妊娠届に基づき全ての妊婦に対して母子健康手帳を交付し、妊娠・出産から就学時までの一貫した健康管理と母性意識の高揚を図っています。また、妊娠・出産・育児や社会資源等に関する配布物により、正しい知識の普及と妊娠中や育児についての不安の軽減を図っています。

母子健康手帳交付数 (単位：件)

区分 \ 年度	2	3	4
交付数	4,901	4,638	4,738

7. 特定不妊治療費助成事業

【地域保健課】

特定不妊治療（体外受精・顕微授精）を受ける夫婦を対象に、その治療に要する費用の一部を助成し、経済的な負担の軽減を図っています。令和4年度からは特定不妊治療の保険適用移行に伴い、経過措置として令和4年3月31日以前に開始し令和5年3月31日までに終了した保険適用外となる「1回の治療」を対象に、1回に限り助成しています。

助成状況 (単位：件)

区分 \ 年度	2	3	4
助成件数	680	1,307	409

8. 一般不妊治療費等助成事業

【地域保健課】

一般不妊検査及び治療（男性不妊含む）を受ける夫婦を対象に、その治療に要する費用の一部を助成し、経済的な負担の軽減を図っています。令和4年度からは不妊治療の保険適用が開始したことにより助成事業を廃止しました。但し、令和4年3月31日までに終了した治療分について、経過措置として従前どおり助成を行っています。

区分 \ 年度	2	3	4
助成件数	413	410	135

9. 不育症検査費用助成

【地域保健課】

不育症の検査のうち、保険適用を見据え先進医療として実施される検査を対象に令和3年度から検査費用の一部を助成しています。

区分 \ 年度	3	4
助成件数	0	0

10. 健康診査

【地域保健課】

(1) 妊婦健康診査

妊婦一般健康診査受診票14回分を妊婦に交付し、医療機関等で受診する妊婦健康診査の一部を公費負担し、異常の早期発見や早期治療、正しい知識の普及を図ると共に、安全な妊娠・出産を促しています。

また、令和3年度から多胎妊娠に伴う妊婦健康診査費用の追加助成を開始しています。

(2) 産婦健康診査

平成30年10月から、産後2週間、産後1か月など出産後間もない時期に行う産婦に対する健康診査（母体の身体的機能の回復、授乳状況及び精神状態の把握等）に係る費用を助成することにより、産後の初期段階における母子に対する支援をしています。

(3) 新生児聴覚スクリーニング検査

聴覚障害は、早期に発見され適切な支援が行われた場合には、聴覚障害による音声言語発達等への影響が最小限に抑えられることから、その早期発見・早期療育を図るため、令和3年度から新生児聴覚スクリーニング検査の費用を一部助成しています。

(4) 乳児健康診査

乳児一般健康診査受診票を2回分交付し、医療機関で受診する生後3～6か月と9～11か月の時期の健康診査により、異常の早期発見や早期治療を促すとともに、適切な養育を促しています。

(5) 1歳6か月児健康診査

発達の目安が比較的容易に得られやすい1歳6か月の時期に、総合的な健康診査（内科健診は受診票を発行し医療機関にて実施）を行い、異常の早期発見や早期治療、適切な養育を促しています。また、育児不安の軽減を図り、虐待の未然防止に努めています。平成17年度から日曜日健診を年3回実施しています。（新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度から令和4年度は日曜日健診を中止）

(6) 3歳児健康診査

身体発育、精神発達の面から特に重要な3歳の時期に、総合的な健康診査（内科健診は受診票を発行し医療機関にて実施）を行い、異常の早期発見や早期治療、適切な養育を促しています。平成17年度から日曜日健診を年3回実施しています。（新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度から令和4年度は日曜日健診を中止）

受診者数 (単位：人)

区分 \ 年度	2	3	4
妊婦健康診査	55,416	54,003	52,646
産婦健康診査	6,497	6,853	6,689
新生児聴覚スクリーニング検査	-	3,798	3,816
乳児健康診査	8,629	7,828	7,740
1歳6か月児健康診査	5,177★ ¹	4,660★ ¹	4,193★ ¹
3歳児健康診査	5,273★ ¹	4,724★ ¹	4,384★ ¹

※ 1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査については把握者数。

1.1. 出産・子育て応援事業（令和4年度から開始）

【地域保健課】

全ての妊婦や子育て家庭が安心して出産・子育てができるように、妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援と利用者負担の軽減を図る経済的支援を一体的に実施しています。

支給件数 (単位：件)

区分 \ 年度	2	3	4
経済的支援	-	-	7,014

(令和5年5月1日現在)

伴走型相談支援については、事業開始前より妊婦健康相談、妊産婦・新生児訪問指導・こんにちは赤ちゃん事業等を通じて妊産婦に対して相談支援を実施しています。令和4年度については、事業の開始に合わせて対象の妊産婦に対してアンケートを実施し、相談支援をしています。

施策4 「特別な配慮を要する子供への支援」

1. ヤングケアラー実態調査 (令和4年度のみ実施)

【こども政策課】

本来大人が担うと想定されているような家事や家族の世話を日常的に行うヤングケアラーの実態を把握するため、小学4年生から中学3年生及び高校生相当年齢の子どもたちを対象に実態調査を実施しました。

また、この調査を通じて認知度の向上を図るとともに、子どもやその家族への必要な支援策や、支援体制の構築等を検討します。

回収状況

対象	対象者数	回答数	回収率
小学生調査 (4, 5, 6年生)	17,025人	11,342件	66.6%
中高生調査	32,530人	11,422件	35.1%
中学生 (1, 2, 3年生)	15,668人	10,114件	64.6%
高校生相当 (H16年4月2日～ H19年4月1日生まれ)	16,862人	1,279件	7.6%
学年・年齢回答なし	—	29件	—
合計	49,555人	22,764件	45.9%

2. こども発達相談センター

(令和5年4月1日現在)

【療育支援課】

落ち着きがない、コミュニケーションがとりづらい、言葉が遅れている、友達と遊べない等の就学前のお子さんの発達に関する心配事の相談に応じています。平成27年10月1日、ことばの相談室を統合し、保健福祉センターへ移転しました。

所在地 北本町1-16-55 (保健福祉センター5階)

職員数 40人(所長1人、心理発達相談員20(15)人、言語相談員11(9)人、理学療法士1人、

作業療法士1人、保育士3(1)人、事務員2(1)人) ※()内は会計年度任用職員の数

嘱託医 4人

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小
 ★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

こども発達相談センター相談人数

(単位：人)

年度		月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計	
2	センター相談		147	131	457	396	408	401	417	392	409	383	420	508	4,469	
	電話相談		55	46	95	115	98	102	108	109	98	92	93	104	1,115	
	施設出張相談		2	1	24	32	27	49	72	79	47	65	28	28	454	
	計		204	178	576	543	533	552	597	580	554	540	541	640	6,038	
	こどもば	新規相談		9	4	91	11	10	16	10	10	8	4	6	15	229
		再来相談		13	3	140	249	245	260	255	263	272	221	190	187	2,478
	計		22	7	231	260	255	276	265	273	280	225	196	202	2,492	
	合計		226	185	807	803	788	828	862	853	834	765	737	842	8,530	
3	センター相談		326	396	397	399	409	426	442	456	480	423	408	498	5,060	
	電話相談		106	90	163	121	66	100	121	134	114	82	74	109	1,280	
	施設出張相談		10	42	71	52	20	33	71	120	42	23	20	17	521	
	計		442	528	631	572	495	559	634	710	636	528	502	624	6,861	
	こどもば	新規相談		61	18	12	12	10	9	16	15	20	7	7	21	194
		再来相談		104	199	220	201	207	217	233	252	265	257	204	201	2,298
	計		165	217	232	213	217	226	249	267	285	264	211	222	2,768	
	合計		607	745	863	785	712	785	883	977	921	792	713	846	9,629	
4	センター相談		413	395	415	412	436	449	464	433	448	449	463	472	5,249	
	電話相談		92	90	178	114	85	96	107	114	82	92	121	119	1,290	
	施設出張相談		10	43	55	45	22	44	58	84	48	21	23	23	476	
	計		515	528	648	571	543	589	629	631	578	562	607	614	7,015	
	こどもば	新規相談		60	22	22	17	21	18	17	11	14	9	11	19	241
		再来相談		98	177	217	191	234	239	247	273	268	265	262	246	2,717
	計		158	199	239	208	255	257	264	284	282	274	273	265	2,958	
	合計		673	727	887	779	798	846	893	915	860	836	880	879	9,973	

保育園等巡回数

(単位：園)

種別	年度	2★ ¹	3	4
公立保育園		12	12	11
私立保育園		40	86	71
私立幼稚園		16	35	31
認定こども園		4	9	7
認可外保育施設		6	7	7
小規模保育事業所		8	17	16
合計		86	166	143

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小
 ★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

3. 親子教室

(令和5年4月1日現在)

【療育支援課】

就学前の発達につまずきのあるお子さんを通所させ、遊びや生活指導等を行っています。

(1) こども発達相談センター たんぼぼ親子教室

所在地 高根台2-1-1(高根台子育て支援センター2階) 定員 24人
 職員数 8人(保育士7(4)人、保育職員1(1)人) ※()内は会計年度任用職員の数

たんぼぼ親子教室通所児童数

(単位：人)

年度	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
2	男	19	20	21	22	23	23	24	33	31	32	32	32	312
	内、母子分離クラス	0	0	0	0	0	2	2	2	2	0	0	0	8
	女	4	4	4	4	3	5	5	6	7	7	11	11	71
	内、母子分離クラス	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	23	24	25	26	26	28	29	39	38	39	43	43	383
3	男	10	11	11	13	14	21	23	25	27	28	29	29	241
	内、母子分離クラス	0	2	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6
	女	7	7	9	11	12	11	12	12	12	12	12	12	129
	内、母子分離クラス	0	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	6
	合計	17	18	20	24	26	32	35	37	39	40	41	41	370
4	男	14	16	17	17	19	21	24	26	30	31	32	32	279
	内、母子分離クラス	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	女	1	1	1	1	3	3	2	2	6	6	6	6	38
	内、母子分離クラス	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	15	17	18	18	22	24	26	28	36	37	38	38	317

(2) こども発達相談センター ひまわり親子教室

所在地 本郷町457-1(西部消防保健センター5階) 定員 24人
 職員数 8人(保育士8(5)人) ※()内は会計年度任用職員の数

ひまわり親子教室通所児童数

(単位：人)

年度	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
2	男	14	15	16	20	22	25	24	25	26	30	29	30	276
	内、母子分離クラス	0	0	0	0	0	2	2	2	2	2	2	2	14
	女	4	4	4	4	7	8	9	9	9	9	9	9	85
	内、母子分離クラス	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1	1	7
	合計	18	19	20	24	29	33	33	34	35	39	38	39	361
3	男	14	16	17	17	19	18	19	21	24	25	27	28	245
	内、母子分離クラス	3	4	4	4	4	3	3	3	3	3	3	3	40
	女	3	3	5	6	7	7	7	10	9	10	10	10	87
	内、母子分離クラス	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24
	合計	17	19	22	23	26	25	26	31	33	35	37	38	332
4	男	12	13	13	19	23	24	25	26	27	30	31	31	274
	内、母子分離クラス	4	5	2	2	2	3	3	3	3	3	3	3	36
	女	6	6	6	5	6	7	7	5	7	9	11	12	87
	内、母子分離クラス	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
	合計	18	19	19	24	29	31	32	31	34	39	42	43	361

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小
 ★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

4. 簡易マザーズホーム

(令和5年4月1日現在)

【療育支援課】

運動発達につまずきのある就学前のお子さんと、その保護者に対して、機能訓練や遊び、生活指導を行っています。

(1) 西簡易マザーズホーム

所在地 海神町2-264-5(海神児童ホーム内) 定員 20人

職員数 9人(園長・理学療法士1人、理学療法士2(1)人、作業療法士1人、看護師1人、
 保育士3(1)人、保育職員1(1)人) ※()内は会計年度任用職員の数

西簡易マザーズホーム通所児童数

(単位：人)

年度	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
2	男	8	10	14	16	18	19	20	20	20	20	21	22	208
	女	3	4	8	8	8	9	9	10	11	12	13	14	109
	合計	11	14	22	24	26	28	29	30	31	32	34	36	317
3	男	13	17	20	21	21	23	23	22	23	23	23	24	253
	女	12	16	16	17	18	18	18	19	20	21	21	21	217
	合計	25	33	36	38	39	41	41	41	43	44	44	45	470
4	男	14	19	17	16	16	16	14	15	13	15	18	16	189
	女	17	19	19	19	19	18	18	18	18	18	18	17	218
	合計	31	38	36	35	35	34	32	33	31	33	36	33	407

(2) 東簡易マザーズホーム

所在地 薬円台5-31-1 (社会福祉会館内) 定員 20人

職員数 12人(園長・保育士1人、理学療法士3(1)人、作業療法士1人、看護師2(1)人、
 保育士4(2)人、保育職員1(1)人) ※()内は会計年度任用職員の数

東簡易マザーズホーム通所児童数

(単位：人)

年度	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
2	男	13	14	16	17	17	17	18	18	18	20	20	20	208
	女	9	13	17	17	20	21	21	22	21	21	22	22	226
	合計	22	27	33	34	37	38	39	40	39	41	42	42	434
3	男	14	13	14	17	17	18	18	20	19	18	20	21	209
	女	14	15	13	15	15	15	15	16	16	20	20	20	194
	合計	28	28	27	32	32	33	33	36	35	38	40	41	403
4	男	16	17	17	19	19	20	21	21	19	18	20	20	227
	女	15	14	16	16	16	16	17	18	17	15	15	16	191
	合計	31	31	33	35	35	36	38	39	36	33	35	36	418

5. 障害児通所支援

【療育支援課】

児童福祉法に基づく障害児通所支援事業所を利用した場合に、障害児通所給付費等を支給します。

(参考) 市内事業所数(令和5年4月1日時点。民間事業所含む)

- ・ 児童発達支援事業所 53 事業所
- ・ 児童発達支援センター 2 事業所
- ・ 放課後等デイサービス事業所 73 事業所
- ・ 居宅訪問型児童発達支援事業所 1 事業所
- ・ 保育所等訪問支援事業所 9 事業所

障害児通所支援

年度	サービス種類	延利用者数(人)	延利用日数
2	児童発達支援	7,846	60,837
	医療型児童発達支援	11	161
	放課後等デイサービス	17,670	132,373
	保育所等訪問支援	38	71
	居宅訪問型児童発達支援	0	0
3	児童発達支援	9,979	74,780
	医療型児童発達支援	11	146
	放課後等デイサービス	21,827	158,823
	保育所等訪問支援	281	429
	居宅訪問型児童発達支援	6	27
4	児童発達支援	12,010	86,354
	医療型児童発達支援	12	154
	放課後等デイサービス	24,709	178,853
	保育所等訪問支援	688	898
	居宅訪問型児童発達支援	12	76

※ 請求月での集計になります(市外事業所の利用を含む)。

6. 軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成

【療育支援課】

身体障害者手帳の交付対象にならない軽度・中等度難聴児の保護者に対し、補聴器の購入費の一部を助成します。

軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成実績

年度	件数(件)	助成額(円)
2	11	1,499,000
3	10	1,384,000
4	12	1,214,000

7. 児童福祉施設入所費用等助成

【療育支援課】

市内に居住し、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童発達支援事業所等に入所又は通所している児童の保護者に対して、費用の一部を助成します。

児童福祉施設入所費用等助成実績

年度	区分	件数(件)	助成額(円)
2	通所	0	0
	通所多子世帯	0	0
	入所	4	255,500
	合計	4	255,500
3	通所	0	0
	通所多子世帯	7	63,572
	入所	10	652,500
	合計	17	716,072
4	通所	0	0
	通所多子世帯	12	144,932
	入所	14	783,000
	合計	26	927,932

8. 心身障害児入学祝金の支給

【療育支援課】

特別支援学級(小・中・義務教育学校・高等学校・中等教育学校)、又は特別支援学校の小・中・高等部に入学した児童の保護者に祝金を支給します。

心身障害児入学祝金年度別支給状況

年度	支給額(円)	件数(件)	総支給額(円)
2	8,000	254	2,032,000
3	8,000	292	2,336,000
4	8,000	331	2,648,000

9. 心身障害児施設等通所交通費の助成

【療育支援課】

市内に居住している心身障害児及びその介護者が、交通費を負担して心身障害児施設等に通所している場合に、その交通費の一部を助成します。

(1) 交通機関を利用している場合

1か月につき1か月分の運賃の1/2の額(限度額5,000円)

(2) 自家用車を使用している場合

自宅から施設までの通所距離に応じた金額に日数を乗じて得た額(限度額5,000円)

※ただし、国または他の地方公共団体等の施策により、運賃の割引又は助成を受けているときは、その額を控除した額となります。

障害児施設等通所交通費年度別助成額

年度	件数(件)	金額(円)	1件当たり金額(円)
2	624	6,317,720	10,124
3	660	6,526,670	9,888
4	713	6,409,470	8,989

10. こども発達相談センター運営事業

【療育支援課】

こども発達相談センターにおいて、心理発達相談員等が来所相談や電話相談により就学前の子供の発達に関する相談に応じるとともに、療育施設や保育所などへの巡回相談を行い、子供を適切な支援につなげ、保護者等を支援します。

11. 未熟児養育医療給付事業

【地域保健課】

出生時2,000g以下または医師が未熟児と診断した児が、指定医療機関に入院治療する場合、その医療の給付を行っています。

申請・給付状況

(単位：人)

区分 \ 年度	2	3	4
新規申請者数	98	103	82
給付者数	99	127	95

(令和5年4月1日現在)

- ★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小
- ★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

12. 自立支援医療(育成医療)給付事業

【地域保健課】

身体に機能障害がある児童が、指定医療機関で障害が改善される治療（主に手術）を受ける場合、その医療の給付を行っています。

申請・給付状況 (単位：人)

区分 \ 年度	2	3	4
新規申請者数	25	51	34
給付者数	39	52	43

(令和5年5月1日現在)

13. 結核児童療育給付事業

【地域保健課】

結核にかかっている児童が、指定医療機関で入院治療する場合、その医療等の給付を行っています。

申請・給付状況 (単位：人)

区分 \ 年度	2	3	4
新規申請者数	0	0	0

(令和5年4月1日現在)

施策5 「ひとり親家庭等の自立支援」

◆ 1. 船橋市ひとり親家庭等自立促進計画（4次計画）

【こども家庭支援課】

本市では、「ひとり親家庭等の誰もが、生き生きと安心して暮らせる生活環境をめざして」を基本目標として、母子及び寡婦福祉法第12条に基づき、母子家庭等自立促進計画（平成17年度～平成21年度（第1次計画）、平成22年度～平成26年度（第2次計画））を策定し、各種施策の推進を図ってきました。

平成26年10月1日には、「母子及び寡婦福祉法」が「母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。以下「法」という。）」と改正され、父子家庭にも母子家庭等と同様の支援を行うことになり、法第12条に基づき、ひとり親家庭等自立促進計画（平成27年度～平成31年度（第3次計画））を策定し、第1次計画、第2次計画に引き続き各種施策の推進を図ってきたところです。

しかしながら、ひとり親家庭等は子育てと生計の確保という二重の役割を一人で担っており、依然として多くの方が子育てや生活全般に対して悩みを抱えていることに加え、就業に必要な知識や技能を習得する機会を必ずしも十分に有していなかったなどの事情から、継続的に支援を行うことが必要となります。

一方で、子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（平成26年1月17日施行）や「生活困窮者自立支援法」（平成27年4月1日施行）が制定されました。さらに、令和元年には子供の貧困対策の一層の推進を図るため、目的に、子供の「将来」だけでなく「現在」の生活等に向けても子供の貧困対策を総合的に推進すること等を明記した新たな「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が令和元年9月7日に施行されました。また、平成28年国民生活基礎調査の結果によると、ひとり親家庭の相対的貧困率が5割を超える高い状況となっていることから、本市においても国の趣旨を踏まえ、貧困の世代間連鎖の解消を目指し、ひとり親家庭の子供の貧困対策を推進していく必要があります。

これらのことから、本市においては、ひとり親家庭等の現状を勘案しその生活の安定と向上を図るため、引き続き自立支援に向けて各種の施策を総合的かつ計画的に展開することとし、第1次計画、第2次計画、第3次計画の基本目標を継承した、第4次計画「船橋市ひとり親家庭等自立促進計画」を令和2年3月に策定し、各種施策を実施しております。

2. ひとり親家庭

【子育て給付課】

令和5年4月1日現在、市内のひとり親家庭は3,164世帯（児童扶養手当認定者数※）で市内全世帯の0.997%となっています。ひとり親家庭となった原因をみると、死別によるものが46世帯（1.5%）、離婚によるものが2,620世帯（82.8%）と、離婚が大半を占めています。

※児童扶養手当を申請し認定を受けた者の数

ひとり親家庭原因別構成割合

ひとり親家庭原因	3		4		5	
	世帯数	割合 (%)	世帯数	割合 (%)	世帯数	割合 (%)
離婚	2,812 (137)	84.2 (84.1)	2,772 (140)	83.6 (87.5)	2,620 (120)	82.8 (84.5)
死別	47 (18)	1.4 (11.0)	42 (11)	1.3 (6.9)	46 (11)	1.5 (7.8)
未婚	384 (5)	11.5 (3.1)	391 (6)	11.8 (3.8)	388 (6)	12.2 (4.2)
障害	11 (3)	0.3 (1.8)	13 (3)	0.4 (1.8)	13 (4)	0.4 (2.8)
遺棄	2 (0)	0.1 (0)	3 (0)	0.1 (0)	5 (1)	0.2 (0.7)
その他	85 (0)	2.5 (0)	95 (0)	2.8 (0)	92 (0)	2.9 (0)
合計	3,341 (163)	100.0 (100.0)	3,316 (160)	100.0 (100.0)	3,164 (142)	100.0 (100.0)

()内は父子家庭の数(内数)

(各年4月1日現在)

3. ひとり親家庭等ホームヘルパー派遣事業

【こども家庭支援課】

疾病その他の理由により日常生活を営むのに支障がある母子家庭の母、父子家庭の父又は寡婦に対し、ホームヘルパーを派遣します。市が公益財団法人船橋市福祉サービス公社に委託し実施しています。

ひとり親家庭等ホームヘルパー派遣状況

区分	年度	2	3	4
対象家庭(件)		0	0	1
派遣回数(回)		0	0	18

4. 福祉資金の貸付

【こども家庭支援課】

母子家庭の母、父子家庭の父またはその扶養している児童及び寡婦またはその扶養している子に対し、母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養する児童等の福祉を増進するため、無利子または低利で各種資金の貸付を行っています。

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小

★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

母子父子寡婦福祉資金の貸付の内容

貸付の種類	貸付対象	貸付金額の限度(単位：円)			据置期間 (据置期間中は無利子)	償還期間 (据置後)	利率	償還方法		
事業開始資金	母・父・寡婦・母子父子福祉団体	個人	3,260,000		1年	7年以内	年1%			
事業継続資金		団体	(4,890,000)							
修学資金 (※所得額により限度額が変更となる場合があります)	児童・子	学校等種別		学年	自宅通学	自宅外通学	卒業後6か月	無利子		
		高等学校 専修学校 (高等課程)	国公立	1	月額27,000	月額34,500			借りた期間の3倍	
				2	〃 27,000	〃 34,500				
				3	〃 27,000	〃 34,500				
			私立	1	〃 45,000	〃 52,500				借りた期間の4倍
				2	〃 45,000	〃 52,500				
				3	〃 45,000	〃 52,500				
		高等 専門学校	国公立	1	〃 31,500	〃 33,750			借りた期間の3倍	
				2	〃 31,500	〃 33,750				
				3	〃 31,500	〃 33,750				
				4	〃 67,500	〃 76,500				
				5	〃 67,500	〃 76,500				
			私立	1	〃 48,000	〃 52,500			借りた期間の4倍	
				2	〃 48,000	〃 52,500				
				3	〃 48,000	〃 52,500				
				4	〃 98,500	〃 115,000				
				5	〃 98,500	〃 115,000				
		専修学校 (専門課程)	国公立	1	〃 67,500	〃 78,000				借りた期間の3倍
				2	〃 67,500	〃 78,000				
			私立	1	〃 89,000	〃 126,500				
				2	〃 89,000	〃 126,500				
		短期大学	国公立	1	〃 67,500	〃 96,500				借りた期間の3倍
				2	〃 67,500	〃 96,500				
			私立	1	〃 93,500	〃 131,000				
				2	〃 93,500	〃 131,000				
		大学	国公立	1	〃 71,000	〃 108,500			借りた期間の3倍	
				2	〃 71,000	〃 108,500				
				3	〃 71,000	〃 108,500				
				4	〃 71,000	〃 108,500				
			私立	1	〃 108,500	〃 146,000				
2	〃 108,500			〃 146,000						
3	〃 108,500			〃 146,000						
4	〃 108,500			〃 146,000						
大学院	修士課程	1	月額 132,000		借りた期間の3倍 または 4倍					
		2	〃 132,000							
	博士課程	1	〃 183,000							
		2	〃 183,000							
		3	〃 183,000							
専修学校 (一般課程)	1	〃 52,500		5年以内						
	2	〃 52,500								

(令和5年4月1日現在)

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小

★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

母子父子寡婦福祉資金の貸付の内容

貸付の種類	貸付対象	貸付金額の限度(単位：円)	据置期間 (据置期間中は 無利子)	償還期間 (据置後)	利率	償還方法
技能習得資金	母・父・寡婦	月額 68,000(5年間限度) (自動車運転免許取得費用は 46 万円限度)	知識技能 習得期間 満了後 1 年	20 年以内	年 1%	年 賦 ・ 半 年 賦 払 ・ 月 賦 払
修業資金	児童・子	月額 68,000(5年間限度) (自動車運転免許取得費用は 46 万円限度)		20 年以内	無 利 子	
就職支度 資金	母・父・寡婦	105,000 (通勤用自動車購入含む場合 340,000)	1 年	6 年以内	年 1%	
	児童				無 利 子	
医療介護 資金	医 療	母・父 寡婦・児童	治療・介護後 6 か月まで	5 年以内	年 1%	
	介 護	母・父・寡婦				
生活資金	技能習得期間中の 母・父・寡婦	月額 141,000 (生計中心者でない場合 月額 72,000)	知識技能 習得期間 満了後 6 か月まで	20 年以内	年 1%	
	医療を受けている 母・父・寡婦	月額 108,000 (生計中心者でない場合 月額 72,000)	治療・介護後 6 か月まで	5 年以内		
	介護保険法に規定す る保険給付サービス を受けている母・ 父・寡婦	※なお、7 年未満の母子家庭等への貸付期 間は、3 か月以内更新で 259 万 2 千円を 限度とする。 また、生活安定期間中の養育費取得に係 る裁判等に要する費用については、12 月 相当 129 万 6 千円を限度とする一括貸付				8 年以内
	母子家庭の母・父子 家庭の父となって 7 年未満のもの 失業している母・父・ 寡婦	※なお、失業の母子家庭等への貸付期間は、 1 か月更新で通算 1 年まで	6 か月まで	5 年以内		
児童扶養手当受給相 当まで収入が減少し た母・父	児童扶養手当支給額 令和 5 年度 44,140 円 ※第二子以降がいる場合は加算額分、限度 額が上昇 ※なお、貸付期間は原則 3 か月以内、延長 する場合も 3 か月更新で最長 1 年まで	6 か月まで	10 年以内			
住宅資金	母・父・寡婦	1,500,000	6 か月	6 年以内	年 1%	
		(特別) 2,000,000		7 年以内		
転宅資金	母・父・寡婦	260,000		3 年以内		

(令和 5 年 4 月 1 日現在)

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小

★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

母子父子寡婦福祉資金の貸付の内容

貸付の種類	貸付対象	貸付金額の限度(単位：円)		据置期間 (据置期間中は 無利子)	償還期間 (据置後)	利率	償還方法	
就学支度 資金	児童・子	小学校		64,300	入学後 6か月	1年以内	無利子 年賦払 ・ 半年賦払 ・ 月賦払	
		中学校		81,000				
		高校 専修学校 (高等課程) 高専	国公立	自宅通学者	150,000	卒業後 6か月		同時貸付け の修学資金 と同じ期間
				自宅外通学者	160,000			
		私立	自宅通学者	410,000				
			自宅外通学者	420,000				
		大学 短大 専修学校 (専門課程)	国公立	自宅通学者	410,000			
				自宅外通学者	420,000			
		私立	自宅通学者	580,000				
			自宅外通学者	590,000				
		大学院		国公立	380,000			
				私立	590,000			
		専修学校 (一般課程)		自宅通学者	150,000			
				自宅外通学者	160,000			
修業施設		自宅通学者	272,000					
		自宅外通学者	282,000					
結婚資金	母・父・寡婦 (児童・子の結婚)	310,000		6か月	5年以内	年 1%		

※ 有利子(1%)の貸付も、連帯保証人がいる場合は、無利子貸付となります。

(令和5年4月1日現在)

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小
 ★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

母子父子寡婦福祉資金貸付支払件数、支払金額実績

年度	資金の種類	母子福祉資金		父子福祉資金		寡婦福祉資金	
		件数(件)	金額(円)	件数(件)	金額(円)	件数(件)	金額(円)
2	修学資金	45	35,013,000	1	972,000	0	0
	技能習得資金	0	0	0	0	0	0
	修業資金	0	0	0	0	0	0
	医療介護資金	0	0	0	0	0	0
	生活資金	0	0	0	0	0	0
	転宅資金	0	0	0	0	0	0
	就学支度資金	5	2,059,300	0	0	0	0
	事業継続資金	1	1,438,000	0	0	0	0
	合計	51	38,510,300	1	972,000	0	0
3	修学資金	29	23,804,400	1	938,750	0	0
	技能習得資金	0	0	0	0	0	0
	修業資金	0	0	0	0	0	0
	医療介護資金	0	0	0	0	0	0
	生活資金	0	0	0	0	0	0
	転宅資金	1	100,000	0	0	0	0
	就学支度資金	6	2,763,300	0	0	0	0
	合計	36	26,667,700	1	938,750	0	0
4	修学資金	27	21,624,500	1	721,500	0	0
	技能習得資金	0	0	0	0	0	0
	修業資金	0	0	0	0	0	0
	医療介護資金	0	0	0	0	0	0
	生活資金	0	0	0	0	0	0
	転宅資金	1	139,200	0	0	0	0
	就学支度資金	1	580,000	0	0	0	0
	合計	29	22,343,700	1	721,500	0	0

(令和5年5月31日現在)

5. 母子・父子自立支援員

【こども家庭支援課】

母子及び父子並びに寡婦福祉法第8条による母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭の生活一般及び自立に必要な指導、相談に応じています。

相談状況

(単位：回)

年度	種類	生活一般	児童	生活援護	その他	合計
2		3,102	951	2,198	68	6,319
3		3,930	1,362	3,018	67	8,377
4		4,270	1,520	3,165	47	9,002

6. 母子・父子福祉センター

【こども家庭支援課】

母子家庭、父子家庭及び寡婦(以下、「母子家庭等」という。)の福祉の増進を図るため、各種相談や生活指導を行います。

所在地 薬円台 5-31-1 (船橋市社会福祉会館内)

利用状況

年度	適用	来庁相談	電話相談	合計(回)	研修会	打合会	講演会	その他	合計(人)
2	★1	30	0	30	448	0	14	48	510
3		36	0	36	831	11	38	101	981
4		121	0	121	1450	10	39	92	1591

7. 母子家庭等就業・自立支援センター事業

【こども家庭支援課】

母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦の生活の安定と児童の福祉を増進するため、就業促進を目的としたセミナーや、技能習得を目的とした講習を開催しています。

利用状況

区分	年度	2★1		3		4	
		実施回数(回)	受講者数(人)	実施回数(回)	受講者数(人)	実施回数(回)	受講者数(人)
就職準備・離転職セミナー		0	0	1	3	2	15
パソコン技能習得講習会		11	57	15	80	13	56
資格取得講習会		1	15	4	46	4	38

8. 母子家庭等自立支援給付金

【こども家庭支援課】

(1) 自立支援教育訓練給付金

対象となる教育訓練講座を受講し、職業能力の開発を自主的に行う母子家庭の母及び父子家庭の父に対して訓練終了後、教育訓練給付金を支給します。

対象者 児童扶養手当の支給を受けているか、又は同等の所得水準の母子家庭の母及び父子家庭の父

対象講座 雇用保険の教育訓練給付制度の指定講座

支給額 受講料の60%(上限200,000円、下限12,000円)

支給決定件数、金額

年度	件数(件)	金額(円)
2	4	187,885
3	8	626,416
4	7	461,244

(2) 高等職業訓練促進給付金

就職の際に有利で、かつ生活の安定に資する資格を取得するため、養成機関において1年以上（令和3年4月1日から令和6年3月31日までに修業を開始する場合は、6月以上）修業する母子家庭の母及び父子家庭の父に対し、高等職業訓練促進給付金を支給します。

- 対象者 児童扶養手当の支給を受けているか、又は同等の所得水準の母子家庭の母及び父子家庭の父で、養成機関において資格の取得が見込まれる者
- 対象資格 看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、美容師、社会福祉士等
- 支給期間 修業にかかる全期間(上限4年)
- 支給額 月額100,000円(市町村民税非課税世帯)、70,500円(市町村民税課税世帯)
 養成機関の最終学年においては月額40,000円の追加支給あり。

支給決定件数、金額

年度	件数(件)	金額(円)
2	8	9,711,000
3	13	15,374,500
4	16	18,571,000

(3) 高等職業訓練修了支援給付金

就職の際に有利で、かつ生活の安定に資する資格を取得するため、養成機関において1年以上（令和3年4月1日から令和6年3月31日までに修業を開始する場合は、6月以上）修業する母子家庭の母及び父子家庭の父に対し、修業修了後、高等職業訓練修了支援給付金を支給します。

- 対象者 児童扶養手当の支給を受けているか、又は同等の所得水準の母子家庭の母及び父子家庭の父で、資格を取得するため養成機関において修業を開始し、修業開始から修了日まで本市に住所を有し、その期間中、母子家庭の母及び父子家庭の父である者
- 対象資格 看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、美容師、社会福祉士等
- 支給額 50,000円(市町村民税非課税世帯)、25,000円(市町村民税課税世帯)

支給決定件数、金額

年度	件数(件)	金額(円)
2	2	100,000
3	4	175,000
4	6	250,000

9. 母子・父子自立支援プログラム策定事業

【こども家庭支援課】

児童扶養手当受給者又は離婚前で支援が必要な者の経済的自立を図るための就業支援を積極的に行うため、受給者等の状況やニーズに応じた自立支援プログラムを策定します。

策定件数 (単位：件)

年度	2	3	4
策定件数	53	34	30

10. ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

【こども家庭支援課】

高等学校を卒業していないことから希望する就業ができない、安定した就業が難しいなどの支障が生じている母子家庭の母、父子家庭の父及びその児童(20歳未満)が高等学校卒業程度認定試験の合格を目指し、対策講座を受講する場合に、給付金を支給します。

対象者 市内在住の母子家庭の母、父子家庭の父及びその児童で、児童扶養手当の支給を受けている、又は同等の所得水準にある者

支給額

(1) 通信制の場合

- ① 受講開始時給付金 受講料の40%相当額(上限10万円、下限4千円)
 - ② 受講修了時給付金 受講料の50%相当額(ただし、①で給付を受けた額は除く)
(上限は①の給付額と併せて12万5千円、下限4千円)
 - ③ 合格時給付金 受講料の10%相当額(上限は①、②の給付額と合わせて15万円)
- ※合格時給付金は受講修了日から2年以内に試験に合格した場合に支給します。

(2) 通学又は通学及び通信制併用の場合

- ① 受講開始時給付金 受講料の40%相当額(上限20万円、下限4千円)
 - ② 受講修了時給付金 受講料の50%相当額(ただし、①で給付を受けた額は除く)
(上限は①の給付額と併せて25万円、下限4千円)
 - ③ 合格時給付金 受講料の10%相当額(上限は①、②の給付額と合わせて30万円)
- ※合格時給付金は受講修了日から2年以内に試験に合格した場合に支給します。

支給決定件数、金額

年度	2		3		4	
	件数(件)	金額(円)	件数(件)	金額(円)	件数(件)	金額(円)
修了時給付金	0	0	0	0	0	0
合格時給付金	0	0	0	0	0	0

1 1. 養育費等支援事業

【こども家庭支援課】

(1) 弁護士による法律相談

養育費をはじめとする離婚前後に発生する諸問題について、女性弁護士による法律相談を受けられます。※要事前予約

場 所 船橋駅前総合相談窓口センター(船橋FACEビル 5階)
 日 時 毎月第2土曜日 13時30分から16時30分まで(3枠)
 第4水曜日 18時00分から20時00分まで(2枠)
 第4日曜日 13時30分から16時30分まで(3枠)

相談件数 (単位：件)

年度	2	3	4
相談件数	48	77	78

(2) 養育費・親子交流支援セミナー

養育費等、離婚前後に発生する諸問題に詳しい専門の講師によるセミナーを開催します。

実施状況

年度	実施回数(回)	参加者数(人)
2	_*2	_*2
3	2	13
4	2	7

(3) 母子・父子自立支援員の公共機関への同行

公正証書の作成のために公証役場へ行く際や、調停の申し立てのために家庭裁判所へ行くことが不安な方に、必要に応じて母子・父子自立支援員が現地まで同行します。

同行可能場所：船橋公証役場、千葉家庭裁判所市川出張所

(4) 養育費に関する公正証書等作成費補助金

公正証書の作成に発生する手数料や、調停調書の作成に発生する収入印紙代、切手代を補助します。

対 象 者 以下の要件をすべて満たすひとり親

1. 児童扶養手当の支給を受けているか又は、同様の所得水準にある者
2. 養育費の取り決めにかかる経費を負担した者
3. 養育費の取り決めにかかる債務名義を有する者
4. 養育費の取り決めの対象となる児童を現に扶養している者
5. 過去に養育費の取り決めを交わした同内容の文書で補助金を受けていない者

補助金額 公正証書の取り決めにかかる公証人手数料 上限 17,000 円

家庭裁判所の調停申し立て又は裁判に関する下記の費用

①収入印紙代 上限 1,200 円 ②連絡用郵便切手 上限 1,100 円

補助金交付件数、金額

年度	件数(件)		金額(円)	
	公正証書	調停調書	公正証書	調停調書
2	4	0	62,000	0
3	13	1	168,000	1,200
4	30	3	463,000	6,395

(5) 養育費保証料補助金

養育費確保のために、保証会社と養育費保証契約を締結する際の本人費用負担(保証料)を補助します。

対象者 以下の要件をすべて満たすひとり親

1. 児童扶養手当の支給を受けているか又は、同様の所得水準にある者。
2. 養育費の取り決めにかかる債務名義を有する者。
3. 養育費の取り決めの対象となる児童を現に扶養している者。
4. 保証会社と1年以上の養育費保証契約を締結している者。
5. 過去に養育費の取り決めを交わした同内容の文書で補助金を受けていない者。

補助金額 保証会社との養育費保証契約締結に要する経費のうち、初回の保証料として本人が負担する費用。月額養育費の額を補助額とする。上限 50,000 円。

補助金交付件数、金額

年度	件数(件)	金額(円)
2	1	40,000
3	2	75,000
4	3	150,000

(6) 親子交流支援事業利用補助金

親子交流を利用しやすくすることを目的に、父母の間に立って親子交流に関する様々な取り決めを仲立ちする、親子交流支援事業者を利用した際の費用に補助金を支給しています。

対象者 親子交流支援事業者を利用し、利用料を支払ったもののうち、以下の条件のいずれかに該当する者。

1. 市内に居住する、児童を養育するひとり親
2. 市内に居住する、児童の実父もしくは実母
(※児童が市内に居住している必要はありません)
3. 市内に居住しておらず、市内に居住する児童の実父もしくは実母

補助金額 1. 相談支援…親子交流を実施する前の事前相談等に要した利用料 上限 7,000 円
 2. 親子交流実施支援…親子交流を実施する際の付添や児童受け渡しの立ち合い等に要した費用 上限 30,000 円

補助回数 親子交流実施支援について、同じ児童で申請できるのは年 2 回が上限

補助金交付件数、金額

年度	件数(件)	金額(円)
3	2	21,178
4	4	20,500

12. ひとり親家庭高校生キャリア支援事業(令和4年度から開始)

【こども家庭支援課】

ひとり親家庭の高校生を対象とした学習支援と、将来の夢ややりたいことを見つけるためのセミナー等キャリア支援を実施します。

ひとり親家庭高校生キャリア支援事業実施状況(単位：人)

年度	区分	学習支援	キャリア支援
4		100	79

13. 児童扶養手当

【子育て給付課】

次のいずれかに該当し、現に、父、母または両親と生計を同じくしていない児童を監護、養育している母子家庭の母、父子家庭の父、または祖父母等の養育者に対して手当を支給し、児童福祉の増進を図ります。

1. 父（母）が死亡した児童
2. 父（母）が婚姻（事実婚を含む）を解消した児童
3. 父母の婚姻によらないで生まれた児童
4. 父（母）の生死が明らかでない児童
5. 父（母）が引き続き1年以上遺棄している児童
6. 父（母）が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
7. 父（母）が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
8. 父（母）が重度（国民年金の障害等級1級程度）の障害にある児童
9. その他、生まれたときの事情が不明である児童

(1)対象児童

0歳から18歳到達後最初の3月31日まで（一定の障害を持つ場合は20歳未満まで）の児童

(2)支給月額

- 第1子目 月額 10,410～44,140円（令和5年4月～）
- 第2子目 月額 5,210～10,420円（令和5年4月～）
- 第3子目以降 1人増えるごとに月額 3,130～6,250円加算（令和5年4月～）

(3)支給月

1月、3月、5月、7月、9月、11月に前月分までを支給します。また、令和5年4月現在、3,164世帯が認定を受けていますが、所得制限の適用により、支給は2,502世帯です。

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小
 ★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

児童扶養手当支給状況

年度		全部支給	一部支給	2子加算	3子以降加算
2	人	18,130	15,956	12,847	3,151
	円	782,253,200	444,998,000	120,788,770	18,218,500
3	人	17,380	16,381	12,448	3,052
	円	751,076,300	452,711,980	116,462,510	17,646,270
4	人	16,570	16,187	11,980	2,930
	円	714,298,330	440,925,120	111,593,230	17,010,980

※ 人数は延人数です。

所得制限表

扶養親族等の数 (人)	受給者本人		扶養義務者
	全部支給・所得額(円)	一部支給・所得額(円)	所得額(円)
0	490,000	1,920,000	2,360,000
1	870,000	2,300,000	2,740,000
2	1,250,000	2,680,000	3,120,000
3	1,630,000	3,060,000	3,500,000

(令和5年4月1日現在)

14. 遺児手当

【子育て給付課】

父母又は父若しくは母と死別した義務教育終了前の児童を養育している者に対して手当を支給し、児童福祉の増進を図ります。

(1) 支給月額

乳幼児1人につき 7,000円/月

小学生1人につき 7,500円/月

中学生1人につき 8,000円/月

(2) 支給月

3月・9月に当月分までを支給します。

実績表

年度	適用	乳幼児	小学生	中学生	合計
		2	人	614	1,567
	円	4,298,000	11,752,500	12,864,000	28,914,500
3	人	443	1,577	1,608	3,628
	円	3,101,000	11,827,500	12,864,000	27,792,500
4	人	536	1,420	1,476	3,432
	円	3,752,000	10,650,000	11,808,000	26,210,000

※ 人数は延人数です。

15. ひとり親家庭等医療費の助成

【子育て給付課】

ひとり親家庭等の児童及びその母または父等が医療機関等に入院または通院、保険調剤を受けた場合、その医療費の一部を助成し、ひとり親家庭等の福祉の増進を図ります。

(1) 対象者

船橋市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例に定める所得制限限度内に該当する世帯。令和5年4月現在、2,290世帯、5,837人が適用を受けています。

(2) 助成額

保険診療の一部負担金から高額療養費及び附加給付並びに公費負担医療制度による給付額を控除し、その額から受給資格者負担金を控除した額。(受給資格者負担金は、入院1日及び通院1回につき300円、保険調剤は無料。市町村民税所得割非課税世帯は全て無料。)

実績表

年度	延件数(件)	金額(円)
2	55,568	160,884,342
3	75,505	205,364,077
4	79,758	215,711,358

16. 児童入学・就職祝金等

【子育て給付課】

(1) 母子家庭、父子家庭等児童入学・就職祝金

母子家庭、父子家庭等の児童が、小学校、中学校及び高等学校等に入学する場合に入学祝金(義務教育終了と同時に就職する場合は就職祝金)を支給し、母子家庭、父子家庭等の福祉の増進を図ります。

対象児童一人当たり支給額(令和5年4月1日入学者)

小学校入学 5,000円

その他 8,000円

入学・就職祝金実績

区分	2		3		4	
	支給人員(人)	支給額(円)	支給人員(人)	支給額(円)	支給人員(人)	支給額(円)
小学校	66	528,000	82	593,000	88	440,000
中学校	119	952,000	93	744,000	156	1,248,000
高等学校	356	2,848,000	275	2,200,000	396	3,168,000
就職	0	0	0	0	0	0
合計	541	4,328,000	450	3,537,000	640	4,856,000

- ★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小
- ★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

(2) 小学校・中学校入学援助金

経済的な理由により小学校又は中学校へ就学させることが困難な保護者に、入学援助金を支給しています。

対象児童一人当たり支給額（令和5年4月1日入学者）

小学校入学 5,000円

中学校入学 8,000円

入学援助金実績

区分	2		3		4	
	支給人員 (人)	支給額 (円)	支給人員 (人)	支給額 (円)	支給人員 (人)	支給額 (円)
小学校	122	976,000	128	856,000	139	695,000
中学校	212	1,948,000	146	1,168,000	198	1,584,000
合 計	334	2,924,000	274	2,024,000	337	2,279,000

施策6 「児童虐待防止対策」

1. 養育支援訪問事業

【児童相談所開設準備課】

児童虐待を未然に防止するため、育児ストレスや育児不安を抱える家庭を定期的に訪問し、助産師による専門的相談支援やヘルパー等による家事等援助を行い、当該家庭の適切な養育を支援します。

なお、ヘルパー等による家事等援助については、市は公益財団法人船橋市福祉サービス公社に委託し実施しています。

養育支援訪問の支援実績

区分		年度	2	3	4
専門的 相談支援	実施 家庭数	継続	6	8	10
		新規	16	14	25
		合計	22	22	35
	延訪問回数		266	198	402
家事等 援助	実施 家庭数	継続	8	3	4
		新規	6	9	21
		合計	14	12	25
	延訪問回数		295	250	502

2. 家庭児童相談室

【児童相談所開設準備課】

家庭児童相談室では、0歳から18歳未満の子どもの養育や児童虐待などに関する相談に応じています。相談は無料で、保護者の方、親族の方、知り合い、近所の方、また子ども本人からの相談を受け付けており、相談された方の秘密は守られます。

家庭児童相談室における相談件数の推移 (単位:件)

区分 相談内容		年度		
		2	3	4
養護 相談	児童虐待相談	708	774	745
	その他の相談	551	541	571
保健相談		0	1	2
障害 相談	肢体不自由相談	0	0	0
	視聴覚障害相談	0	0	1
	言語発達障害等相談	0	0	1
	重症心身障害相談	0	0	0
	知的障害相談	0	0	5
	発達障害相談	7	3	7
非行 相談	ぐ犯行為等相談	0	2	6
	触法行為等相談	0	0	0
育成 相談	性格行動相談	26	44	44
	不登校相談	18	32	27
	適性相談	0	1	3
	育児・しつけ相談	59	38	31
その他の相談		122	117	174
合計		1,491	1,553	1,617

基本施策 11 防災・減災

基本施策 1 1 「防災・減災」

施策 1 「地域防災力の向上」

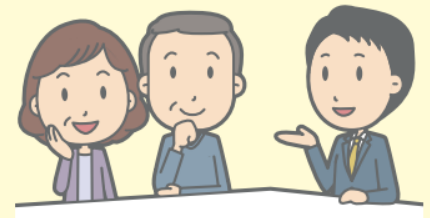
1. 避難行動要支援者支援事業

【地域福祉課】

災害発生時において、避難行動要支援者に対する避難支援等の推進を図るため、避難行動要支援者の情報を地域と共有するための同意取得や地域への周知を図ります。

避難行動要支援者とは

- ① 65 歳以上の高齢者のみ世帯で介護保険における要介護認定（要支援 1～2、要介護 1～2）を受けている方
- ② 要介護認定 3 以上を受けている方
- ③ 1・2 級身体障害者手帳所持者 ※ただし、免疫障害者を除く
- ④ 療育手帳 A 判定所持者
- ⑤ 1 級精神保健福祉手帳所持者
- ⑥ 指定難病患者のうち筋萎縮性側索硬化症患者、24 時間人工呼吸器装着者
- ⑦ 小児慢性特定疾病児童等のうち 24 時間人工呼吸器装着者
- ⑧ その他市長が認めた者
・①から⑦に該当しないが相応の支援が必要と認められる方



※自宅にお住まいの方が対象です。施設や病院などに長期入所・入院されている方、サービス付き高齢者向け住宅などにお住まいの方は対象となりません。

- ① 同意した場合に情報を共有する機関等
船橋市（消防団を含む）、警察、船橋市社会福祉協議会、安心登録カードを通じて地区社会福祉協議会、町会・自治会、民生委員・児童委員
- ② 共有する内容
氏名、生年月日、性別、住所、世帯人数、電話番号その他連絡先、避難行動要支援者の状況（要介護度、障害等級、難病の有無など）

施策 2 「防災体制の充実」

1. 災害医療対策

【健康危機対策課】

本市では、災害時における医療救護活動及び公衆衛生活動等の体制強化を図るため、船橋市地域災害医療対策会議や各種訓練等を実施しています。災害時において、より多くの市民へ適切な治療等を提供できることを目指しています。

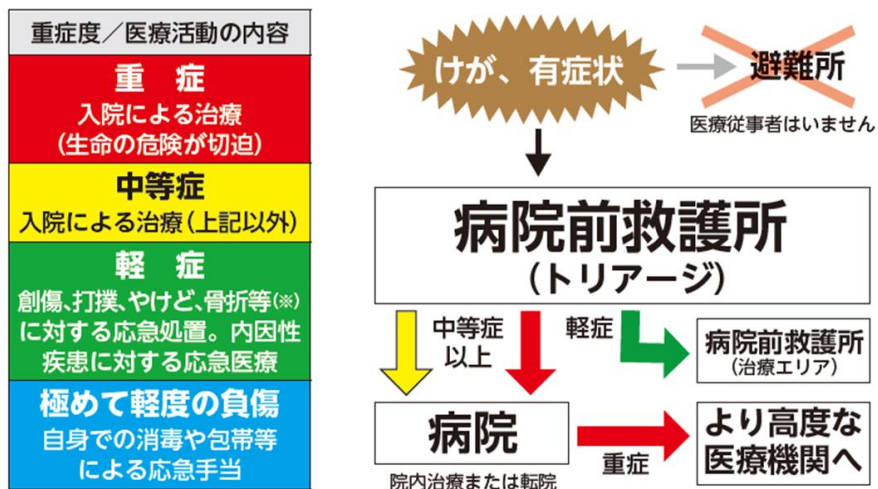
今後も、医療救護体制の整備を進め、発災直後の応急医療だけでなく、長期化する避難所生活においても医療を提供できるよう対策を図ります。

(1)発災直後の医療提供体制

本市では、震度 6 弱以上の地震が発生した際、市内 9 箇所の災害医療協力病院前に病院前救護所を開設し、市民を治療する体制としています。病院前救護所では、負傷した方をトリアージし、軽症者はその場で治療、中等症者及び重症者は災害医療協力病院内で治療しますが、状況により災害拠点病院（市立医療センター）等へ搬送します。

しかしながら、大規模な震災下にあつては、多数の市民が来院し、それぞれの病院において軽症者に対する治療医薬品の不足が見込まれることから、軽症者の治療に用いる医薬品等を災害医療協力病院と市が協力して備蓄しています。

医療提供の場所	設置数
災害拠点病院	1ヶ所
災害医療協力病院	9ヶ所
病院前救護所	9ヶ所



(※) 平時であれば骨折等は病院での治療になりますが、災害時には骨折していても歩いて、生命の危険がない場合には軽症として対応することになります

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小

★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

(2) 会議

(単位：回)

内容	年度	2	3	4
船橋市地域災害医療対策会議		0★ ²	1★ ¹	1
船橋市地域災害医療対策会議作業部会		0★ ²	1★ ¹	2
災害医療協力病院及び保健所の意見交換会		—	—	1

(3) 訓練・研修

(単位：回)

内容	年度	2	3	4
病院前救護所設置・運営訓練		0★ ²	1★ ¹	2★ ¹
災害医療対策本部運営訓練		—	0★ ²	1
その他訓練		—	—	2
研修		—	1	2

基本施策 14 多文化共生・男女共同参画・平和

基本施策 1 4 「多文化共生・男女共同参画・平和」

施策 2 「男女共同参画の推進」

1. 女性相談

【こども家庭支援課】

女性相談室では、女性からのさまざまな相談に応じるとともに、自立に向けた支援を行っています。

相談時間 月曜日～金曜日 午前9時～午後4時

第2土曜日（面接相談のみ） 午前9時～午後4時

※年未年始及び祝休日を除く

女性相談状況

（単位：件）

区分 \ 年度	2	3	4
面接相談	483	543	443
電話相談	1,898	2,054	1,931

基本施策 16 生活安全・生活衛生

基本施策 16 「生活安全・生活衛生」

施策 4 「生活衛生の向上」

1. 動物の愛護管理及び狂犬病予防事業

【衛生指導課 動物愛護指導センター】

動物愛護指導センターにおいて、動物の愛護及び管理に関する法律、狂犬病予防法及び船橋市動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、畜犬登録等の事務(犬の鑑札及び狂犬病予防注射済票の交付等)、犬等による危害防止、動物の正しい飼い方の指導や助言、動物愛護管理に関する普及啓発を行います。

動物愛護指導センター

所在地 船橋市潮見町 32-2

開設年月日 平成 19 年 4 月 1 日

(1) 野犬等の捕獲、収容動物管理処分事業

狂犬病予防法、船橋市動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、犬等による危害を防止するため、野犬等の捕獲を行います。

犬・猫収容・処分頭数(負傷動物を含まない)

区分	年度	2		3		4	
		犬(頭)	猫(匹)	犬(頭)	猫(匹)	犬(頭)	猫(匹)
捕獲		33	—	19	—	30	—
引取り		12	410	4	408	2	230
返還		26	9	15	10	25	8
譲渡		20	289	5	350	5	194
殺処分数	①	1	44	2	26	2	24
	②	0	53	0	24	0	0
	③	0	6	0	3	0	1
	計	1	103	2	53	2	25

※ 殺処分数の分類は以下のとおり。

分類①：譲渡することが適切ではない(治癒の見込みがない病気や攻撃性がある等)

分類②：①以外の殺処分(譲渡先の確保や適切な飼養管理が困難)

分類③：引き取り後の死亡

※ 年度をまたがる繰入れ、繰越しがあるため、収容数と処分数が合致しない場合があります。

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小
 ★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

(2) 動物愛護に関する普及啓発事業

①市民からの電話・来所等による動物に関する苦情処理・相談業務を行います。

苦情処理・相談業務実績 (単位：件)

区分 \ 年度	2		3		4	
	苦情処理	相談受理	苦情処理	相談受理	苦情処理	相談受理
犬	473	1,318	499	1,163	514	1,561
猫	302	1,185	292	1,646	301	1,172
その他	9	83	26	108	29	76
合計	784	2,586	817	2,917	844	2,809

②動物の愛護及び管理に関する法律による動物愛護週間(9月20日から26日)等において、動物愛護教室等の事業を実施します。

○イベント等

事業名	実施日及び参加人数
猫の飼い方教室・お悩み相談	5月22日(13名)
愛犬セミナー	5月22日(11名)
犬のしつけ方教室	6月4日(8名)・7月16日(5名)・10月9日(15名)・ 11月5日(12名)・3月5日(17名)
譲渡会★ ¹	6月18日(11名)・10月9日(2名)・11月5日(5名)
バックヤードツアー	7月30日(19名)・8月21日(15名)
動物愛護指導教室	12月16日(113名)

※なかよし動物フェスティバル★²

○適正飼養及び災害対策に関するパネル展

実施場所：市役所1階、中央図書館、北図書館、公民館、動物愛護指導センター

(3) 飼い主のいない猫の不妊手術事業

地域における飼い主のいない猫の繁殖の抑制のため、動物愛護指導センター及び京葉地域獣医師会会員診療施設(動物病院)において飼い主のいない猫の不妊手術を実施します。

飼い主のいない猫の不妊手術実績 (単位：匹)

区分 \ 年度	2	3	4
	オス	195	288
メス	242	297	244
合計	437	585	446

(4) 負傷動物の診察治療事業

動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、負傷動物の収容及び診察・治療を行います。なお、業務時間外における負傷動物収容後の診察・治療業務は京葉地域獣医師会に委託し、応急的処置に対応します。

負傷動物収容・治療数

区分	2		3		4	
	収容	治療	収容	治療	収容	治療
犬(頭)	0	0	0	0	0	0
猫(匹)	37	23(3)	27	20(0)	28	22(2)

※()内は委託治療頭数

(5) 第一種動物取扱業各種届出受理、登録、立入検査関係事業★1

動物の愛護及び管理に関する法律に基づく第一種動物取扱業に関する登録申請等の受理及び施設への立入検査、改善の勧告・命令等にかかる事務を行います。

令和4年度末 第一種動物取扱業登録数：167 施設 立入施設数：47 施設

(6) 第二種動物取扱業各種届出受理、立入検査関係事業★1

動物の愛護及び管理に関する法律に基づく第二種動物取扱業に関する届出等の受理及び施設への立入検査、改善の勧告・命令等にかかる事務を行います。

令和4年度末 第二種動物取扱業届出数：7 施設 立入施設数：2 施設

(7) 犬の登録及び狂犬病予防注射済票の交付

狂犬病予防法に基づき、犬の登録や狂犬病予防注射を受けた犬の所有者に予防注射済票の交付を行います。

犬の登録・狂犬病予防注射実施数 (単位：頭)

区分	2	3	4
原簿保有数	28,301	28,401	28,084
新規登録頭数	2,129	2,280	2,066
注射済票交付(集合)	- ★2	- ★2	- ★2
注射済票交付(個別)	19,502	20,186	20,560

新型コロナウイルス感染症対策

新型コロナウイルス感染症対策

1. 新型コロナウイルス感染症に係る本市の体制

(1) 対策本部の設置

【健康危機対策課】

令和元年12月に中華人民共和国湖北省武漢市で初めて報告され、世界的な流行となっている新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は、国内においては令和2年1月15日、本市においては3月1日に初の感染者が判明しました。

本市においては、2月3日に市長を本部長とする「船橋市新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置し、市役所全体で対応しました。さらに保健所内においては、2月26日に「船橋市新型コロナウイルス感染症対策保健所本部」を設置し、様々な対策を実施しました。

(2) 相談窓口の設置

【健康危機対策課】

令和2年1月以降、保健総務課結核感染症係にて新型コロナウイルス感染症に関する相談への対応を開始しました。

2月7日には、「船橋市新型コロナウイルス感染症相談センター（帰国者・接触者相談センター）」を保健所に設置し、2週間以内に湖北省（武漢市を含む）への渡航歴がある人や、渡航歴がある人と濃厚接触者、不安を持つ市民等からの相談に対応しました。

令和4年1月20日からはオミクロン株の感染拡大を受けて全日午前9時から午後7時まで受付時間を変更し、市民等からの相談に応じました。

第7波は第6波に引き続きオミクロン株の感染拡大により医療機関がひっ迫するという状況から、受診や発熱等の相談が多く寄せられました。

第8波ではより多くの相談に応じるために相談センターの回線数を増やし、市民等からの相談に応じました。

相談数

(単位：件)

期間	相談数
令和2年4月1日～令和3年3月31日	60,529
令和3年4月1日～令和4年3月31日	68,653
令和4年4月1日～令和5年3月31日	74,714

(3) 帰国者・接触者外来等における受診調整及び患者搬送

【健康危機対策課】

新型コロナウイルス感染症相談センターへの相談等を通じて、新型コロナウイルス感染症を疑う者がいた場合に、帰国者・接触者外来を有する医療機関及び発熱外来を有するクリニック等に受診調整し、PCR検査のため検体を採取しました。

また、患者等が受診する際は必要に応じて自宅から医療機関までの搬送、採取した検体の輸送を行いました。

帰国者・接触者外来等受診調整数及び患者搬送数 (単位：件)

期間	受診調整数	患者搬送数※2
令和2年4月1日～令和3年3月31日	10,999	5,279
令和3年4月1日～令和4年3月31日	1,918※1	4,412
令和4年4月1日～令和5年3月31日	1,964	2,292

※1 令和2年10月9日から、発熱患者が地域の医療機関で適切に診療・検査を受けられることを目的とした千葉県の発熱外来医療機関指定制度が導入され、市内の指定医療機関数が増加したことにより、保健所による受診調整件数は減少している。

※2 患者搬送数には、感染者の入院・ホテル入所・診察のための搬送等を含む。

(4) 検査体制

【健康危機対策課】

令和2年2月7日からは、「帰国者・接触者外来」において患者から採取した検体、医療機関から依頼のあった検体及び入院患者の陰性確認のための検体を千葉県衛生研究所に輸送しPCR検査を、3月11日からは、保健所にて市独自にPCR検査を開始しました。

さらに、令和2年4月21日からは、市医師会の協力のもと「PCR検査外来（ドライブスルー方式）」を開始し、検査体制の強化・拡充を図りました。

また、令和2年6月10日からは、市内医療機関と行政検査実施の委託契約を締結し、直接かかりつけ医等の医療機関へ相談・受診のうえ、検査を行う体制を整備しました（令和5年4月1日時点の契約医療機関数：156機関）。

令和3年3月24日からは千葉県衛生研究所にて変異株PCR検査、4月12日からは市独自に変異株PCR検査、4月19日からは国立感染症研究所にてゲノム解析、12月7日からは千葉県衛生研究所にてゲノム解析、令和4年2月2日からは市独自にゲノム解析を開始しました。

令和4年度は、国立感染症研究所等より、オミクロン株の中で多くの亜系統が派生していることが随時報告されたことから、クラスター等対策のための診断用PCR検査に加え、変異株PCR検査及びゲノム解析を行うことにより、市内での変異株流行状況の早期の把握に努め、注意喚起を行いました。

① 令和2年度

PCR検査・抗原定性検査

(単位：件)

区分	期間	検査方法	検査数	検査結果	
				陽性	陰性
保健所実施分	令和2年4月1日～ 令和3年3月31日	PCR	22,801	3,094	19,707
うちPCR検査外来 (ドライブスルー等方式)分	令和2年4月21日～ 令和3年3月31日	PCR	9,125	1,002	8,123
契約医療機関実施分	令和2年6月10日～ 令和3年3月31日	PCR	32,243	1,838	30,405
	令和2年8月31日～ 令和3年3月31日	抗原	13,707	907	12,800

※令和2年4月21日～ ドライブスルー方式(鼻咽頭ぬぐい液)

令和2年12月9日～ ドライブスルー方式(唾液)を追加

令和3年1月22日～ ウォークスルー方式(唾液)を追加

変異株PCR検査

(単位：件)

区分	期間	変異を認める 部位	N501Y
		結果	
千葉県衛生研究所実施分	令和3年3月24日 ～令和3年3月31日	陽性	0
		陰性	5
		判定不能	0
		検査数	5

② 令和3年度

PCR検査・抗原定性検査

(単位：件)

区分	期間	検査方法	検査数	検査結果	
				陽性	陰性
保健所実施分	令和3年4月1日 ～令和4年3月31日	PCR	16,430	3,639	12,791
うちPCR検査外来 (ドライブスルー等方式)分	令和3年4月1日 ～令和4年3月31日	PCR	6,002	1,213	4,789
契約医療機関実施分	令和3年4月1日 ～令和4年3月31日	PCR	82,678	14,698	67,980
		抗原	78,272	21,784	56,488

※令和2年4月21日～ ドライブスルー方式(鼻咽頭ぬぐい液)

令和2年12月9日～ ドライブスルー方式(唾液)を追加

令和3年1月22日～ ウォークスルー方式(唾液)を追加

変異株PCR検査(特定部位の変異の有無により、変異株の種類を推定)

(単位：件)

区分	期間	変異を認める部位 結果	N501Y	E484K	L452R	L452Q	G339D	ins214EPE
			保健所 実施分	令和3年 4月12日～	陽性	351	3	930
陰性	842	1,044			1,050	886	3	10
令和4年 3月31日	判定不能	3		3	46	37	37	3
	検査数	1,196		1,050	2,026	923	697	27
千葉県 衛生 研究所 実施分	令和3年 4月1日～	陽性	1	—	—	—	—	—
		陰性	4	—	—	—	—	—
	令和3年 4月9日*	判定不能	0	—	—	—	—	—
		検査数	5	—	—	—	—	—

※令和3年3月29日送付分(令和3年4月2日結果報告分)1件を含む。

※令和3年4月12日～ N501Y変異検出検査開始

令和3年5月20日～ E484K変異検出検査開始

令和3年6月11日～ L452R変異検出検査開始

令和3年12月9日～ L452Q変異検出検査開始

令和4年1月17日～ G339D変異検出検査開始

令和4年3月23日～ ins214EPE変異検出検査開始

ゲノム解析（全塩基配列を解析することにより、変異株の種類を確定）

（単位：件）

区分	期間	検査数	検査結果			
			アルファ株	デルタ株	オミクロン株	その他・判定不能
保健所 実施分	令和4年2月2日～ 令和4年3月31日	213	0	5	206	2
国立感染症 研究所 実施分※	令和3年4月19日～ 令和3年9月23日	686	311	313	0	62
千葉県 衛生研究所 実施分	令和3年12月7日～ 令和4年2月15日	91	0	13	77	1

※千葉県衛生研究所から国立感染症研究所への送付分（令和3年4月16日及び22日結果報告分）10件を含む。

③ 令和4年度

PCR検査・抗原定性検査

(単位：件)

区分	期間	検査方法	検査数	検査結果	
				陽性	陰性
保健所実施分	令和4年4月1日～ 令和5年3月31日	PCR	5,694	966	4,728
うちPCR検査外来 (ドライブスルー等方式)分	令和4年4月1日～ 令和5年3月31日	PCR	166	38	128
契約医療機関実施分	令和4年4月1日～ 令和5年3月31日	PCR	88,066	18,303	69,763
		抗原	203,866	63,455	140,411

変異株PCR検査(特定部位の変異の有無により、変異株の種類を推定)

(単位：件)

区分	期間	変異を認める 部位 結果	N501Y	E484K	L452R	L452Q	G339D	ins214EPE
			保健所実施分	令和4年 4月1日 ～令和5年 3月31日	陽性	0	0	789
陰性	0	0			175	948	0	454
判定不能	0	0			108	108	26	207
検査数	0	0			1072	1072	122	681

ゲノム解析(全塩基配列を解析することにより、変異株の種類を確定)

(単位：件)

区分	期間	検査数	検査結果								判定不能
			オミクロン株								
			BA.1 系統	BA.2系統		BA.2.75 系統	BA.4 系統	BA.5系統		XBB 系統	
				BA.2	BA.2.12.1			BA.5	BQ.1		
保健所実施分	令和4年 4月1日 ～令和5年 3月31日	732	37	116	8	15	5	387	41	2	121

(5) 医療提供体制等

【健康危機対策課】

① 感染症病床の確保

新型コロナウイルス感染症の感染状況に応じた対応及びその他の疾患の患者に対する医療の確保を適切に図る観点から、千葉県が定めた病床確保計画に基づき、市内医療機関において令和5年4月1日時点で103の病床を確保しました。

入院状況 (単位：人)

期間	延入院者数
令和2年4月1日～令和3年3月31日	1,122
令和3年4月1日～令和4年3月31日	1,914
令和4年4月1日～令和5年3月31日	2,649

② 宿泊療養施設の運営

重症化リスクが高い人や中等症・重症患者への医療提供体制の確保とともに、自宅で待機している軽症者からの家庭内感染を防ぐため、市独自に令和2年4月30日から市内のホテル（船橋第一ホテル）を借り上げて、軽症者を受け入れる体制を整備しました（船橋第一ホテルでの療養者受け入れは令和5年3月31日をもって終了）。

また、令和3年1月15日から2棟目のホテル（船橋シティホテル）を借り上げて、増加する感染者（無症状者・軽症者）の受け入れ体制の強化を図りました。

ホテルの運営にあたっては、医師会から推薦を受けた医療機関が入所者への医療を提供する仕組みを整えると同時に、開設当初から入所者自身が血中酸素濃度（SpO2）を健康観察以外でも測定できるようパルスオキシメーターの貸出しを行うなどし、入所者の症状急変時にも対応できる体制の充実を図りました。

入所等実績

施設名	期間	区分	実績
船橋第一ホテル	令和2年4月30日～令和3年3月31日	入所者数	1,412人
		延受診件数	1,714件
	令和3年4月1日～令和4年3月31日	入所者数	1,798人
		延受診件数	2,131件
	令和4年4月1日～令和5年3月31日	入所者数	866人
		延受診件数	835件
船橋シティホテル	令和3年1月15日～令和3年3月31日	入所者数	191人
		延受診件数	211件
	令和3年4月1日～令和4年3月31日	入所者数	870人
		延受診件数	984件
	令和4年4月1日～令和5年3月31日	入所者数	726人
		延受診件数	628件

③ 自宅待機者への支援

入院等療養先調整中の自宅待機者の健康状態や症状の変化を迅速に把握するため、自宅待機者が自宅において自身で血中酸素濃度（SpO2）を測定するパルスオキシメーターの配送を行い、自宅療養中の健康管理に活用しました。

当初、宿泊療養施設使用分と合わせて100台確保し、令和5年4月時点で6,433台確保しました。

パルスオキシメーター貸出実績

(単位：台)

月 年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
2	1	0	0	3	20	0	1	0	33	166	84	96	404
3	45	62	37	314	1,271	477	29	11	8	2,639	4,268	2,792	11,953
4	1,667	591	294	1,758	2,465	672	307	913	1,841	1,208	154	124	11,994

※医療機関から患者に市のパルスオキシメーターを貸出した件数含む。

また、自宅待機者のうち、同居者、近親者等の支援を受けられない者に対し、健康観察期間中における生活必要物資等の確保として、配食サービスを令和3年3月19日から開始しました。

配食サービス利用実績

(単位：件)

月 年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
3	2	3	0	2	38	26	0	0	1	86	1,089	1,639	2,886
4	1,106	553	313	3,613	5,657	2,048	939	2,163	4,899	3,335	552	263	25,441

(6) 感染予防策の普及・啓発

【健康危機対策課】

① 市民に対する周知

感染状況や感染予防の取り組みについてホームページやX（旧 Twitter）により周知を行いました。

また、乳幼児が感染した場合の対応方法をまとめたポスターを掲示するとともに、保健センターで行っている母子保健に関する教室等でチラシの配布を行いました。

② 高齢者施設等へ感染対策確認

高齢者施設等において適切な感染対策がとれるよう、施設へ訪問による確認や感染対策チェックリスト等の配布を行っています。

(7) 感染拡大防止の取り組み

【健康危機対策課】

① クラスタ（集団感染）対策

クラスタにならないための感染拡大防止策として、感染予防の徹底に加え、高齢者施設、医療機関、学校及び保育園等（以下「施設等」という。）での日々の健康観察等が重要であるため、その適切な方法等について、関係部署と連携体制をとり、周知、指導等を行っています。

施設等において検査等を受けることが判明した段階から事業所等と連携をとり、体調不良者の確認等を行うなど、早めの情報収集に取り組みました。また、感染者が判明した場合には、積極的疫学調査の中で、感染症対策の取り組み状況の確認、感染拡大しないために必要な措置及び指導等を実施しています。

クラスタ発生件数

(単位：件)

期間	医療機関・高齢者施設等	それ以外
令和2年4月1日～令和3年3月31日	15	11
令和3年4月1日～令和4年3月31日	48	33
令和4年4月1日～令和5年3月31日	205	65

※船橋市内では令和2年8月に初めてクラスタが発生

② 高齢者施設等入所前検査

重症化リスクの高い高齢者施設等の入所者への新型コロナウイルス感染を防ぐため、令和2年12月1日から新規入所者に対し、入所前のPCR検査を実施しています。

検査実績

期間	検査実施施設数 (うち陽性発生施設数)	検査実施延べ件数 (うち陽性件数)
令和2年12月1日～令和3年3月31日	61施設 (1施設)	345件 (1件)
令和3年4月1日～令和4年3月31日	79施設 (2施設)	1,229件 (2件)
令和4年4月1日～令和5年3月31日	40施設 (9施設)	1,843件 (20件)

③ 高齢者施設等従事者検査

本市において高齢者施設等でクラスタが複数発生していたこと、施設に入居している高齢者が感染すると重症化するおそれが高いことや医療提供体制への負荷が増大することが懸念される等の観点から、検査による感染の早期発見が重要であるため、令和3年3月から高齢者施設等の従事者に対し、検査を実施しています。

検査実績

期間	検査実施施設数 (うち陽性発生施設数)	検査実施延べ件数 (うち陽性件数)
令和3年3月1日～令和3年3月31日	129施設 (4施設)	9,002件 (4件)
令和3年4月1日～令和4年3月31日	427施設 (73施設)	77,825件 (158件)
令和4年4月1日～令和5年3月31日	744施設 (260施設)	430,567件 (1,208件)

(8) 新型コロナウイルスワクチン接種

【健康づくり課】

令和4年度は、昨年度同様に、新型コロナウイルス感染症対策のため、新型コロナウイルスワクチンの臨時予防接種を実施しました。

接種実績(令和4年度に新たに接種を開始した主なもの)

対象	対象者数	接種者数	接種率
令和4年秋開始接種(12歳以上)	580,452人	270,095人	46.5%
乳幼児接種(6カ月～4歳)	20,958人	558人	2.7%

※乳幼児接種(6カ月～4歳)の接種者数は、3回目接種まで完了した人数

2. 新型コロナウイルス感染症に係る支援

(1) 新型コロナウイルス感染症対策事業補助金

【健康政策課】

市では、新型コロナウイルス感染症に係る医療提供体制を確保するため、入院患者の受け入れを行う医療機関に対して支援を行っています。

① 病床確保支援事業

千葉県が実施する「新型コロナウイルス感染症対策事業」を活用して、新型コロナウイルス感染症入院患者の受け入れのために確保した病床の空床分及び入院患者の受け入れにあたって院内感染防止のために休床とした病床分に係る費用の支援を行っています。

② 疑い患者入院受入協力金支給事業(令和4年9月まで実施)

新型コロナウイルス感染症の疑い患者については、陽性患者の対応と同様に、人員体制の確保や院内感染防止のための負担が大きくなっていることから、夜間・休日に緊急で疑い患者の入院受け入れを行った医療機関に対し、患者1人あたり10万円の疑い患者入院受入協力金を支給しました。

補助金交付実績

(単位：千円)

事業名 \ 年度	2	3	4
病床確保支援事業	4,415,609	8,106,836	7,714,110
疑い患者入院受入協力金支給事業	64,400	74,400	21,200
合計	4,480,009	8,181,236	7,735,310

(2) 傷病手当金

【国保年金課】

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、国民健康保険に加入している被用者（給与の支払を受けている方）が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合、または発熱等の症状があり感染が疑われた場合に、療養のため労務に服することができなかった期間に傷病手当金が支給されます。

①対象者

国民健康保険に加入している被用者のうち、令和2年1月1日から令和5年5月7日までの間に、新型コロナウイルス感染症に感染した場合または発熱等の症状があり感染が疑われ、療養のために労務に服することができない方。

②支給対象となる日

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができなかった期間（最長1年6か月）のうち、労務に就くことを予定していた日。

③支給額

(直近の継続した3月間の給与収入の額の合計額÷就労日数) × 2/3 × 支給対象となる日数

傷病手当金

区分 年度	件数(件)	金額(円)
2	11	760,425
3	55	2,593,381
4	280	9,911,001

(3) 新型コロナウイルス感染症の流行下における妊産婦総合対策事業

【地域保健課】

① 不安を抱える妊婦への分娩前PCR検査

令和2年8月から、厚生労働省「新型コロナウイルス感染症の流行下における妊産婦総合対策事業」の一環として、不安を抱える妊婦への分娩前PCR検査を実施しました。

実施件数 (単位：件)

区分 年度	実施件数
2	181 (保健所実施172件+償還払9件)
3	19 (保健所実施11件+償還払8件)
4	11 (保健所実施0件+償還11件)

② 新型コロナウイルスに感染した妊産婦への支援

令和2年8月から、厚生労働省「新型コロナウイルス感染症の流行下における妊産婦総合対策事業」の一環として、新型コロナウイルスに感染した妊産婦への支援を実施しましたが、対象者がいませんでした。

実施件数（単位：件）

年度	区分	件数
2		0
3		0
4		0

(4) 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金（令和3・4年度）

【地域福祉課】

緊急小口資金等の特例貸付を利用できない世帯に対して、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を支給しました。

支給額（月額） 単身世帯 60,000 円、2人世帯 80,000 円、3人以上世帯 100,000 円

支給期間 3 か月間

支給実績

件数（件）	金額（円）
2,656	199,540,000

(5) 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（令和3・4年度）

【地域福祉課】

住民税非課税世帯または家計急変世帯に対し、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を支給しました。

支給額 1世帯あたり 100,000 円

支給実績

対象	区分	件数（件）	金額（円）
住民税均等割非課税世帯		66,507	6,650,800,000
家計急変世帯		786	78,600,000
合計		67,293	6,729,400,000

(6) 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金（令和4年度）

【地域福祉課】

電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、住民税非課税世帯等に対する給付金を支給しました。

支給額 1世帯あたり 50,000円

支給実績

対象	区分	件数（件）	金額（円）
住民税均等割非課税世帯		59,916	2,995,800,000
家計急変世帯		650	32,500,000
合計		60,566	3,028,300,000

(7) 物価高騰対策生活応援事業（令和4年度）

【地域福祉課】

コロナ禍における物価高騰の影響を踏まえ、生活の支援を行うため、住民税非課税世帯等に対し、お米券を配布しました。

支給枚数 1世帯あたり 10枚

支給実績

対象世帯	配布世帯数（世帯）
住民税非課税世帯等	60,411
住民税均等割のみ課税世帯	4,655
子育て世帯	60,856
29歳以下の単身世帯	27,269
合計	153,191

(8) 新型コロナウイルス感染症等の影響に対応する生活困窮者支援活動団体補助金（令和4年度から開始）

【地域福祉課】

新型コロナウイルス感染症及び物価高騰の影響による生活困窮者の増加に対応するため、官民連携によるプラットフォームを設け、生活困窮者支援に取り組む民間団体の活動に要する費用の一部を補助しました。

補助金交付状況

交付団体数	金額（円）
8	1,767,000

(9) 障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業補助金**【障害福祉課】****【療育支援課】**

市内の障害福祉サービス事業所等で必要な障害福祉サービス等を継続するため、新型コロナウイルス感染症による通常のサービス提供時では想定されない経費の補助を行いました。

補助金交付状況

区分		年度	3	4	担当課
障害福祉サービス 事業所等	事業所数（事業所）		28	68	障害福祉課
	金額（円）		15,172,000	16,042,000	
障害児通所支援 事業所等	事業所数（事業所）		7	12	療育支援課
	金額（円）		1,087,000	1,598,000	

(10) 障害福祉サービス事業所等事業費補助金**①障害福祉サービス事業所等****【障害福祉課】**

コロナ禍における物価高騰対策として、食材料費及び燃料費の高騰による影響を受けている障害福祉サービス事業所等に対し、影響額相当分を助成しました。

補助金交付状況（単位：千円）

対象経費	補助金交付額
食材料費	2,233
燃料費	2,144
合計	4,377

②障害児通所支援事業所等**【療育支援課】**

コロナ禍における物価高騰対策として、燃料費の高騰による影響を受けている障害児通所支援事業所等に対し、影響額相当分を助成しました。

補助金交付状況（単位：千円）

対象経費	補助金交付額
燃料費	425
合計	425

(11) 介護サービス事業所等事業費補助金

【高齢者福祉課】

コロナ禍における物価高騰対策として、食材料費及び燃料費の高騰による影響を受けている介護サービス事業所等に対し、影響額相当分を助成しました。

補助金交付状況 (単位：千円)

対象経費	補助金交付額
食材料費	33,007
燃料費	6,913
合計	39,920

(12) 令和3年度子育て世帯臨時特別給付金(繰越分)

【子育て給付課】

新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、子育て世帯に対して、令和3年度に実施した子育て世帯臨時特別給付金の繰越分を支給しました。

対象者 対象児童が令和4年2月生まれまたは3月生まれ等で、令和3年度中に支給を受ける
ことができなかった養育者の方

支給額 対象児童1人あたり100,000円

実績表

年度	対象児童数(人)	支給額(円)
4	247	24,700,000

(13) 令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)

【子育て給付課】

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得のひとり親子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金を支給しました。

対象者 ①：令和4年4月分児童扶養手当受給者の方

②：公的年金等を受給していることにより、令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方※児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る方に限る。

③：令和4年4月分の児童扶養手当は受給していないが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

支給額 対象児童1人あたり50,000円

実績表

対象児童数(人)	支給額(円)
4,114	205,700,000

(14) 令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）

【子育て給付課】

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外）を支給しました。

- 対象者 ① 令和4年4月分の児童手当又は特別児童扶養手当の支給を受けている方であって、令和4年度分の住民税均等割が非課税である方
- ② ①のほか、令和4年4月分から令和5年3月分までのいずれかの月の分の児童手当もしくは特別児童扶養手当受給者又は、令和4年3月31日時点で平成16年4月2日から平成19年4月1日までの間に出生した子の養育者であって、以下のいずれかに該当する方
- ※ 令和4年4月以降令和5年2月末までに生まれる新生児も対象
 - ・ 令和4年度分の住民税均等割が非課税である方
 - ・ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和4年度分の住民税均等割が非課税である方と同様の事情にあると認められる方（家計急変者）
- ※ いずれの場合も、所属庁から児童手当を受給される公務員の方についても、居住地の市町村から受給

支給額 対象児童1人あたり50,000円

実績表

対象児童数（人）	支給額（円）
6,217	310,850,000

(15) 母子生活支援施設運営費補助金

【こども家庭支援課】

母子生活支援施設に対し、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を行うための費用を助成しました。また、母子生活支援施設に従事する者の処遇改善を行うための費用を助成しました。

補助金交付状況

年度	区分	施設数	金額（円）
3		1	781,000
4		1	1,099,000

(16) 安全対策推進事業補助金

【保育入園課】

保育所等におけるマスクや消毒液等の衛生用品や感染防止のための備品の購入等に必要な経費を補助する事業を実施しています。

補助金交付状況 (単位：千円)

対象 \ 年度	2	3	4
保育所	15,080	42,002	43,782
認定こども園	2,234	3,733	3,626
小規模保育事業所	5,899	6,809	6,485
家庭的保育事業	496	626	632
認可外保育施設	8,660	8,081	10,539

(17) 新型コロナウイルス感染拡大防止事業費補助金

【保育入園課】

保育所等におけるマスクや消毒液等の衛生用品や感染防止のための備品の購入等に必要な経費を補助する事業を実施しています。

補助金交付状況 (単位：千円)

対象 \ 年度	2	3	4
延長保育事業		22,486	22,753
一時預かり事業	4,786	9,834	9,861
病児保育事業	1,000	6,309	6,777

(18) 私立保育所等物価高騰対策事業補助金 (令和4年度のみ実施)

【保育入園課】

新型コロナウイルス感染症等の影響により食材料等の価格が高騰している中においても、保護者負担の軽減を図りながら、栄養バランスや量を保った給食を実施していくために必要な経費（食材料費等）を補助する事業を実施しました。

補助金交付状況 (単位：千円)

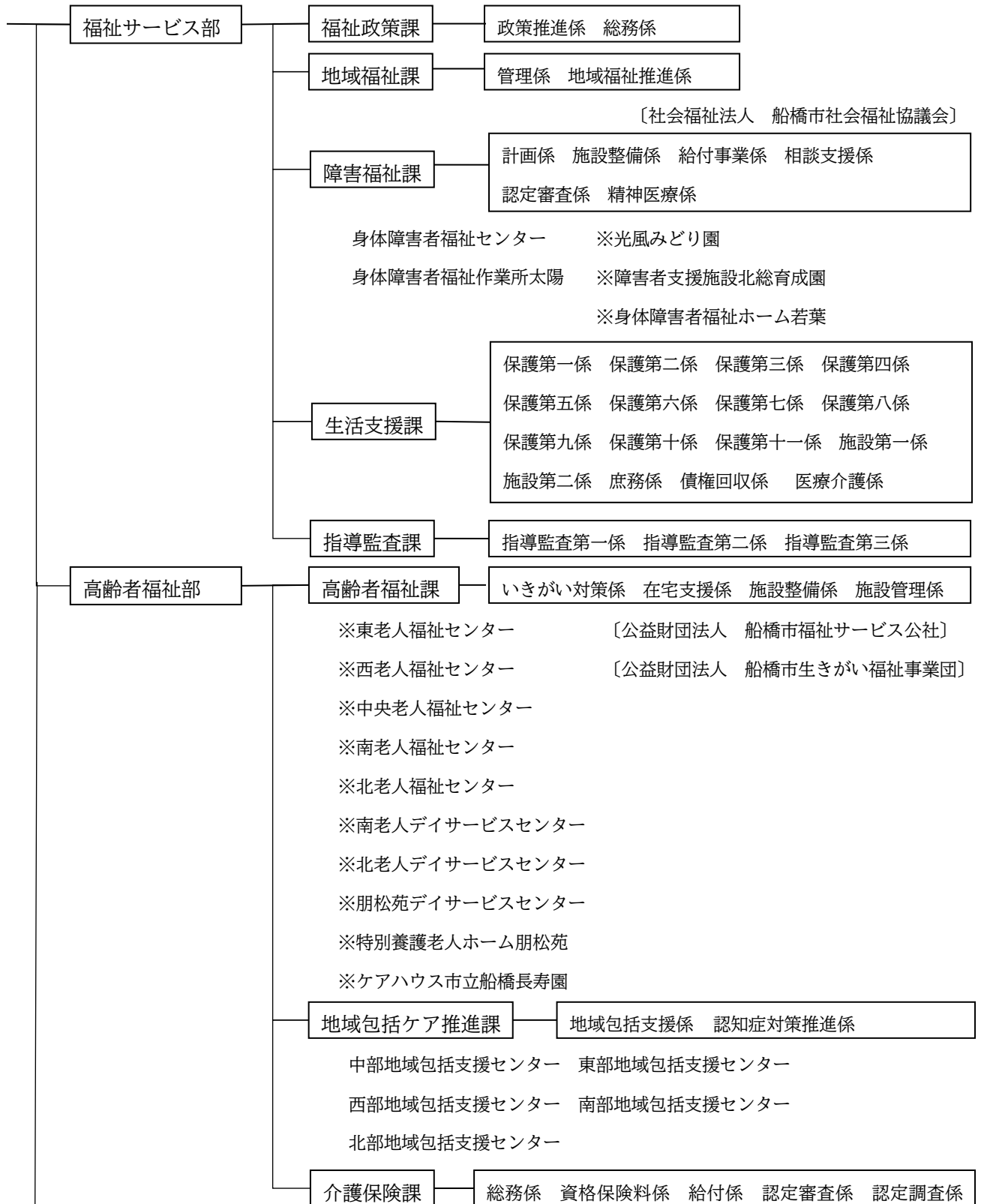
対象 \ 年度	4
保育所	23,490
認定こども園	2,117
幼稚園	0
小規模保育事業所	1,127
家庭的保育事業	6
認可外保育施設	1,200
一時預かり事業	31

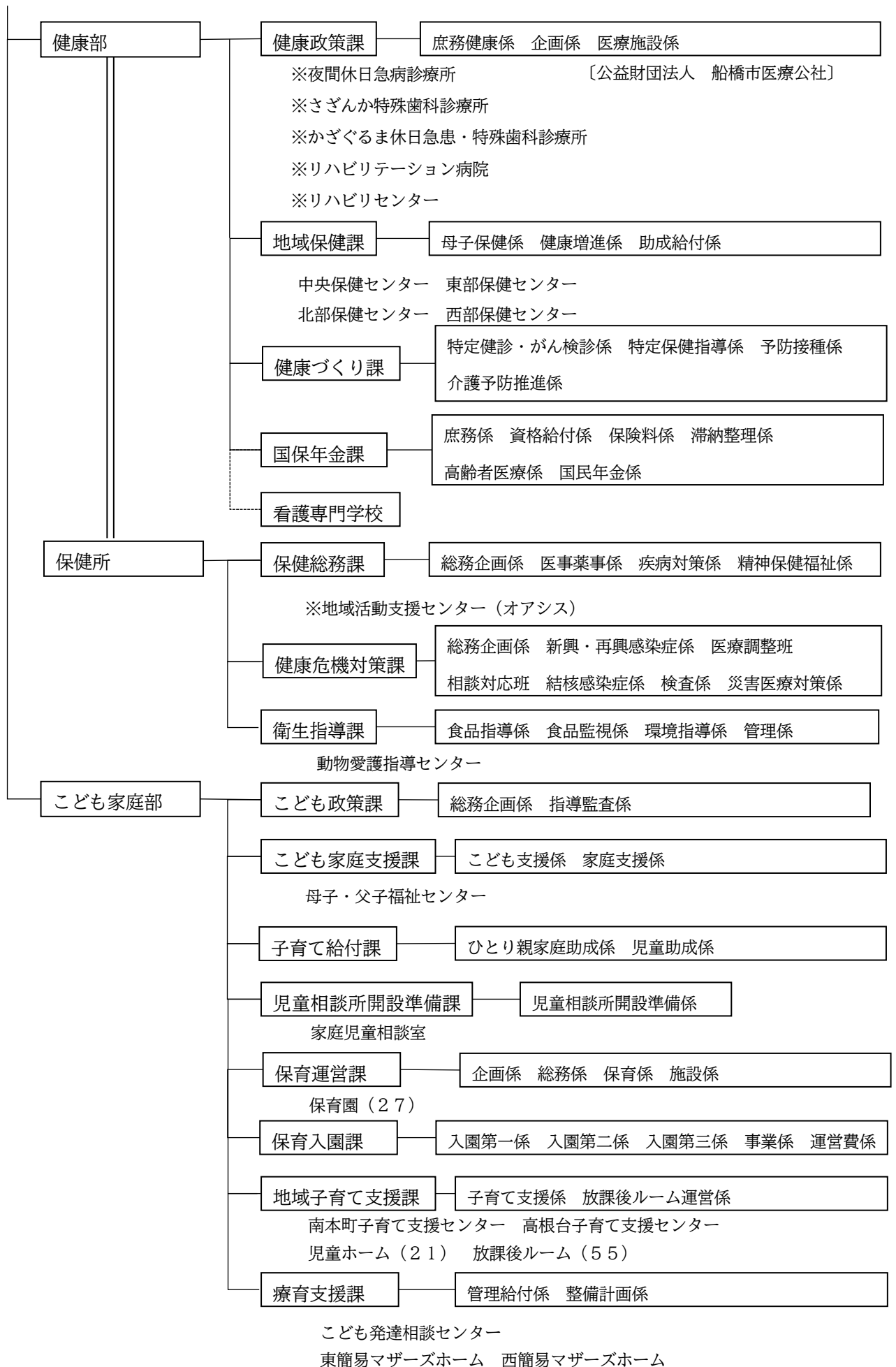
資 料 編

健康福祉局組織図

令和5年4月1日現在

健康福祉局





病院局組織図



福祉サービス部各課の分掌事務

福祉政策課

- (1) 地域福祉の推進についての企画立案に関すること。
- (2) 地域福祉計画に関すること。
- (3) 重層的支援体制の整備に関すること。
- (4) 孤独・孤立対策に関すること。
- (5) 社会福祉審議会に関すること。
- (6) 社会福祉法第 21 条に規定する訓練に関すること。
- (7) 福祉ガイドコーナーに係る出張所及び関係各課との連絡調整に関すること。
- (8) 保健、医療及び福祉の連携に関する施策の調査、研究及び企画に関すること。
- (9) 健康福祉局（以下この項において「局」という。）内事務データの集積及び分析に関すること。
- (10) 局の所管する事務事業の進行管理に関すること。
- (11) 局内の所掌事務に係る連絡調整に関すること。
- (12) 局内他の部及び部内他の課の所管に属しない事項に関すること。
- (13) 局及び部の庶務に関すること。

地域福祉課

- (1) 地域福祉の推進に関すること。
- (2) 民生委員及び児童委員に関すること。
- (3) 主任児童委員に関すること。
- (4) 民生委員推薦会に関すること。
- (5) 社会福祉協議会に関すること。
- (6) 引揚者及び帰還業務に関すること。
- (7) 戦傷病者、戦没者遺家族等の弔慰金に関すること。
- (8) 戦没者の慰霊及び遺家族の援護に関すること。
- (9) 中国残留邦人等の支援（他の課の所管に属するものを除く。）に関すること。
- (10) 行旅病人及び行旅死亡人に関すること。
- (11) り災者応急救助に関すること。
- (12) 災害見舞金及び災害弔慰金に関すること。
- (13) 住宅等災害復旧資金の利子補給に関すること。
- (14) 保健と福祉の総合相談に関すること。
- (15) 多機関協働事業に関すること。
- (16) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業に関すること。
- (17) 参加支援事業に関すること。
- (18) 生活困窮者自立支援法（他の課の所管に属するものを除く。）に関すること。
- (19) ホームレス対策に関すること。
- (20) 福祉有償運送運営協議会に関すること。

障害福祉課

- (1) 障害者及び障害児（他の課の所管に属するものを除く。以下「障害者等」という。）の福祉施策の調査研究及び調整に関すること。
- (2) 障害者等の福祉に係る計画に関すること。
- (3) 身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳に関すること。
- (4) 介護給付費及び訓練等給付費に関すること。
- (5) 障害者介護給付費等認定審査会に関すること。
- (6) 身体障害者福祉センターに関すること。
- (7) 身体障害者福祉作業所太陽に関すること。
- (8) 光風みどり園に関すること。
- (9) 北総育成園に関すること。

- (10) 身体障害者福祉ホーム若葉に関する事。
- (11) 障害者等福祉団体の活動支援に関する事。
- (12) 心身障害者福祉タクシーに関する事。
- (13) 障害者等に対する手当の支給に関する事。
- (14) 心身障害者住宅整備資金の貸付け及び重度障害者住宅改造費の助成に関する事。
- (15) 自立支援医療費の支給（更生医療及び精神通院医療に係るものに限る。）に関する事。
- (16) 障害者等の医療費の助成（他の課の所管に属するものを除く。）に関する事。
- (17) 地域生活支援事業に関する事。
- (18) 障害者施設等への整備及び運営の助成に関する事。
- (19) 社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会に関する事。
- (20) 障害者の虐待防止に関する事。
- (21) その他障害者等の福祉に関する事。

生活支援課

- (1) 生活保護法に基づく保護の決定、開始、変更及び通知に関する事。
- (2) 生活保護法に基づく保護の停止、廃止及び通知に関する事。
- (3) 生活保護法に基づく指導又は指示に関する事。
- (4) 生活保護法に基づく相談及び助言に関する事。
- (5) 生活保護法に基づく報告、調査又は検診並びに申請の却下に関する事。
- (6) 生活保護法に基づく保護の方法に関する事。
- (7) 生活保護法に基づく届出の受理に関する事。
- (8) 生活保護法に基づく就労自立給付金の支給に関する事。
- (9) 生活保護法に基づく進学準備給付金の支給に関する事。
- (10) 生活保護法に基づく被保護者が返還する額の決定に関する事。
- (11) 生活保護法に基づく遺留金品の処分に関する事。
- (12) 生活保護法に基づく申立に関する事。
- (13) 生活保護法に基づく費用等徴収金の徴収に関する事。
- (14) 生活保護法に基づく保護金品返還の免除に関する事。
- (15) 生活保護法に基づく後見人選任の請求に関する事。
- (16) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付のうち給付金に関する事。
- (17) 被生活保護者に係る法外援護に関する事。
- (18) 生活保護法に基づく社会福祉法人等による保護施設の設置、変更、廃止及び休止の認可及び指導等に関する事。
- (19) 生活保護法に基づく指定医療機関、指定介護機関及び助産機関等の指定、指定の取消し、指導及び検査等に関する事。

指導監査課

- (1) 社会福祉法人の設立等の認可等及び指導監査に関する事。
- (2) 社会福祉連携推進法人の認定等及び指導監査に関する事。
- (3) 社会福祉施設の認可等及び指導監査(他の課の所管に属するものを除く。)に関する事。
- (4) 老人福祉法等に基づく届出及び指導等に関する事。
- (5) 介護保険サービス事業者等の指定等及び指導監査に関する事。
- (6) 指定障害福祉サービス事業者等（指定障害児通所支援事業者等を含む。）の指定等及び指導監査に関する事。
- (7) 障害福祉サービス事業等（障害児通所支援事業等を含む。）の届出等に関する事。
- (8) 地域生活支援事業所、地域活動支援センター及び心身障害者福祉作業所の登録及び指導等に関する事。
- (9) 生活困窮者のために無料又は低額で行う事業の届出及び指導等に関する事。

高齢者福祉部各課の分掌事務

高齢者福祉課

- (1) 老人クラブの支援に関する事。
- (2) 敬老事業に関する事。
- (3) 高齢者の生きがい対策事業に関する事。
- (4) ゲートボール場の管理及び運営に関する事。
- (5) 老人憩の家の管理及び運営に関する事。
- (6) 養護老人ホームへの入所措置に関する事。
- (7) 日常生活用具の給付等に関する事。
- (8) 高齢者住宅整備資金の貸付け及び高齢者住宅改造費の助成に関する事。
- (9) 外国人等高齢者福祉給付金の支給に関する事。
- (10) ひとり暮らし高齢者等についての在宅福祉事業に関する事。
- (11) 高齢者福祉タクシーに関する事。
- (12) 老人福祉法第10条の4第1項及び第11条第1項第2号に規定するやむを得ない事由による措置に関する事。
- (13) 在宅高齢者の家族介護者支援事業に関する事。
- (14) 訪問理美容事業に関する事。
- (15) はり、きゅう、マッサージ等費用の助成に関する事。
- (16) ファミリー・サポート・センター事業（介護）に関する事。
- (17) 高齢者福祉施設整備及び運営の助成に関する事。
- (18) ケアハウス市立船橋長寿園に関する事。
- (19) 福祉サービス公社に関する事。
- (20) 生きがい福祉事業団に関する事。
- (21) 老人福祉センターに関する事。
- (22) 市立老人デイサービスセンターに関する事。
- (23) 特別養護老人ホーム朋松苑に関する事。
- (24) 四市複合事務組合（特別養護老人ホーム三山園）に関する事。
- (25) 福祉会館及びケア・リハビリセンターに関する事。
- (26) 障害者控除対象者の認定に関する事。
- (27) 部内他の課の所管に属しない事項に関する事。
- (28) 部の庶務に関する事。

地域包括ケア推進課

- (1) 地域包括ケアシステムの構築に関する事。
- (2) 地域包括ケアシステム推進本部に関する事。
- (3) 船橋在宅医療ひまわりネットワークに関する事。
- (4) 船橋市在宅医療支援拠点に関する事。
- (5) 介護人材バンク事業に関する事。
- (6) 地域包括支援センター及び在宅介護支援センターに関する事。
- (7) 介護予防事業のケアマネジメントに関する事。
- (8) 指定介護予防支援事業所の管理運営に関する事。
- (9) 高齢者の虐待防止に関する事。
- (10) 成年後見制度利用促進基本計画に関する事。
- (11) 認知症施策の推進（他の課の所管に属するものを除く。）に関する事。
- (12) その他医療・介護連携（他の課の所管に属するものを除く。）に関する事。

介護保険課

- (1) 介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画に関する事。
- (2) 介護保険事業の普及に関する事。
- (3) 介護保険の証明に関する事。
- (4) 介護保険事業運営協議会に関する事。
- (5) 被保険者の資格の取得及び喪失に関する事。

- (6) 介護給付に関する事。
- (7) 予防給付に関する事。
- (8) 市町村特別給付に関する事。
- (9) 介護保険一部負担金に関する事。
- (10) 介護認定審査会に関する事。
- (11) 要介護又は要支援の認定に関する事。
- (12) 介護保険料の賦課、収納及び督促に関する事。
- (13) 介護保険料の減免及び徴収猶予に関する事。
- (14) 介護保険料の調査及び統計に関する事。
- (15) 介護保険料の滞納整理に関する事。
- (16) その他介護保険に関する事。

健康部各課の分掌事務

健康政策課

- (1) 健康施策に関する調査、研究及び企画に関すること。
- (2) 保健・医療・福祉問題懇談会に関すること。
- (3) ふなばし健やかプラン21の推進に関すること。
- (4) 献血事業及び献血推進協議会に関すること。
- (5) 看護師の確保に関すること。
- (6) 看護師等養成修学資金の貸付けに関すること。
- (7) 健康医療電話相談事業に関すること。
- (8) 夜間休日急病診療所に関すること。
- (9) かぎぐるま休日急患・特殊歯科診療所に関すること。
- (10) さざんか特殊歯科診療所に関すること。
- (11) リハビリテーション病院に関すること。
- (12) リハビリセンターに関すること。
- (13) 医療公社に関すること。
- (14) 医師会、歯科医師会及び薬剤師会との連絡調整に関すること。
- (15) 保健所との連絡調整に関すること。
- (16) 病院局との連絡調整に関すること。
- (17) 看護専門学校との連絡調整に関すること。
- (18) 保健福祉センターの管理に関すること。
- (19) 部内他の課の所管に属しない事項に関すること。
- (20) 部の庶務に関すること。

地域保健課

- (1) 健康増進法に基づく健康増進事業（他の課の所管に属するものを除く。）に関すること。
- (2) 母子保健法に基づく母子保健に関する事業に関すること。
- (3) 母子健康手帳に関すること。
- (4) 子育て世代包括支援センター事業に関すること。
- (5) 乳児家庭全戸訪問事業に関すること。
- (6) 不妊治療費等助成事業に関すること。
- (7) 養育医療、療育医療及び自立支援医療（育成医療に限る。）に関すること。
- (8) 栄養保健指導に関すること。
- (9) 食育推進事業に関すること。
- (10) 食生活改善推進事業に関すること。
- (11) 歯科保健事業に関すること。
- (12) 保健センターに関すること。
- (13) 地域保健及び職域保健の連携推進に関すること。
- (14) 健康部の学習実習指導受入れに関すること。

健康づくり課

- (1) 特定健康診査及び特定保健指導に関すること。
- (2) 国民健康保険に係る保健事業（他の課の所管に属するものを除く。）に関すること。
- (3) 健康増進法に基づく健康診査事業等（他の課の所管に属するものを除く。）に関すること。
- (4) 各種がん検診に関すること。
- (5) 各種検診結果の処理に関すること。
- (6) 予防接種に関すること。
- (7) 予防接種委員会に関すること。
- (8) 千葉県市町村総合事務組合に関すること（住民の予防接種事故の救済措置に関することに限る。）。
- (9) 介護予防事業（他の課の所管に属するものを除く。）に関すること。
- (10) ふなばしシルバーリハビリ体操に関すること。
- (11) 後期高齢者医療の被保険者に対する保健事業の受託に関すること。

国保年金課

- (1) 国民健康保険事業の企画及び運営に関すること。
- (2) 国民健康保険の証明に関すること。
- (3) 国民健康保険運営協議会に関すること。
- (4) 被保険者の資格の取得及び喪失に関すること。
- (5) 保険給付に関すること。
- (6) 高額療養費貸付基金に関すること。
- (7) 国民健康保険料の賦課、収納及び督促に関すること。
- (8) 国民健康保険料の減免及び徴収猶予に関すること。
- (9) 国民健康保険料の調査及び統計に関すること。
- (10) 国民健康保険料の滞納整理に関すること。
- (11) 国民健康保険料の徴収嘱託及び受託に関すること。
- (12) 国民健康保険事業費納付金に関すること。
- (13) 保健事業に関すること。
- (14) 診療報酬の審査及び支払に関すること。
- (15) 千葉県後期高齢者医療広域連合に関すること。
- (16) 後期高齢者医療に関すること。
- (17) 国民年金の調査及び統計に関すること。
- (18) 老齢福祉年金に関すること。
- (19) 基礎年金番号通知書に関すること。
- (20) 国民年金給付裁定に関すること。
- (21) 拠出年金に関すること。
- (22) 国民年金保険料の免除に関すること。

看護専門学校

- (1) 看護師の養成並びに教育課程の企画及び実施に関すること。
- (2) 学生の学習指導、健康管理、生活指導等に関すること。
- (3) 学生の募集に関すること。
- (4) 学生の入学、休学、退学及び卒業に関すること。
- (5) 校舎等の管理に関すること。

保健所各課の分掌事務

保健総務課

- (1) 地域保健思想の普及及び向上に関する事。
- (2) 地域保健に係る企画調整に関する事。
- (3) 地域保健に係る調査及び研究に関する事。
- (4) 地域保健に係る統計情報の提供に関する事。
- (5) 地域保健関係職員の育成に関する事。
- (6) 保健所の学生実習指導の受入れに関する事。
- (7) 地域保健推進協議会に関する事。
- (8) 医薬品その他防疫資料に関する事。
- (9) 保健師、助産師、看護師等の身分に関する事。
- (10) 医療法、医師法、歯科医師法及び歯科衛生士法に関する事。
- (11) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律及び柔道整復師法に関する事。
- (12) 死体解剖保存法に関する事。
- (13) 診療放射線技師法、歯科技工士法、臨床検査技師等に関する法律、理学療法士及び作業療法士法及び視能訓練士法に関する事。
- (14) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、毒物及び劇物取締法、覚醒剤取締法及び薬剤師法に関する事。
- (15) 栄養指導に関する事。
- (16) 調理師免許に関する事。
- (17) 栄養士の身分に関する事。
- (18) 食品の表示（保健事項に限る。）に関する事。
- (19) 母体保護法第15条に関する事。
- (20) 移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律に関する事。
- (21) 難病の患者に対する医療等に関する法律に関する事。
- (22) 難病患者への援助金に関する事。
- (23) 小児慢性特定疾病に関する事。
- (24) 肝炎治療に対する医療費助成事業に関する事。
- (25) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に関する事。
- (26) 原爆被爆者見舞金に関する事。
- (27) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に関する事（精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事を除く。）。
- (28) 精神障害者社会復帰事業に関する事。
- (29) 地域活動支援センターに関する事。
- (30) 保健所内他の課の所管に属しない事項に関する事。
- (31) 保健所の庶務に関する事。

健康危機対策課

- (1) 健康危機管理の統括に関する事。
- (2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に関する事。
- (3) 細菌検査及びウイルス検査に関する事。
- (4) 臨床検査に関する事。
- (5) 食品衛生検査に関する事。
- (6) 環境衛生検査に関する事。
- (7) 災害時支援対策に関する事。

衛生指導課

- (1) 食品衛生法に関する事。
- (2) 食品表示法（他の課の所管に属するものを除く。）に関する事。
- (3) 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律に関する事。
- (4) 狂犬病予防法に関する事。
- (5) 動物の愛護及び管理に関する法律に関する事。

- (6) 動物愛護指導センターに関すること。
- (7) 遊泳用プールの衛生に関すること。
- (8) 飲用井戸等の相談及び指導に関すること。
- (9) 理容師法、興行場法、旅館業法、公衆浴場法、クリーニング業法及び美容師法に関すること。
- (10) 温泉法に関すること。
- (11) 化製場等に関する法律に関すること。
- (12) 水道法に関すること。
- (13) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律に関すること。
- (14) 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に関すること。
- (15) 公衆浴場への助成及び指導に関すること。
- (16) そ族昆虫の駆除及び相談に関すること。
- (17) 水害時の消毒に関すること。

こども家庭部各課の分掌事務

こども政策課

- (1) 子育て支援施策の総合調整に関すること。
- (2) 子ども・子育て支援事業計画に関すること。
- (3) 子ども・子育て会議に関すること。
- (4) 社会福祉審議会児童福祉専門分科会に関すること。
- (5) 認定こども園、保育所、母子生活支援施設、助産施設及び家庭的保育事業等に対する指導監査（認可基準に係るものに限る。）に関すること。
- (6) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の指導監査に関すること。
- (7) 認可外保育施設の指導監督に関すること。
- (8) 少子化対策に関すること。
- (9) 部内他の課の所管に属しない事項に関すること。
- (10) 部の庶務に関すること。

こども家庭支援課

- (1) こども及び家庭等の相談及び支援に関すること。
- (2) 子供の貧困対策の企画、調整及び推進に関すること。
- (3) 助産の実施及び母子保護の実施に関すること。
- (4) 母子・父子福祉センターに関すること。
- (5) 母子生活支援施設及び助産施設に関すること。
- (6) 母子等ホームヘルパー派遣に関すること。
- (7) 母子父子寡婦福祉資金貸付金に関すること。
- (8) 女性に対する配偶者暴力等の相談に関すること。
- (9) 配偶者暴力相談支援センターに関すること。
- (10) 婦人相談員に関すること。

子育て給付課

- (1) 児童手当に関すること。
- (2) 子ども医療費の助成に関すること。
- (3) 児童扶養手当及び遺児手当に関すること。
- (4) ひとり親家庭等に対する医療費の助成に関すること。
- (5) 母子家庭、父子家庭等児童入学等祝金に関すること。
- (6) 小学校及び中学校入学援助金に関すること。
- (7) 施設入所児措置費扶助に関すること。

児童相談所開設準備課

- (1) 児童相談所の整備に関すること。
- (2) 要保護児童等対策に関すること。
- (3) 家庭児童相談室に関すること。

保育運営課

- (1) 保育行政（他の課の所管に属するものを除く。）の企画立案に関すること。
- (2) 待機児童対策の企画、調整及び推進に関すること。
- (3) 認定こども園、保育所及び小規模保育事業の整備に関すること。
- (4) 幼保連携型認定こども園、保育所及び家庭的保育事業等の認可等に関すること。
- (5) 幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定等に関すること。
- (6) 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業及び特定子ども・子育て支援施設等（他の課の所管に属するものを除く。）の確認等に関すること。
- (7) 認可外保育施設（他の課の所管に属するものを除く。）に関すること。
- (8) 公立保育所等の維持管理に関すること。
- (9) 保育に係る助言及び指導に関すること。

- (10) 家庭的保育事業に係る研修及び助言等に関する事。
- (11) 公立保育所等の大規模修繕に関する事。

保育入園課

- (1) 保育行政（次号から第13号までに掲げる事務に限る。）の企画立案に関する事。
- (2) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定（他の課の所管に属するものを除く。）に関する事。
- (3) 保育に係る利用調整に関する事。
- (4) 特定教育・保育施設等への給付及び補助に関する事。
- (5) 施設等利用費の支給（他の課の所管に属するものを除く。）に関する事。
- (6) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に係る利用者負担に関する事。
- (7) 休日保育に関する事。
- (8) 一時預かり事業に関する事。
- (9) 病児保育事業に関する事。
- (10) 認可外保育施設に係る補助に関する事。
- (11) 認証保育所事業（他の課の所管に属することを除く。）に関する事。
- (12) 保育士の確保に関する事。
- (13) 保育士養成修学資金の貸付けに関する事。

地域子育て支援課

- (1) 地域子育て支援に関する事。
- (2) 子育て支援センターに関する事。
- (3) ファミリー・サポート・センター事業（育児）に関する事。
- (4) 児童ホームに関する事。
- (5) 児童健全育成に関する事。
- (6) 放課後ルームに関する事。
- (7) 放課後児童健全育成事業に関する事。

療育支援課

- (1) 療育施策の企画、調査研究及び調整に関する事。
- (2) 障害児福祉計画に関する事。
- (3) こども発達相談センターに関する事。
- (4) 簡易マザーズホームに関する事。
- (5) 親子教室に関する事。
- (6) 障害児通所給付費等に関する事。
- (7) 障害児施設の利用契約及び請求事務に関する事。
- (8) 障害児施設利用費用の助成に関する事。
- (9) 障害児施設への整備及び運営の助成に関する事。
- (10) その他障害児の療育及び福祉（他の課の所管に属するものを除く。）に関する事。

病院局分掌事務

経営企画室

- (1) 病院事業の総合的な企画及び経営に関すること。
- (2) 病院事業の運営に係る総合調整及び調査研究に関すること。
- (3) 病院局及び経営企画室の庶務に関すること。
- (4) その他病院事業の運営の総括に関すること。

新病院建設室

- (1) 病院の建替えに関すること。

医療センター

診療局

- (1) 患者の診療及びその記録に関すること。
- (2) 臨床的研究に関すること。
- (3) 保健指導及び相談に関すること。
- (4) 診断書及び療養証明書に関すること。
- (5) 放射線による治療及び諸検査に関すること。
- (6) リハビリテーションに関すること。
- (7) 生化学、細菌、病理、生理その他の臨床検査及び採血に関すること。
- (8) 消化器系の各種内視鏡検査に関すること。
- (9) 臨床研修医制度に関すること。
- (10) 治験に関すること。
- (11) 患者等の給食に関すること。
- (12) 栄養指導及び相談に関すること。
- (13) 医療機械、検査機械及び器具の整理に関すること。
- (14) 診療室、手術室、放射線室、機能回復訓練室、検査室、内視鏡室、集中治療室、化学療法室及び栄養相談室の管理に関すること。
- (15) 物品の管理に関すること。
- (16) その他医療に関すること。

診療局・救命救急センター

- (1) 救急患者及び重篤救急患者の診療に関すること。
- (2) 救急患者及び重篤救急患者の入退院に関すること。
- (3) 救急医療に係る医学研究に関すること。
- (4) 高規格救急車による救急医療に関すること。
- (5) 救命救急センターの管理に関すること。
- (6) その他救急医療に関すること。

看護局

- (1) 患者の看護及び診療補助に関すること。
- (2) 看護師の勤務指導に関すること。
- (3) 看護師の教養研修に関すること。
- (4) 病棟及び中央材料室の管理に関すること。
- (5) 物品の管理に関すること。
- (6) その他看護に関すること。

薬剤局

- (1) 調剤及び製剤に関すること。
- (2) 薬品の検査及び管理に関すること。
- (3) 薬事の統計に関すること。
- (4) 物品の管理に関すること。
- (5) その他薬事に関すること。

事務局・総務課

- (1) 医療センターの事業に係る企画及び調整に関すること。
- (2) 職員の人事、労務管理、給与、福利厚生及び研修に関すること。
- (3) 医療センターの組織及び定数に関すること。
- (4) 文書の収発、審査及び保存に関すること。
- (5) 公印の管理に関すること。
- (6) 各種調査、統計及び許認可申請に関すること。
- (7) 病院関係機関及び諸団体との連絡調整に関すること。
- (8) 予算及び決算に関すること。
- (9) 資金の管理及び運用に関すること。
- (10) 現金及び有価証券の出納保管に関すること。
- (11) 出納等取扱金融機関に関すること。
- (12) 支払事務に関すること。
- (13) 財産の取得及び処分に関すること。
- (14) 物品の購入、検収及び出納に関すること。
- (15) 契約事務に関すること。
- (16) 医療センター及び附属施設の整備及び維持管理に関すること。
- (17) 医療センター内の取締りに関すること。
- (18) 共用図書に関すること。
- (19) 車両の管理に関すること。
- (20) 医療センター及び課の庶務に関すること。

事務局・医事課

- (1) 外来患者の診療受付に関すること。
- (2) 診療費等の請求に関すること。
- (3) 診療録の送達、整理及び保管に関すること。
- (4) 診断書及び療養証明に関すること。
- (5) 患者の入退院事務に関すること。
- (6) 各種診療報酬の請求に関すること。
- (7) 医事に関する統計及び各種報告に関すること。
- (8) 課の庶務に関すること。

患者支援センター

- (1) 地域医療の連携に関すること。
- (2) 医療福祉業務に関すること。
- (3) がん相談支援に関すること。
- (4) その他患者等の相談に関すること。
- (5) 入院支援等に関すること。
- (6) クリニカルパスの推進に関すること。

医療安全管理室

- (1) 医療センター内の医療事故に係る問題点の把握及び解決に関すること。
- (2) 医療安全対策の立案及び実施に関すること。
- (3) 関係部署等との連携及び協力に関すること。
- (4) 各部署のセイフティマネジャーの指名に関すること。
- (5) 医療安全対策の実施結果の評価に関すること。
- (6) 医療安全環境の整備に関すること。
- (7) 患者及びその家族と医療従事者との相互信頼及び協力関係の確立に関すること。
- (8) その他医療安全管理に関すること。

感染制御室

- (1) 感染予防に関すること。
- (2) 感染発生時の対応に関すること。

- (3) 感染対策に係る研修、啓発、広報等に関すること。
- (4) その他院内感染に関する各種調査統計等に関すること。

臨床研修センター

- (1) 臨床研修医制度に関すること。
- (2) 看護師の教養研修に関すること。

緩和ケアセンター

- (1) 専門的緩和ケアの提供に関すること。
- (2) 緩和ケアに係る研修会等の開催に関すること。
- (3) その他緩和ケアに関すること。

情報管理室

- (1) 医療センターの情報システム全般の整備計画に関すること。
- (2) 医療情報システムの構築及び調整に関すること。
- (3) 医療情報システムの運用及び管理に関すること。
- (4) 医療情報システムに係るデータの保護及び管理に関すること。

令和5年度一般会計予算の構成割合（当初予算）

(1) 歳 入

(単位：千円、%)

区 分	令和5年度		令和4年度		比 較	
	予算額	構成比	予算額	構成比	増減額	伸び率
10 市税	106,894,300	47.8	102,515,300	44.5	4,379,000	4.3
15 地方譲与税	927,100	0.4	942,100	0.4	△15,000	△1.6
20 利子割交付金	47,100	0.0	57,100	0.0	△10,000	△17.5
21 配当割交付金	726,800	0.3	765,900	0.3	△39,100	△5.1
23 株式等譲渡所得割交付金	620,600	0.3	631,700	0.3	△11,100	△1.8
24 地方消費税交付金	15,836,700	7.1	14,432,400	6.3	1,404,300	9.7
25 コール場利用税交付金	3,400	0.0	3,400	0.0	0	0.0
26 法人事業税交付金	1,144,800	0.5	1,016,600	0.4	128,200	12.6
30 自動車取得税交付金	100	0.0	100	0.0	0	0.0
31 環境性能割交付金	156,300	0.1	180,600	0.1	△24,300	△13.5
35 国有提供施設等 所在市助成交付金	200,000	0.1	200,000	0.1	0	0.0
37 地方特例交付金	759,500	0.3	685,300	0.3	74,200	10.8
40 地方交付税	5,308,900	2.4	5,660,800	2.4	△351,900	△6.2
45 交通安全対策特別交付金	63,800	0.0	66,700	0.0	△2,900	△4.3
50 分担金及び負担金	1,520,800	0.7	1,401,100	0.6	119,700	8.5
55 使用料及び手数料	4,693,600	2.1	4,647,100	2.0	46,500	1.0
60 国庫支出金	42,797,900	19.1	43,827,100	19.0	△1,029,200	△2.3
65 県支出金	16,293,700	7.3	23,196,200	10.1	△6,902,500	△29.8
70 財産収入	456,500	0.2	4,514,800	2.0	△4,058,300	△89.9
75 寄附金	1,349,000	0.6	1,536,700	0.7	△187,700	△12.2
80 繰入金	4,865,800	2.2	2,851,300	1.2	2,014,500	70.7
85 繰越金	300,000	0.1	300,000	0.1	0	0.0
90 諸収入	9,204,800	4.1	9,348,200	4.1	△143,400	△1.5
95 市債	9,728,500	4.3	11,659,500	5.1	△1,931,000	△16.6
合 計	223,900,000	100.0	230,440,000	100.0	△6,540,000	△2.8

(2) 歳 出 目的別

(単位：千円、%)

区 分	令和5年度		令和4年度		比 較	
	予算額	構成比	予算額	構成比	増減額	伸び率
10 議会費	984,500	0.5	971,000	0.4	13,500	1.4
15 総務費	15,540,700	7.0	19,813,200	8.6	△4,272,500	△21.6
20 民生費	103,707,800	46.3	100,557,400	43.6	3,150,400	3.1
25 衛生費	23,938,500	10.7	31,532,800	13.7	△7,594,300	△24.1
30 労働費	186,400	0.1	262,800	0.1	△76,400	△29.1
35 農林水産業費	495,800	0.2	640,300	0.3	△144,500	△22.6
40 商工費	4,326,600	1.9	4,251,900	1.8	74,700	1.8
45 土木費	22,847,700	10.2	21,116,000	9.2	1,731,700	8.2
50 消防費	7,471,000	3.3	6,633,500	2.9	837,500	12.6
55 教育費	25,922,200	11.6	24,574,900	10.7	1,347,300	5.5
65 公債費	18,178,800	8.1	19,786,200	8.6	△1,607,400	△8.1
75 予備費	300,000	0.1	300,000	0.1	0	0.0
合 計	223,900,000	100.0	230,440,000	100.0	△6,540,000	△2.8

健康福祉局各課別当初予算

福祉サービス部

(単位：千円)

課名	科目	5年度
福祉政策課	社会福祉総務費	8,594
	計	8,594
地域福祉課	社会福祉総務費	507,342
	老人福祉費	61,157
	災害救助費	11,490
	計	579,989
障害福祉課	社会福祉総務費	593
	障害者福祉費	13,738,682
	障害者福祉施設費	236,990
	児童措置費	421,936
	計	14,398,201
生活支援課	社会福祉総務費	39,276
	生活保護総務費	87,980
	扶助費	16,657,420
	計	16,784,676
指導監査課	社会福祉総務費	11,227
	計	11,227

高齢者福祉部

(単位：千円)

課名	科目	5年度
高齢者福祉課	社会福祉総務費	101,285
	老人福祉費	1,158,106
	老人福祉施設費	762,667
	計	2,022,058
地域包括ケア推進課	社会福祉総務費	10,585
	老人福祉費	494,719
	計	505,304
介護保険課	社会福祉総務費	7,363,120
	老人福祉費	57,255
	計	7,420,375

健 康 部

(単位：千円)

課 名	科 目	5 年 度
健康政策課	老人福祉施設費	19,109
	保健衛生総務費	2,425,588
	予防費	4,660
	保健活動費	27,559
	保健施設費	534,954
	計	3,011,870
地域保健課	保健衛生総務費	1,178,358
	保健活動費	64,361
	保健施設費	89,491
	計	1,332,210
健康づくり課	保健衛生総務費	69,727
	予防費	4,995,371
	保健活動費	1,187,012
	老人福祉費	464,613
	計	6,716,723
国保年金課	社会福祉総務費	5,373,000
	老人福祉費	7,025,100
	国民年金費	1,150
	計	12,399,250
看護専門学校	看護専門学校費	62,700
	計	62,700

保 健 所

(単位：千円)

課 名	科 目	5 年 度
保健総務課	社会福祉総務費	1,259
	障害者福祉費	194,008
	保健衛生総務費	178,189
	予防費	3,193
	保健施設費	32,785
	保健所費	9,897
	計	419,331
健康危機対策課	予防費	2,759,576
	保健活動費	1,798
	保健所費	17,720
	計	2,779,094
衛生指導課	予防費	3,320
	環境衛生費	43,082
	保健所費	12,404
	計	58,806

こども家庭部

(単位：千円)

課名	科目	5年度
こども政策課	社会福祉総務費	517
	児童福祉総務費	10,770
	計	11,287
こども家庭支援課	社会福祉総務費	441
	児童福祉総務費	78,855
	母子福祉費	103,242
	計	182,538
子育て給付課	児童福祉総務費	167
	児童措置費	12,571,266
	母子福祉費	184,678
	計	12,756,111
児童相談所開設準備課	児童福祉総務費	9,649
	児童福祉施設費	59,301
	計	68,950
保育運営課	児童福祉総務費	62,886
	保育所費	1,153,152
	計	1,216,038
保育入園課	児童福祉総務費	4,499,118
	保育所費	14,711,025
	計	19,210,143
地域子育て支援課	児童福祉総務費	25,078
	児童福祉施設費	524,459
	計	549,537
療育支援課	児童福祉総務費	88,458
	児童措置費	3,173,148
	児童福祉施設費	104,516
	計	3,366,122

特別会計当初予算

国民健康保険事業特別会計当初予算（歳入）

（単位：千円）

科 目	5 年 度
10 国民健康保険料	10,825,000
15 国庫支出金	19,700
25 県支出金	35,401,000
33 財産収入	100
35 繰入金	5,513,800
40 繰越金	100
45 諸収入	154,300
計	51,914,000

国民健康保険事業特別会計当初予算（歳出）

（単位：千円）

科 目	5 年 度
10 総務費	866,900
15 保険給付費	34,844,000
21 国民健康保険事業費納付金	15,525,700
25 共同事業拠出金	100
30 保健事業費	489,600
35 諸支出金	87,700
40 予備費	100,000
計	51,914,000

後期高齢者医療事業特別会計当初予算（歳入）

（単位：千円）

科 目	5 年 度
10 後期高齢者医療保険料	7,700,800
15 使用料及び手数料	100
20 繰入金	1,410,500
25 繰越金	100
30 諸収入	36,500
計	9,148,000

後期高齢者医療事業特別会計当初予算（歳出）

（単位：千円）

科 目	5 年 度
10 総務費	165,800
15 後期高齢者医療広域連合納付金	8,946,700
20 諸支出金	25,500
25 予備費	10,000
計	9,148,000

介護保険事業特別会計当初予算（歳入）

（単位：千円）

科 目	5 年 度
10 介護保険料	9,786,500
15 国庫支出金	10,523,400
20 支払基金交付金	12,348,800
25 県支出金	6,527,800
30 財産収入	3,000
40 繰入金	7,981,600
50 諸収入	52,900
計	47,224,000

介護保険事業特別会計当初予算（歳出）

（単位：千円）

科 目	5 年 度
10 総務費	1,089,800
15 保険給付費	44,282,100
22 地域支援事業費	1,642,200
30 基金積立金	3,000
35 諸支出金	196,900
40 予備費	10,000
計	47,224,000

母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計当初予算（歳入）

（単位：千円）

科 目	5 年 度
10 繰入金	1,100
20 繰越金	64,600
30 諸収入	45,300
計	111,000

母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計当初予算（歳出）

（単位：千円）

科 目	5 年 度
10 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	46,800
15 公債費	23,000
20 諸支出金	10,600
25 予備費	30,600
計	111,000

病院事業会計当初予算

(1) 収益の収支

①収入

(単位：千円)

科 目	5 年 度
1 医業収益	17,860,100
2 医業外収益	2,063,400
3 特別利益	86,500
計	20,010,000

②支出

(単位：千円)

科 目	5 年 度
1 医業費用	19,720,000
2 医業外費用	158,000
3 特別損失	102,000
4 予備費	30,000
計	20,010,000

(2) 資本的収支

①収入

(単位：千円)

科 目	5 年 度
1 企業債	6,694,500
2 負担金	500,000
3 固定資産売却代金	26,500
計	7,221,000

②支出

(単位：千円)

科 目	5 年 度
1 建設改良費	7,151,700
2 企業債償還金	948,300
計	8,100,000

船橋市が関与する団体

社会福祉法人 船橋市社会福祉協議会

【船橋市所管課：地域福祉課】

社会福祉法人船橋市社会福祉協議会は、社会福祉法第 109 条により地域福祉の推進を図ることを目的とした非営利の民間福祉団体です。支え合いといたわり合いの地域づくりを目標に地域住民との協働活動の促進並びに関係機関・団体及び福祉施設等との連携により、安心して暮らせる地域づくりを目指しています。

(ホームページアドレス) <http://www.funabashi-shakyo.or.jp/about/page-998/>

公益財団法人 船橋市福祉サービス公社

【船橋市所管課：高齢者福祉課】

船橋市福祉サービス公社は、船橋市内の高齢者、障害者、児童と育児を行う親等の生活の充実を図るため、多様な福祉ニーズに応じたきめ細かなサービスを提供するとともに、福祉サービスに関する相談助言及び人材育成等を行い、市民福祉の増進に寄与することを目的としています。

(ホームページアドレス) https://www.ffsk.or.jp/public_info/index.html

公益財団法人 船橋市生きがい福祉事業団

【船橋市所管課：高齢者福祉課】

船橋市生きがい福祉事業団は、船橋市に居住する高齢者、障害者及び母子家庭の母・寡婦を会員とし、経験や技能、能力を生かした、臨時的・短期的またはその他の軽易な就業の機会を確保し、提供することにより、就業等を通じて高齢者等の生きがいの充実と社会参加の促進を図り、活力ある地域社会づくりに寄与することを目的としています。

(ホームページアドレス) <http://f-ikigai.sakura.ne.jp/center/>

公益財団法人 船橋市医療公社

【船橋市所管課：健康政策課】

公益財団法人船橋市医療公社は、一般の医療機関が休診する時間帯における急病患者に対する診療業務等を行い、地域保健医療の発展に寄与することを目的としています。

平成 23 年 10 月から平成 24 年 3 月までは、夜間休日急病診療所の開設及び運営を行い、平成 24 年 4 月からは、市が開設者となった同診療所の指定管理者として管理運営を行っています。

(ホームページアドレス) <https://www.fik.or.jp/overview/>

※各ホームページアドレスは、各団体の前年度事業実績について掲載しています。

★ 保健福祉の概要 ★

令和5年版

(令和4年度実績)

令和5年12月

発行：船橋市健康福祉局・病院局

千葉県船橋市湊町2-10-25

電話 047(436)2384